

## 資料2 アンケート調査記述回答

Q3 貴自治体では、人件費の削減について、以下のような取組みを行いましたか。あてはまる数字全てにをつけるとともに、主な取組みと、もし試算を行っておられれば経費削減額を併せてお書きください。

### 給与の引き下げ

特別職 5%削減
18年度から 5%相当額の削減
一般職職員給の一律 3%カット
理事者 4 役の給料削減 (10~20%) 全職員 1 年間の昇給延伸
人事院勧告に準じて引き下げ
17 年度、4 役および職員の給料・ボーナス等 5%カット 給与の 3%カットを行い、人件費の削減に取り組んでいる
特別職給料 (H17△12%~30%、H18△10%~15%)      管理職給料△2%
市長・助役・教育長・議員の給与改正    収入役の廃止
人勧による給与表の引下げ (H15, H17) 4 役の給料・期末手当 3%減額支給 (H14 以降)
基本給の見直し
初任給 1 号級引き下げ (短大卒・高校卒)
特別職報酬の 5%~8%の減額
58 歳昇給停止、職員給与・議員報酬 5%カット、特別職給与 17~20%カット
平成 15 年 7 月~平成 17 年 6 月まで給料を市長 3%、助役、収入役、教育長 2%カット
合併時における旧市町給料水準の統一化、適正化
H17 4 役給与等、月額一部削減
・技能労務職給料表 (行政二表) の導入
・管理職手当の定率カット
常勤特別職に係る報酬の削減
人事院勧告に準じ削減を行った
特別職の給与 3%削減
・特別職給料等の削減 ・議員報酬の削減
人勧準拠、18 年度給料表の切り替え
職員給与の削減    特別職給与の削減
人事院勧告に基づき給料表引き下げ
特別職及び教育長の給与の削減
給料 (一般職 H16.9 月~ 5%カット、特別職 H16.4 月~ 10%カット)    共済費
市四役給与カット (H14~H17)
常勤特別職の給料及び議員報酬の削減
・一般職給料の削減 (H17~)    現在 : 6% ・三役等給料カット (H18~)    現在 : 市長 30%、助役 20%、教育長 10% ・非常勤特別職報酬カット (H14~)    現在 : 10%
本給の一律 3%削減等
4 役の報酬 5%カット

国公準拠
一般職平均 4.2%給与カット
特別職等及び議員報酬の削減
特別職 4 役給料削減
人事院以外の市独自の人件費の見直し (H16 のみ)
特別職給料 10% (15 年 1 月～)
管理職給料 2% (15 年 1 月～16 年 12 月)
一般職給料 (15 年 4 月～16 年 12 月)
期末手当の削減 H14 : 0.05 月 H15 : 0.25 月 H18 : 新給与表移行
一般職 5%カット 平成 16 年 10 月より 9000 万円
特別職 10%カット 平成 16 年 4 月より 約 980 万円 (5%カット 平成 14 年 10 月より)
特別職 (6～30%) ・ 一般職 (2.5%) の給料を減額
H16…H15 人勸▲1.07%分給与等減額
平成 18 年 4 月 1 日に人事院勧告に準じた給与の構造改革を施行した。
常勤特別職給与の 5%削減
市長、助役、収入役、教育長の給与減額 市長期末手当支給割合の削減
給与改定による職員等給与の減 (全会計・特別職含む一般会計は約 6.8 億千円)
56 歳以上昇級停止 ・ 退職時特別昇給の廃止
給与水準の引き下げ (平成 14, 15, 17 年度)
市長△30% 助役 20% 教育長△10% 市議会議員△5%
給料の平均 5%カットを H16 年 1 月から H19 年 3 月まで実施
特別職給料の 5%カット (平成 15 年度～)
特別職給与削減 (市長:△8%、助役:△5%、収入役:△3%、教育長:△3%)
管理職手当削減 (部長級・課長級△2%)
市独自の期末勤勉手当カット (0.05 月) 三役等特別職の報酬カット
三役等給料の減額
三役及び教育長の給料削減
理事者給料の削減 (市長 10%、助役 5%、収入役 5%、教育長 5%)
特別職 (4 役) の給与カット 5% (15 年度)
平成 18 年 1 月から病院医療職をのぞく職員の給料を 6%減額している。
・特別職給与の削減 ・部長級給料の削減
市長等特別職の給与削減(H14. ～H17)
市長等特別職の給料削減 (H15. 1～)
特別職の給料減額 (H14～H17) (市長△10%、助役△7%、収入役・教育長△5%)
三役教育長給料の減額 (市長 30%、助役 12%、収入役・教育長 7%)
・市長、助役、収入役、教育長の給料削減 ・職員給料の削減
特別職給料のカット
H14 年度△2.0%、H15 年度△1.1%、H17 年度△0.35%
初任給格付け基準を国基準の 2 号高から 1 号高へ引き下げ 58 歳昇給停止
給与水準の適正化等 (常勤特別職給与 15%削減→一般職給料 5%削減等)
特別職に係る給与及び期末手当の引き下げ (市長 10%、その他 3%)
市長、助役、収入役、教育長 H15～
一般職の 7 級ワタリ廃止 H15～
市長、助役、収入役、教育長の給料カット及び調整手当での削減・廃止
高齢職員の昇給抑制、枠外昇給の延伸

給料表による引下げ
給料表の見直し
給料表の全面見直しにより、一般職給料表で平均約5%引き下げた
国と同様に給料表の改定
特別職給与削減
特別職給料の5%削減
4役の給与等の引き下げ
給与表の切り替え
特別職給与の引き下げ
特別職（三役等）の給与削減
給与構造改革による給与条例改正
H13、14年度昇給延伸、特別職給与等50%カット H13～15年度管理職手当で7%カット 超勤手当で縮減
平成16、17年度給与3%カット 管理職手当で15%カット
高年齢職員の昇給停止、昇給延伸
期末勤勉手当を独自に0.3月引き下げ 管理職手当を20%引き下げ 四役の給与を10%引き下げ
H15 市長給与20%減、助役・収入役教育長5%減 H16 三役給与（4～9月）5%減、（10～3月）10%減 一般職3%減 H17 三役給与10%減 一般職3%減
行（二）給料表適用者の55歳を超えるものは昇給停止。退職時特別昇給制度を廃止（H17）。 勤続20、30年時における昇給制度を廃止。
常勤特別職の給与の引き下げ（給料の引き下げ及び調整手当の廃止）
給与1%カット H16年度 調整手当1%引き下げ H17年度
給与に関する特例条例により一般職給料3%減額（平成14年8月1日～15年11月30日）
特別職の給料月額引き下げ
三役等特別職の給与削減（市長・助役10%、教育長8%） 一般職給与3%削減
給与削減（課長以上5%、課長未満4%カット、H15～17） 定期昇給の延伸（6ヶ月を課長以上3回、課長未満2回）
一般職の月額3%削減、三役の月額2～2.5%削減、議員報酬の月額5000円減額
特別職給与10%カット 一般職給与5%カット
全職員の給料1.3%カット（16.1.1～16.6.30） 平均5%削減の給料表への移行（現給は保障）
定年退職者特別昇給の廃止
給料2%カット（H17実施）
市長、助役、収入役、教育長給料の減額率の見直し、職員給料5%減額、管理職手当で7%から4%引き下げ
H17.2～H18.3 一律5%減 H18.4～H20.3 平均5%減
高齢者昇給停止、調整給（一部職種における4%調整給の段階的引き下げ廃止）
人事院勧告に基づき削減
人事院勧告に基づく給料表の改定
12月期末手当支給率の引き下げ（1.6→1.55） 特別職報酬改定（△0.9%～△0.8%）

<p>給料表改定(△1.95%)          期末勤勉手当改定(4.7→4.65)          扶養手当改定          退職手当の調整率の引き下げ(110/100→107/100)          退職手当の調整率の引き下げ(107/100→104/100)          寒冷地手当支給額改定(年度ごとに記載)</p>
<p>特別職の給与引き下げ          給与制度の適正化          議員の給与引き下げ</p>
<p>特別職給料の削減・職員給料の削減</p>
<p>職員給料の4/100を2ヶ月減額          特別職給料を4ヶ月減額          議員報酬を2ヶ月減額 (平成16年度実施)</p>
<p>平成17年10月から平成18年3月までの間、職員給料の4～5%の減額措置を実施</p>
<p>人事院勧告に準じ給与の引下げ実施</p>
<p>給料月額の特例減額措置(一般職・特別職)</p>
<p>平成17年度特別職10%、一般職員4.7%給料カット</p>
<p>給料表の減額改定(H14 △1.98%、H15 △1.11%、H17 △0.3%)          期末勤勉手当支給率引下げ(H14～H17 △0.25月)</p>
<p>給料の減額(特別職等20～15%、一般職12～2%)</p>
<p>特別職10%カット 一般職3%カット</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・人事院勧告を尊重し適正化に努めている</li> <li>・市長、助役、収入役及び教育長の給料の減額</li> </ul>
<p>【H14】 給料月額2.03%引下げ          【H15】 給料月額1.07%引下げ          【H17】 給料月額0.3%引下げ</p>
<p>市長・助役・収入役・教育長の給与削減 議員報酬、その他の特別職の見直し</p>
<p>全職員昇給期間3月延伸及び初任給基準の引き下げ(平成14年度実施)</p>
<p>旧市：特別職10～13%減額、一般職3%減額          旧町：特別職5～10%減額          新市：市長30%、助役15%、収入役12%、教育長10%減額</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○一般職員 給料△3%削減 H15.8～17.7まで</li> <li>○管理職員 給料△5%削減 H15.4～17.3まで</li> <li>○特別職 市長給料△15% 市長以外△10% H15.1～18.3まで</li> </ul>
<p>管理職の昇給延伸 初任給引き下げ</p>
<p>定期昇給12月延伸(16年度) 職員給与3%カット(17年度～18年度) 等</p>
<p>55歳昇給停止の導入(H17)</p>
<p>平成17年4月1日から、より職務や職責に応じた給料表の改定を行った</p>
<p>特別職：期末手当、調整手当の減額          一般職：管理職手当、期末勤勉手当の減額</p>
<p>特別区人事委員会勧告による給与の引き下げ</p>
<p>特別職について、10%～5%          (H15.1.1～H18.12.31、H19.1.1以降もH22.12.31まで延長予定)          一般職について、4%～2%(H15.4.1～H19.3.31)の給与削減</p>
<p>給与構造改革の導入</p>
<p>人事院勧告に準じた給与改定を行ってきた。</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・全職員給与月額 2.5%減額 (H14.7～H17.6)</li> <li>・全職員給与月額 2.0%減額 (H17.7～H17.12) 等</li> </ul>
国に準じた給与構造の改革 (行政職給料表△4.7%)
市長、助役、収入役、教育長の給料 10%、議長 5%、副議長 4%、議員 3%の報酬減額
特別職報酬減額 (平成 13 年度からの継続) 市長 10%削減、助役、収入役、教育長 5%削減
特別職給与の削減
<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 14 から 17 年度 都道府県人勸に準じて実施した。</li> <li>・高齢職員の昇給停止を実施した。</li> </ul>
特別職の給料、報酬の削減 (H14～) (市長 10%、助役 7%、収入役 6%、教育長 5%、議長 5%、副議長 3%、議員 2%)
特別職及び議会議員の報酬等 5%削減 管理職手当の 5%削減
<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別職の給料削減及び期末勤勉手当の役職者加算凍結</li> <li>・一般職の管理職手当の削減及び期末勤勉手当の役職者加算凍結</li> </ul>
人事院勧告に基づく引下げ
人事院勧告に従い H17.12.1 に給与の引き下げを実施。 市長・助役・教育長の特別職給与のカット。
市長△5.0% 助役△3.0% 教育長・収入役△2.1%
人事委員会勧告に基づく給与改定等
特別職給料の引き下げ 特別職期末手当の引き下げ
人事院勧告に基づいた給料額の引下げ
<ul style="list-style-type: none"> <li>・人事院勧告の実施</li> <li>・特別職給料の減額</li> <li>・管理職手当の削減 (5%)</li> </ul>
H15.16 年度に給料、期末手当を減額
給与改定
市長等、特別職給の 1 割カット、手当の減、管理職の本給 5%カット等
全職員 12 ヶ月延伸 (H15 年度)、初任給引き下げ、再任用職員給料引き下げ
給料表の改定
平成 14 年度から平成 17 年度において人事院勧告に準じ給与改定による給与引き下げを行った
特別職報酬等減額措置 (14～15 年度 市長 15%減他)
特別職報酬等改定 (16 年度 市長 5%減他)
管理職手当減額 (14～15 年△10% 16～18 年△5%)
職員給与の一律削減 H14 △2% H15 △1% H16 H17 管理職△10% その他の職員△5%
給与改定 (H14 △2.03%、H15 △1.07%、H17 △0.61%)
H15 職員給与 2%期末勤勉手当 0.2 ヶ月分削除
H16 特別職(市長 20%、助役等 15%、その他 10%)削減 管理職給与削減(部長職 2%、課長職 1%)、職員給与削減(5%)
昇給停止年齢の引き下げ (H14～17)
①17.1.1～17.10.31 三役の給与 5%カット
②17.4.1～17.10.31 管理職の給料 3%カット
③17.8.1～17.10.31 一般職の給料 1%カット
平成 14 年度から理事者の給与を引下げ
一般職給料△2% 特別職給料 (△30%～△15%)

平成 15 年 1 月から特別職の給与減額（5～8%） 平成 17 年度は一般職においても給与減額（2～3%）を実施。
（H17）給料の減額（8～2%） [H20 まで]
特別職等の給料の 5%減額
特別職の役職加算凍結（H14～15） 管理職手当への減額（H16～） 特別職の給料月額への減額（H14～）
人事委員勧告、県人事委員会勧告に準じた給料表の引下げ、給料構造改革
H14 給与制度改革 昇給の延伸
管理職手当の一部カット
人事院勧告による基本給の引き下げ 高・短大卒者の初任給の引き下げ
給料減額、管理職手当減額
特別職給与の削減 全職員給料の減額 管理職手当への減額
給料 5%カット（H16, 17）
平均 4%の支給額カット（H15. 4. 1～H15. 11. 30） 平均 3%の支給額カット（H15. 12. 1～H18. 3. 31）
55 歳昇給停止導入（H16. 4. 1～）
一般職：H11 年から管理職手当を一律 10%削減 特別職：従来までの削減に加え H16. 4 から市長 20%、助役 10%、収入役・教育長 8%減
市長等特別職給料の見直し
平成 17 年度人事院勧告による昇給の抑制等
管理職手当支給率の 1%削減（期間 H17. 4. 1～H20. 3. 31）
特別職給与カット（H14～17） 1800 万円 給料 1%カット（H16） 5100 万円 定期昇給 9 ヶ月延伸（H17） 4500 万円
職員の給与は、人事委員会が毎年実施する民間企業給与実態調査の結果を踏まえて行う給与勧告により、職員給与の削減を行っている
特別職等の給料と一般職の管理職手当への減額 管理職員特別勤務手当への支給凍結
H15. 3 平均 2%引き下げ H15. 12 平均 1. 1%引き下げ H17. 12 平均 0. 3%引き下げ
人勧に基づく引き下げ改定（H14, 15, 17）
時間外勤務手当への縮減、通勤手当加算の廃止
調整手当への支給率の削減 16 年 4 月 1 日 10%→8%、17 年 1 月 1 日 8%→5%
H15（H15. 1 改定分）△2. 03% H16（H15. 12 改定分）△1. 12%
特別職給料月額への減額（H14. 1～H15. 3、H15. 6～H19. 3） 管理職手当への減額（H14. 4～H16. 3、H17. 4～H19. 3）
人事院勧告に準じた給与改定による給料の減額
平成 17 年度 職員給与 1%減額（1 年間） 市長 5%、助役・収入役 3%（6 ヶ月）
職員給与の 3%カット

特別職給与の15～13%カット 議員報酬の5%カット 定期昇給の12か月延伸
国・県・他の地方公共団体の動向等を踏まえ、給与改定等の給与制度の見直しを行った
人件費の総額の抑制 保健師・保育士の調整給の廃止
人事委員会勧告による
特別職報酬カット 給料1%カット 一般管理職の管理職手当カット
市長(24%)助役・収入役・教育長(19%)の給料の削減 管理職(4%)・一般職(2%)の給料の削減 昇給延伸(3月)
4役報酬の減額
管理職給与3%削減 一般職給与2%削減
一斉昇給延伸の実施 高齢職員の昇給停止
市長の給与減額(10%) 助役・収入役・教育長の給与減額(5%) 部長級の給与減額(2%) 初任給の引下げ 昇格基準・特別昇給の見直し
H16.10～H18.3まで全職員給料6%カット (H18.4～H19.3まで全職員給料4%カット)
一般職 給料2%カット 特別職 市長12%、助役7%、収入役5%、教育長4%カット
市長給与の10%カット(H16)
給与構造改革
人事院勧告の実施
常勤特別職給料3%カット
管理職手当で5%カット
人事院勧告(官民格差に改定)による見直し
人事院勧告に準拠した給与改定
・職員給与の24ヶ月昇給延伸、3%カット H14 1.7億円、H15 3.3億円
国の基準に合わせ、号級の引き下げ 特別職等の報酬を減額
特別職給料5%削減
初任給基準の引き下げ
給与水準の見直し(平均4.8%引下げ)による給与定期昇給延伸を実施を決定
H14・15・17に人事委員会勧告に基づき、給与の引下げを行っている。
職員給料2%カット、59歳・定年退職特別徴収廃止 特別職給料カット(市長18%、収入役・教育長11%)
平成14年度～ 特別職、管理職給与カット 平成14～16年度 一般職給与カット
特別職報酬改定

14～16年度:給与削減(市長10%・3役5%カット)
14年度:給与削減(管理職5%・職員1.5%カット)
16年度:給与削減(管理職3ヶ月間5%カット) 16年度:定期昇給1ヶ月延伸
給料2%縮減
給与勧告通りの給料表の減額改定 14年度△1.67%(△7,316円) 15年度△0.79%(△3,485円) 17年度△0.97%(△4,191円)
給料月額(0.5～2.2%) 特別職給料10%議員報酬5%減額
人事院勧告による減額改定
市長等特別職の給与引下げ(△7%～△5%) 管理職手当の削減(△20%)
特別職給与の削減、職員給与の見直し(給与表の見直し等2.5%)
・特別職給与削減・職員給与、管理職手当、期末勤勉手当役職加算削減等
特別職の給与10%削減、議員報酬6%削減、一般職期末手当0.2月削減
特別職、管理職の期末手当の削減
給料の定率減額措置
人勧による
特別職給料の5%減 管理職手当の30%減 管理職の期末勤勉手にかかる役職手当の15%減 給料の減額を人勧どおり実施
・職員給のカット
人事院勧告に準拠した給料の引下げ H14△2.03% H15△1.07% H17△0.36%
給与等の臨時引下げ(△2.0%)
給料表カーブのフラット化
管理職手当の減額
給料月額の5%カット
58歳普通昇給停止(平成14年度:△1,895千円) 給与表改定(都表準拠)
人事院勧告に準じた給料表の引き下げ
給料表の見直し、管理職手当で10%減、給料1～3%の減額、(新市)市長、助役、教育長の給料減額 特別職7%、一般職5%給料カット
H15.11～特別職(市長・助役・教育長10%カット、監査委員5%カット)
H16.4.1 合併に伴う給与水準の適正化
H16 一般職給与見直し
普通昇給12ヶ月延伸の実施(H14.4.1) 特別職の給料月額削減(H12.4.1～)
人事院勧告に基づく給与等の引き下げ
給料の3%引き下げ(H14.4～15.11)
定年・勲奨退職者を対象とした名誉昇給を廃止
市長、助役、収入役、教育長等の給料等の減額(H15～17) 議員報酬の減額

管理職手当での15%減額支給
初任給基準の引き下げ
H14～ 特別職給料月額削減
特別職報酬減額 (H14年度10%) H16改正本則5%
・6ヶ月昇給延伸 ・当別職給与の削減 ・職員給与の削減 (H16→4%、H17→7%)
平成14年度平均給与2.35%の削減
・一般職員給料3%カット ・2役給与見直し ・6ヶ月昇給延伸
17年度給与カット 部長級5% 課長級4% 一般3%
・三役等特別職給料15%カット・退職時特別昇給の廃止
市長等特別職5～12%カット H15.4.1～H19.3.31 一般職1～5%カット H15.4.1～H19.3.31
特別職5%、一般職員3%、管理職手当20% 削減
一般職員本俸3%削減 (H15) 市長15%、助役、収入役、教育長7%、議員7% 報酬削減 (H15～H17) パート時給引下げ
H17 職員給与3～6%の削減 H18 職員給与0.5%の削減
・職員給与の削減
給料等削減措置の実施 管理職手当削減措置の実施
特別職(4役)給与引き下げ 議員報酬引き下げ
特別昇給の見直し、退職時特別昇給の廃止
特別職給与カット
特別職給与のカット(平成16年度より)市長5%、4役3%
職員給 3%カット
初任給基準の1号引き下げ 初任給短縮の削減 55歳昇給停止 (H14年度)
15年度～17年度 給料及び報酬カット 特別職10% 議員5% 一般職2～4%
勤勉手当0.4月の減額 (H17年度)
H18.3より市長10%、助役・教育長8%給与削減
管理職員の給料カット H17:3% H18:2%
給与カット H15～ 平均5～6.4%
給料減額措置(減額率は年度ごとで異なる) 市長H16.1～H19.12、一般職H15.1～H17.11 等
給料月額の独自削減 (H17、2%)
市長12%カット、議員3%カット、収入役の廃止、助役・教育長8%カット、一般職5%カット
平成17年4月1日より特別職(市長、助役、収入役及び教育長)の給与を10%削減した

特別職給料のカット、議員報酬カット
医師を除く職員の給料月額を3%カットした
特別職の給与の削減
一般職給料5%カット 特別職給料カット（市長20%、助役7%）
職員：5.0%の減額措置 4役：4%～9%の減額措置 議員：5%～6%の減額措置 給与制度見直し（わたり運用の廃止等）
人事院勧告準拠
定期昇給の1年間停止（H17）
55歳昇給停止（H14～）
特別職給料の見直し 55歳昇給停止の継続（～H17まで）
都道府県人事委員会勧告に準じて改定している
特別職報酬削減 一般職給与削減
人事院勧告に準じた給与改定
定期昇給12ヶ月延伸 特別職給料引き下げ
三役・代表監査委員・教育長 給料月額10%削減職員給与独自削減等
国と同様の引き下げ 特別職の給料の引き下げ（H16.4）
給与改定（平均改定率△0.3%）平成18年4月より実施
特別職 50%削減
地域手当の引き下げ（5%から3%） 役職手当20%減額 特別職等給料減額（市長5%・助役3%・教育長2%）
特例減額の実施（9ヶ月分） 国公準拠による取り組み
国に準じた給与表の見直し（H14～17） 3.42%の削減
特別職（市長、助役、収入役、教育長）の給料5%引き下げ 一般職の管理職手当で10%引き下げの実施
給料月額5%削減、期末勤勉手当10～18%削減
給料0.3%引き下げ（H17年度）
市長30%、助役、収入役、教育長20%削減、一般職給料一律5%、管理職手当30%削減
給料の独自削減（平成16年1月～平成18年3月、平均△5%）
人事委員会勧告による減
3役教育長の給料及び議員報酬を一律7%引き下げ（H15～）
平成17年4月1日から特別職の給料月額について7%から20%の減額。平成17年10月1日から一般職の給料月額について職務の級に応じ3%から7%の減額
H16年4月～H17年3月 一般職 給料減額（3～5%）、管理職手当で7%減額、特別職（4役）給料減額（10%） H17年7月～H18年3月 一般職 給料減額（3～5%）、管理職手当で20%減額、特別職（4役）給料減額（10%）
給与カット △3%

(1) 特別職(三役)の給料月額削減 市長▲10%、助役及び収入役▲8% (H17.4～)
(2) 市長の期末手当▲20%削減 (H17.12～)
特別職(市長、助役等)の給与5%カット 管理職手当10%カット
人事院勧告に基づく給与の適正化
平均3.7%の給料等の暫定削減
給与構造改定の主旨に準じ給料表の引き下げを実施
給与の引下げ 注) 給与引下げ効果額は、14年度～17年度の給与改定所要額を効果額とする。
・特別職給料の減額：市長15%、助役10%、教育長10%
常勤特別職等給与の引き下げ 市長13%助役・収入役10%、監査委員7%、教育長8%
・特別職報酬の削減
55歳昇給停止
管理職手当の削減
給与減額措置の実施(16年3月まで) ・指定職・局長級：5% (13年3月～) ・部長級・課長級：5% 課長補佐級・係長級：4% (14年4月～) ・係員：3% (14年7月～)
都道府県人事委員会に合せている
市単独で人事委員会を設置していない為、都道府県人事委員会勧告にならい引き下げを行っている。
・特別職の給料抑制 ・昇給の延伸 ・枠外運用の是正
特別職の給与10%削減
人事院勧告に伴う給料の引き下げ H14：△2.0% H15：△1.1% H16：- H17：△0.3%
期末・勤勉手当の約3%カット
平成14年給与改定 2.03% 平成15年給与改定 1.06% 平成17年給与改定 0.34%
初任給基準の1号給料引き下げ
特別職の給与の削減、定期昇給12月延伸
等級・号級の見直し
職員給料の削減(予定効果額 平成17～18年度において約7億6千万円) 平成17年度および18年度の2年間において、全職員の給料月額を給料表の職務の級に応じて減額措置を実施する。 なお、本市給与条例が適用されない職員(水道局職員および派遣職員など)についてもこれに準じた減額措置を実施する。 8級以上：5% 6・7級：4% 4・5級：3% 1～3級：2% 嘱託・臨時職員の報酬等の削減(予定効果額平成17～18年度において約6千万円)へ制17年度および18年度の2年間において、嘱託・臨時職員の報酬等を一律2%カットする減額措置を実施する。 実施時期 平成17年4月1日
調整手当での引き下げ (H16△0.5%、H17△0.5%) 給料表改定 (H14△2.0% H15△1.1% H17△0.3%)

①給与改定
②首長当給与削減
③議員定数見直し
④農業委員会定数見直し
人事院勧告に基づく給与の適正化
特別給料の削減
平成 15 年度、16 年度において、特別職の給与を 10%削減。
調整手当の引き下げ（6%→2.5%へ）特別職報酬の減額及び収入役の廃止
特別職及び教育長 平成 16 年 5 月から平成 19 年 4 月まで 5～10%削減 医師を除く全職員平成 16 年 11 月から平成 19 年 3 月まで 3%削減
H14～H17 三役及び教育長の給料 5%削減
職員給与 5%カット（H16 より）（効果額 約 1.8 億円）
人事院勧告の完全実施
給与改定
・特別職の給与削減 ・収入役事務の助役兼掌
特別職（四役）の給与削減 （市長△12%、助役△10%、収入役△8%、教育長△7%）
平成 17 年度市長 10%、助役・教育長 5%、職員 2.5%の給与カットを行った
一般職員昇給延伸 12 か月

## 職員数の削減

定員適正化計画に基づき、退職者不補充による職員数の純減
合併を前提に退職者の不補充
退職職員の不補充などによりH14.4.1(380人)からH17.4.1(361人)の間に19人削減。
採用職員抑制による削減。 普通会計 H14(455人) H15(448人) H16(433人) H17(429人)
新規職員採用の見送り
組織の統廃合、民間委託の推進など
職員採用の抑制(退職者不補充)
勸奨退職の実施 採用者数の抑制
職員総数54人減。 (H14/461人→H15/446人→H16/428人→H17/418人→H18/407人)
退職に伴う新規採用職員の補充を退職者の5割を限度とする(14年度～17年度)
退職者不補充や機構改革による人員配置の適正化を行う。
H14 531人→H17 507人(△24人) 技能労務職の退職者不補充、臨時職員の活用等
59人削減
退職者不補充、臨時職員及び再任用職員へ切り替え
定員適正化計画の策定
退職者の1/2不補充
定員適正化計画により32人を削減
業務の民間委託推進 退職者不補充により職員数を削減
合併時(旧4町村の新設合併)に勸奨退職に関する要綱を定め、職員数の削減を推進。
退職者数の2分の1採用。
事務事業の見直し等により△507人(実人員ベース)
事務事業合理化や合併による職員数削減
退職不補充 H13: 355 → H17: 333 △22人
退職者不補充△34人
新規採用者の抑制
退職者の不補充、民間委託の推進により職員数の削減を行ってきた。
退職者の補充の抑制
定員適正化による削減
新規採用の抑制(H17)
職員採用の抑制
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民課窓口の嘱託職員化</li> <li>・保育園の民営化(公設)</li> <li>・養護老人ホーム(多容荘)の運営委託</li> <li>・退職職員の不補充</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・退職者の不補充</li> <li>・嘱託臨時、派遣職員等の活用</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・退職者の不補充</li> <li>・収入役の廃止</li> </ul>

定員管理計画に基づく定員適正化の推進（退職者の不補充による）
退職者不補充による減 合併時に退職希望により減
・退職一部不補充による職員数の削減
退職不補充 民間委託の推進 組織の見直し（部、施設の統廃合）
職員の定数管理計画に基づく削減及び17年度12月に策定した行革実施計画に基づく削減
退職者補充の削減
退職者数の2/5補充
部長制の廃止
合併を機に概ね退職者の7割の補充を基本とすることとした。
現業職の退職不補充
退職者の不補充
退職者不補充 H14 △4人 H15 △20人 H16 △20人 H17 △9人
定員適正化計画に基づき、平成14年度から平成17年度まで40人削減
職員数を削減
普通会計 H14.4.1 355人 → H17.4.1 312人（△43人）
定員適正化計画による職員数の削減 76人
業務委託、指定管理者制度の導入、再任用職員の活用による退職者不補充
退職者数に対する新採用者数の抑制
定員適正化計画に基づく削減
定員適正化計画に基づく削減 H14：385人→H18：356人 収入役の事務を助役に兼掌（H17～）
新規採用者数の抑制により、平成14年度から平成17年度の間44名（△9.0%）の職員数を削減
28名の削減
市全体で4年間で175人削減
退職者不補充
平成17年 職員採用の抑制△12人 「集中改革プラン（H17～21）」策定
職員削減 収入役の廃止
早期退職14名（16,17年度）
職員定数の見直し H14～16 △34人
退職者不足充（1/2補充）
・新規採用ストップ ・非常勤特別職の削減
平成16年度実施
（H16年度末18人の退職、H17.4月2人の採用）16人の削減
平成14年度～17年度の4年間で20名削減

(H14 : 278 H15 : 268 H16 : 267 H17 : 260 H18 : 258)
退職者不補充 H16 : 9人 H17 : 15人 退職
勸奨退職の実施及び退職者数に対する新規採用の見送り (H17年度勸奨退職者数4人)
H15 : 3人 H16 : 1人 H17 : 8人
退職者不補充の原則 (新規採用を3,500千円、定期昇給率を2%として算出) H13年度退職者分 3名 (43,280) H14年度退職者分 11名 (117,836) H15年度退職者分 11名 (77,781) H16年度退職者分 14名 (49,014) 職員数 平成13年約300名が平成16年約240名 平成17年度勸奨退職18人
定員適正化計画に基づき、平成14～16年度で94人の削減(旧市) ※17年度は合併のため計上しない。
定員適正化計画に基づき削減 57人
現業職の欠員不補充 H14…1名、H15…3名、H16…2名、H17…2名
平成14年2月に策定した定員適正化計画に基づき、10年70名程度を目標に5年間で54名削減している。
14年度2人削減 15年度4人削減 16年度3人削減 17年度10人削減
退職不補充
平成17年度682人→平成18年度671人
一般行政職員採用凍結
職員定数の削減(全会計職員数)4,371人→4,240人 △131人
第2次定員適正化計画を策定し、新病院の開院等で業務量が増えた病院部門及び業務内容を充実させた消防部門を除いた部門においては、指定管理者制度導入、外郭団体からの職員引き上げ、ごみ収集及び処理業務、学校給食調理業務等の現業部門における現業職員の退職者不補充等を行い、適正な人員配置に努めた。
退職者補充の抑制
定員適正化計画及び合併により職員数の削減(△44人)
新規採用の一時停止(H16～H18年度)等により89名を削減(H15年8月～H18年8月まで)
新規採用の抑制
公営企業等も含め84人削減
退職者不補充
課等の統廃合及び退職者不補充等による職員数削減の実施
職員数の削減
退職者の不補充等
新規職員採用の抑制(H17退職14名、採用3名、H18退職予定12名 採用予定6名)
組織・機構の見直し、退職者不補充
平成14年度から16年度まで退職者不補充△30人 平成17年度新規採用抑制 △2人
平成17年度から22年度の6年間で病院を除く全部門845人の14.5%、123人を削減する。17～18年度の2年間で69人を削減した。
一般行政部門 H14 : 703人 →H18 : 658人 (△45人)

合計	H14 : 1075 人→H18 : 1000 人 (△75 人)
採用した職種もあるが、退職者不補充を原則として人員削減に取り組んだ	
退職分の不補充	
退職者の不補充	
現業職員の退職不補充 20 人	
一般事務職の採用見送り(退職不補充 : H14~H17) △57 人 議員定数 28 人 ⇒ 24 人に削減。	
新規採用職員の抑制 (H15~) 議員定数の見直し (H16. 1~3 人)	
農林・土木の人員削減(△4 人)及び保育士定年退職補充なし(△9 人)	
財政健全化計画に基づき、5 年間で 5%の職員数削減 (H14 △6 人、H15 △9 人、H16 △1 人、H17 △4 人)	
退職者不補充により職員数削減	
退職者不補充による減	
退職者不補充 △14 人	
退職者不補充	
平成 14 年 4 月 1 日から平成 18 年 4 月 1 日で職員 119 人削減	
定員適正化計画に基づく取り組み	
計画的な定員管理 (H15~17 で 44 人純減)	
既存の定員適正化計画を見直し、新たに平成 14 年度から 18 年度を計画期間とした定員適正化計画を策定	
H14△3 名 H15△13 名 H16△27 名 H17△23 名	
普通会計部門 H14. 4. 1 からH18. 4. 1 にかけて 107 名減	
全職員数を 1,789 人(平成 14 年 4 月 1 日)から 1,712 人(平成 18 年 4 月 1 日)へ削減	
組織の見直し等に伴う退職者の不補充	
現業職の退職不補充 非常勤・臨時職員の活用	
H17~21 の定員適正化計画に基づき、H17. 4. 1 の職員数 469 人から 17 人の減	
退職者補充の職員採用の未実施	
H14△50 人 H15△40 人 H16△62 人 H17△54 人	
勸奨退職制度の実施、新規採用の抑制 定年制の見直し	
職員削減	
平成 14 年 4 月 1 日現在 1,527 人が 18 年 4 月 1 日現在 1,403 人となっており 124 人の減少となっている。	
議員定数の削減 24 名→21 名	
平成 13 年度 1400 人→平成 17 年度 1355 人 45 人削減	
勸奨退職の促進及び退職者の一部補充	
希望退職者の募集 退職者不補充	
退職不補充	
集中改革プランによる定員削減	
普通会計、企業会計を含めて 13 年~17 年度まで 150 人削減	

定員適正化計画の策定による職員数の削減（退職者数の1/10の採用にとどめる） 目標数値H22.4.1 現在 563人（H17.4.1 比△77人）
勸奨退職、平成17年度職員採用見送り 平成16年度から5年間で93名（16%）削減を目標
小・中学校公務作業員業務の委託化
行革推進プランに基づき削減（平成20年度までに職員数を100人削減）
新規採用職員の抑制
平成9年4月に「職員定数配置計画」を策定し9年度から18年度までの10年間で400人の削減計画に取り組み、421人の削減を実現した。内訳としては14年度～17年度は120人の削減数。
173人の減： H14年度 3,132人 H17：2,959人
H14：△5人 H15：△5人 H16：△13人 H17：△13人 H18：△1人（H13：322人→H18：285人）
H17年度退職者による新規採用職員の不補充（26名分）
平成14年度から平成17年度にかけて87人の削減 （H14：合併前旧団体計 2022人→1935人）
H17～26の10年間で職員数を400人削減する
H13.4. 12289人 → H17.4.1 2170人 △1119人
全庁的に業務の見直しを行い、委託化や非常勤職員を積極的に活用することを基本に定員管理適正化計画に基づき職員数の削減を行っている。平成14年度～17年度までの削減数は△65名
8名減員
定員適正化計画により平成12年度～16年度職員数5%減員 行財政構造改革プログラム（集中改革プラン）によりH17年度～22年度職員8.4%減員
退職者の1/2不補充
早期退職者 17名
施設の管理運営業務の民間委託 保育所民営化 公立幼稚園の統廃合 退職者の不補充等
退職者不補充による削減
退職者の不補充による一般職の削減 議員定数の削減 市町村合併による議員 三役の削減
合併前の旧市だけで平成14年4月1日から平成17年4月1日までに総職員数10名減
退職者不補充 H17当初職員数-H16当初職員数
H17～21の5年間で80名の削減
退職者の不補充を原則として、一般行政部門で48人を削減し、公営企業を除いた職員数では50人を削減している。（全部門では62人を削減）給与実態調査による平成18年1月1日現在の平均給与6,783千円に48人をかけて、年間平経費削減額を算出した。
退職者の不補充 臨時・嘱託での代替化など
定員適正化計画の策定及び実施 H14～16（旧市）△19・・・H17（合併後）△6
普通会計ベース H14：1193人→H17：1121人（△72人）
退職者の不補充

平成 16 年度から平成 20 年度までの 5 年間で 65 人程度の職員の削減を目標 H16 年度 13 人、H17 年度 26 人
H16 退職者 23 名 (H17.4 採用 6)      H17 退職者 30 名 (H18.4 採用 6)
退職者不補充
定員適正化計画に基づき年次的に削減 (退職不補充, 民間委託等)
定員適正化計画に基づく削減
議員定数減 (44 人→42 人)
退職者の不補充
組織機構の見直し等による職員数の削減 (H14 : 553 名→H17 : 513 名)
平成 16、17 年度の退職者に対する職員の不補充措置を実施
職員数の削減                    △7 人 農業委員定数の削減        △10 人 議員定数の削減                △9 人
合併と同時に定員適正化計画を策定し削減に努めている。 一般行政部門職員数 合併年次(H16)361 人→(H18)344 人(△17 人)
退職者不補充
定員適正化計画の策定 事務事業の見直し 組織・機構の簡素合理化 事務の委託化の推進            等
3 市村合併 平成 14 年 663 人 → 平成 18 年 621 人
採用を定年退職、勸奨退職者の 1/3 程度とする 収入役廃止 (平成 16 年度、平成 17 年度)
清掃工場業務の一部民間委託、下水道施設保全業務の民間委託、市立保育所の段階的民営化などに取 り組み、H14.4.1 に総職員数 1,433 名が H18.4.1 では 1,329 名となり、104 名の減となっている
平成 15～24 年度で普通会計職員数を 200 人削減
早期勸奨退職の実施及び新採用の抑制等による削減
定員適正化計画に基づいて、期間中 368 人から 333 人へ 35 人の削減をした。
447 人 (H14.4.1) →402 人 (H18.4.1) 45 人
・職員定員適正化計画を策定し、定員の適正化に努めている
平成 13 年 4 月 1 日 2,123 人に対し 17 年 4 月 1 日では 1,976 人、147 人の削減
職員数適正化計画の実施 H14.4.1 現在の職員数 2,073 人      H18.4.1 現在の職員数 1,910 人      (計 163 人の削減)
勸奨退職の実施、新規採用凍結 議員定数削減
事務事業の見直し、外部委託化の推進等により職員数の削減を積極的に実施した。
定員適正化計画により、年次的に人員を削減している
旧市・旧町を合算し、14 年度から 17 年度の期間に 39 人削減
定員管理計画に基づく計画的採用を実施 目標 20 年間で概ね△15%削減 (約 100 人減)
退職者の 1/5 補充
1442 人→1400 人
平成 14 年度から平成 17 年度で 37 名削減
168 人の職員の削減
第三次定員適正化計画 (H12～17) に従い事務事業の統廃合等により職員数を 112 人削減 (病院除く)
退職者不補充 (15～17 年度)
勸奨退職制度により、職員数の削減および新陳代謝を図り、総人件費を抑制する

事務の合理化等による削減
中核市移行に伴う増員の抑制 下水道事業の公営企業化に伴う水道との組織統合
平成9年度から定員適正化計画に基づき、職員数の適正化を図ってきており、平成14年度以降もさらなる取り組みを行った結果、平成14年度から平成17年度の間では、51人の削減を実施している
95人の削減
H14～17 計406人
学校給食調理民間委託 学校用務民間委託
前年度当初比較 H14：△8人 H15：△11人 H16：△25人 H17：27人
合併時（H16）より職員削減を実施（31名）
退職者に伴う新規採用職員の補充抑制
集中改革プランに基づく職員数の削減
H.14.4.1 H.18.4.1 478人 ⇒ 424人（△54人・旧市町合算）
・H15年度勸奨退職制度実施
事務の見直し 事務の委託化の拡大 更なる指定管理者制度の活用 非常勤職員等の推進 組織のスリム化
技能労務職については退職者不補充、一般行政職についても採用抑制
定員適正化計画に基づき、平成14年度から平成17年度の4年間で一般行政部門13人（3.74%）の減員を図る
退職者不補充等13名
退職不補充による総職員数削減 H14：377人 → H17：353人
H14：△53人 H15：△60名 H16：△71名 H17：△64名
職員定数の見直し（ただし、H17.4.1に合併）
定員適正化計画に基づく退職者不補充による削減
497名（平成13年4月1日）から466名（平成17年4月1日）に31名の削減
新規採用を退職者の1/2程度とし、10年間で70人（約12%）を削減。
平成14年度561人→平成17年度末534人 27人削減
243人の削減
・技能労務職員の退職者不補充 ・新規採用職員の抑制
定員管理の層職員数 H14年556人 → H18年526人（△30人）
4年間で14人（2.5%）の削減
定員適正化計画に基づき削減
収入役未設置（H16年度から）
366人→344人
H13：932人 H14：923人（△9） 約0.79億円 H15：913人（△10） 約0.95億円 H16：900人（△13） 約0.94億円 H17：896人（△4） 約0.29億円
※前年4.1対比の増減 ※あくまで行革で捉えた削減額

15年度から17年度までの3か年で1,819人削減
収入役の廃止 退職者不補充 (平成17年度に定員適正化計画策定)
H14: 947人から H17: 908人へ 39人の削減
・行財政改革推進方針に基づき、事務事業の見直し、組織機構の簡素効率化、民間委託、指定管理者制度の導入などにより職員数の抑制・削減を図った。 〈H14〉2,214人⇒〈H17〉2,092人 (△122) (旧市の例)
H14.4.1からH17.4.1に11名減
24人減
平成16～18年度新規採用職員の凍結と退職不補充 H14～17△52名
定員適正化計画に基づく職員数の削減
新規採用の凍結(平成15年度から)
16人減
平成14年度から平成17年度において、職員15人の削減を行った
平成17～22年度までに140人を削減する目標を掲げ、適正な定員管理を実施中
職員定数の削減 H14△105人 H15△98人 H16△112人 H17△152人
事務の統廃合・縮小、事務の民間委託 合併による組織の統廃合、非常勤職員の活用
H15→△5人 H16→△3人 H17→△6人
平成14年度から「団塊の世代」の大量退職に備え、採用と退職の平準化を図り職員数を抑制してきた。 定員管理調査職員数 H14: 1,858人 → H18: 1,821人 △37人
ごみ収集運搬業務の委託化等などにより、434名削減(H14～17)
平成14年4月1日 職員数 1,463人 平成17年10月31日 職員数 1,408人 減人数 55人
平成16年度1人削減 平成17年度6人削減
退職者不補充等により平成14年4月1日590人から平成18年4月1日504人へ削減
普通会計職員数 △98人(H14～17年度)
定員適正化計画に基づき、退職者不補充などにより削減を実施。
減員数 (H14) 68人、 (H15) 90人、 (H16) 51人、 (H17) 68人
退職者不補充等
職員を54人削減
15年度(19人減)17年度より前年度退職者の2/3人数を採用し、1/3削減(37人減)
退職勧奨など
H14.4.1 1,168人 . . . . . H18.4.1 1,101人
H14.4.1(558人) → H18.4.1(503人) △55人×8,000千円=△440,000千円 臨時・嘱託職員の増 6,980千円
集中改革プランに基づき、H17.4.1からH22.4.1までに100人以上(6.6%以上)削減をめざす。H17年度8人。
定員適正化計画に基づき、退職者不補充により定年退職者数の1/3以上の職員を削減
退職者の不補充(22人の削減)
勸奨退職制度の時限優遇を図り、職員数の削減を図った。
退職者不補充、現業職
416人(H14) → 388人(H17) 28人減
退職者の不補充(22名減)
定年退職者の不補充

一般会計	H14 (880 人)	→	H18 (784 人)	96 人減
職員定数の削減	H14 : 4,263 人	→	H17 : 4,039 人	(合併前)
H15 年 3 月に「職員定数 1 割削減計画」を策定し、人件費の抑制に努めている				
平成 15 年度 11 人削減、平成 16 年度 24 人削減、平成 17 年度 13 人削減				
新規採用抑制、業務委託の推進				
退職者の不補充など				
退職者不補充による削減				
早期退職者制度の導入による職員数の削減 (7 名減)				
合併時 (H17. 6. 20) 職員数と比較し、5 年後の H22. 4. 1 時職員数は、114 人削減 (消防、医療技術師除く)				
退職者全補充を行わない (毎年 20 人の新規採用)				
H14 : 約 1.1 億円	H15 : 約 1.7 億円	H16 : 約 2.6 億円	H17 : 約 2.7 億円	
公共サービス主体 提供方法等の見直し 簡素で効率的な組織の見直し 非常勤職員活用				
退職者不補充 (平成 15 年 4 月 1 日現在 1,046 人、平成 18 年 4 月 1 日現在 1,009 人 37 人削減)				
職員数 92 名削減、民間委託の推進、事務量の精査による職員配置の適正化、職種任用替えの実施				
新規採用者を定年退職者の半数程度に、抑制を基本に定員の適正化を図る				
新規採用の抑制 (H14 : 550 人→H17 : 528 人)				
退職者の欠員不補充				
退職不補充	H14 : △7 人	H15 : △15 人	H16 : △19 人	H17 : △21 人
職員定数を 383 人から 340 人とした				
人員適正化計画 (H16~21 年度) に基づく削減				
技能労務職の退職不補充、事務職の採用凍結 15 年~17 年度				
H14 : △15 人 (退職不補充)				
H15 : △18 人 (退職不補充)				
H17 : △27 人 (退職不補充)				
勸奨退職制度の推進、新規採用の抑制				
民間委託、民間委譲の推進、事務事業の再編・整理・廃止・統合、非正規職員の活用				
66 人				
H18 予算 27 人減 約 2.4 億円				
H17 予算 27 人減 約 1.4 億円				
H16 予算 11 人減 約 1.2 億円				
H15 予算 18 人減 約 1.2 億円				
14 年度 638 人 → 17 年度 606 人				
定数適正化計画				
新規採用職の抑制				
定員適正化計画の目標を達成 (目標△25 人 達成△37 人)。今後も 5%、平成 22 年度までに 135 人以上の削減に取り組む				
H16 年度から 20 年度までに 1 割を削減する 「人員削減 5 カ年計画」の実施				
退職者不補充、民間委託等				
原則新規採用を 2 人とすることを基本としつつ、組織の統合及び指定管理者制度の活用により、退職者不補充による職員削減を進めている。なお、経費削減効果は 14 年 4 月 1 日現在の職員数 1,351 人と 18 年 4 月 1 日現在の職員数 1,239 人の差 112 人削減分×人件費の平均約 820 万円で算出。				
退職者不補充による職員数の減				

平成 17 年 3 月に定員適正化計画を策定	10 年間に 427 人→350 人に削減
新規採用者数を退職者数の 3 分の 1 程度としている	
早期勧奨退職制度の実施	
定員適正化による職員数の減	(H14～H17 の間で△44 人)
職員の適正配置	
学校配置事務職員の見直し	
学校給食調理業務の委託	
定員適正化に基づく削減	
H14. 4. 1 全職員数 525 人	H18. 4. 1 全職員数 470 人 → 55 人減
退職者の不補充	
一般行政職の退職者の一部不補充（新規採用人数の抑制、H16、H17）	
小中学校に勤務する職員や保育士の退職不補充、施設の民間委託化などにより平成 12～17 年度で 850 人を削減。	
新規採用職員の抑制	
業務見直しに伴う減員、委託化等	
定員適正化計画、集中改革プランにより年次的に職員を削減	
退職不補充	
技能労務職の退職者不補充	
一般行政職の退職者補充の削減	
退職不補充	
44 人削減 ※ただし、合併前の旧市における H14～H16 実績	
定員適正化計画に基づき、新規職員採用を抑制した	
一般行政職 △22 人	
アウトソーシング等による退職者不補充	
人員削減計画	H14. 4. 1～H18. 4. 1 △65 人
△123 人	(H14. 4. 1 : 2, 228 人 → H18. 4. 1 : 2, 105 人)
パート化等による職員数の削減	
休職者及び退職者欠員不補充	
定員管理計画に基づく職員数の削減 H17. 4. 1～H22. 4. 1 の 5 年間で 100 人を削減する。	
H17. 4. 1 : 2, 199 を基準に 4. 68%削減	
・普通会計職員数 81 人削減	
平 14 年 909 人 → 平 17 年 828 人	H14 122, 289 千円 H15 526, 458 千円
定員適正化計画に基づき、退職者の不補充。（退職者の 2 / 3 以下を採用）	
退職者補充の抑制	
定員適正化計画を策定し、H17. 4. 1～H22. 4. 1 までの間に 5 %の削減を行う	
H11 6, 612 人 → H16 6, 322 人	▲4. 4%
H17. 3 に計画を策定し、定数削減に取り組んでいる。	
14 年 598 人 → 17 年 556 人	
新規採用者数の抑制による削減 組織改革による削減	
平成 14 年から平成 18 年まで 108 人削減	
①職員数の削減	
②収入役の廃止	
合併に伴う特別職の削減 職員数の削減	
退職者に対して採用者を抑制した。	
退職者不補充、組織の見直し等により職員実数 51 人減	

14～17年度:59人減 (762人 → 703人)
職員数 904人→830人(普通会計部門)
平成12年度から16年度の間で、150人の削減に取り組んだ
平成14～17年度 計126名 (H14.4月の職員数の6.9%) (H14.4月 1,838人 → H18.4月 1,712人)
退職者の不補充等
定員適正化計画の実施
多様な雇用形態の職員の活用による学校職員等の配置見直し、外郭団体等への派遣見直し、事務所の再編成、市立老人ホームの廃止等により、314人の正規職員の削減。
退職者不補充等により(4年で55人、10%の減)
職員数(H14.4.1)525人 ⇒ (H18.4.1)470人
定員適正化計画による削減 アウトソーシングによる削減
16名削減
消防を除く一般行政職の新規採用を退職者数の1/5程度に圧縮
職員数適正化計画等の策定
新規採用の抑制
定員適正化計画に沿って退職者の補充をしないことにより、職員数を削減
・退職者不補充
退職者の不補充
水道事業と下水道事業の組織統合
H14～17 △296人(第一次定員適正化計画による)
給与等の臨時引下げ(△2.0%)
現業部門(可燃ごみ収集)の一部を民間へ委託
事務事業の見直し、業務の委託化、嘱託化、OA化等
退職者不補充
平成13年度職員数499名 → 平成17年度職員数458名
△34人(平成14年度:△約2.6億円)
△12人(平成15年度:△約0.9億円)
△52人(平成16年度:△約4.0億円)
△27人(平成17年度:△約2.1億円)
退職者補充の抑制
17年度に策定した行財政改革計画や集中改革プランにおいて平成26年度までに5%削減することにした
定員適正化計画、H18～22年で35名(5%)の削減を図っていく
合併による特別職の削減・収入役の廃止 合併後における定員適正化の推進
採用抑制
退職者不補充
H16.4.1以降採用凍結による定員適正化の推進
H14～17までに退職不補充により22人削減
退職者不補充による減
△16人
H14～16 正規△89、嘱託51
H17合併に伴う特別職△68(効果額は単年の累計)
第2次職員定員適正化計画に基づき職員数の削減措置の実施(定年退職者不補充など)
定員適正化計画に基づく職員数の削減

H14 (1311人) H15 (1282人) H16 (1265人) H17 (1215人) 5年間で108人削減
退職者原則不補充(退職38名、採用5名) 収入役の廃止(H17)
集中改革プラン定数管理による削減
直営障害者施設への指定管理者制度導入 道路・公園維持管理業務委託 区立保育園民間委託
職員数の削減(H14~17)
原則として定年退職者数の3分の1を新規採用することにより、職員数の削減を図った。
退職不補充、業務の委託化、事務改善
H14.4.1: 4,850人 H18.4.1: 4,690人 (△160人)
一般職の退職者1/3不補充
業務見直し等による人員削減 退職者不補充
定員適正化計画に基づいた職員採用の抑制
H15 議員定数削減△3 Q4 517-469=48人一般行政職
新規採用者の抑制
H13 310名→H17 254名 △56名
定員管理の適正化(H18~) (H22までに、66人の縮減を図る)
退職者に対する職員採用の抑制
・採用抑制 ・非常勤職員減員
市独自の職員定数計画を策定し、有効な人員配置及び新規採用者数の縮減に努めた。また証明窓口や施設管理などを民間に委託し、職員数の縮減に努めた。
14年度から17年度まで265人削減。 さらに今後6年間で600人削減する。
・退職者の不補充 ・議員・農業委員の定数削減
H16年度:6名減 H17年度:12名減 計18名減
定員適正化計画に基づく新規採用職員の抑制 再任職員の活用、事務の民間委託
退職者の3分の1以内採用
退職不補充
H15~H17の3年間で40人削減 H21までにさらに30人削減し、250人体制を確立する。
部長側、公用車運転手廃止などによる削減
・新規採用の抑制
・職員適正化計画の策定により、適性配置を実施 ・行財政改革プランを策定し、数値目標を設定
一般行政部門の職員について、年々削減してきた。
職員定数の削減
退職者不補充による職員数削減

合併時退職の優遇措置
退職者数の1/3採用とし、職員総数を削減
採用人員の抑制
H14△8 H15△14 H16△17 H17△3 平成10年度に策定した定員適正化計画をH14で達成後新計画策定
勸奨退職・早期退職者の増加に伴う補充は行っていない。
行財政改善計画により職員数を削減 平成14年度670人→平成17年度638人
退職者数の一部不補充
△39人
定員適正化計画による
施設の運営委託：民間移譲等による職員の削減（286人）
定員適正化計画に基づき削減 14年度～17年度 242人削減 （新規採用職員の給料で計算（対13年度累計））
新規採用者の抑制・退職者の補充を7割以内としている。
勸奨退職と1/3補充による職員の減
H14総定数3,757人→H17総定数3,656人
・特別職 収入役の廃止 ・一般職 H14.4.1～H17.4.1までに49人削減
平成23年度（効果測定日：平成24年4月1日）を目処に職員3,000人体制を目指す
H14：292人→H17：272人 △20人
定員適正化計画を策定し、合併時（平成16年11月1日）を基準として平成18年4月1日現在で、職員数54人、臨時・嘱託職員39人の削減を行った
<b>【参考：全会計】</b> 新行財政改革計画期間中の職員数の削減について H12→H17 △4,246人（51,854人→47,608人）
定員管理適正化計画により削減（24人） （H16、338人 → H18、314人）
平成27年までに127名の削減
28名減
技能労務職の不採用など、退職者数を下回る新規採用者数とした
勸奨退職による削減
560人→482人 （普通会計部門） H16→H17 △12名
定員適正化計画実施（4年間の累計額約7.5億円）
職員採用の抑制
新規採用の抑制 （前年度退職者数の5割程度を採用）
定員適正化計画に基づく適正化の推進 退職者の補充抑制による削減
第2次職員定数適正化計画（平成12～15年） 第3次職員定数適正化計画（平成16～18年）

退職後不補充
定員適正化計画による削減
定年退職者不補充における新規採用抑制 勸奨退職制度により早期退職
退職者不補充
業務の委託化 臨時職員化
定員の見直し H15. 4. 1 条例定数 726 人、H17. 4. 1 条例定数 673 人
職員採用停止、早期退職制度導入
定員適正化に基づく定年退職者不補充
退職者に対する採用者の抑制
早期退職勸奨制度の導入 22 人
職員総数の削減 (H14. 4. 1) 1, 054 人→(H17. 4. 1) 1, 010 人
行政改革大綱に基づき、定員適正化計画を策定し、早期退職・採用の抑制を行い削除をはかる
退職者不補充による削減、 H17 △12 人 H16 △6 人 H15 △3 人 H14 △8 人
事務事業の見直し、指定管理者制度導入、組織の整理統合、臨時職員への置換等 28 人削減
平成 14 年度から平成 17 年度までにおいて普通会計部門において 87 人の削減を図った。869 人→782 人 削減率△10. 0%
民間業務委託 公民館長・公民館主事嘱託化 幼稚園廃止 退職者不補充
平成 14 年～17 年の職員定数の削減 △140 人 (合併前 釧路市分)
行財政改革計画に基づく定員適正化計画に基づく削減
行革、集中改革プランにより 14 人削減 (H14. 4. 1 272 人→目標H22. 4. 1 243 人)
平成 10 年度職員定数 (3, 434 人) を基準にして、平成 17 年度までの 7 年間に 197 人 (5. 7%) を削減した。14 年度 3, 325 人→17 年度 3, 237 人 △88 人
H16 年 4 月 退職者 (現業職) の不補充 △3 人 H17 年 4 月 退職者の不補充 △5 人
定員 825 人以内 (H27. 4. 1) H17 年度→H27 年度 △273 人
早期退職の勸奨 職員不補充
(1) 職員数全体で 20 人削減 (H14～H18) (2) 収入役の廃止 (H17. 10. 12～)
民間委託、再任用職員、臨時職員等の活用により削減
職員の採用抑制
委託化・民営化、退職者補充の抑制等による削減
退職者の欠員補充は必要最少限に止めた。 (新規採用職員の抑制) H14～H17 で 465 人→406 人(△12. 7%)
市費学校事務職員の見直し
定数の見直し
勸奨退職の特例制度
H14 年度以降 9. 6% (59 名) の職員を削減
勸奨退職
自然減

事務事業の見直しによる職員数の削減 注) 職員数削減効果は13年度決算人員と17年度決算人員を人工比較し、1人あたり8,000千円とし積算。
・H18.1.1 合併時にH26までに普通会計職員の約25%削減を目指す。 ・今後については、新市における定員適正化計画を策定し、職員数の削減に取り組む
退職者の不補充
①退職者不補充による職員人件費の削減 ②収入役の廃止
年2%以上の定数削減
職員の新規採用を縮減することで職員数削減を図る。
退職不補充による職員数削減
定員適正化計画（「市政改革大綱」、「市政改革実行プラン」）に基づく職員数の削減△1,137人 定員管理のとおり
「第二次行政改革大綱および実施計画」（H13.1月）において、専門分野である市立病院・消防本部を除く職員数の削減目標を設定（△30人）し、目標通りに17年度に達成した。
退職者不補充による制限（H14：359～H18：324 △35人）
退職者の不補充
病院部門の職員を除きH14～H17年度において27人の職員を削減
定数の見直し 平成15～19年度△63（平成15～17年度実績△47）
定年職者不補充方針による定数削減 事務事業見直しによる定数抑制 一般職職員の任期付職員など多様な任意形態の活用
平成17年度からの5年間で30人（4.7%）の削減（定員適正化計画の策定）
ごみ収集業務の民間委託、退職者補充の抑制
H9（6,162人）→H13で100人減の目標⇒173人減 H14～H16で住民107人/職員1人の目標⇒1年早く達成
①（H14～H15）△16人 ②（H15～H16）△24人 ③（H16～H17）△14人 （△16人×3年間+△24人×2年間+△14人）×9,000円
①退職不補充 ②パート雇用 ③民間委託化
組織・機構改革や業務の委託化、事業の縮小・廃止・職員配置の見直し
退職者不補充
早期退職などをすすめた。
⑭△5人、⑮△3人、⑯△4人、⑰△6人
退職者補充の抑制
・現業職員における退職者の不補充 ・全庁職員から100人を削減
H14～H16 勸奨退職制度による職員数削減
予算定数の削減（計△143人） H14△25人 H15△34人 H16△41人 H17△43人
退職者不補充による削減（効果額 約2.1億円）

定員適正化計画に基づき、退職者の補充を抑制 市町村合併に伴う旧村の特別職、議員の減
<ul style="list-style-type: none"> <li>・退職者の不補充</li> <li>・収入役の廃止（旧団体）</li> <li>・合併による議員数の減</li> </ul>
・一般行政職の職員数の削減
14年度 582人→17年度 553人
「定員適正化計画」に基づく職員数の削減
職員数の削減△9人
平成16年度に合併したが、定員適正化計画により10年間で100名の職員数減を行う
退職者欠員不補充
平成14年度から平成17年度にかけて、職員数を101人削減した

## 各種手当の見直し

管理職手当 10%削減
調整手当て(10%)から地域手当(現行 8%)への変更
調整手当てを H17. 10. 1 に廃止した。
退職手当支給率の引き下げ H16(2000 万円)
特殊勤務手当ての見直し H17(142 万円)
勤勉手当の 0.2 か月分カット
通勤手当の見直し、特勤勤務手当ての見直し、退職時特昇の廃止など。
地域手当の抑制 15%→8%
管理職手当の削減(30%)
時間外勤務手当ての抑制
調整手当ての廃止 ▲約 8800 万円
通勤手当の適正化 ▲約 3100 万円
特殊勤務手当ての見直し ▲約 280 万円
特殊勤務手当ての項目見直し
15 年度 特殊勤務手当ての見直し
調整手当て(4%→3%)
管理職手当△10%
特殊勤務手当ての見直し
時間外勤務手当ての抑制
特殊勤務手当ての見直し
特殊勤務手当ての廃止等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 期末勤勉手当、扶養手当、管理職手当、通勤手当等の見直し</li> <li>・ 調整手当の廃止</li> </ul>
年末年始時間外手当割増廃止
特殊勤務手当・住居手当・通勤手当の見直し
通勤手当の見直し
退職手当の見直し
特殊勤務手当てを全面的に見直した。 28 手当てを 13 手当てに
変則勤務手当て等特殊勤務手当ての見直し(17 年度)
寒冷地手当ての廃止や特殊勤務手当ての縮減
特別職期末手当 △31~77%
議員期末手当 △20%
職員期末手当 △0.3 月
加算割合 △50%
管理職手当 △50%
通勤手当(2km)、年末年始手当ての廃止
嘱託職員報酬の見直し
特殊勤務手当ての見直し
H14 管理職手当て 15%削減・特殊勤務手当て見直し
H15 管理職手当て 15%削減(継続)
H16 管理職手当て 15%削減(継続)・調整手当て 4→3%
H17 管理職手当て 15%削減(継続)・調整手当て 3→2%・期末勤務役職加算率△40%
特殊勤務手当ての廃止

<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理職手当での引き下げ</li> <li>・期末勤勉手当の4級職員への役職加算廃止</li> <li>・調整手当での廃止</li> <li>・通勤手当の引き下げ</li> </ul>
・特殊勤務手当での見直し
調整手当での削減、調整手当での支給割合変更に伴う各種手当での削減、管理職手当での削減
特別職、管理職手当での10%削減
時間外勤務手当等諸手当の見直し
・特殊勤務手当での廃止及び削減(17種のうち12種を廃止)
管理職手当でのカット 特殊勤務手当での見直し 期末手当のカット
特殊勤務手当での廃止等支給額の見直し
管理職手当での削減
管理職手当での削減 特殊勤務手当での削減 通勤手当での削減
特殊勤務手当での見直し
人事院勧告に基づく期末勤勉手当の引き下げ 通勤手当の引き下げ 特殊勤務手当の一部廃止(消防、保育師、教諭、技師に対する月額特勤)
調整手当で6%→地域手当3%
管理職手当での見直し 13,641千円 特殊勤務手当での見直し 5,771千円
<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理職手当での削減</li> <li>・主査手当での廃止</li> <li>・通勤手当での改正</li> </ul>
期末勤勉手当役職加算カット 管理職手当 10%カット
管理職手当での削減 119人
退職手当、通勤手当、特殊勤務手当での見直し
選挙について、投票当日8:30～17:15の8時間を職員は代休対応とする
管理職手当での削減(H8～) 特殊勤務手当での見直し 時間外勤務手当での抑制
時限的に管理職手当を引き下げ (平成15年度から部長職10%、課長職7%、課長補佐職3%を削減)
・特殊勤務手当での廃止、改正 ・管理職手当での引き下げ
<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理職手当での見直し</li> <li>・退職時特別昇給等の見直し</li> </ul>
国公準拠
特殊勤務手当、管理職手当削減
調整手当での廃止 管理職手当での引き下げ
給与カットを含む
職員の調整手当見直し 3%～2%
<ul style="list-style-type: none"> <li>・特殊勤務手当見直し(18種類から8種類へ)16年4月</li> <li>・寒冷地手当廃止(16年度)</li> </ul>
日当廃止 時間外の抑制

<ul style="list-style-type: none"> <li>・特殊勤務手当の見直し</li> <li>・管理職手当の減額</li> </ul>
特別職期末謹厳手当 10%(15年1月～) 管理職手当 12.5%～20%(15年1月～) 特殊勤務手当、時間外手当見直し
調整手当の削減(H15. 1:3%→2.5% H16. 4:2.5%→1.5% H18. 4:1.5%→0) 特殊勤務手当の削減、廃止 <ul style="list-style-type: none"> <li>・H15 税務賦課事務手当、運転費手当、工事監督員手当削減</li> <li>・H18 清掃員手当廃止</li> </ul>
管理職手当
管理職手当支給率 12%を5%へ
特殊勤務手当見直し及び一部廃止
管理職・特殊勤務手当等の削減(旧市)
期末・勤勉手当役職段階別加算削減 管理職手当削減
時間外勤務手当 H14…5%カット、H17…20%カット H17…退職時特昇制度の廃止
平成17年度に寒冷地手当を見直した。
18年1月1日～調整手当を2%引き下げ
超過勤務手当の抑制 特殊勤務手当の縮減
管理職手当の一律10%削減
職員の国内出張の日当及び食卓料の廃止
退職手当、管理職手当、通勤手当、期末勤勉手当
扶養手当、住居手当、通勤手当の支給区分及び支給額の見直し 管理職手当の削減(手当の5%削減)
通勤手当、地域手当(調整手当)、特殊勤務手当の見直し
管理職手当、退職手当の引き下げ
管理職手当の10%カット(平成15年度～)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・特殊勤務手当の見直し(H16)</li> <li>・市長等の調整手当の引き下げ(H17)</li> <li>・以下は、H18. 2.1 見直し、経費削減額は年額(12ヶ月分)相当として換算したもの             <ul style="list-style-type: none"> <li>職員の調整手当の引き下げ(10%→8%)(H17)</li> <li>職員の通勤手当の見直し(H17)</li> <li>職員の住居手当の見直し(H17)</li> <li>特殊勤務手当の見直し(H17)</li> </ul> </li> </ul>
特殊勤務手当の見直し(平成15年度)
管理職手当の削減
管理職手当の減額
管理職手当の削減 特殊勤務手当の廃止
管理職手当の見直し(支給率から3/100を減じる)
H15: 特殊勤務手当 H16: 通勤手当・退職手当 H17: 住居手当
管理職手当のカット10%(15年度) 時間外勤務手当の削減(休日出勤は原則振替休暇)

日当の廃止
管理職手当ての一律 20%減額
特殊勤務手当てについて月額から日額への変更や項目の改廃や単価の改正を行った。また管理職手当ての支給対象を主査以上から副課長以上へと変更した。
管理職手当ての削減
時間外勤務手当ての削減 管理職手当ての削減 調整手当ての削減
管理職手当の削減 時間外手当の削減 通勤手当の見直し
・課長以上の管理職手当て削減 (H14～H17) 住居手当 (H17) 通勤手当の見直し (H16～H17) ・調整手当ての削減 (H16. 7 月:10%⇒9%、H17～:9%⇒8%) 期末・勤勉手当加算率削減 (H17) 議員期末手当 0.2 ヶ月削減
特殊勤務手当の見直し (H16. 4～) 時間外勤務手当の削減 (H16. 4～)
管理職手当の減額 (H14～H17) (部長△20%、課長△15%、主幹△13%)
管理職手当て、寒冷地手当て等の削減
管理職手当ての引き下げ 土日等勤務職場の特殊勤務手当ての廃止等
管理職手当ての削減、調整手当ての削減 期末手当の削減
H14:管理職手当て、役職加算引き下げ H15:調整手当て引き下げ H17:管理職手当て、役職加算、調整手当て引き下げ、特勤手当て一部廃止
管理職手当ての削減 住居手当の見直し 調整手当ての削減 退職手当の見直し 通勤手当の見直し
特勤手当ての見直し
手当て等の適正化(管理職手当て 10%削減、時間外、通勤手当等)
特殊勤務手当て、住宅手当、通勤手当の見直し
退職手当の調整率削減 H16: 110/100→107/100 H17: 107/100→104/100
調整手当ての段階的削減 特殊勤務手当ての見直し 給料の特別調整額の削減
退職手当について、退職時特昇の廃止
特殊勤務手当ての見直し
特殊勤務手当ての見直し
日当、特殊勤務手当の廃止

<p>管理職手当支給額 10%削減 (H15. 10. 1～当分の間)  通勤手当の非支給限度を 2 キロ未満に設定  特勤手当 16 項目から 8 項目へ  住居手当一律支給の廃止</p>
<p>調整手当での廃止  時間外勤務手当での抑制</p>
<p>特殊勤務手当での全面見直し  退職手当の支給率引き下げ  調整手当での廃止</p>
<p>調整手当での廃止  特殊勤務手当での一部廃止、見直し</p>
<p>地域(調整)手当で見直し  管理職手当での削減</p>
<p>一般管理職員手当での 10%削減</p>
<p>管理職手当での削減、時間外手当、特殊勤務手当での削減</p>
<p>退職金支給率の変更 (62.7→59.2)  特別昇給制度の見直し</p>
<p>特殊勤務手当での一部廃止</p>
<p>時間外手当の抑制  退職手当での引き下げ</p>
<p>宿直手当の廃止</p>
<p>期末・勤勉手当の支給率の削減  時間外手当の縮減  管理職手当での削減</p>
<p>特殊勤務手当での減</p>
<p>①管理職手当等での削減  ②特殊勤務手当での適正化</p>
<p>合併時における特殊勤務手当での見直し</p>
<p>調整手当での廃止  特殊勤務手当での削減  時間外勤務手当での削減  通勤手当の見直し</p>
<p>特殊勤務手当での見直し</p>
<p>時差出勤制度導入による時間外手当の削減 管理職手当、通勤手当の見直し</p>
<p>特殊勤務手当での見直し(15 項目中の 11 項目を廃止)</p>
<p>特殊勤務手当での削減 通勤手当の支給対象の見直し</p>
<p>平成 17 年度に特殊勤務手当について  手当支給の妥当性、手当額の妥当性について見直し  週休日等勤務手当、深夜等勤務等の手当を廃止した</p>
<p>通勤手当、住居手当見直し  特殊勤務手当での一部見直しと廃止</p>
<p>旧市町で 19 手当での特勤手当を 7 手当に削減  住居、通勤手当を国基準へ是正  保育士の調整手当を廃止</p>
<p>通勤手当、管理職手当での見直し</p>
<p>管理職手当、調整手当及び住居手当の引き下げ</p>

旅費日当の廃止
管理職手当で支給額の10%減額(特例条例)(平成14年8月1日～15年11月30日)
特殊勤務手当での見直し(保育業務手当での廃止など)
管理職手当で(定額化)
寒冷地手当で(算定基準引き下げ)
管理職手当での削減 10% H17
勤勉手当の削減(H15～17、0.15月削減)
管理職手当での削減 H15～17、理事・部長△10%、参事・次長△5%、課長以下△3% H17 徒歩通勤者への通勤手当を廃止
管理職手当での削減
一般職の期末手当 0.2月削減、管理職手当での4.5～3ポイント削減等
特殊勤務手当での見直し(平成14年4月1日)16種類、36項目を10種類、15項目に見直し
特別職期末手当 10%カット(△982)
管理職手当での支給率を3%カット(△4,383)
H17～19の3年間で期末勤勉手当を一律7%+役職加算1/2～1/3削減
地域手当 2%削減(約1億千円/年)
特殊勤務手当での廃止(約825万円/年)
通勤手当・住居手当の見直し(約1500万円/年)
消防勤務体制見直しによる夜間勤務手当等での減(約3000万円/年)
時間外勤務の縮減
退職手当の特別昇給廃止
管理職手当での10%カット(H17実施)
特別職・議員期末手当の改正
特殊勤務手当での見直し、課税事務手当で、社会福祉業務手当で、保健師手当で、衛生作業従事手当では支給しない。
徴税事務手当での減額
H17.4～H18.3 管理職手当で 50%減
H17.12～H20.3 期末勤勉手当一律 10%減
特殊勤務手当
管理職手当
通勤手当
旅費住宅手当
寒冷地手当
人事院勧告に基づき寒冷地手当等削減、特殊勤務手当の廃止及び見直し
人事院勧告に基づく職員手当の改定
特殊勤務手当の見直し(保育手当、消防手当、給食調理手当)
調整手当での廃止 特殊勤務手当での一部廃止
特別職期末手当の削減
職員期末勤勉手当の削減
特別職退職手当の削減
職員退職手当の削減・特別昇給の廃止
管理職手当の削減
特殊勤務手当の見直し
管理職手当の50%減額(平成15年度～平成17年度9月まで実施)
合併時に旧市町村間で差異のあった特殊勤務手当について、廃止及び見直しを実施

通勤距離 2km 未満職員の通勤手当廃止
特殊勤務手当の見直し(病院を含め 17 種 41 項目→9 種 21 項目へ) 管理職手当を 10%~5%減額(H15~)
通勤手当支給方法の改正 調整手当支給割合の引下げ
調整給、企業手当の廃止 特殊手当 5 件廃止、1 件見直し
特殊勤務手当の見直し
退職手当引下げ(H16. 4. 1~)、退職時特別昇給の廃止(H18. 4. 1~)
管理職手当の減額(7~3%) 期末・勤勉手当の職務加算の減額(15~10%) 管理職員特別勤務手当の支給凍結
管理職手当の削減(H14・H17) 期末・勤勉手当削減(H15・H17) 時差勤務制度による時間外勤務手当の削減(H16)
特殊勤務手当、寒冷地手当の削減。
管理職手当カット (⑭~⑰)約 3,200 万円 特別職期末手当カット (⑭)約 400 万円 特殊勤務手当一部を除き廃止(⑮~⑰)約 1,100 万円
・期末・勤勉手当の役職加算の引下げ ・管理職手当の引下げ ・調整手当の引下げ
管理職手当削減(15~10%) 特殊勤務手当の見直し
扶養手当(配偶者分)の引下げ(H14, H15, H17) 退職手当の見直し(調整率引下げ、特別昇給の廃止)
市長の退職手当の削減 管理職手当の見直し 特殊勤務手当の見直し 時間外勤務手当の見直し
①特殊勤務手当での改廃 ②通勤手当の見直し
住居手当・通勤手当の市独自分を廃止(H15. 4. 1) 特殊勤務手当の抜本的見直し(H17. 10. 1)
旧市:管理職、調整手当で削減 旧町:管理職、調整、通勤、住居手当及び期末勤勉手当加算率削減
消防職員 特殊勤務手当で制度見直し 月額の 12%→従事日数に応じ支給 1000 円、3000 円の定額制へ
管理職手当での削減、期末・勤勉手当職務加算の削減 調整手当での削減
特殊勤務手当での見直し
管理職手当で支給率の見直し 住居手当一部廃止 特殊勤務手当での見直し
調整手当での廃止 管理職手当での引き下げ 特殊勤務手当での見直し

調整手当での廃止 管理職手当で 20%カット (17 年度～18 年度) 等
市長 10%、その他 4 役 5%給料引き下げ 管理職手当で 3%引き下げ
退職時特別昇給の廃止による退職手当の抑制 (H17) 徒歩通勤、2km 未満の通勤手当廃止 (H17)
特殊勤務手当での見直し、廃止を行い平成 14 年度から平成 17 年度の間では、年末年始手当及び現金 取り扱い手当を廃止した。
通勤手当支給方法の見直し
特殊勤務手当で、通勤手当の見直し (H18. 4. 1) 退職時の特別昇給を廃止 (H18. 4. 1)
管理職手当で 20%カット 特殊勤務手当での見直し
管理職手当 20%カット 特殊勤務手当の削減 (20 種類→14 種類) 通勤手当の削減
・課長代理級以上の管理職手当 10%減額 (H16. 7～H17. 12) ・各種特殊勤務手当及び時間外勤務手当の見直し等
特殊勤務手当の見直し
特殊勤務手当での廃止及び支払い方法の見直し 管理職手当で 10%減額、50%減額
管理職手当での 10%削減 (平成 13 年度から継続)
期末手当、管理職手当での削減特殊勤務手当での一部廃止等
特殊勤務手当での見直し 20→11 種類 (18 年度)
土曜、日曜勤務等変則勤務手当での見直し等
・管理職手当率の引下げ (16 年度△1, 100 万円 17 年度△1, 400 万) ・特殊勤務手当の改廃 (17 年度△1, 100 万円)
H15 交通用具利用 1km 未満を無支給に宿日直手当廃止 H16 交通用具利用 2km を無支給に
管理職手当 10%削減 特別職期末手当 0.05 ヶ月分削減 議員報酬の見直しによる 5%削減 特別勤務手当の見直しによる削減
管理職手当 10%削減 日当の廃止 普通退職手当削減 (60 ヶ月→55 ヶ月) 定年退職手当 (62.7 ヶ月→60.95 ヶ月)
旅費の見直し (180 km以内の日当の廃止) (H14～)
H16. 4. 1 保育手当、下水道作業手当廃止
人事院勧告に基づく引下げ
通勤手当・特殊勤務手当の見直し、縮減管理職手当の一律 2%カット
調整手当削減 (3.5%→3.0%)
H16 旅費日当の見直し約 200 万円 日当基本額 2 千円を千円に減額。支給しない地域の拡大 H17 通勤手当の適正化約 100 万円 徒歩通勤者 (交通機関、交通用具利用者の中で片道 2Km 未満も含む) に 支給していた通勤手当を廃止

・特殊勤務手当の見直し(55⇒27 手当へ) ・退職手当の見直し等
管理職手当の引き下げ 住居手当・通勤手当の見直し
人事院勧告に基づいた各種手当の見直し 通勤手当 2km 未満の廃止
・特殊勤務手当の見直し
管理職手当での削減(率引き下げ)
時間外勤務手当での削減
特殊勤務手当での見直し 通勤手当の支給方法の見直し 住居手当の削減 管理職手当での削減
特殊勤務手当 通勤手当 住所手当 退職手当 等の見直し
通勤手当の見直し
住居手当、持ち家最低保証 1500 円廃止、通勤手当 2 キロ未満廃止、区分も国公と同じ、退職手当構造改革等
平成 16 年度から平成 17 年度において、調整手当の引き下げを行った(9%→8%)
通勤手当・住居手当等の見直し(H17)
六ヶ月定期導入に伴う通勤手当の見直し 特殊勤務手当の見直し 退職時特別昇給制度の廃止
調整手当廃止 通勤手当の見直し
国に準じて各種手当を見直した。
退職手当の引き下げ (H16～17)
通勤手当の区分を見直した (17. 11. 1～)
特殊勤務手当の見直し、近隣自治体への出張時の日当廃止(16 年度) 管理職手当の見直し(17 年度)
平成 14 年度から管理職手当の削減 平成 16 年度から通勤手当の支給基準を見直し
期末勤勉手当の削減(役職加算支給凍結等) 管理職手当での削減(△25%～△15%) 特殊勤務手当での削減 通勤手当の削減 住居手当の削減
平成 15 年 1 月から管理職手当の減額実施(3～5%)。
(H14～15)特殊勤務手当の見直し [H12～の経過実施分] (H17)管理職手当の見直し、通勤手当の見直し (H17)住居手当減額、管理職員特別勤務手当減額 [H20 まで]
特殊勤務手当の見直し 通勤手当の見直し
管理職手当の削減、旅費日当の見直し 特殊勤務手当の見直し(手当数を 22→10 へ)

特殊勤務手当でのみ見直し(22 項目減)
調整手当てを 6%→5%に見直すなど(H16～)
特殊勤務手当・住居手当の一部廃止 通勤手当の 6 箇月定期による支給 管理職手当の抑制・調整手当の引下げ
通勤手当の削減 2,500 千円×6 箇月
週 1 回ノ残業デー（水曜日）の実施の徹底を図り、時間外手当を削減。
調整手当での廃止 2 キロ未満の通勤手当の廃止
通勤手当の引き下げ
特殊勤務手当での見直し。（医療技術手当での廃止、夜間看護手当での改正等）
特殊勤務手当での見直し
平成 16 年度より県内出張手当廃止 管理職手当で減額 (H14)10% → (H15)7% → (H16)6%
期末勤勉手当の役職加算停止 調整手当 管理職手当 特殊勤務手当 一律カット等
調整手当での引き下げ H17. 1. 1～ 4%→3% H18. 1. 1～ 3%→2%
H17 から旅費日当の支給凍結等
調整手当での削減 管理職手当での削減 通勤手当の見直し
特殊勤務手当での見直し 時間外勤務手当での縮減 管理職手当での 10%カット
管理職手当で 10%カット 特殊勤務手当での大幅な廃止
特殊勤務手当での見直し(H16→41 種類 H17→27 種類) (廃止:現金取扱手当、保育手当、病院勤務手当など)
管理職手当でカット H16:900 万円 H17:400 万円 時間外勤務手当カット H16:1000 万円 通勤手当一律支給廃止 H16: 500 万円 住居手当見直し H17:2600 万円
支給実績や社会情勢の変化等により業務の特殊性・困難性が薄れている特殊勤務手当てを見直した。
特殊勤務手当での見直し(平成 17 年度に見直しを行い、平成 18 年度から施行)
調整手当での引き下げ 通勤手当の国公準拠 特殊勤務手当での種類と支給額の見直し 退職手当の支給率の引き下げ 退職時特別昇給制度の廃止
扶養手当 (H15. 3、H15. 12、H17. 12) 医師の初任給調整手当 (H15. 3、H15. 12、H17. 12) 期末手当 (H15. 3、H15. 12) 特殊勤務手当 (H15. 4) 通勤手当 6 か月支給 (H16. 4、徒歩等廃止 H17. 10)

退職予定特昇の廃止 (H17 より)
特殊勤務手当、通勤手当の見直し
管理職手当で一律 5%カット、特殊勤務手当、旅費の見直し
管理職手当で 25%削減、時間外勤務手当で 20%削減
特殊勤務手当
特殊勤務手当の見直し 時間外勤務手当を枠配分 報酬見直し・改定(特別職・議員・嘱託職員・委員等)
特殊勤務手当の廃止 17年4月1日(3) 18年4月1日(4) 計7手当
H14: 期末手当支給割合の変更 H15: 扶養手当の減額 H16: 扶養手当等の減額 H17: 調整手当の廃止
人事院勧告に準じた手当の減額
管理職手当で 3割カット
5 役期末手当の減(長 15%、ほか 10%) 管理職手当の減(10%) 特殊勤務手当の減
部課長級の管理職手当で 10%カット 通勤手当の見直し 住居手当の見直し
現場作業手当 2000 円/月→200 円/1 回
定年退職時の特別昇給の廃止による退職手当の見直し
国・県・他の地方公共団体の動向等を踏まえ、特殊勤務手当、通勤手当等の廃止・見直しを行った
特殊勤務手当の見直し
特殊勤務手当見直し
特殊勤務手当の見直し(15→9 項目) 超過勤務手当の抑制 退職手当の見直し
管理職手当、特殊勤務手当の縮小
特別職期末手当削減 管理職手当削減 退職手当支給率削減 特別職退職手当削減 議員期末手当削減
特殊勤務手当の見直し
管理職手当の減額(10%)
通勤手当 期末手当 管理職手当 特殊勤務手当 時間外勤務手当 縮減
管理職手当 20%カット 特殊勤務手当の見直し、縮減
通勤手当及び特殊勤務手当の見直し
企業職員(水道部)の企業手当引き下げ(H17. 5～)

特殊勤務手当での見直し 通勤手当の見直し
管理職手当の引き下げ 通勤手当の支給方法の見直し(6ヶ月定期代等) 特殊勤務手当 退職手当の見直し等
時間外手当予算削減、市長選、国体等市主催イベントの時間外勤務の代休扱い、特殊勤務手当の見直し 管理職手当の見直し(△1%)
特殊勤務手当4種類廃止
部長・企画官管理職手当3%カット
平成15年度からワークシェアリングを活用し時間外勤務手当を抑制した 平成17年度管理職手当支給率を5~10%引下げた
保育師手当、税務職手当での廃止
特殊勤務手当での見直し
調整手当で支給率の引き下げ、通勤住居手当引き下げ
通勤手当の見直し 特殊勤務手当での見直し
時間外勤務手当の削減
特殊勤務手当で等諸手当について総合的に点検し、制度の趣旨に合致しないもの等の見直しを図る。
・住宅手当 H14 3,920千円 H15 20,592千円 H16 30,888千円 H17 30,888千円 ・時間外勤務手当 H14 21,080千円 H15 43,230千円 H16 46,038千円 H17 66,083千円
合併に伴い、旧町村で支給されていた手当を市の基準に合わせ、廃止、月給支給を日額に是正。
管理職手当 手当額の5%削減 調整手当 率の改正 10%→8%
通勤手当の見直し(平成17年11月) 特殊勤務手当の見直し(平成17年4月)
特殊勤務手当の削減、金額見直し
特殊勤務手当の9項目廃止、4項目減額を決定
特勤手当の一部廃止。
自転車通勤1~2km 通勤手当廃止 住宅手当見直し 管理職手当10%カット
平成15年度 通勤手当の見直し 平成17年度 住居手当の見直し 特殊勤務手当の見直し
特殊勤務の見直し 一般職勤勉手当の削減(H18、H19) 管理職手当の削減
通勤手当の縮減
合併に伴い特殊勤務手当の一部廃止、時間外勤務手当の見直し
合併時に特別勤務手当の見直しを行った。(給食調理作業従事手当、バス運転手当等)
15年度:通勤手当の見直し(6ヶ月定期等にて支給)
管理職手当10%縮減 特殊勤務手当削減
通勤手当の市立支給分の廃止、6ヶ月定期代による支給 年末年始特殊勤務手当の見直し
特殊勤務手当での見直し

土日特勤の廃止等
管理職手当(5~10%)減額
特殊勤務手当の見直し(年末年始手当の廃止) 退職手当の見直し(退職時特別昇給の見直し)
通勤手当(6ヶ月定期化、用具の定額化)
配偶者・扶養・調整・通勤及び期末・勤勉手当の見直し並びに特殊勤務手当の一部廃止、対象限定等を行った。
管理職手当の削減(3%~15%) 期末勤勉手当の削減(3%)
特殊勤務手当等
H14~特殊勤務手当での見直し H15.10~管理職手当での1割削減
特殊勤務手当で: 支給対象業務額の見直し(23種類→10種類) 通勤手当: 用具・機関利用者の区分及び機関利用者に対し6月定期券額での支給に改正
特殊勤務手当での縮減、見直し
市町村合併時に特殊勤務手当を見直した
・管理職手当のカット
地域手当を人事院勧告から1%マイナスで計上 旅費(日当)の減額
・特殊勤務手当の月額化から日額化への変更 ・通勤手当2km未満の廃止 等
管理職手当、寒冷地手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当(役職加算分)等の引下げ
管理職手当の1%カット 特殊勤務手当の見直し(廃止2手当 月額特勤の日額化1手当) 通勤手当の見直し(近距離徒歩通勤者への通勤手当の不支給)
特殊勤務手当の見直し、退職手当率の改正等
通勤手当の見直し(平成15年度:△97,177千円) 扶養手当の改正(平成17年度:△5,376千円)
管理職手当の支給率の引き下げ 特殊勤務手当の統廃合
特殊勤務手当の見直し(手当の廃止(8手当)、支給対象、支給額の見直し(5手当))
管理職手当での支給割合2%減
(旧)保育業務手当での廃止・通勤手当の引き下げ 退職時の特別昇給の引き下げ (新市)通勤手当の引き下げ、水道業務手当での見直し
管理職手当での引き下げ(20%) 特殊勤務手当での減額及び廃止
H17~管理職手当で10%カット・寒冷地手当で廃止
特別職調整手当で・管理職手当で・職員調整手当での見直し
通勤手当の見直し 住居手当の一部見直し 特殊勤務手当での一部廃止
H15 管理職手当で10%カット(導入はH14年度から、効果額は15年度分)
期末勤勉手当・通勤手当・住居手当・扶養手当の削減、特殊勤務手当での見直し、退職手当の見直し
H15.4 管理職手当で1%引き下げ H17.4 通勤手当・住居手当見直し H17.10 通勤手当見直し

住居手当の持ち家非世帯主分の廃止 特殊勤務手当での見直し
定年退職支給率の削減、変則勤務手当での一部廃止 寒冷地手当での支給範囲等見直し
管理職手当での減額 (H15、17) 調整手当での見直し (H17)
出張手当、支度金の廃止
特勤手当での減少
管理職手当での 10%削減 住宅手当の支給要件見直し・特殊勤務手当で見直し
・管理職手当見直 (H15～H16) ・特殊勤務手当見直 (H16～H17)
退職手当支給率の改正 通勤手当の見直し
H15～ 管理職手当削減
管理職手当の削減、期末手当役職加算の削減等
調整手当 (H13～) 寒冷地手当 (H17～) 特勤手当 (H18～)
管理職手当、時間外手当等の削減
・職員期末手当及び役職加算の削減・凍結 ・特別職手当、管理職手当、住宅手当、寒冷地手当の削減
時間外勤務手当の縮減を図る (毎週水曜日、ノー残業デーの実施)
一般職の役職加算率の引下げ等 特別職・議員の期末手当加算率の引下げ
・管理職手当カット ・職員特殊勤務手当廃止
2つの特殊勤務手当だけ残し、その他を全廃。
・管理職特別手当 10%カット ・特殊勤務手当の見直し
調整手当 支給率の見直し 通勤手当 基準の見直し
特殊勤務手当での一部廃止
時間外手当 H13 対比 20%減額 管理職手当 h 13 対比 60～62.5%減額
特殊勤務手当を 1 種残して廃止。 通勤手当の見直し。
・管理職手当 (△15%) ・超勤手当 (△20%) ・通勤手当 (2km 未満廃止)
住居手当見直し、特殊勤務手当の見直し、通勤手当の見直し、退職手当の見直し、超過勤務手当の縮減
管理職手当、時間外勤務手当の削減 特勤手当の見直し
各種特殊勤務手当の廃止、見直し 旅費の見直し
特殊勤務手当

H14 年度に特殊勤務手当の見直し 18 種類→9 種類 管理職手当 10%カット (H14～H16)
管理職手当のカット (部長 10%課長 7%課長補佐 5%) 退職手当 3%見直しと特別昇給の廃止 特殊勤務手当 (清掃業務等) 見直し
特殊勤務手当の廃止 (5 種) 及び見直し
特殊勤務手当ての見直し、通勤手当の見直し
退職時特別昇給の 1 号引下げ (平成 14 年度) 住居手当の最低保障の廃止 (平成 16 年度)
特勤手当の見直し (税務手当等)
・旅費日当見直し ・管理職手当の引下げ
・徒歩通勤手当の廃止 ・特勤手当の廃止 (遠隔地勤務手当、計量検査業務手当など埋蔵文化財発掘手当、夜間定時制高等学校勤務手当)
・特殊勤務手当の見直し (一部廃止または削減) ・通勤手当の見直し ・管理職手当の見直し
退職手当のカット (H16～H21)
特殊勤務手当ての見直し
①合併時に特殊勤務手当てを見直した ②平成 18 年度に管理職手当ての引き下げを行った
特殊勤務手当ての見直し 係長級の管理職手当ての廃止 等
水道事業所危険手当、賦課徴収手当、用地等交渉手当、社会福祉業務手当てを廃止 (H16)、管理職手当ての削減 (H17、15%)
特殊勤務手当ての廃止や減給
平成 16 年 8 月 1 日の合併により、各種特別勤務手当 (税務手当等) を廃止した
管理職手当て 25%カット、通勤手当の削減、特殊勤務手当ての見直し
管理職手当ての削減
管理職手当て 13%カット
調整手当て廃止 (H18～) 管理職手当て見直し、特殊勤務手当て見直し、時間外手当見直し、退職手当見直し等
管理職手当て 5～7%カット (課長級以上) 時間外手当削減、特殊勤務手当て廃止及び見直し
特殊勤務手当ての廃止 管理職手当ての 10%削減
特殊勤務手当ての見直し (月額特勤の廃止等) (H17～) 退職手当支給率の引き下げ (H16～)、退職時特昇の廃止 (H17～)
管理職手当て支給率の見直し 時間外勤務手当ての削減
①通勤手当 (平成 14～16 年) ②住居手当 (平成 15 年) ③退職手当支給率引き下げ (平成 16 年)
管理職手当て等各種手当ての削減・廃止
特殊勤務手当て、通勤手当、住居手当

期末勤勉手当、管理職手当、特殊勤務手当、寒冷地手当、住居手当、通勤手当の削減
管理職手当 10%削減
特殊勤務手当の見直し
退職手当特別昇給の廃止、管理職手当の引き下げ（平均 15%）
特殊勤務手当の廃止、退職時昇給廃止
特殊勤務手当全廃
特殊勤務手当のうち 2 手当の廃止、3 手当の支給対象者の見直し
国公準拠による取り組み
管理職手当の削減（H16～ 5%カット）
退職手当支給率の引き下げ、特別昇給の廃止
期末勤勉手当の削減 等
国に準拠しない特殊勤務手当を含む手当の廃止、見直しの実施
管理職手当の引き下げと課長補佐級への支給廃止
通勤手当（H17 年度）
特殊勤務手当の見直し（28 種類→19 種類）
高齢層職員の給与適正化（昇給停止制度導入）
特殊勤務手当の支給額の見直し
扶養手当支給額の見直し
寒冷地手当の支給対象職員の縮小
特殊勤務手当（変則勤務手当の廃止）
特殊勤務手当の見直し（13 種類→5 種類へ削減（H15））
特殊勤務手当の見直し（H18 年 1 月～）
管理職手当カット △10%
調整手当（地域手当）の廃止
住宅手当、扶養手当、通勤手当、特殊勤務手当の見直し
特殊勤務手当（工事監督業務手当、保育所職員手当、保健士等業務手当など）の廃止
変則勤務手当を廃止（経過措置あり）
・特殊勤務手当の見直し
・退職手当の支給率の引き下げ等
特殊勤務手当の見直し（消防職員の勤務体制の見直しによる休日出勤手当の削減）
特殊勤務手当について、9 手当を廃止、1 手当を減額した。 （平成 17 年度改定、平成 18 年度施行）
調整手当（現地域手当）の全廃。特殊勤務手当を 18 項から 7 項に削減。
合併前の一部の団体で管理職手当等の見直しを実施していたが、合併で統一された。
調整手当（現：地域手当）支給率の見直し
期末勤勉手当の支給月数の見直し
通勤手当の支給方法の見直し
寒冷地手当の支給額の見直し
退職手当の支給月数・退職時特別昇給の見直し
特殊勤務手当の見直し
特別職の期末手当カット等
・管理職手当：3～5%削減・H16 及び H18. 1. 1 合併時に特殊勤務手当の縮減を図っている。
・H16 から寒冷地手当を制度に基づき段階的に縮減している。
管理職手当の削減（50%）（特殊勤務手当の廃止は平成 18 年度から）
時間外手当および特殊勤務手当の削減、調整手当の廃止
管理職手当や時間外手当の削減

⑩退職手当支給率の見直し 勤続 20 年以上の支給率の引下げ等
⑪特殊勤務手当の見直し 年末年始出勤者に係る変則勤務手当の減額等
・特殊勤務手当は 1 項目以外廃止 ・通勤手当は 6 月定期分支給に変更
「第二次行政改革大綱および実施計画」(H13.1 月)において、時間外勤務の 10%削減を目標設定し、「変形労働時間制」を導入したが、目標は 17 年度に達成できなかった。
特殊勤務手当の見直し 通勤手当の見直し 管理職手当の削減 (10%)
一般職の退職時特別昇給制度廃止
扶養手当、期末勤勉手当の引き下げ
H14 扶養手当：配偶者 16,000 円→14,000 円 3 人目以降 3,000→5,000 円 期末勤勉手当：4.65 月 (△0.05 月) 特定一時金 3,756 円の廃止
H15 扶養手当：配偶者 14,000 円→13,500 円 期末勤勉手当 4.40 月 (△0.25 月) 持ち家 3,000 円→2,000 円 (新築購入 5 年以内 2,500 円) 4 月から 11 月までの官民格差 (△1.07%) 相当分を 12 月期末手当で調整 通勤手当の 6 か月定期券等一括支給
H16 寒冷地手当の廃止
H17 扶養手当：配偶者 13,500 円→13,000 円 期末勤勉手当：4.45 月 (+0.05 月) 4 月から 11 月までの官民格差 (△0.36%) 相当分を 12 月期末手当で調整
通勤手当、住居手当の見直し 特殊勤務手当の一部廃止
管理職手当 10%削減、退職手当の支給率削減
・特殊勤務手当 (税務手当他 6 手当) の廃止 ・通勤手当の支給額を改定
特殊勤務手当の見直し
H14 県内日当の廃止 H17 特殊勤務手当の引き下げ 片道 2 km 以内の通勤手当廃止
管理職手当の削減、近接地日当の廃止
調整手当の廃止
調整手当、住居手当、退職手当等の見直し
H14 配偶者分 △2000 円 H15 配偶者分 △500 円 H17 配偶者分 △500 円 H15 通勤手当 6 ヶ月定期支給制度導入 期末勤勉手当の減額 H14△0.05%、H15△0.25 H17△0.05
①期末・勤勉手当 ②管理職手当 ③特殊勤務手当
寒冷地手当の国に準じた見直し及び退職時特別昇給の廃止による退職手当の適正化
①調整手当の削減及び支給停止 ②管理職手当の削減 ③特殊勤務手当の削減 ④超過勤務手当の縮減
①平成 16 年度において、管理職手当を 5%削減。 ②平成 17 年度において、調整手当を 3%削減。
調整手当 (3%→⑮△1%、⑯△1%、⑰△1%) ⑱管理職手当 (13%→10%、△3%)
特殊勤務手当の支給対象支給額の縮減

特殊勤務手当の一部廃止 離島手当の廃止
期末勤勉手当 特別職・議員・一般職 平成16年11月から平成19年3月まで0.1月削減
市議員の時差勤務に関する規則施行等による時間外手当の削減
①H14～H17 三役及び教育長の期末手当10%削減②H14～H15 期末勤勉手当の削減(一般職4%×1年、管理職6%×2年) ③H14～H15 管理職手当の引き上げ(3%) ④時間外勤務手当の削減(50%)
①H17 調整手当の見直し(10%→9%)
②H17 住宅手当の見直し(同居・その他3,600円→1,800円)
管理職手当 支給率見直 (H14～H17までの効果額 約20,000千円)
半日当・県内日当の廃止 管理職手当・議員報酬の削減
<ul style="list-style-type: none"> <li>・期末勤勉手当の減</li> <li>・時間外勤務の抑制</li> <li>・調整手当の皆減</li> <li>・日当支給の見直し</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・調整手当の廃止</li> </ul>
管理職手当の減額
一般職の手当削減(給与の役4%)、議員の手当削減(報酬の約4%)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・調整手当の廃止</li> <li>・寒冷地手当の廃止</li> <li>・特殊勤務手当の見直し</li> </ul>
管理職手当で1%引き下げ
管理職手当で20%削減、特殊勤務手当での廃止削減、特別職及び教育長の期末手当10%削減
退職手当支給割合を見直し、退職時特別昇給の見直し、通勤手当支給方法の見直し、上下水道局精勤手当での見直しなど

その他

特別職の給料を時限的措置として減額（H15～18） 市長（△10%）、助役（△8%）など 管理職手当での支給率引き下げも実施（部長級△15%、課長△10%など）
市長、助役、教育長の報酬額の減額（H18.1～） 収入役の廃止（H18.1～）
職員互助会補助金の減額 H14～16 各年度 2,700 千円 → H17 (2,420 千円)
議員定数の削減（24 人→20 人、H19.2 から）
退職時特別昇給の廃止 職員厚生会交付金の削減
時間外勤務手当での削減
職員互助会への負担金見直し
助役を収入役兼掌とした 平成 17 年 6 月から合併し、議員、審議会委員を減員した
合併による特別職、議員数の削減 平成 17 年 1 月 1 日合併により、現在新市における各種手当等の見直しを行っている
H15 非常勤職員給与見直し H16 非常勤職員期末手当削減 H17 非常勤雇用人員の見直し
・勤務成績に基づく昇給制度の導入
・議員定数の見直し
議員定数の減 62,310 合併による特別職の減少 119,814
互助会補助金の削減
旅費の支給額の見直し
旅費・需用費の削減 前納報奨金の廃止 公用車数削減 各種協議会からの脱退 少額補助金の廃止 庁舎清掃委託の縮小
非常勤特別職職員の報酬について、近隣市町の状況を参考に見直した。
特別職退職金 10%カット 各種委員報酬 10%カット
収入役を置かない
農業委員定員定数の見直し（H17～） 議員期末手当の削減（5%）（H17～） 行政委員会委員報酬の削減（H17～）
旅費日当に関して不支給地域を拡大
県内旅費、日当の廃止、各種委員報酬見直し
職員の定期昇給の 1 年間延伸
・議員数削減（法定 38 人→条例 36 人） ・旅費見直し（15 年 4 月）
議員定数削減
事務服貸与の廃止
特別職給与

議員報酬 5%カット 平成 16 年 12 月より
4 役報酬カット H15・16…市長 5%、助役 3%、収入役・教育長 2% H17…市長 10%、助役 7%、収入役・教育長 5%
特別職及び議員の報酬日額を平成 15 年度から 2 年連続で引き下げをした。
特別職報酬や管理職手当の一部カット
非常勤特別職の報酬額の見直し
特別職及び教育長の退職手当の廃止及び期末手当の削減
市長の給与 20%削減 助役・教育長の給与 10%削減 収入役の廃止
特別職給料の見直し 議員報酬の見直し 各種委員会等報酬の見直し
時間外勤務の縮減への取り組み (全年度) 市長等の給与の引き下げ (H16) 退職時特別昇給の廃止 (H16)
旅費の削減 (県内日帰り出張の日当廃止)
H14：全職員一律 3 ケ月昇給延伸 (現在も継続中) H18：全国市長会団体保険掛金負担の廃止
再任用制度凍結 (15 年度) 臨時職員及び嘱託職員 9 人削減 (15 年度)
特別職・給与市長 25%、助役、収入役、教育長 20%減額 市議会議員報酬 6%減額
旅費の県内日当の廃止
議員定数の見直し
特別職の報酬削減 10%～15% 市議会議員定数見直し 27 人→24 人へ
時差出勤制度を試行 (H16. 6 月～)
日当の見直し
・各種委員会委員報酬の見直し ・議員報酬の削減
議員報酬の削減
H17：高齢職員昇給停止
職員互助会補助金の削減 旅費日当の廃止
特別休暇の見直し
議員定数の削減 △2 名 (△約 2000 万円)
時間外勤務手当の縮減 退職時特別昇給の見直し
職員厚生会負担金の見直し
特別職・議会議員の手当て等削減
特別職等の報酬カット
保育所、小中学校給食調理業務の民間委託 水道料金などの徴収業務の民間委託
収入役の廃止
交通用具使用者の通勤手当改正

職員互助会補助金の減額
議員報酬の引き下げ 各種委員報酬の見直し
合併による特別職等の減員
①職員互助会の見直し ②事務服廃止
臨時職員の削減
議員及び非常勤特別職の職員に対し、支払っている公用車使用時の県内日帰り日当について廃止する。
旅費の見直し（日当の廃止）
55歳以上職員昇給停止 議員定数 22人→16人 H16：退職時特別昇給廃止 農委委員定数 15人→12人
技能労務職給料表を国の行（二）相当へ見直し
収入役の廃止
勸奨退職の実施（50歳、勤続25年以上の職員）
事務事業費の削減
特殊勤務手当で支給凍結（△4,346） 時間外勤務の削減（△7,590）
土・日祝日の時間外勤務を代休扱いとする
旅費、日当の支給しない範囲の拡大
委員数の削減 特別職・議員報酬見直し
議員報酬 農業委員報酬 区長報酬の見直し 議員定数の見直し（18人→H19.4 16人）
3役報酬 H17.4～H17.11 市長、助役、教育長 △10% H17.12～H20.3 市長△20% 助役△15% 教育長△13%
収入役の廃止
ごみ処理施設の夜間業務委託
・常勤特別職の給与減額 ・昇格基準の見直し ・事務服貸与の廃止
退職時特別昇給の廃止 時間外勤務手当の削減
旅費の見直し（日当等の支給凍結） 審議会委員等報酬の減額（10%）
職員福利厚生会補助金削減（H17） 20%削減
消防団員定数見直し 1,174人→930人（⑰）約470万円 農業委員会委員定数見直し 29人→18人（⑰）約170万円 議員報酬カット（⑮～⑰）約1700万円 市町村職員退職手当組合へ加入（⑰）約8300万円
・旅費（費用弁償等）の見直し
特別職報酬削減⑮・⑯・⑰・⑱ 10～30%
市職員互助会補助金率の引き下げ

55歳昇給停止導入 大卒初任給基準見直し 短大卒6ヶ月昇給短縮・廃止
55歳昇給停止の実施
議員報酬カット
議員報酬 月額△1万円 特別職報酬 △10%→12% (H17)
退職者不補充 (15～17年度) 特別職報酬の見直し (四役5%カット) 収入役廃止 (H. 18. 1～)
在勤地内旅費における日割旅費相当額の廃止
時間外勤務手当の縮減 (H14～17) 福祉サービス支援員(嘱託員)の削減
H17 退職時特別昇給を廃止 特殊勤務手当3手当を廃止、1手当を減額
職員互助会補助金の削減(500/人の減)
H18. 4. 1に国と同様給与構造の見直しを実施
事務補助嘱託職員削減
退職時特別昇給の廃止等
期末勤勉手当におけるいわゆる役職加算の凍結 時間外勤務手当の削減
町長給与20%削減 助役給与10%削減 収入役を置かない
平成17年度人事院勧告に基づく給与構造の改革の実施(H18. 4. 1～)
休職者休業補償の見直し(H17) 退職時特別昇給廃止(H17)
市長、助役、収入役等の報酬の減額(H14～17)
県内出張にかかる日当を廃止(14. 10. 1～)
特別職の報酬等の削減
平成16年度から職員互助会への補助金を見直し
収入役の不設置
(H15、17) 職員自治振興会掛金の負担割合見直し (H17) 市長、助役、収入役等特別職の報酬等を減額(20～5%) [H20まで] (H17) 議員報酬の5%減額 [H19. 5まで] (H17) 退職時特別昇給の廃止 (H17) 嘱託職員報酬の減額 [H20まで]
三役議員等報酬手当の見直し
時間外勤務の縮減 事務事業の民間委託
勤続20年以上職員の退職時における特別昇給制度を廃止
福利厚生費の廃止
H16から議員報酬(5%程度)、特別職報酬減額(市長10%他7%程度)
非常勤特別職等の費用弁償の見直し
三役、議員の給料等の減額。管理職手当の減額
特別職(4役)の給料を一律カット(市長10%、助役、収入役、教育長5%)

旅費の日当支給範囲の見直し (路程 25km 支給→50km 地点に含まれる市町村への出張の際は支給しない)
58 歳以上昇給停止 H16 : 7 百万円 退職時特例昇給の見直し H16 : 17 百万円
退職時特別昇給の廃止 (平成 17 年度から) 退職手当支給率の見直し (平成 17 年度から)
昇給停止年齢の引き下げ 初任給基準 (短卒、高卒) の引き下げ 旅費制度 (日当の支給地域) の見直し
退職時特別昇給制度の廃止 (H17) 、支度料の廃止 (H17)
退職時特別昇給の廃止
時間外勤務の縮減
特別職報酬 5%削減
臨時職員の見直し
議員定数の減 26 人→23 人
退職時特別昇給の廃止、55 歳昇給停止の導入 (4 年間の経過措置)
家庭ごみ収集方式・体制の見直し 保育所の体制の見直し 小学校給食調理員の体制の見直し
H14~17 (旧市) 新規採用職員採用 6 ヶ月延伸
市長、助役、教育長の給料の削減、収入役の廃止、社会教育指導員報酬の見直し
組織・機構見直し 委員構成・定数・報酬見直し 旅費支給見直し 人事考課制度の充実等
福利厚生事業の見直し
議員報酬、区長等報酬の一部カット
職員福利厚生会助成金廃止
退職時特別昇給 (1 号級) を廃止 収入役の廃止
廃棄物減量推進員報酬減額 嘱託員・臨時職員の有効活用 用務業務の雇用形態の多様化
市単独補助金、助成事業の見直し
特別昇給の実施見送り (H15~H17)
特別職給与 一般職管理職手当 議会議員報酬の減額 新規職員採用の停止
時間外手当の削減
平成 17 年度から旅費日当を全面廃止した
退職手当支給率の引き下げ
職員互助会負担金の見直し
・退職手当債の活用により一財の持出しを減らし退職者不補充の効果を出す H16 △約 7.0 億円 H17 △約 3.7 億円

・退職者不補充 H17 約3.5億円
適材適所及び業務量に応じた適正な人員配置。
退職時特別昇給の廃止（平成16年10月）
国と同様な給与構造改革
退職者不補充、退職手当の最高支給率の引下げ 都の行政職給料表相当へ移行
平成15年度 24ヶ月の昇給延伸、55歳昇給停止 平成16年度 特別退職制度（50歳以上）の廃止
特別職の給与削減
旅費（日当）の見直し
退職時特別昇給の見直し 58歳以上職員の昇給延伸
・旅費規程の見直し ・特別会計繰出金の見直し ・議員報酬等の削減 ・その他事務事業の整理合理化
55歳昇給停止制度の導入
退職手当特昇の廃止
・特別職、議員報酬の削減 ・収入役の廃止 ・各種委員の報酬見直し
臨時職員一時金の廃止
特別昇給の廃止
学校用務・給食調理員の嘱託化 10人（平成15年度：△5300万円）
議員定数の削減
各種委員等報酬の引き下げ
H16～退職手当の適正化（調整率1.1→1.04、退職時特別昇給の廃止）
学校給食調理業務、浄水場の民間委託
福利厚生制度における公費負担の削減
非常勤特別職の日額報酬見直し
議員報酬の減額
H13から昇給延伸 特別職の給与カット
55歳昇給停止制度の導入（H17）
退職時特別昇給の見直し 昇給停止年齢の引き下げ
民間委託の推進（保育園、青少年研修センター）
H14 55歳昇給停止、初任給引下げ、H16退職時特別昇給廃止
・議員報酬及び手当の削減
特殊勤務手当の見直し（H18実施）
非常勤特別職報酬2.5%削減
・特別職報酬カット ・議員報酬見直し
・福利厚生事業補助金・負担金の削減、廃止

<p>期末勤勉手当の役職加算 50%カット H16. 11～H19. 3. 31  管理職手当：課長職以上 5%カット H15. 4. 1～H19. 3. 31</p>
<p>臨時職員の期末手当廃止</p>
<p>団体補助交付金の削減、個人給付の廃止・削減、事務事業の見直し</p>
<p>理事者給料 16～25%減額  議員報酬 5～10%減額</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市長等特別職報酬、退職手当削減</li> <li>・議長報酬、定数の削減</li> <li>・農業委員会委員定数削減</li> <li>・非常勤嘱託給、臨時職員給の削減</li> </ul>
<p>17 年度に、特別職、議員報酬の見直しを行った。</p>
<p>福利厚生制度の見直し等（※職員会館の売却や被服貸与の見直し等）</p>
<p>給与適正化と人事評価制度の導入</p>
<p>収入後の廃止</p>
<p>給食調理員の民間委託化</p>
<p>日曜、祝祭日出勤を代休措置へ</p>
<p>福利厚生事業補助単価の引下げ（15・17 年度）  特別昇給制度の見直し（17 年度）</p>
<p>時間外手当の代休の振替</p>
<p>55 歳昇給停止</p>
<p>市職員福利厚生会に対して、平成 17 年度に共済給付事業等の大幅な見直し（給付項目の削除や額の改定）を行い、適正な執行に努めた</p>
<p>互助組合交付金の廃止、健康保険組合の負担割合の見直し 等</p>
<p>各種委員等報酬の削減</p>
<p>出張旅費等の見直し</p>
<p>非常勤委員報酬の見直し</p>
<p>特別職及び教育長の給料及び期末手当 10%カット</p>
<p>57 歳昇給停止（平成 17 年、18 年 3 月 31 日まで経過措置あり）</p>
<p>機構の見直しによる統合、議員定数の見直し(削減)</p>
<p>管理職手当で 10,000 円減 全職員、昇給延伸、管理職給与 1～2%カット</p>
<p>福利厚生会助成金の引き下げ</p>
<p>議員報酬月額 20 千円減</p>
<p>特別職の給料特例減額 H16. 4～H17. 3  部長級職員（行政職）の管理職手当で 5%減（H11. 8～H16. 3）  課長級以上職員の管理職手当で 5%減（H16. 4～H18. 3）  時間外勤務の削減</p>
<p>旅費日当の改正</p>
<p>55 歳昇給停止措置の実施</p>
<p>特別職の給与削減（H14～15 5%カット、H16～10%カット）</p>
<p>管理職給与上乗せ削減（部長級 3%、課長級 2%、副課長級 1%）</p>
<p>退職時特別昇給の廃止</p>
<p>特別職においても平成 14～17 年度に報酬手当等のカットあり</p>
<p>前掲②の取組みによるものを含めて、総職員数を合計で 57 人純減した。</p>
<p>時間外勤務について対前年 5%の削減を実施</p>
<p>新陳代謝等</p>

平成 17 年度の国の期末勤勉手当 0.05 ヶ月引き上げに追随せず
・特別昇給制度の廃止
⑯市バス・地下鉄職員乗車券の廃止
退職不補充 ⑭8 人 ⑮5 人 ⑯4 人 ⑰5 人 合計 22 人
55 歳昇給停止を H15 から段階的に実施。⑭57 歳→⑮⑯56 歳→⑰55 歳 退職手当支給率の引き下げを H16 から段階的に実施。⑮62.70 ヶ月→⑯60.95 ヶ月→⑰59.20 ヶ月
退職時の特昇の廃止
H14 特別職：期末手当 10%減額 一般職：管理職手当の減額（部次長級：10%、課長級：10%）
H16 特別職：給料月額の見直し（市長：15%、助役、収入役、教育長：10%） ※期末手当には波及させない。 一般職：管理職手当での減額（部次長級：10%、課長級：8%）
H17 特別職：給料月額の見直し（市長：16%、助役、収入役、教育長：11%） ※期末手当には波及させない。 一般職：管理職手当での減額（部次長級：10%、課長級：8%、補佐級：3%） 調整手当で 3%→2%、医師 10%→9%
学校事務補助員の民間委託（新規 2 校）
特別職給与のカット 期末・勤勉手当の一律カット（H17 年度のみ） 管理職手当のカット
超過勤務の縮減、人事院勧告の完全実施
再任用職員等の人材活用
法定福利事業の見直し（県傘下の職員共済組合への編入（H16）、互助会負担割合の見直し（H17））
①互助会補助金の見直し ②収入役の廃止
・市議会議員期末手当の削減 ・行政委員、審議会等委員の報酬等の見直し
⑯収入役の廃止⑰議員定数の見直し（△2 人）
H17 退職時特別昇給の廃止
・嘱託職員の臨時賃金職員化 ・審議会員数の減
退職時特別昇給の廃止（16 年度）
その他特別職の報酬削減
・議員、特別職の報酬等の見直し ・助役が収入役を兼務

Q6 貴自治体では、公共事業費の削減を行いましたか。

SQ 見直しを行った公共事業のうち、大幅な事業費の抑制を行ったものについて、代表的な例をあげてください。

下水道事業、道路整備事業
実施計画による予定建設事業のうち、先送り可能な事業については順次先送りしている。
道路の通常新設改良、維持経費の抑制
下水道拡張事業の凍結
平成 15 年度に都市計画街路事業等について新規の箇所の補助要望を最小限として公共事業費を抑制した。
道路事業費の抑制 (普通会計決算の道路橋梁費+街路費+農地費の普通建設事業費) H14 約 16.7 億円 → H17 約 6.9 億円 大型事業(総合体育館建設)の凍結
道路新設改良事業等の見直し、抑制 大規模事業の実施年度見直し、事業費抑制
道路建設事業、河川改修事業
第二京阪道路沿道整備計画の凍結
市道整備事業費を前年度予算ベース 10%削減 河川整備事業費を前年度予算ベース 10%削減
大型建設事業の終了もあったが、普通建設事業費は大きな減額となっている (H13 約 128 億円→H16 約 50 億円) 旧市の比較
H14~16 は、合併前の需要で大幅に普通建設事業が増加しているため、H17 年度の実質合併初年度の予算では、体力に見合った事業の推進を図り、決算額ベースでは対前年比△53.2%の大幅な減少となった。
区画整理事業の廃止
老朽化に伴う学校等の建替え時期の先送り等
単一の事業での大幅な事業費の抑制を行ったものはないが、普通建設事業全般にわたり事業費の抑制に努めた
都市計画道路整備事業
全事業の優先度、緊急性をふまえた見直し 普通建設事業費全体 H13 予算：約 38.9 億円→H17 予算：約 12.8 億円 ・街路事業 : 約 5.0 億円→ : 約 3.9 億円 ・駅前通り地区土地区画整備事業 : 約 3.3 億円→ : 約 2.3 億円 ・河川改修事業 : 約 1.5 億円→ : 約 0.8 億円
平成 17 年 10 月の市町村合併に向けて、事業を調整し、新市の建設計画で実施する事とした。
道路新設事業の事業期間延長。短期間での事業実施は各年に大きな財政負担となる。事業期間を延長し財政負担の軽減を図った。
・団地建設計画の廃止 平成 4 年度に策定したり市営住宅再生マスタープランを基に、平成 7 年度から平成 15 年度にわたり、中層住宅約 140 戸を建替える予定であった。建替は 2 期の工事に分けて行う計画で、第 1 期工事では、旧住宅の解体、土地の造成、汚水処理施設建設、住宅約 40 戸の建設を完了した。第 2 期工事では平成 14・15 年度で建設を計画していたが、財源不足により事業を見直すこととし、総合計画から除いた。平成 17 年度の合併に伴い、計画の見直しを行っているが、建設計画の廃止の方向で検討中である。
公共工事コスト削減
道路、公園、河川等の整備、修繕全般について減額を行っている

<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設（小中学校、保育所、産業文化会館、社会体育施設等）の老朽化に伴う施設改修事業の延伸。</li> <li>・国史跡の整備事業の延伸。</li> </ul>
市（町）道新設改良及び維持費
普通建設事業の全般的な削減を行ったため、特定の事業としてはない。
公共事業については、平成 15 年 10 月策定の財政再建推進計画に基づき、普通建設事業に係る一般財源を 8 億円以下に抑えるという基本方針により事業を実施している
①道路・下水排水路などに係る維持補修的性格の工事費について 17 年度で▲5%、18 年度で更に▲5%の削減を行った
②諸建設事業に係る一般財源について 7 億円の上限を設定し、その範囲内で優先順位をつけて予算化した。
普通建設事業費決算額（千円）
H12 約 70.2 億円      H13 約 42.8 億円      H14 約 33.5 億円 H15 約 45.3 億円      H16 約 31.3 億円      H17 約 24.7 億円
臨時地方道整備事業
特定の事業について抑制したということではないが、市の単独事業（経常的に実施している市道新設改良事業等）に係る事業費を全体的に抑制した。
投資的経費（単独事業）の精査
小、中学校の大規模改修工事を中止した。
当初予算ベースで投資的経費のうち市単独事業について、前年度対比 90%以内に抑制
大幅な事業費の抑制については特にありません。公共事業全般について、緊急に対応の必要な事業以外は整備を控える、個々の工事をまとめて一括発注する等の合理化を図り、経費削減に努めました。
街路事業 温水プール建設事業 公共下水道事業 等 H13 年度 普通建設事業費決算額 約 35.1 億円 H17 年度 普通建設事業費決算額 約 18.3 億円
<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地区画整理事業</li> <li>・下水道事業（管渠事業費）</li> </ul>
公共事業については必要性、緊急性、投資効果等を十分に検討・精査したうえで、優先順位をつけ抑制しております。
単独事業の削減
平成 17 年度に第一次市総合計画を策定し、その中で事業の実施を大幅に後年度に送った。
投資的経費は、平成 7 年度のピーク時で 56 億円を超えていたが、平成 8 年度以降抑制に努め、20 億円程度で推移、平成 14 年度からはさらに抑制し、平成 16 年度の競馬事業廃止に伴う臨時的な経費を除けば数億円である。
事業全体の抑制
各種事業において事業費の抑制を行っている
<ul style="list-style-type: none"> <li>・入札制度改革（予定価格の公表・郵便入札）による減</li> <li>・公共工事コスト縮減</li> <li>・学校建設の延期</li> <li>・道路改良の縮小</li> </ul>
市道、農道等は維持補修を中心とし、新設改良事業費を抑制した。
市役所の耐震化事業
単独事業分について、平均 30%抑制 ただし、中止等ではなく、新規分を抑制
投資的経費（災害復旧費除く）を新規事業の抑制や継続事業の進捗調整により、当初予算ベースで対前年度比 10.5%の削減を行った（17 年度）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規道路整備の抑制</li> <li>・公共市税（ハコモノ）建設の凍結</li> </ul>

道路、街路、下水道の整備費縮減
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市街地再開発事業の施設規模の縮小</li> <li>・土木関係ハード事業の実施時期の延伸と事業内容の縮減</li> <li>・学校建設計画の見直し</li> <li>・消防団施設改築時期及び消防車両更新時期の延伸</li> </ul>
新規事業2年間凍結 等
上下水道施設整備における合併施工の推進
投資的経費の総額を抑制
<ul style="list-style-type: none"> <li>・公債費負担の適正化の観点から借入総額を抑制</li> <li>・普通建設事業の前年度90%以下に抑制</li> </ul> <p>上記見直しを行うことで普通建設事業総額の抑制を図る。</p> <p>H14：約35.8億円      H17：約30.7億円      H18：約29.6億円</p>
緊急性、必要性に応じて取捨選択し、財政状況の悪化を招くことのないよう最低限の事業の実施
H18年度予算では、普通建設事業費を対前年度30%減とした
里北土地区画整理事業の中止
<p>区画面積10ha</p> <p>施工期間 平成15年～24年度</p> <p>総事業費約34.5億円（内基本事業分 約6.6億円）</p>
総合運動公園整備事業の休止（体育館・陸上競技場等の建設を計画。）
H14～ 市道整備、里道整備補助、土地改良補助の10%削減
道路建設事業等の予算を削減せざるをえなかった
市民交流センター照明施設整備事業の先送り
道路新設改良事業の見直し
<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路新設及び維持管理事業</li> </ul> <p>H14：約11.0億円 → H17：約4.5億円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道建設費</li> </ul> <p>H14：約58.0億円 → H17：約31.4億円      △約26.6億円</p> <p>（一般財源ベース）</p> <p>H14：約48.5億円 → H17：約32.7億円      △約15.8億円</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常増減のみ</li> <li>・総額として縮小傾向</li> </ul>
市単独事業を大幅に削減
平成15年度に市が独自に策定した「行財政再建プログラム」において財政負担軽減のため、大型公共事業の見直しを行った。
《見直しをした事業》
新陸上競技場、墓園納骨堂、統合簡易水道
単独事業については、事業の必要性や効果を勘案して厳選している。
平成17年度決算において継続中の事業を大幅に見直したものはないが、三位一体改革による交付税等の削減を受け、近年約80億円で推移していた普通建設事業費を約54.7億円に抑制した
地方税や地方交付税等の一般財源の歳入の状況に応じて、臨時地方道に係る新規路線の事業費の縮減や普通建設事業に係る事業費の縮減を行った（予算査定の中で）。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路建設事業（単独分）の年間予算枠の削減</li> </ul> <p>（H13 6.5億円→H14移行 6.0億円）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小中学校施設整備費（単独分）の年間予算枠の削減</li> </ul> <p>（H13 1.0億円→H14移行 0.7億円）</p>
投資的事業費の全体的な抑制

投資的経費（主に単独事業）で、一般財源ベースで1億円の削減を目標に事業の選定を行った。
大規模なものはないが、全体として縮減を行った
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市道整備事業（道路改良、舗装、側溝排水整備）</li> <li>・都市計画道路整備事業</li> <li>・市営住宅建設事業</li> <li>・学校建設事業</li> </ul>
道路、河川、街路等全ての公共事業を見直し、緊急性がない事業を凍結している。平成9年度～13年度の投資的経費平均70億円を平成14年度～17年度の平均30億円にまで圧縮している。新しい市営住宅を年次計画により建設していたが、財政状況悪化を理由に中断した。
総合運動公園整備事業 フルーツの里作り事業
全体的に抑制しているため、具体例はありません。
<p>（林道新設工事）</p> <p>本林道は、山村地域における活発な林業経営の展開を可能にすることを目的とし、更に、災害時の国道や県道の迂回路として利用効果も大きいことから、平成7年度に全体計画調査を実施して平成8年度に工事着手した。しかし、平成10年度に大小合わせて12回もの崩壊が発生し、その後は崩壊した方面の復旧対策に取り組みざるを得ず、林道としての工事進捗が図れない状況となった。</p> <p>また、その後の計画路線においても、崩壊した方面と同様の土質形態と思われることから、投資効果等総合的に判断した結果、平成15年度より休止することとした。</p> <p>[全体計画]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業費（30.4億円）→ 投資額（4.8億円）</li> <li>・事業期間（H7～H20）→ 実施期間（H7～H14）</li> <li>・延長約12km → 完成延長（130m）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路新設改良事業の抑制（部分修繕にて対応）</li> <li>・建設事業計画の見直し（翌年度以降への見送り）</li> </ul>
公園事業の削減
事業費を精査した上、緊急度・必要性を加味して、財源が不足する事業については翌年度以降への見送り、又、事業によっては2ヶ年の継続事業とすることで対応した。したがって、個々の事業費の削減というより、普通建設事業費で歳入全体の財源不足を調整した状況であり、結果として普通建設事業費の削減も限界にきている状況である。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路改良事業及び土地区画整理事業の縮小</li> <li>・事務事業の整理合理化 （一部事務組合負担金の削減、イベントの削減、維持管理経費の削減等）</li> </ul>
公共下水道事業について、下水道人口、計画汚水量等の内容を見直し、整備事業計画の縮小を図った。 （約2,300ha→約1,800ha）
市単独事業費（市道整備事業）の削減
小中学校の大規模改造事業（耐震補強等）の年次計画の先送り
道路改良等工事請負費
H15：建設事業の事業内容、事業規模の精査 H16：協働企業体、郵便入札等制度について検討 H17：条件付一般競争入札に郵便入札制度を導入し、総合評価方式による入札制度について検討した
普通建設事業を全体的に抑制
○補助費 H13：約8.7億円 H14：約8.7億円 H15：約4.9億円 H16：約5.5億円 H17：約2.9億円
○単独 H13：約31.9億円 H14：約29.1億円 H15：約21.9億円 H16：約16.2億円 H17：約14.7億円
○運営 H13：約2.4億円 H14：約2.3億円 H15：約0.6億円 H16：約0.7億円 H17：約0.4億円

○計
H13：約 43.0 億円 H14：約 40.1 億円 H15：約 27.4 億円 H16：約 22.4 億円 H17：約 18.0 億円
平成 17 年度当初予算編成において、投資的事業については、国庫補助事業を前年比 8 割、県単独事業を前年比 7 割、市単独事業を前年比 6 割に削減した。
学校改築における手法や内容等の見直し及び簡易プロポーザル方式の導入
総合運動公園整備事業
街路事業
道路関係単独事業費の削減
・公共施設建設の先送りや事業期間の延長
水辺公園整備事業の凍結
統合した小学校及び市民プール施設整備の P F I 導入
・道路の新設改良事業経費の抑制 ・学校施設耐震補強工事の実施期間の見直し ・公共施設等の維持補修経費の抑制
①コミュニティ施設用地購入の中止 ②高齢者福祉施設建設事業の中止 ③市立大ホールを含む駅前再開発ビルの建設見直し
特記する事項はないが、公共事業総額を大幅減とした。
普通建設事業（単独事業）の削減
市道等改良舗装事業
①社会福祉施設整備事業 （養護老人ホーム、児童福祉施設建替え）→ 事業の延期（H17～18→H25～26） ②土地区画整理事業 （駅前）→ 事業期間の延伸による単年度負担の減（H10～19→H10～22）
投資単独事業の抑制
新規事業の凍結
市（町）単独土木事業の削減
投資的事業について抑制することにより、公債費の抑制を図る。
公園事業の休止
優先順位、必要性など十分な議論、検討を行い、事業の峻別を行ったうえ、市民の安心、安全のため避けて通れない課題以外の市単独事業の抑制。 （参考） 投資的経費 単独事業費のみ（△約 21.8 億円） 約 62.4 億円（平成 13 年度決算）→約 40.6 億円（平成 17 年度決算）
駅南口区画整理事業のスローダウン
平成 17 年度普通建設事業 （削減した主な事業） 第 1 種市街地開発事業 街路事業 学校建設事業
市道整備で計画されていたものを年度調整や計画廃止の措置を行った。
平成 17 年 8 月のつくばエクスプレス（通称：T X）開業に併せて T X 関連の事業が大きな伸びを示したものの、道路橋梁費については特に新設改良等事業費の抑制を行った。
公共事業費は削減しているが原因は主に税の減収によるものと考えている。 普通建設事業費（H14：約 139.1 億円 H17：100.8 億円）
H17 福祉複合施設整備事業 当初、ケアハウス、特定公共賃貸住宅、地域交流センターからなる複合

<p>施設をPFI事業で計画したが、事業見直しを行い特定公共賃貸住宅部分を取りやめた。  (当初計画事業費 約12.4億円 → 見直し後事業費 約10.9億円)</p>
<p>学校改築の先送り</p>
<p>H16年度投資的経費決算：約97.4億円 H17：約76.9億円  H18年度当初予算：約50.8億円  平成16年度三位一体改革において、一般財源ベースで約10億円の削減に伴い毎年2～3割減少している。</p>
<p>道路橋梁費に係る普通建設事業費  街路費に係る普通建設事業費</p>
<p>公共下水道事業、地籍調査事業、庁舎建設事業、し尿処理施設整備事業、防災行政無線更新事業について、実施年度を先送りしている。</p>
<p>普通建設事業費の総額を平成15年度から抑制。  平成14年度普通建設事業費：約45億円  平成15年度～17年度平均普通建設事業費：約25億円 (△44%)</p>
<p>単独の道路事業 下水道事業 大幅な事業量削減</p>
<p>継続事業については、計画期間の延長等により、年度ごとの事業費を抑制するとともに、新規事業を極力抑制している。</p>
<p>小・中学校大規模改修の延伸  市施設駐車場用地取得の見送り  電子計算機器等リース契約の見直し  高齢者祝金の支給年齢引き上げ  重度障害者介護手当の見直し  心身障害者福祉手当の見直し  庁舎管理経費入札化 ほか</p>
<p>市営住宅建設事業</p>
<p>建設事業費の総額10%削減 (H17)</p>
<p>大幅な事業費の抑制はなし。</p>
<p>○まちづくり交付金事業  ○市道整備事業  ○林道整備事業</p>
<p>図書館建替え額の圧縮15億→8億へ 市内経済に与える影響を考慮しつつ当初予算段階で全体的に圧縮をかけている (単独事業中心に)  H14投資的経費約52.3億円→H17投資的経費約28.9億円</p>
<p>当市百年の大計と位置づけられる大型事業の完了の影響が大きい、自主設計・開発を図るなど経費の削減に努めた。</p>
<p>シビックセンター建設の中止  ごみ収集車更新サイクルの見直し  余裕教室活用による児童館建設の見直し  市営住宅建設手法の見直し</p>
<p>単独事業の大幅削減や事業年度の繰り延べ等で対応している。</p>
<p>市道等整備事業の減額 (決算統計：道路単独事業費)  H15決算額：約9.2億円 H16決算額：約6.5億円 H17決算額：約4.6億円</p>
<p>平成18年度は旧市町村時より計画されている事業について大々的な見直しを行った。  例)新スポーツ広場整備事業 計画額 約4.2億円 → 変更額 約2.4億円</p>
<p>発注業者の競争性の向上 (随意契約件数の縮小)  普通建設事業費の削減 (補助事業費 H14：約14.2億円 H17：約4.5億円)</p>

新規事業の開始時期の延伸、単独事業の箇所数の制限などを実施し対前年度よりも事業費額を落とすよう努めている
道路新設改良費において事業の優先順位を勘案し事業費の圧縮を図った。 ⑯決算額約 6.0 億円→⑰決算額約 2.1 億円 ※その他、17 年度当初予算編成において、予算編成方法の変更（従来の査定方式から、「経常経費」と公共事業費を主とする「重要事業」に分け各部に予算を配分する枠配分方式を導入）を行い、公共事業費総額の圧縮を図った。
下水道計画の大幅見直し 生活関連道路単独事業費の減
新市建設計画（平成 16 年～平成 25 年）の事業費の削減 1,000 億円→750 億円
臨時地方道整備事業
・投資的事業の見直し ・道路、公園等の改良 ・改修工事及び維持管理業務の見直し ・再生資材の活用や建設残土の再利用等によるコスト縮減
消防費において、国庫補助対象であった耐震性貯水槽の整備事業について、対象事業費引き上げに伴い、平成 16 年度事業実施を見送り、次年度以降に 2 事業まとめて実施。
⑰約 14.4 億円（△2.0 億円） ⑯約 16.4 億円（△2.5 億円） ⑮約 18.9 億円（△11.0 億円） ⑭約 29.9 億円（△13.2 億円） ⑬約 43.1 億円
道路新設改良事業の一部を後年度に先送り。
土木建築事業に係る一般財源を 17 年度△11.1%、18 年度 5.1%削減
公営住宅整備事業 道路整備事業
当初予算編成において枠配分方式を実施することにより、事業費を削減した。
普通建設事業費決算額 ⑭約 154.6 億円 ⑮約 121.8 億円 ⑯約 94.9 億円 ⑰約 104.6 億円
小学校分離新設校及び総合生涯学習施設整備・運営事業について、PFI 事業として実施した結果、優秀提案者の入札価格に基づき、市が直接事業を実施する場合と比較して、現在価値換算で約 29%削減されることとなった。
ダム利水計画の見直し（一部事務組合による事業） 全体給水水量を約 3 万トンから約 1 万 8 千トンに減水 平成 16 年度に枠配分予算を一部導入し、一般財源の過去 3 ケ年の平均 3.4%減を枠配分予算として配分した。 平成 17 年度には枠配分予算を拡大し、投資的事業については前年度の 10%減を枠配分予算として配分した。（枠配分予算は、市投資的経費とそのほかの経費について配分された予算を各部署で効率的に配分）
道路新設改良、農業用施設整備など
道路橋梁費（単独）
三世代交流事業の廃止 市民保養所の廃止
H15 予算編成時に前年度比補助分 10%単独分 20%減
道路・公園改修等の見送り
一般単独事業の見直し
個別の事業を見直すというよりは、普通建設事業全体の歳出額を抑えている
合併特例事業を除き、全体的に事業費抑制を実施

<ul style="list-style-type: none"> <li>市単独公共事業の平成 17 年度（約 7.3 億円）と平成 13 年度（約 12.4 億円）の比較で約 5.1 億円（40.9%）の減。</li> </ul>
<p>街路整備事業、市道整備事業、区画整理事業、下水道整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>道路等の維持管理費の抑制</li> <li>下水道建設事業費の抑制</li> </ul> <p>等</p>
<p>本市 5 か年計画に計上されていない事業費については、各所管局の予算要望にあたって前年度当初予算額の一般財源ベースで次の比率によりシーリング</p> <p>H14 80%以内      H15 85%以内      H16 80%以内      H17 70%以内</p>
<p>合併を機会として市単道路新設改良事業等においては、スケールメリットを考慮して全体事業費の抑制をおこなった。</p>
<p>道路関係について新設、改良事業を削減し、維持・補修事業のみとし、義務教育施設整備事業を優先させた。</p>
<p>市民の森総合公園築造事業縮小</p> <p>防火水槽設置事業及び小型動力ポンプ付積載車の年次計画見直し（延伸）</p>
<p>投資的事業充当一般財源の抑制を行った</p>
<p>学校給食委託化</p>
<p>駅自由通路整備計画の見直し</p>
<p>道路新設改良費、道路及び各種施設の維持補修費</p>
<p>普通建設事業費について、合併前（17 年度）決算額 92.2 億円を 18 年度において約 71.7 億円（見込み）に削減。</p> <p>各事業費、それぞれにおいて削減を行っている。</p>
<p>当市では、行政経営戦略プランに基づき、公共工事のコスト削減に取り組んでいる。</p> <p>（主なもの）</p> <p>新材料の導入、新工法の導入、道路線形の見直し、道路舗装の 2 層一括施行</p> <p>製品の大型化・長尺化による効率化等</p>
<p>箱物の新規建設を凍結中。</p>
<p>道路・街路・公園整備費の抑制</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>道路整備事業（先送り）</li> <li>市内小中学校の校舎改修事業（先送り）等</li> <li>し尿処理施設機器回収工事（先送り）</li> <li>図書館空調改修工事（先送り）</li> </ul>
<p>全般的な歳出抑制</p>
<p>大幅な事業費抑制を行った代表的な例は有りませんが、危機的財政状況の中、主な取り組みとしては、原則、市の総合計画・財政計画に基づいた事業について実施することとし、特に 100 万円以上の新規事業においては、事業評価等により、優先順位を定め、事業選択を実施した。契約担当部署の課への昇格等、効果的な契約方法が実施できる機能の強化を図った。予算面では枠配当を行い、事業費総額の抑制に努めた。</p>
<p>○道路事業の抑制等普通建設事業費の削減</p>
<p>公園等整備事業 事業延伸ならびに規模等の縮小</p> <p>市営住宅大規模改修事業 事業延伸 道路拡幅事業 2 ヶ年継続事業へ</p>
<p>平成 15 年に策定した「中期財政ビジョン」において 16 年度から 18 年度までに施設等整備費を 15% 削減するという目標を設定しました。</p> <p>その結果、16 年度から 18 年度までの 3 か年で、約 368 億円（13.6%）減となりました。（計画策定段階で想定しなかった、緊急に取り組まなければならないアスベスト対策などの実施による経費を除くと削減率は 14.7%となり、目標は概ね達成しています。）</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>消防庁舎建設事業</li> <li>各種公共施設耐震補強整備事業</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・農業土木事業 ⇒ 平成 14 年度～平成 17 年度において、 対前年度比△10%～△20%の事業費抑制を行った。（旧市予算ベース）</li> <li>・道路改良事業 ⇒ 平成 14 年度～平成 16 年度において、 対前年度比△5%～△20%の事業費抑制を行った。（旧市予算ベース）</li> </ul>
<p>普通建設事業費の削減</p> <p>H14：約 14.5 億円</p> <p>H17：約 10.8 億円</p>
<p>目立って大きな案件はないが、道路整備等の事業費減額および計画の先延ばし等を実施した。</p> <p>H14～17 は投資的経費全般の大幅な削減を行い既定計画であっても実施の凍結など行い再度十分な検討の上、実施することにした。</p> <p>コミュニティセンター建設凍結、第一小学校建替え時期の見直し、道路打換え等の抑制、公園管理経費の削減、街路樹維持管理方法の見直し</p>
<p>新規事業も含め、投資的経費全般にわたり抑制</p>
<p>特に代表的な例はないが、全体的に削減した。</p> <p>平成 14 年度普通建設事業費 約 23.8 億円</p> <p>平成 17 年度普通建設事業費 約 13.2 億円</p>
<p>道路舗装 H14： 約 1 億円 → H17： 約 5500 万円</p>
<p>道路改良等事業費</p>
<p>ケーブルテレビ施設建設事業（合併に伴う格差解消としてケーブルテレビ未整備地区を平成 17 年度から 22 年度までの年次計画で整備する予定であったが、現在の加入率が低く、また、今後の新規加入もそれほど見込めないと判断し、17 年度に実施設計を行ったが、事業実施を断念した。）</p>
<p>市営住宅の建替中止 平成 16 年度以降一般会計の事業費一般財源を 20 億円に抑制している</p>
<p>例年一定枠で実施している単独事業費のシーリング</p>
<p>複合施設建設事業の凍結（H15）</p>
<p>全体的に事業費の抑制を行っており代表的な例は特になし（公共工事のコスト縮減に取り組むとともに、毎年度の予算編成等において、施設整備の優先度等を検証し年次調整を行い、経常的な普通建設事業費について前年度予算比のマイナスシーリングを設定し、投資的経費の縮減を図っている。）</p>
<p>各公共工事について、コストの縮減を図っている。</p>
<p>平成 15・16 年度に実施した児童館等複合施設整備事業費の規模縮小 当初計画 15 億円→9 億円</p>
<p>公園整備事業の凍結</p> <p>街路事業の抑制</p> <p>学校教育施設改修事業費の抑制</p> <p>道路改修事業費の抑制</p>
<p>公共下水道整備事業（下水道事業計画の見直し）道路新設改良事業費</p> <p>平成 14 年度まで約 5 億円台の予算規模から平成 15 年度以降約 3 億円台の予算規模へ抑制</p>
<p>これまでの長引く不況や阪神・淡路大震災の復興に伴う影響等で、財政状況が圧迫されたため、本市第 3 次総合計画の基本計画で予定していた公共事業を、平成 14 年度に見直しを行い、その一部の事業を平成 21 年度以降へ繰延べしました。</p> <p>例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新病院建設事業</li> <li>・新体育館等整備事業</li> <li>・余熱利用施設建設事業</li> <li>・勤労福祉施設の建替えなど</li> </ul>
<p>※新規道路改良事業の見送り（継続事業整備・維持管理に重点）</p> <p>※区画整理事業の見送り（民間開発へ）</p>

※公園整備事業の見直し（整備規模の縮小）
総額として道路建設事業費の削減を行い、昭和50年代前半の水準まで削減した（ピーク時12億円→6億円）
平成13年度以降、毎年事業費を抑制してきたため具体的な例としては特にありません
公共施設の改修費 健康管理センター・佐倉草ぶえの丘・小学校・中学校・公民館・道路新設改修費 公共施設の新設延期（期限なし） 公民館・図書館
市内一円の市道の改良及び舗装工事
事業実施年度の繰延べ
「公共工事のコスト削減に関する高砂市行動計画」を策定し、工事材料、埋め戻し材料の検討及び当初設計の見直しによる予算積算時点での事業費の削減を図った。
投資的経費の決算額の推移は総額で H14：約281.8億円、前年比△約31.1億円 H15：約232.6億円、前年比△約49.2億円 H16：約216.5億円、前年比△約16.1億円 H17：約194.1億円、前年比△約22.4億円
給食センターの新築があるため、建設事業費に関しては前年度より増加しているが、土木費に関しては前年比で7.0%の減となっている。
○一般市道の新設改良事業 ○一般市道の維持補修費
新規事業の抑制
市単独普通建設事業の削減を行った。 H15：約38.8億円 H17：約25.9億円           △約13.0億円
道路改良工事：道路整備計画の見直し 細街路の整備：道路舗装・測量範囲の見直し
個々具体で削減したわけではなく、投資的経費全体でシーリングをかけた。
体育施設事業、公営住宅事業、まちづくり支援事業、文化施設事業、土地改良事業等の大幅な事業の削減を行った。
道路新設改良事業を精査し、必要最低限の事業の抑制している
市道整備（新設、改良、舗装）の抑制
投資的経費の中で前年度比10%削減に努めた
横穴郡保存修理事業の延伸
土地区画整理事業 14年度：約22.5億円 17年度：約15.1億円
一般廃棄物最終処分場第二期建設事業（ごみ処理の広域化の問題もあり一時見送り）
経常経費及び事業費に対する前年度一般財源額の5%削減を行った
設計のプロポーザル方式による建設事業費の削減（大分南消防署等）
土地区画整理事業 公共下水道事業 市道整備・補修事業
市内一円道路新設改良事業 市内一円交通安全施設整備事業

<p>地方財政状況調査 普通建設事業費</p> <p>H13：旧市町村計約 69.2 億円</p> <p>H17：約 44.2 億円</p>
<p>事業評価を予算要求に反映させることにより、一般財源ベースを基準とする予算要求限度額を設け、全体の公共事業の抑制を図っている。また、技術検査室所管による公共工事コスト縮減にも努めている。</p> <p>公共事業 H17： 約 211.0 億円 H14： 約 376.0 億円 (△約 165.0 億円)</p> <p>うち普通建設事業 H17： 19,552 百万円 H14： 27,673 百万円 (△8,121 百万円)</p>
<p>事業の廃止・先送りを検討し、投資的経費の全体的な抑制を図ってきた。</p>
<p>選択と集中による事業抑制の実施 投資的経費(一般財源ベース)</p> <p>H13： 約 15.7 億円</p> <p>H14： 約 10.2 億円</p> <p>H15： 約 9.1 億円</p> <p>H16： 約 6.8 億円</p> <p>H17： 約 5.8 億円</p>
<p>一般財源ベースで 4 億 5 千万円で固定している。</p>
<p>一般財源 20%カットの枠配分方式による経常経費の抑制</p>
<p>イベント事業の見直し</p>
<p>公共事業費の削減については、人口増等に対処するために必要な社会資本整備を推進することが緊急の課題であり削減できない</p>
<p>雨水排水対策施設建設事業の凍結</p>
<p>地域集会所整備事業 (H15⇒H16)</p> <p>農道等整備事業 (H15⇒H16)</p> <p>道路整備事業 (H15⇒H16)</p> <p>河川等整備事業 (H15⇒H16)</p>
<p>都市公園建設事業</p>
<p>道路改良事業及び過疎対策事業の抑制及び先送り</p>
<p>○「新公共工事コスト縮減対策に関する行動計画」に基づき、総合的なコスト縮減対策を全庁的に推進 (H14～17 年度)</p> <p>○設計 V E (バリューエンジニアリング) の導入により、土木系・建築系の設計段階において、品質を保持したまま建築費を下げるあるいは建築費を変えずに品質を向上させる技術の習得の研修を実施し、中学校体育館改築工事実施設計や、公民館移転新築工事においてコスト縮減を図った。</p>
<p>市単独事業のうち、道路新設改良事業、河川水路維持改良事業、小・中学校営繕工事費等の、いわゆる単独事業について、毎年度予算での削減をした。</p> <p>平成 14 年度 11.6 億円 → 平成 17 年度 7.4 億円 (△36.2%)</p>
<p>道路整備費</p> <p>H14 年度予算 約 65.0 億円</p> <p>H18 年度予算 約 29.1 億円</p>
<p>生活道路の整備にかかる予算を削減するため、着工を後年度に先送りしたり、工区分けを行い、一路線の整備を数年にかけて実施した。</p>
<p>道路建設事業の年次計画見直しによる事業中止及び延期</p> <p>単独事業費 10%減のシーリング実施</p>
<p>公共事業予算要求枠のシーリング</p> <p>H14～16： 「市債＋一般財源」 △10%シーリング</p> <p>H17： △5%シーリングで全体的な事業費の抑制</p> <p>普通建設事業費</p>

H14 : 84 億円→H17 : 59 億円
一般単独事業（道路、河川、公園改良等）の削減 平成 17 年度 予算編成基準 △20% 平成 18 年度 予算編成基準 △30%
・平成 15 年 3 月に公共工事コスト削減対策に関する新行動計画を策定し、公共工事のコスト削減に取り組んでいる。 ・道路維持関係事業費の削減。
・普通建設事業における維持補修事業費の経費削減（2 分の 1 に削減） （H16～H17）約 2.5 億円 ・合併処理浄化槽設置補助金の廃止 （H16.6 月末で廃止）約 0.4 億円
普通建設事業費については、特に地方単独事業の厳選や経費の精査を行い、事業費の抑制を図りました。
平成 15 年度より予算額を枠配分として、普通建設事業費を抑制した。
各年度の予算編成時にマイナスシーリングを実施し、一般管理経費の圧縮を図った。
道路維持費の削減 道路新設改良の削減
上下水道の工事について、従来から使用していたダクタイル鋳鉄管に代わり、新しく開発された高機能ダクタイル鉄管を採用することにより、耐用年数を延ばし、管の取替え工事回数を少なくし事業費の抑制を図る。
道路事業の削減 街路事業の削減 下水道事業の削減
・単独道路整備事業
本市においては、普通建設事業（公共事業）の事業費ベースは概ね 30～40 億円前後で行っていたが、事業計画の策定や予算編成の段階から緊急性や必要性など選択事業の精査を行い実施し、総額の圧縮を行ってきた。 普通建設事業費決算ベース ・13 年度:35 億 ・14 年度:35 億 ・15 年度:26 億 ・16 年度:20 億 ・17 年度:18 億
当初予算要求時に投資的経費についてマイナスシーリングを設定するとともに、事業の先送り・凍結を実施し、事業の抑制を行った。
歳入の減少に伴い、全体的に経費節減に努めた。
・学校施設大規模改造工事 ・私道整備
投資的経費総額 （3 年間で 15.6 億円、43%の減） （決算額 H14 : 約 35.9 億円⇒H17 : 約 20.4 億円）
道路・街路等の整備事業について、実施計画における実施年度や事業内容などの見直しを行い、公共事業の抑制を図った。
投資的経費を一般財源ベースで 10 億円に抑制した
投資的事業に年間の総枠を設定することにより、施策を限定せず、総額の抑制を図ってきた。（重点プロジェクトは除く）
基本的には充当一般財源を前年以下とすることとしている
・都市下水道事業の休 ・振興会要望による道路改良事業の縮減
道路補修経費、道路新設改良費

道路新設改良費、橋梁費、街路事業費、公園整備費、河川新設改良費、農業施設新設改良費、学校費についてシーリング枠を設定し、削減を行なっている。
公共事業に着目した特段の取り組みは行っていないが、財源的な制約から結果的に減少はしている。
投資的事業経費の概算予算要求基準(対前年度比率)にて毎年削減 H15-97% H16-90% H17-95% H18-97%
・平成15年度までに公共工事コストを平成8年度比15%削減することを目標とした「公共工事コスト縮減第二次行動計画」に基づき、平成15年度実績で15.3%の削減を達成。 ・「公共工事コスト縮減第三次行動計画」に基づき、設計の最適化や資材調達の最適化、事業のスピードアップの観点から公共工事の全てのプロセスを見直し、平成20年度までに平成14年度比15%のコスト削減を目指す。
総体的に公共事業を減少せざるを得なかった。単独事業で20%弱の減となった。
地財計画に沿ったかたちで普通建設事業費の抑制を行っているが、平成17・18年度は新庁舎建設事業により予算規模は拡大している。
平成14年度から平成18年度にかけて普通運搬事業費は全体的に約1,753,000千円の減額(△34.9ポイント)の状況となっている。
道路整備事業費の削減
市単独事業については前年度80%以内とする
・公共事業充当一般財源化を5億円以下とした。 ・起債事業(新発債借入)を10億円以下とした。(単年度元利償還額22億)
単独事業費の1割カットを平成15年度より実施している。 H14 約19.4億円→H16 約14.0億円
公共工事コスト削減による全般的な見直し(H14～H16)
道路整備関係経費H17決算額対前年度比
公共工事費のコストの適正化取組(平成16～17年度) ①前払金制度の改正 ②土木工事に係る諸経費の内、地域補正の見直し(平成16年度) ③土木設計積算に係る2次製品の見直し(平成17年度)
・幹線道路整備事業の中止
H14 約41.9億円 学習センター建設完了に伴い、約13.6億円の減額 H15 約26.6億円 コミュニティセンター建設完了に伴う減額 H16 約25.7億円 準用河川整備費業約1.2億円の減 H17 約18.8億円 準用河川整備費業約0.9億円の減
街路事業 平成13年度普通建設事業決算額 約67.4億円 平成14年度普通建設事業決算額 約117.3億円 平成15年度普通建設事業決算額 約28.4億円 平成16年度普通建設事業決算額 約23.4億円 平成17年度普通建設事業決算額 約29.2億円
・道路建設費の抑制 下水道建設事業費の抑制
公共事業に係る財源の起債及び一般財源のそれぞれ総額に上限を設定して事業費の削減を行っている。
港湾整備事業費の削減(H14～H17)
・A土地区画整理事業(公共事業の撤退) ・B土地区画整理事業(公共事業の廃止) ・C土地区画整理事業(公共事業の廃止)

<ul style="list-style-type: none"> <li>・A道路改良事業 平成16年度から事業一時休止</li> <li>・B道路改良事業 平成14年度から事業一時休止</li> <li>・C道路改良事業 平成15年度から平成17年度までに事業一旦休止</li> <li>・統合小学校の建設凍結</li> </ul>
市内東部地区で計画されていた農業集落排水整備事業をゼロから見直して、より経費が抑えられる合併処理浄化槽整備(嵩上げ補助もプラス)へ計画変更。
学校の改築計画の先送り 区道の整備経費の縮小
普通建設事業費の削減
平成14年度都市基盤整備のための、投資的経費に係る一般財源の規模は約29億であったが、平成15年度以降はその規模を抑制している。右記の減額幅については、平成14年度の29億円との差額の合計である。
市単独道路改良事業 H16 ⇒ H17 40%カット      H17 ⇒ H18 20%カット
道路整備事業等の削減 H14=約23.0億円 H15=約18.0億円 H16=約15.4億円 H17=約14.7億円
協働のみちづくり・むらづくりにより、市と市民が協働で市道・農道・農業用施設の整備を実施。請負方式から協働へのシフトにより大幅な削減がなされた。
道路関係事業費(1市2町含み)
建設事業費の見直し(H17) ・全体事業費の圧縮、抑制約21.0億円→約14.6億円 ・うち一般財源約10.2億円→約2.8億円
・道路新設改良費の見直し
各々の事業について、精査を行っているものであり、大幅な抑制を行った事業は特にない。
事業実施中の公共事業については 総事業費の削減 事業期間の延伸による事業費の平準化など 新規の公共事業の休止・見直しなど
・道路整備事業
・平成17年度予算経常経費10%カット投資的経費20%カット(平成18年度予算経常経費5%カット投資的経費15%カット)
総合運動公園整備事業を前倒しで終了 下水道整備事業をH20以降休止
大型公共工事については平成10年度までに、総合運動公園、科学館、イベントホール、資料館等の大型工事をもって一定終了しており、その後の大型工事についてはほとんど行っていない。
道路橋梁新築改良工事平成 13年度決算 約21.1億円 ⇒ 平成17年度決算 約10.5億円
街路事業平成 13年度決算 約28.0億円 ⇒ 平成17年度決算 約17.9億円
下水管渠布設事業平成 13年度決算 約29.9億円 ⇒ 平成17年度決算 約14.9億円
・公共事業に関する建設工事技術管理研究会を設置し、工事技術基準、予定価格見直しによる工事コストの削減。

平成 15 年までは、合併前から懸案事項であった基盤整備のための大型プロジェクト（建設事業）の実施としたために、公共事業にかかる経費は例外的に大きくなっている。平成 16 年からは大型プロジェクト完了に伴った事業責減とともに、三位一体改革による交付税削減に対応するために、あらゆる建設事業の見直し、削減を行った。
中期財政計画に基づくもの（一般会計ベース） 平成 15 年度 約 300 億円 平成 16 年度 約 270 億円 平成 17 年度 約 240 億円
・普通建設事業費の削減
平成 16 年度 20%削減 平成 17・18 年度 財源配分方式で 10%削減
代表的なものということではないが、投資的事業の抑制で普通会計決算ベースで下記のとおりとなった。 H14 約 41.3 億円 → H17 約 11.4 億円
普通会計の補助・単独合計(14 決算-17 決算比較) ・港湾事業△244 億円 開発におけるまちびらき時期の延期など ・街路事業△174 億円 幹線道路整備の重点化、新規取得用地の原則凍結など ・土地区画整理事業△117 億円など
・土地区画整理事業の事業期間の延伸と年度割事業費の平準化。(H17 年度) ・健康増進施設整備事業の廃止(H14 限り)、建設中止。 ・学校教育施設の耐震度調査や屋内体育館等の改築の繰り延べ ・保育所当の改築の繰り延べ ・市道の改良舗装、維持補修の繰り延べ
普通建設事業費の抑制 17 年度実績約 23.1 億円 18 年度予算約 21.6 億円 ◇うち一般財源の抑制 17 年度実績約 6.8 億円 18 年度予算約 4.7 億円
公共下水事業(平成 17 年度より実施予定を中止した。)
事業の延期等で対処している
具体的にどの事業を抑制するというのではなく、普通建設事業費全体の抑制を図り、当該年度に使用可能な一般税源の範囲内で優先順位の高い事業を予算化していった。
投資的事業のうち単独事業費を縮減 平成 14 年度決算約 10.1 億円(事業費)→平成 17 年度決算約 7.0 億円(事業費)
H16～投資的経費については、財源枠を設定し、その中で事業を厳選し実施している。 原則新規事業の凍結。(一般財源枠 2.5 億円、市債枠 4 億円を上限) H14 普通建設事業費 決算額約 25.1 億円 H17 普通建設事業費 決算額約 7.8 億円
平成 13 年 10 月に財政健全化計画を策定し、その中で投資的経費の重点化により、平成 14 年度から平成 17 年度の 4 年間の累計で約 113 億円(計画策定時の中期財政見通しとの差額)の取組み額を実行しました。 (対象事業) 街路事業費、小・中学校建設改良費、道路新設改良費、J R 複線化事業 埋立処分場他
市道等整備事業(一般市道整備(特定以外)、道路側溝補修工事等)
平成 14 年度土木費決算額 約 82.8 億円 平成 17 年度土木費決算額 約 58.6 億円

道路整備事業等の先送り縮減
・ふれあいの家整備を当分の間建設をしない。 ・国庫補助金の中心に行い、単独事業については極力抑制する。
投資的経費の削減 単独事業約 20%
道路改良事業、土地区画整理事業の縮小
(主要な事業について 10 年間の計画を作成し、総合的に調整を行っている。)
側溝整備事業 舗装整備事業
普通建設事業の先送り
・継続事業について、当初予算ベースで対前年度比 17 年度 20%減。 ・16 年度文化費 1%の凍結
新ごみ処理施設建設事業(H16～H19) 約 110 億円→約 90 億円
予算編成方針において、一定の数値目標を定めて、事業費の抑制を図った。
予定事業の 10%削減などを複数年度行っている。
道路改良・河川改良・舗装について事績の抑制を行った H14 予算ベース 約 19.9 億円 → H18 予算ベース 約 12.7 億円
H14 当初・H17 当初比較 ①道路補修費 ②道路新設改良費 ③河川補修費 ④公共都市下水路事業費 ⑤公園整備費 ⑥農地施設整備費 ⑦土地改良事業費
厳しい財政事情をふまえ、公共事業の実施についてはその総額を抑制する傾向が続いているが、特定の事業について大幅な抑制を行ったものではなく、新規事業を控えるなどの要因による。
新規事業への予算措置を極力減らした。
市街地再開発事業、街路整備事業
再生材や発生材等の有効的活用により、建設コストの縮減を図った
歳入の範囲内で普通建設事業費（路線等）の縮小を図る。 平成 14 年度に対する平成 16 年度削減額(普通建設費ベース)約 10.9 億円
公共工事入札制度改革（入札制度の 15 項目の改善による）
平成 16 年 12 月に策定した財政構造改革プランを基にして、平成 17、18 年度予算において、265 億円の財源不足の解消を図るべく事務事業の見直しを行った。 各局に配分した臨時的経費（公共事業以外の事業を含む）については、各年度 20%のシーリングを行った結果、一般財源ベースで 2 か年合計 99 億円の効果額を産み出した。
市単独投資的経費（道路新設・改良等）の見直し
新規事業の抑制（原則、取り組まないこととしている） 継続事業の計画期間の延伸（区画整理事業、公園整備事業）
・港湾整備に係る事業費縮減（事業終了分も含む） （事業費H14 約 8.0 億円→ H17 約 2.6 億円） ・公営住宅建設（建替）事業の事業期間見直し
1. 地下鉄建設工事費の削減 工法等の見直しにより事業費を削減 2. 公共工事のコスト縮減 「財政健全化プラン」（平成 16 年度）において、平成 19 年度までに公共工事コストを平成 8 年

度水準から 7%縮減し、120 億円を節減することを目標として、取組を推進している。
土地区画整理事業、農業集落排水事業、主要市道改良事業を含め、一般財源（市税及び地方交付税）の減少のなかで投資的経費の縮減を余儀なくされた
道路整備事業について優先順位を設け、計画的に実施した。
街路・道路・河川事業等の延伸を含めた見直し 学校施設関係事業の実施時期の見直し 公共下水道事業の全体計画の見直しと単年度投資の抑制
清掃工場建設時の地元対策として計画した野球場、テニスコート、新設事業の縮小、先送り。 道路改良事業（総事業費約 13.0 億円）の工事の延期（用地買収まで完了 約 1.7 億円）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都市計画道路新設工事工法見直し</li> <li>・ 河川改修工事工法見直し</li> </ul>
P F I 手法を取り入れた環境センター・余熱利用施設整備
社会福祉施設整備助成 保健福祉サービスセンター整備 道路新設改良事業 河川改良事業 緑化推進事業 城跡整備事業 など
道路新設改良 公共下水道事業 農業集落排水事業
継続事業、補助事業の事業費の削減 新規事業を 3 年間原則凍結
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 排水炉改修工事において、工法を見直した。（BOX カルバート工→L 型路工）これにより。工費が従来工法の 35%程度に縮減された。（効果額 約 1.5 億円）</li> <li>・ 浸水対策事業において、計画を抜本的に見直し、当初設置予定であった排水ポンプ施設の設置を取りやめた。（効果額 約 4.0 億円）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ コスト削減に伴う設計基準の見直し</li> <li>・ 合併年度による新規事業の凍結</li> </ul>
普通建設事業（単独分） ①道路 H14 約 5.2 億円→H17 約 1.2 億円 ②街路 H14 約 6.0 億円→H17 約 1.7 億円
「公債費負担適正化計画」に基づく普通建設事業費の抑制 投資的経費＜H13 決算＞約 17.4 億円→＜H17 決算＞約 10.1 億円
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路改良事業の凍結</li> </ul>
中期財政計画を策定、毎年ローリングし、公共事業の取捨選択を行った
道路新設改良 事業の抑制

Q7 貴自治体では、住民サービス（各種団体・個人への補助・助成等）の縮小または廃止を行いましたか。

SQ 大幅な見直しを行った住民サービスのうち、主なものについて記載してください。

<ul style="list-style-type: none"> <li>・市税の前納奨励金廃止</li> <li>・市単独補助の廃止</li> </ul>
各種団体への補助（一律 20%削減）。扶助費（単独事業）の削減
各種団体の運営補助金を対前年度補助額一律 20%の削減。
各種団体への補助（一律 20%削減）。 扶助費（単独事業）の削減補助金の一律 10%カット
平成 18 年度から団体等の運営費補助金の一律 5%削減を行った。
高齢者祝金支給基準の見直し（80 歳以上→80 歳到達時のみ） 前納報奨金率の引き下げ（1.0%→0.5%）
①敬老祝金の見直し（88 歳、99 歳を廃止し、77 歳時だけに給付） ②生活保護費法外扶助の見直し（夏期、冬期の見舞金の廃止など） ③ミニドック自己負担導入による委託料の減 ④合併処理浄化槽設置費への市単独補助の見直し
市制度資金利子補給の融資期間縮小（7 年→2 年） 補助金等検討懇話会の答申に基づく市単独補助金の見直し
<ul style="list-style-type: none"> <li>・すこやか夢育成金 ▲30,000 千円</li> <li>・各種団体補助金について毎年度見直し H14： 25 件 ▲約 2700 万円 H15： 20 件 ▲約 3200 万円 H16： 27 件 ▲約 750 万円 H17： 22 件 ▲約 1400 万円</li> </ul>
H17 年度の合併を機に各種団体への補助金△30%
17 年度 各種団体補助金一律 1 割カット
各種団体補助金の削減 △20%
在宅寝たきり老人等手当廃止 各種団体への補助金一律 10%カット 野外センター冬季閉鎖 市税前納報奨金の算定率引き下げ
合併以降、各地区独自で行っていた補助等の整理、廃止（地域振興補助等）
敬老金贈与の対象者及び額の改訂
市立保育園、市立小学校の統廃合 納税貯蓄組合奨励金の補助率削減 里芋出荷奨励補助の廃止 乳幼児歯科医療費助成の廃止
<ul style="list-style-type: none"> <li>・敬老祝賀事業見直し（記念品廃止、90 歳祝金廃止）</li> <li>・重度心身障害児福祉年金段階的廃止</li> <li>・太陽光発電補助金見直し（利子助成→定額）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・老人福祉手当の廃止（14 年度）</li> <li>・保養所の廃止（15 年度）</li> <li>・高齢者紙おむつ支給・使用料助成の見直し（16 年度）</li> <li>・女性福祉資金貸付廃止（17 年度）</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉協議会運営費補助 (H13 約 1700 万円→H17 約 600 万円 △約 1100 万円)</li> <li>・行政事務連絡業務委託 (H13 約 1400 万円→H17 約 1000 万円 △約 400 万円)</li> <li>・町内街路灯電気料補助 (H13 約 500 万円→H17 約 350 万円 △約 150 万円)</li> <li>・リサイクルにこここ運動奨励金 (H13 約 930 万円→H17 約 760 万円)</li> <li>・合併処理浄化槽設置費補助 (H13 約 3700 万円→H17 廃止 △約 3700 万円)</li> <li>・地域公民館整備補助 (H13 約 770 万円→H17 廃止 △約 770 万円)</li> </ul>
区長協議会等他 13 団体への補助金削減
各種団体への市単独補助金の削減
大幅な見直しは実施していない
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市単独補助金について、基本前年比△10%や廃止することを予算編成の中で行った。 (例：納期前納付報奨金の率削減等)</li> <li>・市単独扶助費について、制度見直しによる削減を行った。 (H16. H17) (例：長寿祝金制度見直し等)</li> </ul>
各種補助金の一律 1 割カット
サンセット方式の導入・廃止
<ul style="list-style-type: none"> <li>・前納報奨金制度の廃止 平成 17 年度より、市民税、固定資産税について前納報奨金制度を廃止した。</li> </ul>
団体補助の見直し
国、県からの財源措置が縮小、廃止された事業については、その削減部分について事業を縮小すべく対応を図っているが、補助金、委託料などの削減には苦慮している状況
高齢者・障害者など市単費福祉サービスの見直し（市単独扶助事業に係る対象者の所得制限の強化など）
高齢者船賃助成補助の廃止
イベントへの補助金縮小・廃止
<ul style="list-style-type: none"> <li>・敬老記念品、敬老祝金の削減</li> <li>・税の前納報奨金制度の見直し</li> <li>・各種補助金の一律削減</li> </ul>
福祉医療費助成
社会福祉協議会補助
資源集団回収補助金
観光事業委託料ほか 123 項目の各種団体補助金
負担金
委託料等の廃止
削減を実施
入学・入所支度金
進学奨励金
技能習得奨励金などの個人給付の見直し
各種補助金の廃止
生垣設置費補助金
電動生ごみ処理機購入費補助金
老人クラブ補助金
独居老人等給食サービス事業補助金
農業博覧会記念人材育成事業費補助金 など
各種団体に交付する補助金について、交付額の規模ごとに削減率を設定し、削減した。
出産育児祝金支給事業の廃止
市単独補助金を一律 10%カットした。新規補助金は行わない。

各種団体への補助金を1割削減
大幅な住民サービスの縮小・廃止については特にありません。 各種団体等への補助交付金を精査する等、合理化を図りました。
各種補助金の見直し
補助金・交付金の見直し
全般にわたる補助負担金の見直し 施設の使用料・手数料の改定 18か所の出張所を6か所の市民事務所に統合（地域センターの開設） 保養所の廃止 民間特別養護老人ホーム整備費の助成見直し 介護老人保健施設整備費助成事業の廃止
各種団体、個人への補助金の縮小、廃止等の見直しを行っております。
市単独補助金の10%削減 集団資源回収業者謝礼金の見直し 生徒派遣補助金の見直し
3年に1度各種団体・個人への補助の見直し
補助金の削減
<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種団体、委員会等の補助金、交付金の削減</li> <li>・委託料（事務事業）の見直し</li> <li>・委託料（施設関係）の見直し</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・老人及び障害者介護見舞い金廃止</li> <li>・結婚相談事業</li> <li>・各種補助金10%削減</li> </ul>
団体補助等は活動や決算状況を確認し、助成額や期間の見直しを行った（多数あり）
補助金の見直し
各種団体への補助金（市単独分）を平均5%カット
第4次行財政改革実施計画に基づいて補助金整理合理化方針（17年度～19年度）に沿って、17年度に179事業、約560万円（△0.16%）の削減を実施した。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・団体運営補助金の削減</li> <li>・水道料金、体育施設利用料の改訂</li> </ul>
各種団体（個人含む）への補助金・交付金の一律カット
在宅要介護者激励事業等の福祉関係の市単独事業の廃止、縮小 交通災害共済事業の廃止
<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者への交通費助成廃止</li> <li>・障害者福祉手当減額</li> <li>・生ごみ処理機器購入補助廃止</li> <li>・その他各種補助金 全体で20%の削減</li> </ul>
H16 一律20%の削減
同和振興補助金の段階的縮小・廃止
市単独補助金を5年間で30.0%削減も目標に年6.0%削減（H17～H21） 上記見直しを行うことで総額を抑制
毎年度恒常的に支出されている市単独補助金の必要性及び補助基準を見直し、新たに必要とされる経費への財源確保を図った。また、平成18年度から市単独の補助金・助成金の一律10%カットを実施。
H15年度 補助金を一律10%削減した
H16年度 職員互助会補助金の減 約660万円→約400万円
H18年度 市民提案事業公募補助金

(市民が主体となつて行う事業に対して、公募し審査会で決定された団体に対し補助金を交付する)
定住促進事業補助 (平成 15 年度廃止 約 2200 万円) 太陽光発電システム設置補助 (平成 17 年度廃止 約 180 万) 農林業振興補助 (平成 13 年度約 7100 万円が平成 17 年度約 2200 万円へ縮小) 納税奨励金の廃止 (平成 14 年度まで約 2500 万円) 前納報償金の廃止 (平成 16 年度まで約 1100 万円)
旧市 在宅寝たきり高齢者等介護手当ての見直し (支給対象者、支給額の縮減) 高齢者及び障害者の医療費等助成の見直し (医療費助成の段階的な廃止や助成割合の縮減 )
H13 年度に見直しし、H14 年度予算から反映 廃止：約 11 万円 縮小：約 19 万円
H15～ 市単独の補助金・負担金の 10%削減
単独補助金の廃止・削減 (例えば一律 5%カット)
誕生祝金事業の廃止
<ul style="list-style-type: none"> <li>・難病者援護費 <span style="float: right;">△約 1.2 億円 (所得制限の新設)</span></li> <li>・一人親家庭医療費助成 <span style="float: right;">△約 2000 万円 (所得制限の新設)</span></li> <li>・敬老祝金の縮減 <span style="float: right;">△約 1000 万円 (支給年齢の見直し)</span></li> <li>・福祉タクシー事業費 <span style="float: right;">△約 3800 万円 (一部見直し)</span></li> <li>・老人医療 (69 歳) 助成事業 <span style="float: right;">△約 3400 万円 (所得制限見直し)</span></li> </ul>
平成 18 年度より、見直し基準に基づき、各種団体等への補助金の削減に取り組んでおり、平成 19 年度予算編成においても継続して行っている。
通常増減のみ
補助金の見直し (5%カット)
<ul style="list-style-type: none"> <li>○新入学児童市民交通災害共済加入負担金廃止</li> <li>○高齢者等住宅改造助成廃止</li> <li>○訪問給食サービス補助率見直し</li> <li>○イベント事業補助金の補助率見直し</li> <li>○小中学校児童生徒各種大会出場補助金見直し</li> <li>○民間保育園運営補助金見直し</li> </ul>
各種団体補助金の見直し。 (全団体一定率削減や補助交付額に対して、決算の繰越額が上回っている場合交付を見送る等)
14 年度 市費単独補助金原則 10%カット約 370 万円 16 年度 「誕生の祝」廃止 約 89 万円、前納報償金の縮減 約 3200 万円 17 年度 合併旧町の出生記念品・敬老記念品・祭事廃止約 1100 万円、市費単独補助金原則 10%カット 約 2600 万円
団体運営費補助金の一律 10%削減を実施
市長会及び市町村会の決定に基づく負担金の一律カット 単独補助金の一律カット
補助負担金の全面的見直し
平成 17 年度予算において、団体育成補助金の一律 10%カット及び小額補助金の廃止・削減等を見直しを実施
<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間住宅家賃助成事業の廃止</li> <li>・保育所に対する市費補助金の見直し</li> <li>・理美容サービス事業の見直し</li> <li>・要保護世帯への歳末見舞金等の廃止</li> <li>・重度心身障害者タクシー乗車料金、自動車燃料購入費助成事業の廃止</li> </ul>

各種補助金の見直し 5~20%削減 (15年度) 各種イベント統廃合 (15年度)
敬老祝金 (80歳以上に3,000円支給) の廃止 75歳以上の人に毎年敬老年金を支給していたが、16年度より77歳、88歳、99歳以上という節目の年齢の支給とした。
単独補助金を全体的に削減しました。 ・デイサービス事業の見直し ・生活保護夏期見舞金の廃止 ・生活扶助歳末・見舞金の廃止 ・特定疾患患者見舞金の廃止 ・ペットボトル回収作業の廃止 ・配食サービス事業の単価見直し
奨励補助金 (資源ごみ、さとうきび等) H15年度からH17年度にかけ近隣市との合併協議会が設立され協議中のため大きな動きが取れない状況でした。その中で、各種団体への補助金につきH17年度予算で運営費補助金の10%一律カットを実施いたしました。また、使用料・手数料について、受益者負担の適正化を基本とした見直しの検討を実施いたしました。(H18年度に反映)
幼稚園就園補助金の廃止 市単独補助金の一律10%削減 ・補助金の整理合理化 (廃止・統合) (補助件数 14年度:90件 → 17年度:60件)
市単独補助金の整理合理化を実施した。(事業内容の精査、単価見直し、廃止)
敬老祝交付金対象者を見直しを実施 80歳以上を80歳、85歳、90歳、95歳以上とした。
単独補助金の見直し 税金の前納報償金廃止 文化会館公演事業の廃止
保育定員を大幅に下回る保育園1園を平成17年度に廃園した。
市単独扶助費の縮小、廃止 各種団体への補助金の削減
補助金の見直し 使用料、手数料の見直し
社会福祉協議会補助金の見直し 路線バス通行補助金の廃止
H17: 小学校 (2校→1校)へ統廃合した。(市内全:8校→7校) H15: 団体運営補助金の10%カット等
市立幼稚園の統廃合 (△約3600万円) 納税組合に対する補助金廃止 (△約1500万円)
平成15年度から平成17年度の3年間で、運営費補助金を中心に10%削減した
中小企業信用保証料補助金の廃止 身体障害者、知的障害者見舞金の廃止 出張所の廃止
生きがい奨励金支給額改定 大会等派遣の助成対象見直し
市税前納報償金の廃止 私立幼稚園補助金廃止 公立幼稚園廃止

<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種補助金の削減</li> <li>・健康福祉バスの廃止</li> </ul>
敬老祝い金の縮小、各種団体等運営費に対する市単独補助金等の見直し
敬老金支給方法の見直し（節目支給） 市民保養所の廃止（代替策として小額での助成制度）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市単独補助金の削減、廃止</li> <li>・上記以外の全ての補助金の見直し、削減</li> </ul>
市税前納報奨金の廃止、補助金の削減、廃止
各種団体、個人への補助金額の見直し、廃止
補助金廃止の見直し 単独事業の廃止（金婚式、敬老式等）
①敬老会補助金（敬老事業実施補助）廃止 ②私立保育所助成費廃止
市単独扶助費の見直し （難病者見舞金、障害者給付金、寝たきり老人見舞金、敬老祝金、母子家庭給付金、老人節目祝金、民間賃貸住宅家賃補助などの見直し） 市単独補助金の一律 20%カット 市税前納報奨金の廃止
補助金等の整理合理化 目標数値 補助金総額 40%削減（H16 決算化）
平成 16 年度から各種団体への補助金を一律 2 割カット
第三者の視点で補助金の調査・検討を行うための組織として、補助金検討委員会を設置し、個々の補助金について協議した結果を「検討結果報告書」にまとめ、その趣旨を踏まえて補助金の見直しを行った。
集団資源回収事業協力業者補助金の値下げ（1kg2 円→1 円） 敬老祝金支給の廃止、値下げ （77 歳廃止、88 歳 20,000 円→10,000 円、99 歳 30,000 円→20,000 円）
各種団体への補助金の減額
運営補助金について一律 50%削減 小型合併処理浄化槽の単独上乘補助 100 千円→0 千円 里道整備、農道舗装の補助金については補助率の見直し 70%→50%
平成 12 年度から補助金制度の大幅な見直しに着手し、外部委員 5 名による補助金制度懇話会を立ち上げ、3 度の提言をうけて平成 14 年に現在の制度をほぼ確立した。平成 14 年度予算（平成 13 年度に審査を実施）からは、補助金の公募制を導入し、また提言に基づいて懇話会による審査を行いその結果を補助金の予算査定判断材料にすることで補助金額の削減を図っている。
補助金の廃止：流通改善事業費補助金ほか 8 件 補助金の縮小：観光協会補助金ほか 47 件 約 2400 万円 市単独扶助費の廃止：生活保護者一般見舞金ほか 3 件 約 6400 万円
市民公益活動や生涯学習活動などを行う市民活動団体等に対する公募補助金の交付額削減
補助金の縮小 団体運営費補助の廃止、縮小 各種大会、周年事業補助の整理
子ども医療費給付事業の見直し（H17） 高齢者ふれあい入浴権の廃止（H17） 各種団体への補助金廃止（H17） 健康診査等個人負担の見直し（H17） 図書館図書購入費の一部削減（H17）

固定資産・都市計画税にかかる前納報奨金の廃止 各種団体補助金の精査による廃止・縮減
老人福祉保健手当ての廃止 国民宿舎の廃止
市単独補助金を原則 10%削減した
長寿祝金の減額（支給対象者の縮小）（△約 490 万円） 市単独イベント補助金（31 件）10%削減（△約 270 万円） 国際交流派遣事業費補助金の廃止（△約 100 万円） 市老人クラブ連合会活動費補助金の廃止（△約 50 万円） 観光協会運営費補助金の減額（△約 40 万円）
団体運営費補助の見直し削減
補助金について、平成 17 年度に一律 10%の削減を指示して 64 件、約 500 万円を削減した。 （平成 18 年度には 28 件、約 8800 万円の補助金を廃止） 平成 17 年度に 6 件、7,750 千円の事業をスクラップした。 （平成 18 年度には 14 事業、約 4200 千円の事業をスクラップした）
各種団体に対する補助金について、繰越額等をみて 3～10%の削減を行った。
H15：補助金 100 万円以上 10%削減、50 万円以上 100 万円未満 5%削減
補助金の見直し 納税組合報奨金の廃止
団体補助金 平成 15 年度決算費原則平成 18 年度までに 20%削減 少額補助金の廃止
各種団体への運営補助の見直し 老人単独医療助成の廃止 寒冷地作物奨励補助縮小
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市税納税奨励金の見直し(H14)、前納報奨金交付率の引き下げ(H15)</li> <li>・ねたきり老人等介護者手当の減額(H14)</li> <li>・心身障害者福祉手当、特定疾病患者福祉手当の廃止(H16)</li> <li>・中学校、市立高校の体育大会選手派遣費における自己負担の導入(H15)</li> </ul>
市単独補助金の見直し(少額補助金の廃止、事業費補助の原則の適用) いきいき長寿祝い事業の見直し 各種大会出場費補助金の見直し 全国大会等出場者激励金の見直し 障害者交通費補助事業の見直し 事業系廃棄物減量化奨励金の廃止
※当市においては、各種団体等への補助金を平成 18 年度予算にて大幅な見直しを行っている。市民で構成された附属機関からの諮問を受け、廃止、減額、統合等を行い、件数にして 50 件、財政効果額は 17 年度対比で約 4,600 万円。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種団体補助金の減額</li> <li>・婦人会</li> <li>・老人クラブ</li> <li>・青年会</li> <li>・体育協会等</li> </ul>
○犬、猫の避妊、去勢手術費に対する補助金の廃止 ○別に行われていた 2 つの祭りの統合 ※合併前に旧市町村がそれぞれ取り組んでいた補助制度について、合併によるスケールメリットにより新市で整理・統合見直しを行った。
一律敬老祝金の廃止

各種団体の運営補助金の削減（H15）
単独補助金の削減
国民健康保険事業において、保険税完納かつ無受診の健康優良家庭に対する記念品の単価を削減した。 ⑮決算約 580 万円→⑯決算約 420 万円 ※18 年度 敬老祝金の支給年齢と支給金額の見直しを実施。 （70, 77, 80, 88, 90, 99 歳 ⇒ 1～10 万円・・・77, 88, 99 歳 ⇒ 1～5 万円） ⑰決算約 1 億 5900 万円→⑱予算約 4300 万円
平成 17 年度団体補助金一律 10%カット
民間社会福祉施設整備助成事業の補助率等の見直し
・各種減免制度の見直し ・扶助費の見直し ・補助金の見直し ・市税前納報奨金の廃止
・市民団体等への補助金額の見直し(H17 平均 5%削減) 商工会補助金 5%削減 シルバー人材センター設置育成補助金 5%削減、 ・私道排水設備補助金 30%削減 市体育協会補助金 5%削減報償金、賞品等の見直し(H17) ・敬老年金を敬老祝金制度へ変更(H17) ・要保護準要保護児童生徒援助費の基準見直し(H17)
団体に対する補助金一律 20%カット（⑮）約 1900 万円 団体に対する補助金の見直し（⑰）約 460 万円 単独施策の見直し（扶助費・補助費的なもの）（⑯）約 1100 万円 単独施策の見直し（⑱）約 1000 万円
各種団体への補助金の見直し
・（18 年度予算より実施）老人無料バス乗車のワンコイン化（@100） 補助負担金の見直し（補助金 65 件、負担金 53 件）
①重度心身障害児者介護者見舞金の廃止県の介護者見舞金廃止にあわせて、他の在宅福祉サービスの充実に振り替えるため、市の見舞金を平成 14 年度いっぱいまで廃止 ②在宅ねたきり老人等介護者見舞金の廃止寝具類洗濯乾燥消毒サービス事業や訪問理美容サービス事業等、在宅福祉サービスの充実に振り替えるため、市の見舞金を平成 14 年度いっぱいまで廃止 ③母子支援施策を給付から自立支援へと転換母子児童手当を廃止して、自立支援教育訓練給付金事業の補助率を拡大 ④敬老事業の見直し 75 歳以上に対する祝菓子を廃止、祝金については、80 歳、90 歳、101 歳以上祝を廃止、99 歳祝は 10,000 円に減額、100 歳祝は 30,000 円に減額。 ⑤いきいき健康切符事業の助成額の減額 助成単価 1,500 円を 1,000 円に減額
市単独補助金の見直し 納税組合報償金の廃止 敬老祝金報償金の見直し 重度心身障害者児医療費給付金の見直し
旧市（平成 16 年度）出張所の統廃合・・・（対策）市内特定郵便局への業務委託、休日開庁、平日の開庁時間延長で市民サービスの維持・向上を図る。市内 9 出張所のうち、7 出張所を廃止した。市民サービスの水準を現行維持するため 2 出張所を存続するとともに、市内 7 特定郵便局に各種諸証明書等の交付事務、販売事務等の業務を委託した。また、市民サービスの向上推進を図るため、市役所で開庁している総合窓口の完全無休化、平日の開庁時間の延長を実施した。
生活保護見舞金の廃止 特定疾患患者療養見舞金廃止
運営費補助の 5%削減 私立保育園運営費補助金の廃止

<p>医師会、歯科医師会、薬剤師会への補助金廃止          社会福祉協議会、商工会議所への補助金減額          老人医療費扶助（68・69歳）          福祉タクシー助成金          はり・きゅう・マッサージ施術費助成金          ひとり暮らし高齢者電話使用料給付費の廃止          重度心身障害者福祉手当・介護手当等の減額</p>
<p>老人医療非扶助費（市単独分）：所得制限の見直し          高齢者住宅改造費助成金：所得制限・支給額の見直し          精神障害者医療非助成金：支給額・対象者の見直し          デイサービスセンター運営費補助金：廃止          特別養護老人ホーム運営費補助金：廃止</p>
<p>平成17年度予算において長期化、恒常化している各種団体への事業費（運営）補助金を原則10%削減          支所の廃止</p>
<p>民間保育所、児童育成クラブに対して管理運営費として市単独補助を実施しているが、使途の厳選化を図り、補助率を見直しを行った（1.5/20→1.0/20）</p>
<p>老人福祉手当の廃止          事業資金融資信用保証料補助金の廃止          敬老祝い金の見直し</p>
<p>H14-17 補助金の見直し延べ464件          （例）補助金の原則前年度比10%減 私立幼稚園児奨励金等の廃止</p>
<p>○難病患者福祉手当、障害者福祉手当等の引き下げ          ○私立幼稚園保護者補助金の引き下げ          ○中学校就学旅行参加費補助金の廃止</p>
<p>平成14年度に補助金検討委員会にて審議し適正化に努めた</p>
<p>○老人医療扶助の所得制限の見直し          ○各種福祉金の見直し          ○団体運営補助金の全面見直し</p>
<p>・各種団体への補助金の見直し（観光協会・商工会等）          ・市単独扶助費の見直し</p>
<p>市単独補助金の一律カット（H15 90%）          市単独補助金の一律カット（H16 80%）          市単独補助金の一律カット（H17 90%）</p>
<p>市単独補助金の見直し</p>
<p>・市税前納報奨金の廃止          ・身体障害者（児）給付事業の見直し          ・老人医療助成事業（市制度）の廃止 等</p>
<p>・小児慢性特定疾患治療研究事業の見直し          ・難病見舞金の見直し          ・老人医療費の見直し</p>
<p>合併を機会に出生祝金、同和地区児童生徒奨学金、高齢者介護慰労金などの個人への現金給付について見直しを行った。ただし、見直しにあたっては給付の目的を達成したものか、他の基準にあわせて見直ししたものを除き、現金の給付を伴わない。具体的なサービスへの振り替えがなされるよう努めた。</p>
<p>団体に対する補助金を始めとする補助金の削減</p>
<p>○各種補助金の見直し          ○施設の廃止（市民プールの一部）</p>

○各施設の人員配置見直し等による維持管理費削減
補助金等の見直し（18年度） 維持すべきものは従来の80%の助成額とする
老人福祉手当の見直し
当市では、委託・給付事務効率化委員会という内部委員会を設置し、すべての補助金について3年に1度見直しを行い、必要性の精査を行っている。 （一例） ・集団回収補助対象品目の見直し（新聞・ダンボールの補助廃止）△約1700万円 ・交通費助成の見直し △約1100万円
補助金の廃止・見直しによる削減（運営費補助から事業費補助へと移行するため要綱等の整備を図り、補助対象事業費の下限額や補助金額の上限設定を行った）
第三者で構成する補助金等審査委員会を設置し、審査をし、補助金等の適正化を行った。
*縮小 ①コンポスト容器及び機械式生ごみ処理機設置費補助金（H16：補助率の見直し） ②民間育児施設運営費補助金（H17：補助率の見直し） *廃止 ①宇都宮市中小企業融資振興協会事業補助金（H16） ②宇都宮地区幼稚園連合会補助金（H17）
・各種団体への市補助金削減
水道料金の逡減対策助成金の廃止
各団体等に対する補助金を見直し、一律10%の削減を実施
税前納報奨金廃止〔旧市（H16）旧2町（H17）〕 ①区会運営・連絡協議会補助金の縮減 ②低所得者等への見舞金廃止 ③新規学校卒業者への激励事業廃止 ④敬老会等高齢者対象補助金の縮減 ⑤まつり・イベント関係補助金の縮減 ⑥公民館活動関係補助金の縮減等
各種団体への補助金や助成金の見直しを行った。
H14～H17 段階的高齢者（67歳～69歳）医療費助成事業の廃止約1億5400万円 廃止に伴い、H14から「ひとり暮らし高齢者助成を開始（65歳以上70歳未満 非課税世帯対象） H14～H17 市単独事業を中心とした扶助費の精査及び適正化約5400万円
【H16年度】 ・生活保護者法外援護費：国基準に上乗せ支給していた市慰問金制度の廃止⇒△約1.9億円 ・入院時食事代助成（ひとり親家庭等）：入院と在宅等の公平性確保の観点から、また他都市の状況を踏まえ、16年7月診療分より制度廃止⇒△約7.0億円等 【H17年度】 ・在宅重度障害者タクシー料金助成事業：初乗り料金の障害者割引制度を踏まえた助成単価の見直し等⇒（△約1.8億円） ・ファミリー向け賃貸住宅提供事業：一部の住宅で空家率が高くなっていること等を考慮し、新規認定の休止。地価の下落を踏まえた適正家賃への見直し⇒△約3.9億円等
①各種健康診断の集団化（平成17年度） ②難病患者見舞支給事業の縮小（平成16年度） ③緊急通報装置電話料の基本料金の個人負担化（平成15年度） ④広報紙発行業務の見直し（月2回から月1回へ）（平成14年度） ⑤敬老年金給付事業の見直し（平成14年度） ⑥老人保養施設利用料補助の廃止（平成14年度）

H14 市単独運営費補助金を中心に原則 10%縮減 H16 市単独運営費補助金を中心に原則 10%縮減 H17 市単独運営費補助金を中心に原則 10%縮減
〔平成 16 年度 旧市〕 補助金の見直し 4 件、減額 37 件 扶助費（単独）の見直し・廃止 5 件、減額 6 件 〔平成 16 年度 旧町〕 補助金の見直し減額 65 件（廃止含む）
住宅サービスを含む経常経費の削減を 15 年度 100%とした場合、18 年度当初予算△47.4%の削減率となっています。
私学振興補助金の廃止（3500 万円）
大規模イベント補助の廃止、削減。 民間保育所補助金、市民活動への個別補助廃止、外郭団体への補助削減。 心身障害者福祉手当の交付基準見直し（市の上乗せ分の廃止）。 地区市民ホール（1ヶ所）の廃止。 H16～18 を期間とする「行財政再構築プラン」を策定し、200 項目の見直し、再構築に取り組んだ。
○あきんどネットワーク支援事業の廃止 ○地域商業活性化事業の見直し ○障害者施設地域交流事業補助の廃止 ○住民自治組織補助の廃止 ○商業振興事業補助の廃止 ○転作緑化推進事業補助の廃止等
○老人福祉手当への所得制限導入による支給対象者の削減（平成 17 年度から） （経費削減額については、平成 16 年度決算額と平成 17 年度決算額との比較） ○敬老金を節目支給に改正（平成 18 年度から） （経費削減額については、平成 17 年度決算額と平成 18 年度予算額との比較）
チャイルドシート購入費補助金廃止 (H15) 部落解放運動団体補助金縮小 (H15) 民間保育所経営補助金縮小 (H16) 公衆浴場経営安定化補助金廃止 (H17) 私学振興補助金廃止 (H17) 民間障害者福祉施設運営調整費補助金縮小 (H17)
①医療費助成制度の見直し ②高齢者交通費助成の見直し ③敬老祝金の見直し ④生活保護被保護者夏季歳末一時金廃止 ⑤難病患者見舞金見直し ⑥騒音地域空調電気代助成廃止
補助金等のうち、継続的に支出している団体運営費補助、事業費補助、イベント補助などを整理合理化
・補助金の見直し ・工場等立地促進条例 ・国際交流協会補助金 ・観光協会拠出金
前納報奨金の交付率の引下げ (14 年度) 海外留学生奨励事業補助金の廃止 (14 年度) 英語教育センターの廃止 (15 年度)

心身障害者医療費助成の65歳以上の新規助成を廃止するとともに、1割の自己負担を導入（H15） 移動支援交通費助成に関し、所得制限の導入及び助成上限額の設定を実施（H15）
旧市の取り組みとして、平成14年に設置した補助金等適正化委員会による調査・検討、平成16年4月の提言書提出、当該提言に基づく担当課と補助金交付団体等との調整等を経て、市単独補助金の見直しを実施した。
各種補助金について、当該団体の運営状況を検討し、効果の低いもの及び所期の目的を達成したものについては縮小・廃止を検討・実施した。
平成15年度に補助金等適性化検討委員会を発足し、補助金等の見直しを行った （例）私立幼稚園保護者負担軽減事業費補助金 敬老祝い金 交通災害共済 市共済会補助金等
敬老祝い金の廃止（H14～） 福祉見舞金の廃止（H14～） 市税前納報償金の廃止（H15～） 各種団体補助金の削減（H14～）
福祉サービスの見直し（17年度）（敬老祝金及び住宅改造費助成金の引下げ、日常生活用具給付等事業の対象者所得要件の見直し等） 市税等納税奨励金の廃止（14年度） 納期前納付報奨金の見直し（15年度～16年度）
（H14）納税貯蓄組合補助金廃止、喫煙マナー向上対策補助金廃止、青少年愛護協議会補助金指定地区補助金の減額 （H14～15）福祉医療費助成金の見直し （H15）地域研究助成金廃止、高齢者事業団運営補助金廃止、かんがい水路しゅんせつ作業補助金廃止
※各種団体運営補助金の見直し ※個人給付の削減 ・重度心身障害児扶養手当の廃止 ・交通遺児奨学年金の廃止 ・在宅老人介護手当の縮減等
一部例外を除いて補助金を一律10%削減
福祉関係事業（補助金 扶助費単独分等）13事業を廃止（小規模で効果等の点で見直しの必要があったもの） 県民税 固定資産税の全納報償金の廃止
敬老祝い金の廃止（H15） 幼稚園バスの廃止（H15）
*各種団体・個人への補助金の見直しを行い、26件について廃止又は縮減をした。
平成11年度の補助金等審議会の答申に基づき見直しをおこなった。以降、行政評価により個々に検討しているため大幅な見直しはない。次回は平成18年度に「行財政改革大綱」に基づき補助金等審議会を開催し、平成19年度に結果を反映させる予定。
各種団体、個人への運営費的な補助金
合併時において補助金の一律20%カット
補助金について、原則10%カット及び終期の設定を実施（平成14年度）
補助金等の見直し（H16～） 納税報奨金の廃止（H15～） 地域振興補助金の廃止（H15～）
市単独補助金の削減 H15：5%～10%減額 H16：20%減額 H17：運営補助金廃止

福祉タクシー等扶助費減額 (H16)	
社会福祉協議会、勤労福祉財団の運営費、各種団体補助金等 21 項目について見直し又は廃止した。長寿祝金、老人医療費助成、在宅高齢者介護手当給など他の制度や県・国などと重複しているもの、近隣他市と比較して過剰なものなどを 26 項目について見直し又は廃止した。	
補助金の有効利用及び透明性の向上について検討を行い、もっと新たな補助金交付システムを構築するため、外部委員により設置された補助金検討委員会において、補助金の適正な執行及び透明性の向上と有効利用などを審議し、「補助金のあり方」に関して市長に提言。	
市単独補助金については順次見直しを行い、対象範囲を拡大し整理合理化。 母子家庭等児童額資金： 16 年度まで年額 24,000→17 年度から年額 10,000 円（約 200 万円の減） 敬老記念品： 17 年度まで 75 歳以上の者に毎年 1000 円支給→ 18 年度から 77 歳で 3000 円、 88 歳で 5000 円、100 歳で 10000 円に変更（約 350 万円の減） 火葬場使用料補助金： 17 年度まで 1 件 5000 円の補助→18 年から廃止（約 230 万円の減）	
団体運営、事業費補助金の見直し 扶助費単独事業等の見直し (ひとり暮らし老人手当の見直し、寝たきり老人手当の見直し、在宅心身障害者福祉手当の見直し 他)	
補助金検討委員会の提言による補助金削減	
出産祝い金	H16：約 280 万円→ H17：約 140 万円 △約 140 万円
針灸マッサージ補助金	H16：約 1080 万円→ H17：約 540 万円 △約 540 万円
敬老会補助金	H16：約 2210 万円→ H17：約 1050 万円 △約 1160 万円
敬老年金	H16：約 1100 万円→ H17：約 690 万円 △約 410 万円
金婚式開催運営費廃止	
補助団体への補助方式を団体補助から事業補助に移行。 長寿お祝い事業 敬老金の対象者・祝い金の見直し、敬老祝い品の見直し。 寿会館（17 館）を廃止し、交流館（15 館）に転換	
コンベンションセンター（外郭団体）への補助金の縮小（平成 15 年度～平成 17 年度）	
障害者福祉金（障害者手帳所持者に対して月 1,000～3,000 円を交付）を廃止した。	
重身障害者住宅整備補助金廃止 市単独老人医療軽減補助廃止 消防団補助廃止 土地改良区補助金廃止及び縮減等	
・団体運営費補助金、奨励事業費補助金 ・社会福祉施設等補助金	
団体運営補助金・老人集会所建設補助金の廃止 敬老福祉金の廃止 中小企業利子補給制度の廃止	
各種団体や事業への補助金の削減	
敬老祝金の節目支給	
零細補助金の廃止 市単独補助金の見直しによる段階的な削減・廃止 敬老年金の削減	
納税協力金の廃止 敬老祝金の見直し 寡婦医療費助成制度の廃止	

生活保護被保護者見舞金の廃止
敬老年金制度の見直し 補助金等の一律 10%削減
各種団体等への補助金の見直し（廃止、減額分）
各種補助金のうち、可能なものについて平成 17 年度対比 10%削減を実施（H17～19）
各種団体への運営補助金について事業費の縮小・廃止等を行った（平成 16 年度）
各種団体への補助金について、補助金適正化検討委員会を設置し、適宜削減を行う。
補助金の見直し H15
敬老年金の見直し 母子家庭見舞金の廃止 長期入院患者見舞金の廃止 障害者福祉年金の廃止 団体補助金の一律 10%カット
地方財政状況調査 補助交付金 H13：旧市町村合計、約 3.6 億円 H17：約 2.3 億円
補助金については、再点検を行い、廃止、統合又は縮小の方向で徹底した見直しを行っている。また、一般財源ベースでの予算要求限度額も設けている。 社会情勢の変化、補助対象者の経済状況、事業効果等の考慮。団体補助については、事業計画を把握し、目的に沿った事業補助へと転換を図るとともに、決算余剰金が生じる場合は減額の見直しを行う。終期の設定や事後の精算を原則としている。
出産（第 3 子）祝い金の支給額の見直し 5 万→3 万 家庭慰問金の廃止 障害者・高齢者福祉タクシー券給付事業に所得制限の導入 高齢者に対する県民交通災害共済掛け金補助の廃止 ほか
各種団体への補助金（14 年度）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予算編成方針により平成 15 年度から各種団体に対する補助金の抑制施策を継続実施している。</li> <li>・ 団体の決算における次年度繰越額により一定割合をカット。</li> <li>・ 国県補助金の対象となる団体補助金で削減されたものについては、市で削減額の一部を補填しつつ皆減。</li> </ul>
各種団体補助金・助成金の見直し 14 年度 ▲9500 万円 15 年度 ▲3700 万円 16 年度 ▲2700 万円 17 年度 ▲300 万円
平成 17・18 年度予算において、 高齢者医療助成・重度障害者福祉年金・非被用者特例給付金の廃止 敬老祝い金・自治会公民館新增築修繕補助率の見直し
補助目的・行政効果を再検証するため補助金審査会を実施
身体・精神・知的障害者福祉金廃止 遺児年金給付事業の廃止 医療費の市単独助成の見直し 敬老祝金の縮小 税前納報奨金の改定 水道料金の減免制度の見直し
14 年度：精査による補助金の削減（教育県都推進事業費補助金等）

17年度：市単独補助金の1割カット
行政区運営交付金の廃止 人間ドック補助金の削減
①国保料前納報奨金 (廃止) ②市税前納報奨金 (廃止) ③身体障害者福祉バス運行事業(他事業との統合)
補助金の見直しについては、各年度の当初予算要求における全体の縮減目標にならない、各課で自主的な見直しが行なわれる中で、予算審査において総合的に見直しを行った。また、平成16年度の市町村合併に伴い平成17年度ではスケールメリットの発揮による整理合理化も進めた。 (H14:103件、 H15:87件、 H16:52件、 H17:69件)
障害者福祉金 寝たきり老人等在宅介護見舞金の見直し 市営駐車場の自動化 住民票等証明窓口業務の臨時職員化 など
・各種95団体の運営費等に対する市単独補助金について、平成17年度に5%とした。 ・高齢者の路線バス乗車券交付事業における支給要件の見直し
交通安全婦人交通指導員設置補助 H17年度予算 34,900千円 H21年度予算(予定) 16,709千円
老人医療費助成の廃止(経過措置あり) 敬老会・報恩会の縮小 各種団体運営費への補助の見直し・縮小(削減額=H13当初-H17当初) 高齢者の市内循環バス運賃の有料化(100円) → 循環バス運行補助金の削減
中心市街地環境整備促進事業補助金の廃止 高齢者住宅整備資金貸付金の廃止 母子家庭住宅整備資金貸付金の廃止 寝たきり高齢者見舞品給付費の廃止
補助金の見直し 看護婦等奨学資金の貸付事業の廃止 敬老行事関係費の対象年齢の見直し
軽費老人ホーム入所者負担軽減補助金の廃止 介護保険在宅サービス利用者負担軽減事業見直し 低公害車普及促進事業補助金の廃止 小中学校副読本の見直し
保育園園児用材料費等の見直し 延長保育に対する勤務体制の変更
敬老事業の見直し 在宅重度知的障害者福祉手当等の見直し 介護保険利用者負担額助成事業の見直し
・中小企業利子補給金の補給対象限度額、利率の引下げ (H14~17) 約2.0億円 ・市税前納報奨金段階的に廃止 (H14~17、18廃止) 約1.3億円 ・文化振興財団事業補助 (H14~17) 約1.7億円 ・高齢者住宅改造助成事業 (H16年度途中廃止) 約450万円 ・重度障害者住宅改造助成事業 (H16年度途中廃止) 約900万円
市単独補助金 178件の見直し (14年度)
敬老金の支給対象者の見直し 心身障害者福祉手当支給対象者の見直し 就学援助の係数引き下げ

公園等清掃委託料抑制 生活保護の見舞金等の整理 私立幼稚園等園児保護者負担軽減の見直し
平成 16 年度に個人給付事業から自立支援事業へと転換を図り障害者給付金、難病見舞金を廃止した。
敬老（長寿）祝い金の見直し 100 歳で 100 万円を 10 万円へ 特定疾患見舞金の廃止 各種団体等補助金の見直し（H15～H17）
①税納期前納付報償金の引き下げ ②介護者奨励金の段階的廃止 ③補助金の原則一律 5%カット
各種団体及び個人への補助金について、基本方針に基づき見直しを行った。
15 年度：身体障害者舗装具自己負担金助成（廃止） 16 年度：心身障害者自動車等ガソリン費助成（限度量 600→300） 17 年度：心身障害者（児）福祉手当（生活保護受給者・65 歳以上の者等を除外） 17 年度：特殊疾病者福祉手当（生活保護受給者・65 歳以上の者等を除外） 17 年度：水道料減免補助金（生活保護受給者への減免制度の廃止） など
補助金の削減 △20% 市税前納報償金の削減 市単独扶助費の削減 等
各種団体への補助金交付額削減。
地域福祉推進事業補助金見直し 防犯灯維持管理補助事業見直し 商工会補助事業見直し
敬老の日大会等の廃止 納税組合報償金の廃止 敬老祝金の縮小 水田転作関係補助金の削減
敬老年金の見直し 法定外扶助費の廃止 社会福祉施設等に対する建設補助金の見直し 団体等に対する補助金の見直し 委託料等の算出基礎等の見直し
・各種団体への補助金・負担金等の見直し ・育英貸付金運用方法（利子補給化）
納税貯蓄組合納税奨励金等の廃止 マイホームづくり支援助成金交付制の見直し等
各種団体等への補助金の一律 10%程度の削減
市民祭、七夕まつり等補助金 校区体育祭補助金 前納報奨金
単市補助金については終期を設定し縮減に努めることとしている
各種団体への補助金交付の見直し
補助金等の整理合理化（市単独補助・単独扶助費の見直し）
・市税完納報償金の廃止 ・前納報奨金の廃止
補助金は 3 年に一度見直しを行なっているが、平成 17 年度の縮小廃止については、合併前であったため、小規模な見直しとなった。

<ul style="list-style-type: none"> <li>・奨励的補助金、事業負担金の廃止、削減</li> <li>・個人給付（各種援護金、見舞金、祝金等）の廃止、見直し</li> <li>・医療費助成、交通費助成等への所得制限導入</li> </ul>
平成 15 年度、敬老祝金(75 歳以上に一律 3 千円)支給を祝年(77 歳 5 千円、88 歳 1 万円、99 歳以上 5 万円)支給に変更した。
<p>【平成 14 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・老人医療費給付制度の見直し 支給開始年齢を 67 歳から 68 歳へ引き上げ。</li> </ul> <p>【平成 15 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅高齢者等おむつ給付サービス事業の見直し 在宅高齢者等おむつ給付サービス事業について、世帯所得に応じた公平負担を確保するため、介護保険料階層区分第 3 段階の対象者について、本人以外の生計中心者に対して所得制限を設け、助成の一部を廃止。</li> </ul> <p>【平成 16 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ処理行政の再構築 ごみ処理に係る経費の一層の節減、ごみ排出者としての自己処理責任の徹底、及び事業系ごみの資源化・減量化の促進の観点から、事業系ごみの市収集の原則廃止や市焼却工場の処理手数料の改定等を実施。</li> <li>・高齢者向け高割引定期券の導入（敬老優待乗車証の廃止） 満 75 歳以上の市民を対象に発行している、市営乗合バスの敬老優待乗車証（全線無料）について、利用可能な地域に偏りがあることや、市営バスの経営に及ぼす影響等を踏まえ、制度を廃止。新たに高齢者向け高割引定期券を導入。</li> </ul> <p>【平成 17 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・老人医療費支給制度の見直し 老人医療費支給制度の支給開始年齢を 68 歳から 69 歳へ引き上げ。</li> </ul>
補助金検討委員会による提言によって各種団体への補助金の縮小または廃止
補助金の一律カット。平成 17・18 年度に実施
老人入院見舞金廃止 (平成 17 年度：△約 760 万円) 老人クラブ補助金市加算補助分廃止 (平成 16 年度：△約 420 万円) 私立小中学校保護者補助金廃止 (平成 16 年度：△約 890 万円) 老人いこいの家補助金廃止 (平成 16 年度：△約 1470 万円) 福祉手当市単分廃止 (平成 15 年度：△約 3400 万円) 中学生海外派遣団・国際交流団補助金の廃止 (平成 15 年度：△約 1200 万円)
平成 17 年度に各種団体への補助金の見直しを行なった。
敬老祝金の支給見直し
各種市産補助金の廃止・縮小
役割を終えたと思われるもの、または効果が薄いと判断されるものについて縮小または廃止
H17 に交付税の減額に対応するため、経常経費の一律 6%削減を行った。（各種団体の補助やイベント等の補助も含む）
敬老祝品、敬老金の見直し（支給対象の限定）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種補助金（20%カット）</li> <li>・敬老祝い金の見直し</li> <li>・老人健康祝い金の見直し</li> </ul>
補助金見直し、終期設定など全般的な見直し（H14～17 年度）
補助金負担金廃止 29 件、縮小見直し他 78 件
小中学校の夜間警備体制を機械警備に変更 外郭団体への補助金削減（金利差補助 25%カット→30%カット） 外郭団体への補助金削減（金利差補助 30%カット→50%カット） 広報誌の発行回数の削減 ごみ減量による配布ごみ袋の削減 資源回収業者報償金見直し

H17.10 勤労青少年体育センターの廃止
<p>合併以前の旧町の取組みとして、平成11年度ベースを基本とし、</p> <p>①打ち切る方向で調整  ②期限を設定して調整  ③3割を超える減額の方で調整  ④減額の方で調整  ⑤当面、現行のままとするもの</p> <p>とする5つの分類に区分し、平成12年度当初予算より87件の補助金を検討・見直しを行い、段階的に削減した。</p>
各種団体への補助金の縮小
<p>各種団体・個人への補助・助成等補助金</p> <p>平成15年度決算額 約35.1億円  平成17年度決算額 約27.6億円</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市直営の保養施設を廃止し、市指定保養施設の利用者に対する助成制度への変更 (H14～H17)</li> <li>・遺児手当をひとり親家庭等児童養育手当として支給制度の見直しを実施 (H14～H17)</li> <li>・ねたきり老人福祉手当と痴呆老人介護者手当を高齢者介護慰労手当として統合 (H14～H17)</li> </ul>
すべての補助金⇒原則として、一律10%カット(15年度)
<p>各種団体補助の見直し</p> <p>母子家庭児童養育手当の支給対象範囲の縮小  敬老祝金・記念品の交付対象の見直し  敬老行事交付金の交付対象年齢の引き上げ</p>
目立った項目はないが、原則前年度の1割減とした。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種団体補助金等の見直し</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種団体への補助金の見直し</li> <li>・重度・母子・乳幼児医療助成制度の見直し</li> <li>・敬老祝金制度の見直し 等々</li> </ul>
各種団体への補助金の削減
各種団体への補助金見直し(H16～H17)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・敬老会(長寿祝い金を含む)</li> <li>・地方バス路線補助金</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別養護老人ホームの廃止</li> <li>・母子寮の廃止</li> <li>・出張所の廃止</li> <li>・へき地保育所の休止</li> <li>・勤労者体育施設の廃止</li> </ul>
<p>生活保護法外の援護事業の見直し</p> <p>3ヶ所ある休日診療所のうち1ヶ所廃止  私道排水設備助成の見直し  生費資金貸付金事業等の廃止</p>
単独扶助費(夏季・冬季見舞金)の廃止
生活保護における法定外扶助である夏期・冬期一時金の廃止
補助金の一律20%カット
<ul style="list-style-type: none"> <li>・出産祝金の廃止 △約650万円</li> <li>・経費資金利子補給引き下げ △約1150万円</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・敬老者マッサージ事業廃止 △約 340 万円</li> <li>・敬老祝金の削減 △約 260 万円</li> <li>・各種団体に対する補助金見直しによる削減 △約 260 万円</li> </ul>
<p>補助金・負担金について、15 年度で一律 5%削減。 16 年度から一件毎の見直しを実施。 また、18 年度に補助金等交付基準を作成し、補助金等の精査を実施。</p>
<p>各種団体等補助・交付金の見直し (78 項目) (H17)</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助、負担金の一律 10%削減</li> </ul>
<p>平成 17 年において、団体等への補助金を 5%削減した。</p>
<p>民間団体補助金の削減、見直し 市民福祉金給付事業、敬老金支給事業等の市単独個人給付事業の廃止など</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市(町)単独補助金の見直し(5%カット転作補助金見直し等)</li> <li>・長寿祝金の引き下げ</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族介護慰労金の補助廃止</li> <li>・タクシー券の助成対象者の縮小</li> <li>・乳児医療費の助成を全額→月額千円以上へ</li> <li>・自律支援型住宅リフォームの助成額のひき上げ</li> <li>・リフトバス、緊急通報装置の利用者負担導入</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・運営補助金の廃止や事業補助金への移行等による補助金の整理合理化</li> <li>・高齢者祝金の見直し</li> </ul>
<p>平成 17 年度から補助金の一律 10%カット行なった。</p>
<p>各種制度、補助金の見直し (平成 15 年度)</p>
<p>各種団体への補助金の削減 (H16 △20%、H18△5%) しあわせ年金制度の見直し</p>
<p>長寿お祝い事業対象者を見直し (平成 14 年度)85 歳以上から 85 歳、88 歳、99 歳、101 歳以上に 史跡文化センターの閉館(16 年 6 月閉館) 生活保護費夏期見舞金の廃止(平成 16 年度)</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・内部、外部補助金の見直し</li> <li>・街路灯電気料金負担額の 1/2 削減</li> <li>・出張所の統廃合(6 出張所→3 市民サービスセンター)</li> </ul>
<p>平成 14～平成 16 年度の 3 年間で、団体補助金の 3 割削減を実施 平成 17 年度においても団体補助を削減した。</p>
<p>長寿お祝い金贈呈事業(対象者を見直し) △約 1 億 6000 万円(H17) ISO 認定取得助成事業(廃止) △約 2700 万円(H17) 69 才医療助成事業(廃止) △約 5900 万円(H15) ツ反応・BCG 検診事業(廃止) △約 1100 万円(H15) ねたきり老人等介護手当支給事業(対象者を見直し、要介護 4・5 に限定) △約 1200 万円(H15)</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業補助金の見直し</li> <li>・団体運営費見直し</li> </ul>
<p>高齢者医療扶助対象者の所得制限の引き下げ</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民負担の見直し ごみ袋有料化(H15. 10～)1 袋 40 円</li> </ul>
<p>新婚世帯に対する家賃補助限度額の見直し (平成 14 年度) [6 年間 2 万 5 千円/月→当初 3 年間 2 万円/月 4～6 年目 2 万 5 千円/月]</p>

H17～地域別計画補助金(納税奨励金)の廃止 H17△約 790 万円
H17～各種補助金、団体負担金の見直し H17△約 410 万円
H17～森林、山村対策事業の作業道のかさ上げ補助の廃止 H17△約 120 万円
H17～子どもの居場所設置事業の廃止 H17△約 30 万円
H17～結婚相談所開設事業補助金の廃止 H17△約 30 万円
H17～世代間交流促進事業補助金の廃止 H17△約 15 万円等
市単独補助金の見直し 17 年度に 30%を限度とする補助金カットを実施
運営費・事業費補助金の廃止削減
・除雪出動基準の見直し(積雪量 5cm→10cm に改めた。) ・各種団体、個人の補助・助成(前年比△3%を目安に減額)
4 町村による合併をしたため、新市での各種制度整備と合せて、個人への補助制度、各種団体への補助金の見直しを行った。
各種団体等への補助金(市単独分)の削減 平成 14 年度決算約 1.6 億円→平成 17 年度決算約 1.3 億円
H14 年度で、補助金、委託金の事務事業評価を実施し、H15 反映補助金(廃止 6 件、削減 62 件)削減額:18 百万円 H16 では、基本的に一律 10%の削減を実施。削減額 8 百万円 H17 では、1 百万円 ※予算ベースでの効果額です。削減等の主なもの 交通安全協会補助金、連合自治会補助金、修学旅行引率補助金、祭りへの補助金など。また、市税滞納者に対する補助金支給の制限措置枠の拡大も実施
平成 13 年 10 月に財政健全化計画を策定し、枠的補助金を事業費の 30%ベースに削減、各種団体補助金の 10%カット、外郭団体委託料の削減を行ないました。
・駅前市民窓口コーナーの廃止
留学生奨学支援金補助金の廃止 在留学生個人への現金支給をやめ、留学生との交流促進のための経費を支出する
各種補助金の見直し 広報誌発行回数の縮減
敬老祝金を毎年→5 年ごとの節目とした
各種団体運営費補助金の補助率削減(50%→40%)
市単独補助金 175 件の見直し
団体補助金において補助基準の見直し。受益負担の適正化に取り組み、負担率は原則 50%以上とする。 ・経費削減目標-建設事業及び事務事業 10% ・管理経費のうち枠配分経費 10% ・修繕費など、枠配分対象外経費 10%。最新規制適合車等早期代替促進補助(廃止) ・市民保養事業助成金(廃止) ・高齢者住宅改修費助成(縮小) ・市遺児手当、交通遺児手当(所得制限)住宅用太陽光発電システム設置補助(縮小)
1. 敬老祝金の縮減 2. 各種補助金の見直し(平均 10%カット)
補助金の削減(約 50%)
在宅介護高齢者紙オムツ給券交付事業の縮小
1. 各種団体への補助金 10%減
敬老年金を廃止し、敬老祝金に移行 出張所(6 ヶ所)を廃止し、市民連絡所に移行 幼稚園分園の廃止(3 分園)

補助金については常に必要性、効果等に基づき、見直しを行っている。 国県の補助制度の変更に伴うものを除き、大幅な見直しは、実施していない。
広報特別版の廃止。 高齢者バス利用助成等、単独福祉事業の廃止・見直し。 補助金の廃止・見直し。 スキー場の休止・学校開放事業の見直し。
「補助金等審査委員会」からの答申を受け各種団体への補助金の見直し
各種団体補助金について、H16に原則2割カットを実施した。
①小規模・在宅企業支援事業費 ②地域情報総合発信事業 ③ねたきり高齢者慰問事業 ④子育て応援イベント開催費補助 ⑤環境月間事業費 ⑥県立少年自然の家利用費
交付対象者の所得要件を厳しくするなど見直しを行っているが、「大幅な」見直しと言えるものはない。しかし、H18年度には敬老乗車券の廃止を行い19年度以降補助金の大幅な見直しを予定している。 第2次行政改革の取組項目として「補助金のあり方の見直し」があり、3年ごとの定期的な見直しを行っている。 当該取組は14年度および17年度に実施してきた。
経常的な経費削減のため、対前年度比95%シーリングの実施をしたことによるため、具体的なものは把握していない。
H16～17 市が補助金を交付している財政援助団体に対する補助金の廃止及び見直し △約3600万円 H16 敬老祝金の見直し。(給付金の見直し)△約360万円 H16～19 国民健康保険繰出金のうち法定外の繰出金の見直しH16～17で△約1200万円
団体運営に対する奨励的な補助金について、事業内容・決算状況等を調査のうえ、原則1割の削減を行った。
平成14年度に各種補助金の見直しの方針を策定し、補助金の全件見直しを行い、補助金の削減を図った。また、制度の改廃等については全件の点検を行い、制度補助21件・団体補助27件の見直しを行った。
寄附金等に係る補助費等をH18-20年度で3割を目途に削減を実施する。
・敬老優待乗車証の利用上限の見直し及び自己負担の導入 ・医療助成制度における自己負担の導入
各種団体・個人への補助金等の削減(0～50%)
・学校統廃合(小学校10校→8校)
敬老金支給事業の縮小および敬老サービス券の廃止
各種団体等への補助交付金の見直し
・敬老乗車証制度における一部負担の導入(平成17年度) 一律無料で交付していた敬老乗車証について、制度の安定的継続を図る観点から70歳以上の高齢者に対して、所得の多寡に応じた応能負担を導入
市税報奨金の廃止(前納報償、納税組合報奨金) 敬老祝金の見直し
納税貯蓄組合協議会補助金

敬老会開催補助金の削減 新規貸付にかかる金融対策利子補給金の廃止 し尿収集車両更新補助金の廃止 家族介護慰労金の廃止 生ごみ処理機の購入補助の削減 ほか
祝日ごみ収集の廃止 青年の家 開館期間の短縮
市単独扶助費や市上乗せ補助の見直し 補助金の見直し
団体運営補助金の廃止・見直し
<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金の一律 3 割削減</li> <li>・市民福祉金の 3 割削減</li> </ul>
基本的な住民サービスは維持しながら、各種団体への補助等の見直しを行った 私立保育園建設費補助金（単市上乗せ補助の廃止） まちづくり支援事業補助金 乳児保育促進事業補助金（縮小）
納税組合に対する奨励金等の廃止 し尿収集委託業者転廃業助成の見直し 社会福祉施設整備助成の見直し 敬老金等の見直し 家庭用ごみ処理機購入助成金交付制度の見直し
<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金の見直し（H14～17：廃止、補助基準・対象事業の見直し等）</li> <li>・各種大会等の記念品の見直し（H14、17）</li> <li>・敬老対象年齢の引上げ（H16）</li> </ul>
各種補助金の見直し
ソフト事業の見直し 補助金、財政援助的委託料の削減
H14 枠配分による前年度比 30%削減 H15 枠配分による前年度比 10%削減 H16 補助金の個別精査による削減
各種団体への補助金の削減・廃止
各種団体への補助金等を縮小および廃止 保育園・小学校の統合
市単独補助金の見直し（H17）
団体運営的な市単独補助金の原則または休止
各種団体等補助金の削減 育児・出産奨励手当の廃止等
大幅な見直しを行ったものはないが、補助金については補助金等適正化評価委員会内で精査し、補助金を交付するか決定している
各種団体運営費補助金の見直し



健康増進福祉施設の運営委託
観光・保健体育施設の指定管理（旧村）
平成 17 年度に市内 10 施設について指定管理者の指定を行った。ただし指定の期間は平成 18 年度より開始。
温泉 他
全体育施設への導入
H18 から一部施設について適用した。
各種施設
福社会館・自転車駐車場・学童保育所・大規模公園
公共施設の委託
H17 年 4 月から保育園 2 園、H17 年 10 月から情報館で指定管理者による管理を開始した。 また、H17 年度中、指定管理施設 202 施設 H18 年 4 月開始で公募手続き等行った
温泉施設 観光施設
平成 17 年度に翌年度導入の準備
観光施設等の民間委託
4 施設を指定管理者へ
文化交流センター、温泉、オートキャンプ場など
既存施設の児童センターや保育所クラブ及び新規施設の高齢者福祉センターや「地域活動支援センター」等への指定管理者制度の導入。
食肉センターを H16. 7. 1 から指定管理者制度導入
斎場、温水プール
地域集会施設 市民活動サポートセンター 老人憩いの家、老人福祉センター ケアセンター 児童クラブ 子どもの家 等に指定管理者を導入した。
H17 年度から市内 8 箇所で導入
13 施設において任意指定し、同制度による管理を実施
温泉施設（新設）を利用料金制により指定管理者に委託
市内 12 施設に指定管理者制度導入
駐車場、体育施設、美術館等 合計 14 件について導入
管理運営をしている施設の指定管理者制度への切替
コミュニティセンター、児童館、福祉作業所の指定管理導入
チャレンジショップ他 14 施設の管理運営に指定管理者制度を導入
駅西口公共駐車場 地域学習センター（3 施設）
文化会館 コミュニティセンター スポーツ施設 市民ふれあいの里
市民プール 老人福祉センター
道の駅など 5 施設に指定管理者制度を導入。しかし、市の外郭団体が受託
文化会館づくり等の施設管理業務等の指定管理者制度導入
温水プールの指定管理 グループホームの指定管理

C A T V 事業に指定管理者制度を導入
市営スキー場、温泉施設
体育館等の体育施設 高齢者福祉センター 等の福祉施設等
国際文化施設 公園管理 観光振興施設 等の指定管理
平成 16 年度に市内 101 施設について導入
保育所 社会教育施設 福祉施設 児童福祉施設 駐車場等
自治会館（12 館）への導入
勤労青少年ホーム 老人福祉センター 放課後児童保育室 （17 ケ所） 計 20 施設
文化複合施設及び N P O 活動支援センターの指定管理者導入
図書館 郷土資料館
H16. 10. 1 道の駅にある施設
17 年度の新設施設に導入。18 年度以降、一部既存施設にも導入している。
H17 P F I 事業より整備した福祉複合施設の管理
地方卸売り市場（平成 16 年度） 温水プール水夢館（平成 17 年度）
キャンプ場（家族旅行村）
文化会館、青年の家等、管理委託施設を全て指定管理者制度に
公共施設（9 ケ所）の管理業務
市立公園管理について、指定管理者制度導入による委託料の減額
観光施設、スポーツ施設、地区集会所の指定管理
市立養護老人ホーム及びデイサービスセンターを指定管理委託。
地区公民館の管理について各地区自治会に対し指定を行う。
H17： 指定管理者制度導入に関する指針の策定
H17： 指定管理者の指定（7 施設）
学童保育所の指定管理者制度（公設置民営）
指定管理者制度の導入 H17～ 60 施設
各種施設への指定管理者制度の導入
農村婦人の家 市民農園 遊園 物産観光センター わんぱく公園
平成 16 年度から都市との交流を基盤とした施設を公募により N P O 法人を指定管理者に選定 ※なお、現在は撤退
文化施設、体育施設等について指定管理者を決め委託を実施
17 年度末までに 5 保育所、1 児童センターにおいて導入

観光施設 1ヶ所
体育施設 観光施設 デイサービスセンターの運営委託
コミュニティセンター 夜間急病センター
地区集会所 体育施設 火葬場等
保育園、スキー場、体育施設、公園、総合福祉センター、デイサービスセンター、観光施設、定期市場など
公の施設の指定管理者制度への移行 2施設
平成 17 年度に 18 施設について、平成 18 年度からの指定管理者を指定した
体育施設管理業務、駅前駐車場管理業務、総合福祉施設管理業務 等
公立保育園：4 園 文化会館 放課後保育クラブ など
○17 年度において 3 施設に指定管理者制度を導入 ○18 年度に指定管理者制度導入予定の 73 施設について選定委員会を開催するなど導入推進を図った
市民活動支援センターの施設運営（新規）
文化コミュニティ施設、福祉施設、保育所、市営駐車場、博物館
区立保育園への導入
市民プール、運動公園等に導入
自転車等駐車場及び青少年野外活動施設に制度導入
アクティブセンター管理運営 ビジターセンター管理運営 土地改良資料館管理運営 大東ふれあいセンター管理運営
球技場、アイススケート場、斎場、いきいきセンター（2施設）への導入
老人福祉施設、観光施設、コミュニティ施設等について導入を図った。
H18 からの導入に向け公募や指名の手続きをH17 に実施
合併前の旧市町において、指定管理者制度の導入を図った。（32 施設）
指定管理者制度導入に係る指針を策定し、導入について検討し 3 月末に導入施設を集約した。
市民会館管理運営
運営管理を公社等に委託していた全施設を指定管理者制度に移行
勤労者家庭支援施設 海の家 森林公園 小学校デイサービスセンター デイサービスセンター
H17 年度中に 62 施設について指定し、18 年度から、指定管理者制度に移行した。
H16.4 リサイクルプラザ移行(H18.4 14 施設移行)
赤十字病院、公園、スポーツ施設等の管理運営等
平成 17 年度に 7 つの公共施設について導入のための債務負担行為を行った。
H17 市民文化会館、市民体育館、グラウンド、プール、温水プール
制度導入後、新設した公の施設に適用

(H16) ・生涯学習センター、男女平等推進センター (H17 に直営化) 、まちづくり工房、マリーナ
温泉運営事業
17 年度中に検討のうえH18.4 から 13 施設を指定管理者に移行。市民複合文化施設、コミュニティセンター、駐車場、駐輪場
野外活動センター管理運営委託
平成 17 年度から施設へ順次導入開始
体育施設、定住交流センター他
・市内公園施設の指定管理者制度導入
温水プール (17 年度)
H16 に市民会館等 16 施設の指定管理者を公募により選定しH17 より実施
市民活動センター 養護老人ホーム
平成 17 年 4 月より各地区公民館等 32 施設に導入 平成 17 年 4 月より駐車場の管理運営 (2 団体)
平成 16 年 12 月より保養施設 (山荘) に指定管理者制度を導入
総合福祉センターの運営
(H17) 山荘、自転車駐車場 (64 箇所) を公募で実施。
地方自治法改正後の新設施設について、指定管理者に施設管理を行わせた。
市民活動推進センター、勤労青少年ホーム、老人福祉センター、児童館 等
基本方針の策定、18 年 4 月導入施設の指定管理者の選定 (平成 18 年度導入施設の公募及び選定を行う)
スポーツ施設、福祉施設を中心に市内に 15 施設に対して導入 (H17)
老人ホーム
公民館、集会所等の指定管理者導入
管理委託を行っていたものとの再契約であり、財政効果はあまりない。
平成 16 年度、1 施設
平成 16・17 年度コミュニティセンター等 12 施設導入。
市民文化センター、体育館について 18 年度から制度導入
障害者交流館、児童センター、農山村文化交流館
美術館、温泉施設など
コミュニティセンター 養護老人ホーム
温泉施設、農産物加工場を委託
34 施設に導入
市民会館： 13 百万円 キッズプラザ： 10 百万円 自転車駐車場：34 百万円
平成 17 年 4 月から 2 施設 (P F I で建設した総合体育館とそれに隣接する運動公園陸上競技場) の管理運営を、また、平成 18 年 4 月から 23 施設の管理運営を指定管理者に任せた。
体育施設、福祉施設、観光施設等への指定管理者制度の導入
平成 16 年度より一部導入
28 施設に導入
制度移行のための条例等整備 (H18~10 施設)
指定管理者制度導入検討プロジェクトチームを設置、全ての公の施設について見当し、報告書を作成した。
市営住宅等施設管理業務委託、自然動物園管理業務委託

保育所の民間委託（2園）、デイサービスセンター
公共施設管理運営費の縮減H18 予算
「市民文化会館」「農業・林業体験と湯の施設」H18～実施
振興会館 ほか 11 施設
市立児童館の管理運営
H17 年度末現在、76 施設を指定管理、68 施設を指定管理移行施設としている。
H18 からの導入に向けた検討を H16 から実施
平成 17 年 1 月複合老人ホームに指定管理者制度導入。
森林公園他、5 施設を 18 年度より実施
平成 18 年より指定管理者制度を導入すべく、条例制定等の手続きを行った。
18 年度からの導入の検討（18 年度 30 施設）
体育施設、道の駅で導入
条例の制定により H18 年度から実施
老人憩いの家等（15 末、6 施設）
障害者通所更生施設
平成 17 年合併時に、財団法人等に施設管理の委託をしていたスポーツ施設、文化施設について指定管理者制度を導入した。
保健センター管理委託
H17 制度施行 対象施設 34 箇所
公の施設のうち 63 施設の指定管理者制度導入を進めた。
平成 16 年度から老人デイサービスセンター 1 施設に指定管理者制度を導入
平成 16 年度に市養護老人ホームの運営を委託
28 施設
駐車場、体育施設等 45 施設において導入（H18. 4～）
観光施設、体育施設、文教施設
17 年度 41 施設の公募を行った
18 年度導入に向けて、事業者の募集・選定を行った
市民文化会館始め 17 施設について H18 年度からの導入を決定
市営火葬場（平成 17 年 10 月から）
H17. 7 に「指定管理者制度運用方針」を定め、指定管理者制度を導入した。
市立文化会館 市立社会福祉センター 老人福祉施設 3 箇所 市立かんがい排水施設 中央公園 旧住宅（H17）
保育所（1 件） 放課後児童クラブ（3 件） 福祉作業所（1 件）
H15 に 1 施設 H16 に 2 施設行った
H17 年度より導入
ふれあい館導入（H16～） 公設民営保育園導入（H16～） 文化施設、高齢者施設、障害者施設等 29 施設導入（H17～） 健康館、少年自然の家 文化会館など

<p>体育施設（体育館・温水プール）          旅客ターミナル施設</p>
<p>温泉施設、都市公園施設、体育施設 心身障害者通園施設、福祉作業所など</p>
<p>19 施設に導入</p>
<p>市民文化会館・ピアプラザの運営について文化振興事業団に選定          （平成 18 年度より）</p>
<p>特別養護老人ホーム等 計 50 施設</p>
<p>観光施設（H17 年度より事業実施）</p>
<p>16 年度に導入（3 施設）、17 年度さらに対象施設を拡大。</p>
<p>スポーツセンター等（平成 18 年度より実施）</p>
<p>平成 16 年 4 月 1 日に学童保育所等 7 施設、平成 17 年 4 月 1 日に学童保育所等 5 施設に指定管理者制度を導入した。</p>
<p>市内のほとんどの施設について、指定管理者制度へ移行した</p>
<p>有線テレビ放送、斎場、漁港、市民会館、体育館等</p>
<p>総合福祉センターほか 17 施設 33 ケ所</p>
<p>民間委託 5 施設（予算ベース）</p>
<p>公募 53 施設 指名 69 施設 計 122 施設に適用</p>
<p>児童保育施設について 17 年度より実施</p>
<p>文化会館、市営プール等の管理を指定管理者へ委託した（H18）</p>
<p>平成 15 年 11 月の芸術劇場を皮切りに、535 施設中 279 施設（平成 18 年 11 月 1 日現在）に制度を導入          市民球場、体育館、老人憩いの家等。</p>
<p>美術工芸館（平成 17 年度）</p>
<p>地方自治法上の管理委託施設について指定管理者制度へ移行（H18. 4. 1）</p>
<p>ビーチエリア指定管理者事業</p>
<p>13 施設について導入</p>
<p>新規 10 施設について導入（H18. 4 より 96 施設に拡大）</p>
<p>県から移管された研修施設を地元団体へ委託した。</p>
<p>市立自転車駐車場において民間公募を実施</p>
<p>児童デイサービス事業 児童クラブ事業</p>
<p>利用料金制の導入他</p>
<p>コミュニティセンターの運営          老人保健施設の運営</p>
<p>香りの博物館、総合体育館ほか 34 施設</p>
<p>H16：制度導入に関する基本方針の策定          H17：指定管理者の指定に係る事務手続き          H18：44 施設（内公募施設 10）に導入</p>
<p>障害者施設への導入</p>
<p>区民会館、在宅サービスセンター外福祉施設、区民住宅、体育館等指定管理者制度を導入</p>
<p>老人福祉センター（4 施設）          知的障害者授産施設</p>
<p>釣場事業の指定管理者制度導入</p>
<p>平成 18 年度以降の導入に向けた検討・調整</p>
<p>順次指定管理者制度を導入している 現在 77 箇所実施</p>
<p>35 施設を指定管理へ移行</p>
<p>・体育施設（H14）</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・公民館 (H15)</li> <li>・東部地区公民館 (H16)</li> <li>・農村交流センター (H17)</li> </ul>
体育施設、市民プール、記念館等
<ul style="list-style-type: none"> <li>・物産センターの管理運営に指定管理者制度導入</li> <li>・鉄の歴史館の管理運営に指定管理者制度導入</li> </ul>
区民センター、公会堂、自転車駐車場、社会教育会館、体育施設等
市内 19 施設において導入
2 施設に制度導入
観光交流施設、運動公園体育館
17 年度中に検討、18 年 4 月より公共施設の一部について実施。
・公共施設の管理・運営について、指定管理者制度を導入
青少年野外施設等公の施設の運営、維持管理
堆肥センターを H17 年度から指定管理へ
H18 からの指定のため 18 施設の議決
(H17 新規のため削減なし)
指定管理者制度の実施 237 施設
市営駐車場への制度導入 (H17. 12. 20)
H17 新規開設したデイサービスセンターの指定管理者制度の導入
平成 16・17 年度で検討を行い平成 18 年度から 21 施設の指定管理を行った。
98 施設について指定管理者制度を導入。
今後も検討を重ねる。
市立総合体育館を指定管理者制度へ移行 (平成 17 年度)
国民宿舎、デイケアセンター 公園の一部を指定管理者へ
H16. 4. 1 から福祉施設 (ふれあいセンター) 15 ヶ所
温泉施設
プール施設 他
170 施設に導入
平成 16 年 4 月から市営駐車場 3 ヶ所に指定管理者制度導入
体育施設や文化施設などの管理について H18 より制度導入
市が所有する公の施設のうち、40 施設について導入に向けて検討した (18 年度に 10 施設に導入)
H16. 2 月から順次導入
制度の積極的な推進に努めている
平成 16, 17 年度に施設の指定管理者を公募し、選定した
老人福祉センター
平成 18 年 4 月 1 日から制度を適用するため、例規の整備・指定管理者の募集を行った
従前の管理委託施設については、指定管理に移行済
ふるさと村、温泉保養施設の指定管理者の指定
H16 : 2 施設 (H18 からは 43 施設)
温水プール
平成 17 年度より導入
14 施設に適用
演劇工場への制度導入
公の施設 36 箇所
市民会館・文化フォーラム施設管理

コミュニティセンター、ふれあいセンター、地域福祉センターを指定管理者に委託した
総合文化会館他 24ヶ所を指定管理者制度へ移行
市内 124 施設を制度に移行
スポーツ・産業・文化センター
母子寮
ドイツ館、記念館、老人福祉センター、他 3 施設の導入
中央卸売市場を地方卸売市場に移管し、指定管理者制度を導入
在宅サービスセンター等の施設管理運営を委託
37 の公の施設について指定管理者制度を取り入れた
市民活力開発センター、勤労者体育館に指定管理者制度を導入した
文化会館、福祉センター等について指定管理による委託を行った
介護福祉センター他 9 施設に指定管理者制度を導入
リサイクルセンターなど、9 施設に適用
養護老人ホームに導入 (2 施設)
平成 18 年度から導入 (市民会館・交流館、市民プール等 30 施設)
平成 18 年 4 月を目標に 11 種 17 施設の指定管理者の移行を進めた
平成 15 年度ワークプラザに導入⇒シルバー人材センター (社団法人)
市内の公共施設 47 箇所について指定管理を行った。
文化会館、学童保育等 平成 18 年度より実施
公園、市営住宅等の公の施設における指定管理者制度の導入
労働福祉会館外 1 施設に係る管理運営
墓地公園の管理
⑯4 施設に導入 ⑰34 施設に導入 (⑱当初時点で 332 施設に指定管理者制度を導入)
弓道場、農産物直売所、自然休暇村、スイミングセンターに導入
コミュニティ防災センター (4 箇所)
観光施設
スポーツセンターの管理
特別養護老人ホーム 観光客の休憩施設、ふれあい館 乾燥調整施設、市民交流プラザ
H16 年度導入 : 3 種 5 施設
H17 年度導入 : 13 種 77 施設
知的障害者福祉作業所、物産センター、精神障害者福祉作業所、市営住宅
地域利用施設、児童館
指定管理者制度の導入
市民プール、ふれあいセンター等 222 施設
H16 年度に障害者デイサービスセンター (新設) に導入
H16 年 12 月「指定管理者別度導入基本方針」を策定
平成 14~17 年度の間、29 施設に指定管理者制度を導入
・公園施設管理補助作業の委託。
・第 2 体育館および総合公園野球場の窓口取次ぎ業務の委託。
保育所 2ヶ所
⑯総合福祉会館
体育、展観、貸館施設を第三セクター並びに民間業者への委託
H16. 4 月の観光宿泊施設を皮切りに現在 11 施設を指定している。
全面委託の市内施設は、H18 年度から 3 年間に限り現在の管理受託団体を指定管理者に選定し、直営施設のうち児童センターと児童クラブは公募による指定管理者制度を導入するなどとした。

体育施設、老人福祉センター、農業公園など
・勤労者福祉センター（H15より）
平成17年度に検討協議（平成18年度4月から制度導入）
16年度38件 17年度6件
平成17年度より運営委託を行っていた施設を指定管理施設として取り組み始めた

## P F Iによる施設整備・運営

学校給食センター建設事業
学校給食センターの維持管理
総合校の新設での導入を検討
統廃合した小学校及び市民プール施設整備・運営のP F I導入
H16.10.1 道の駅の施設
H16～17 P F I事業によりケアハウス、地域交流センターからなる福祉複合施設を建設（管理は指定管理者が実施）
平成17年1月に実施方針を公表し、平成17年度から小学校分離校及び総合生涯学習施設の施設整備に着手
市立第中学校の整備 公会堂、保育所、ケアハウス、デイサービスセンターの整備
○市P F I活用指針を策定（17年5月） ○市南部学校給食センターを対象にP F I手法の導入可能性調査を実施し、同制度の活用を推進した。
市民会館・中央図書館複合施設 学校給食センター、少年自然の家への導入
消防出張所の整備等
温湯温泉利用施設整備等P F I事業 18年4月1日から運営開始
ごみ焼却施設（市民利用施設部分）（H17）
新設小学校建設事業
H16年10月、P F I法に基づき、図書館・保健センター・勤労青少年ホーム・多目的ホール等からなる複合公共施設を整備。 施設の維持管理と図書館運営業務を民間事業者へ委託。
ごみ焼却施設を“B O O”により委託
総合体育館（平成17年4月供用開始）の設計・建設・管理運営をS P Cに任せ。
市民行政センター（2施設）
高齢者センター(1施設)をP F I事業により建設。平成17年供用開始。
浄水場・浄水場ろ過施設整備等事業（H17～H34）
余熱利用施設整備事業
H17年度より導入
清掃工場更新事業 市営住宅建替事業
老人福祉センター維持管理のシルバー人材センター等への委託
ごみ処理施設の整備・運用
庁内研究会での検討等
余熱利用施設を整備
中学校建設事業
P F Iによる温泉施設の施設整備ならびに管理運営の実施
斎場整備等事業
斎場整備事業（平成17年8月開設）
屋内温水プールの建設及びびに運営（15年間）をPFI手法により実施。平成17年2月オープン
斎場の施設整備及びび管理雲煙事業にPFI方式を導入
小・中学校4校一括施設整備
1. 中学校・複数施設整備等事業（16～・）

市立小学校冷房化等事業(18～・)において活用
2. 区庁舎整備等事業においてPFIによる実施を決定
市立中央図書館
有機質資源再生センターの整備・運営
環境センター余熱利用施設整備
新美化センターの建設に公設民営
平成15年度に導入可能性調整を実施し16年度にガイドラインを策定
市民プール(H14)
海の手公園

市有施設の運営事務の民間委託

火葬場の管理運営委託 老人ホーム管理運営委託
清掃センター受付・指導業務
体育館受付業務
下水処理センター管理委託
・老人ホームの民営化 ・動物園の運営委託
図書館、給食センター、保育所のうち各1ヶ所を委託
・ごみ焼却施設の運転委託 ・養護老人ホームの運営委託 ・保育所の民営委託
保育所（1所）の民間への売却
し尿処理施設の運転管理業務（⑩～） 学校給食調理場の調理等業務（⑩～）
・学童クラブの運営委託化 ・図書館運営の一部委託化 ・社会教育会館運営の一部委託化
シルバー人材センターへ市有施設の管理委託
・学校給食の委託 ・保育園民営化
文化会館の舞台、受付業務の委託
市民病院の調理業務
体育施設、公民館の民間委託（18年4月から指定管理者制度へ移行）
平成14年4月に市内にある公立保育所4箇所のうち3箇所を民営化した
学校給食調理業務（旧町のみ）
H14年度 保育所（1施設）民間委託（旧市）
公立保育所（平成17年度～）
浄水場運転管理業務 学校給食センター業務 公設地方卸売市場管理業務一部委託
保育所の運営業務委託（2箇所）
14年度 学校給食センター委託化
し尿処理施設、火葬場、クリーンセンター炉運転を民間委託した
学校給食業務の委託 清掃工場運転業務の委託
H17まで施設管理公社に委託（教育文化センター、市民総合センター等）
衛生センター運転管理業務（H17）
養護老人ホーム
学童保育室の民間委託 障害センターの調理委託
小学校給食調理（2校）、保育所調理（6園）、養護老人ホーム給食調理
保育園の民営化、老人ホームの民間への移譲、学校給食調理業務委託
保育所運営業務の民間委託
給食の民間委託（福祉施設、学校）
保健福祉センター管理業務、公民館業務員業務
葬祭場

老人福祉センター 図書館、児童館などの民間委託
下水道センター一部業務委託ほか2件
焼却炉運転業務（昼間を加え全面） 資源化施設管理運営業務 ふれあい工房管理運営業務
エネルギーセンター、リサイクルセンター
公立保育所を一部民営化
一部の給食業務
保育所1園及び養護老人ホームを民間へ委託
斎場業務の民間委託
図書館業務の民間委託（平成17年度～）
下水処理民間委託 総合体育館民間委託など
自然体験学習施設（ネイチャーセンター）運営管理委託 市民プール管理委託、登別保育所運営業務委託
温泉施設1ヶ所 総合福祉センター管理委託
保育所の段階的な民間委託
障害者作業施設運営委託（H16）
社会福祉法人へ幼稚園（幼稚園）として運営委託（⑩～⑰）4,006千円
①市民活動サポートセンターの運営 ②知的障害者授産施設の運営管理（②③はH18年度から指定管理者制度へ） ③農業活性化拠点施設夜間管理業務 ④図書館の貸出業務 ⑤保育所の運営
公立保育所の民営化
ごみ焼却施設の夜間運転を委託
旧市（平成15年度） 公園管理委託 旧市（平成16年度） 総合交流ターミナル管理委託
終末処理場 公園管理など
市情報工場の施設管理を委託した
下水道終末処理運転管理業務 中央病院看護師宿舎管理業務 他
○浄水場の運転管理の一部委託（H14） ○斎場の火葬業務 ○まつり会館の一部委託（H17）
区立図書館業務委託
害虫駆除薬剤散布の委託化
市立保育所運営業務（2箇所） 下水終末処理施設運転業務
養護老人ホームの民営化、市民文化会館舞台操作業務の民間委託
衛生センター管理運営業務の委託化の拡大
主に指定管理者への委託を行った
斎場の民間委託
供用開始された公の施設の委託
図書館受付業務委託化
幼稚園・保育園の民間移管
保育園

保育園の運営について平成14年度から民間委託を実施
保育園の運営民間委託
・労働関係2施設の委託。ボランティアセンター等の委託。その他、平成18年度から指定管理者制度の導入により実施している。
保育所の民間委託
市立保育所の民営化等
・図書館（H16 中央図書館窓口業務）
学校給食センター運営事業
○市民会館受付業務委託 ○東図書館運営業務委託
保育所の民営化
女性会館、視聴覚センター運営業務等
汚泥処理施設（17年度）
ごみ焼却施設の運転管理業務
市立保育園2園の廃園及び民設民営保育園助成（平成14・17年度）
学校給食調理業務 下水処理場、ポンプ場運営業務
公園管理委託
・図書館夜間業務委託 ・小児初期急病診療所（診療業務、医療事務等業務、駐車場整理等業務）
市民協働のまちづくり政策の一環で、公民館活動を市民まちづくり組織で推進している
利用しやすい運営体制を図るため、文化会館の管理を文化協会へ委託
ごみ収集業務、火葬業務の一部民間委託化
保育所の民営化 図書館の民間委託
市民病院及び福祉施設の給食調理業務の委託化 市民病院中央材料室滅菌洗浄業務の委託化
学びの森交流館 山の学校（旧小学校）
区民保養所の民営化
総合体育館の運営委託
保育園運営の民間委託
老人福祉センター運営事務の民間委託
し尿処理場の運転業務の全面委託
図書館業務の大半をNPOに委託。 職員数 委託前：職員7 嘱託19 ・・・・ 18年度 職員2 嘱託1
図書館、老人いこいの家、ふれあい館、温水プール等
15年度より保育所2か所の運営業務を委託 16年度より新設図書館のカウンター業務を委託 17年度より新設学童保育所1か所の運営業務を委託
保育所民営化（1カ所）
平成14年度より学校給食調理業務の民間委託を進め、平成17年度までに7校を委託済
水処理センター施設管理
自転車駐車場運営
中央児童遊園と温水利用健康づくり施設の運営を委託（現在は指定管理）。
コミュニティーセンター2施設の運営事務を委託
都市公園維持管理（ごみ収集） 市道（維持管理）

索道施設（観光案内・券売） 温泉（券売・施設案内）等
平成 15 年度から老人福祉センター2 か所の運営管理を民間委託した
公民館
・学校給食調理配送事業（H15～） 人件費差引効果額約 2.5 億円 ・保育所民営化 1 園（H17）約 6700 万円
H14 に養護老人ホームを完全委託（H18 より指定管理）
在宅配食サービス
児童館の民間委託
クリーンセンター運転管理業務 下水ポンプ場運転管理業務
清掃工場 1 班の業務委託
給食調理師の退職者不補充（臨時職員等による対応）
ごみ収集運搬業務委託 清掃センター機械炉運転業務委託 運動施設管理業務委託 市民会館舞台等設備管理業務委託
学校施設管理用務業務の委託
公用車運転委託、福祉車両運転委託
学童保育所等
市民会館等の委託
不燃物処理センター
保育園 3 園
保育所、下水終末処理施設など
養護老人ホームを民間委託（H14）
・公立保育所の民営化または民間委託化 H14 年度： 2 施設を民間委託化 H15 年度： 4 施設を民営化、民間委託化 H16 年度： 5 施設を民営化 H17 年度： 5 施設を統合し民営化 13 施設を民間移譲
市立保育園の委託（平成 14 年度）
市民館（隣保館）事業（1 館）
主に指定管理者制度を活用
野外活動センターの管理委託 市民会館の運営
児童館運営の民間委託
保育所（1 か所）の民営化（H15）
区立保育園民間委託
図書館窓口業務委託 保育園保健業務委託
下水道施設の運転管理業務委託 公園施設維持管理業務委託
平成 18 年度からの保育園民間委託に向けた業者及び引継準備
保育園の民間委託
保育所（H16）
・養護老人ホームの管理運営を委託

平成 17 年 4 月開所の市総合保険福祉施設の管理運営をNPO法人に委託している。
区民保養施設、介護施設等
海洋センターの民間委託
総合体育館
・市営老人ホームを、民間委託、民営化
一部公民館の管理
保育所、下水処理場など
給食センター、一般廃棄物収集の民間委託
・公用車運行業務の外部委託（公用バスの廃止に伴う当該運行業務の委託） ・道路維持補修、清掃等外部委託
公設保育所の一部民間運営委託
平成 15 年 4 月サイクリングターミナルの受付業務委託
体育館施設を体育協会へ
清掃工場、浄水場、休日夜間診療所
浄水場運転管理業務の一部委託 下水道浄化センター維持管理業務委託他
国民宿舎の管理運営
こどもらんど管理運営 建設発生土処理施設管理
体育施設運営事務の一部委託
公立保育所の民間委託
H16 学校給食センター運営事業の民間委託（管理部門を除く）
養護老人ホーム調理部門等の民間委託 清掃センター収集業務民間委託
市民会館、ごみ収集運搬
宿直警備委託
道路除雪業務委託の期間契約化
養護老人ホームの管理運営委託 公民館管理運営業務
クリーンセンター運営委託 下水浄化センター運営委託
リサイクルプラザ事業 職員 2 人減
図書館窓口業務等の一部委託 児童館運営を放課後児童クラブ運営
知的障害者更正施設、老人福祉施設（温泉入浴施設）
市立保育園の民間委託
保育園、体育館など 7 施設を委託
老人福祉センターの管理運営 学童保育室等
老人センターの管理運営委託化（平成 14 年度） 植木剪定材堆肥事業の委託化（平成 15 年度）
管理委託：H14 農業歴史資料館⇒開田の村管理組合
・下水処理施設運営業務の民間委託化 ・徐排雪業務の委託化
⑭～ クリーンセンター運営 構内管理業務等を財団法人に委託化 総合運動公園プール施設

全部委託（⑱～指定管理者制導入）
保育所（2 施設）の民間委託 養護老人ホームの民営化
小学校留守家庭児童会の運営委託 勤労福祉施設の管理運営 プラスチックごみ再生資源化業務
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市立保育園の一部民営化</li> <li>・公営住宅管理</li> <li>・自転車等駐車場管理</li> </ul>
平成 17 年 4 月時点で 178 施設について管理を委託
平成 16 年 12 月より、特別養護老人ホームの民間への移管。
H15 斎場運営の民間委託
浄化センター（し尿処理） 管理運営の委託化 清掃工場管理運営
教育文化施設の管理運営を民間委託化
<ul style="list-style-type: none"> <li>・市立病院の運営委託</li> </ul>
公園管理業務委託の拡大、保育園（1 園）を民間委託

## 一般事務の民間委託

職員健診業務、消費生活相談業務など
出張所廃止に伴う証明書交付事務の郵便局への委託
受付業務、庁舎清掃業務等
大型バス運行業務
・庁内情報システムの情報処理、維持
窓口業務の一部委託
学校給食調理業務委託の拡大など
児童センター 図書館
・庁有自動車運転業務 ・児童館用務業務 ・学校給食調理業務
準職員の活用
ごみ収集の民間委託
資源ごみ収集
保育業務 小学校業務ほか
一般ごみ収集業務・水道メーター検針
市長議長車を運転委託したが、18年度よりその委託も廃止
H14・15年度 ごみ、し尿収集民間委託（旧市）
小学校給食（平成15年度～）
ごみ収集業務、電算業務、ホームヘルパー派遣業務等の民間委託を行った。
荒館小学校用務員業務 公金収納OCR業務 コンピューターシステム管理業務
下水道の検針・料金収納業務
連絡所等の広報配布事務の委託化
本庁舎受付案内
水道メーター検針業務 庁舎清掃業務 外
不燃物ごみ収集業務を16年度から民間委託に移行した。
選挙事務の一部庁内案内業務を民間委託した。
学校給食業務（△約1000万円） 病院給食業務（△約5500万円） 幼稚園技能員業務（△約7300万円）
水道窓口業務の一部民間委託
学校給食運搬業務の委託
水道料金徴収業務、戸籍、住民票、医療等窓口業務、電話交換業務、バス運転業務、官民境界確認業務
市民交流センターの窓口業務の委託
水道事業において窓口業務を民間委託 下水道清掃を民間委託
ごみ収集業務の民間委託
市営葬儀の一部委託 病院給食の委託 小学校給食の委託
小中学校公務作業員業務の委託 給食センター調理業務の委託

害虫駆除業務ほか
自動車運転業務（大型バス、議長車） 清掃業務（生ごみ収集） 学校給食調理業務（7校）
給食調理の一部委託 図書館窓口業務の一部委託
市バス運行管理業務委託ほか4件
家庭ごみ収集業務 小中学校給食調理業務
総合窓口業務
ごみ収集業務の一部を民間へ委託
庁舎総合案内 市有施設間物品等集配業務 道路修繕業務の民間委託
中学校給食業務（新規事業）
H16：案内・受付業務一部委託、電話交換業務全部委託 H17：庁用バス運行委託
学校用務員の民間委託
単独校調理場調理業務
ごみ収集業務
廃棄物中間処理施設業務 野犬掃討業務 最終処分場維持管理業務 葬斎場清掃業務 レセプト点検業務 ホストコンピューター運用処理業務 水道料金の検針・徴収業務
ファミリーサポートセンター運営委託 放課後児童クラブ運営委託
下水道施設保全業務、水質分析業務
霊園維持管理業務、調理業務
例規集データベース化及び管理、高齢者住宅雪降ろし
①水道料金の計量・検針・窓口受付業務・滞納整理業務の一括委託 ②学校給食調理業務委託の拡大 ③学校用務業務委託の拡大 ④病院医事業務の拡大 ⑤ごみ収集業務委託の拡大
学校給食調理業務、保育所給食調理業務、下水道管渠清掃業など
旧市（平成14年度）地域イントラネット基盤整備事業サーバ保守業務委託 旧市（平成17年度）市内A地区における資源ごみ、不燃ごみの収集委託
平成16年度から案内・受付業務、平成17年度から粗大ごみ収集の全部、学校用務員事務の一部を委託
自動車運転業務 庁内案内業務 福祉や市民生活部門の入力事務など
水道検針・料金徴収等業務
学校栄養士業務委託 高齢者会館等業務委託
給食センターの調理・配送を民間委託

<ul style="list-style-type: none"> <li>・本庁舎清掃</li> <li>・本庁舎夜間警備</li> <li>・電話交換</li> <li>・水道メーター検針</li> <li>・ホームヘルパー派遣</li> <li>・在宅配食サービス等の全部委託</li> </ul>
学校給食センターにおける調理業務の委託化
給食の配送を民間へ委託
市税窓口業務委託
<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校用務委託</li> <li>・学校事務嘱託化</li> <li>・粗大ごみ収集委託</li> </ul>
保育園給食調理業務の委託（H14～）
学校給食調理業務 公用車運転 電話交換 受付業務等
保育園（2園）の給食調理業務について平成14年度から民間委託を実施
<ul style="list-style-type: none"> <li>・合併時HP作成業務・在宅配食サービス等委託。</li> <li>・その他、市民アンケート・統計等委託可能な業務委託を随時実施</li> <li>・既に実施の委託業務も含めて検討中</li> </ul>
家庭ごみ収集（H16；△8500万円） 輸送事務所の廃止及び委託化（H16；△3億7000万円） 水道メーター検針業務・学校給食調理業務（H17）等
H15 市マイクロバス廃車による民間委託バス活用
<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校給食（H15 共同調理場）</li> <li>・公用車運転（H15 マイクロバス）</li> </ul>
○道路維持管理業務委託
○住民基本台帳入力業務委託
葬祭業務の一部委託（14年度） 学校給食センター調理業務（16年度） 上下水道料金徴収事務（16年度）
ごみ収集委託 公園維持管理業務の委託化
ゴミ収集業務、道路維持補修業務等
行政バス運転管理業務（16年度） プラスチックゴミ収集業務（17年度）
家庭ごみ収集運搬業務の民間委託（H14～17）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・商工業務（テナント・モデル事業、利子補給事業）の一部委託</li> <li>・道路舗装業務等の委託</li> <li>・学校業務の委託（学校営繕）（機械警備）</li> <li>・水源施設管理業務</li> <li>・維持修繕体制の一部委託</li> <li>・水道料金業務の一部委託</li> <li>・清掃業務の委託（粗大ごみの一部委託）</li> </ul>
各事務連絡所で行っていた証明書交付事務を郵便局に委託

水道検針業務・水道料金集金業務
(H14) 移動公衆便所運搬設置業務の委託化 (H16)
老人ホーム調理員の委託化 (H16) じんかい収集の委託化
ごみ収集、学校給食単独校調理業務・センター配送校配膳業務、保育所(公設民営)等
学校給食調理業務、学校用務員業務
・学校用務員業務委託
給食調理業務の民間委託化(現在、給食センター改築中のため工事完了後) 予定
可燃ごみ等収集業務 (H16)
一般廃棄物収集業務、電気技術者、運転手、学校技術員等の嘱託化
ごみ収集の民間委託
図書館窓口業務
浄水施設運転監視業務委託
ホームページ更新業務、本庁舎夜間警備業務等
学校給食調理委託
図書館カウンター業務委託
平成 14 年 4 月から学校給食調理業務を、平成 16 年 4 月から広報編集業務の一部を、平成 17 年 4 月から病院給食調理業務及び水道お客さまセンター業務(検針業務、窓口業務、料金徴収業務、検定満期量水器の取替業務)を民間業者に任せた。
本庁舎清掃、夜間整備、学校給食、一般ごみ収集
受付、電話交換業務
水道、下水道使用料徴収の民間委託、水道施設管理の民間委託
学校給食センター配送業務の民間委託
ごみ収集及び運搬業務委託
保育所庁務業務の全面委託
学校庁務業務の一部委託
粗大ごみの収集全面委託
ごみ収集運搬業務、市営住宅管理業務、学校給食調理業務 等
学校給食、精神障害者ホームヘルプ事業、住居表示台帳管理等
毎年度、退職者不補充に伴い、小中学校の給食調理業務及び用務員業務を委託。
水洗化促進業務(下水)
水道料金徴収等業務(上水)
幼稚園園務員業務 秘書業務の派遣職員化
平成 14 年度より、水質検査等の環境調査業務の民間委託を進めた。
中学校給食調理業務
家庭ごみ収集運搬業務委託のエリアを拡大した。
保育園給食調理業務、水道メータ健診、火葬・霊柩車運送業務、議会会議録作成
公用車運転業務、システム維持管理、委員会記録作成業務、クリーンセンターごみ受入その他業務等
15 年度から小・中学校用務員事務一部委託開始
霊柩車の運転業務
学校給食センターの調理
・公園緑化協会委託 (H14～) 約 4400 万円
庁内情報システム維持、本庁舎の清掃、ごみ収集、道路維持清掃外
H15 に水道メーター検針 H17 より電話交換業務 1 名 (H22 まで段階実施)
H17 年度より家庭ごみ収集業務の一部、学校給食調理業務
小学校給食調理業務 本庁電話交換業務

①保育料事務の電算化
②例規集データベース化による印刷費の削減
議長車運転業務委託 バス運転業務委託
図書館カウンター業務の委託
火葬業務、ペットボトル減容業務、水処理業務等
除排雪業務、給食業務（中学校）、一般ごみ収集業務
ごみ焼却施設の受付業務、地籍調査業務等
定期型業務の委託化
情報処理業務システム改造業務委託（H17 ホームページ作成・運営業務委託（H16）
上下水道料金検針業務
ごみ収集、ごみ焼却場管理 下水管清掃作業など
公用車運転、一般ごみ収集、学校用務員など
市民課業務の民間委託（H17） 可燃ごみ収集業務の一部民間委託（H17）
・紙パック・トレイ回収業務の委託化 H15年度全面委託化 ・水道局営業センターの集約化及び開閉栓受付等窓口業務の委託化 市内7か所の営業センターを1か所に集約し、市民サービスを総合窓口化。また「水道お客さまコールセンター」を設置し、開閉栓受付等業務を委託化。H16年度実施。 ・学校給食調理業務の委託化 H14年度:2校においてモデル実施 H16年度:8校において実施 H17年度:7校において実施
IT関連の包括的アウトソーシング
公用車のリース化 ごみ収集業務の段階的な委託
公用バス運転業務
焼却炉運転業務の民間委託 学校給食調理業務の民間委託
庁舎の清掃及び夜間警備、案内・受付業務 一般ごみ収集
水道料金徴収業務委託（H15）
道路・公園維持管理業務委託
可燃ごみ収集の民間委託（H14～17）
保育園・学校給食の調理委託
小学校給食調理業務委託（6校） 社会教育用バスの運行業務委託
本庁舎清掃業務、在宅配食サービス、水道メータ検針業務 等
電話交換業務の委託 ごみ収集（農林地域）の委託 公用車運転業務の委託 等
・粗大ごみ収集運搬業務を委託
市民課部門の証明書等発行業務について、NPO法人に委託している。
住民登録、戸籍、外国人登録の入力業務、出納業務他
中央公民館運営の一部、し尿収集運搬業務、福祉医療費現金償還業務
ホームページ作成運営

学校給食調理業務
公用車運転、道路、公園維持管理、コンピュータ運用業務など
宿日直の民間委託
水道受付・ごみ収集・病院ボイラー操作・献立
在宅配食サービス業務委託 老人バス運行業務委託
水道メーター検針業務 市民センターの管理の委託
ごみ処理業務（一部） 行政配布物業務（行政連絡員による配布部を取止め）
ごみ収集業務
斎場業務の民間委託 霊柩自動車運行事業の民間委託
ターミナル巡回清掃業務 等
H13 A 診療所窓口業務の民間委託 H15 B 診療所窓口業務の民間委託
学校事務補助・用務員
図書館上尾駅分館の窓口業務
ホストコンピュータ運用管理業務の外部委託
市民課事務
地区公園の管理を住民団体へ委託 学校給食調理業務の外部委託を決定
庁舎清掃業務の委託の縮小
渡船運行民間委託
学校給食業務（拡大）、学校用務員業務、スクールバス運転業務 等
市庁舎営繕、守衛、ボイラー業務の全面委託
公共下水道管維持管理業務の一部及び食肉センター施設維持管理業務の一部を民間委託した
学校給食調理業務等の委託
学校調理や整備業務の委託の拡大 公用車運転業務委託の拡大
・学校用務事務（小学校3校） ・ゴミ収集運搬業務
成人検診の個別化、治水施設の維持管理、小児夜間急患診療業務、 私立病院医事業務 等
事業系ごみの収集を許可業者へ委託（平成14年度） 障害児送迎用リフトバス運行の委託化（平成15年度）
水道の窓口業務の一本化と全面民間委託。コンビニ収納等
学校給食調理、清掃業務等の委託化
【旧市】H17 から中学校給食業務を委託 【旧町】H17 から幼小中学校給食業務の一部を委託
・市広報紙編集業務委託化
公用車運転業務、電話交換業務
⑭～大型汎用電子計算機及びネットワーク運用維持管理業務の委託化、し尿定期収集、直営収集区域の一部を委託化
建築確認業務

学校事務補助員の民間委託
証明書発行等窓口業務の一部委託、ごみ収集業務
<ul style="list-style-type: none"> <li>・浄化センター運転業務の民間委託推進</li> <li>・市民サービス窓口</li> <li>・電話交換業務 他</li> </ul>
H16年10月より水道局営業関連業務の包括委託を実施
議会バスの廃止及び庁用車（バス）運行管理の民間委託（H16）
⑭庁舎夜間警備
震算業務のアウトソーシング
<ul style="list-style-type: none"> <li>①H16 ごみ収集業務の民間委託</li> <li>②H16 養護老人ホームにおける給食業務の民間委託</li> <li>③H15 公用車集中管理・印刷業務の民間委託</li> </ul>
学校給食調理の委託化
<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路作業運転手、公園管理人など職員数削減の代替措置としての民間委託</li> <li>・学校用務員の一部民間委託</li> <li>・一般廃棄物資源ごみ収集業務の一部民間委託化</li> <li>・公用車運転業務委託（旧団体）</li> </ul>
学校給食センター（一部業務委託）
定日ごみ収集業務委託の拡大、道路維持センター業務の一部民間委託

その他（具体的にお書き下さい）

保育所における調理業務の委託、語学指導助手の民間会社からの派遣。
直営→民間業者に委託（単価契約）
社会福祉施設の民間委託
学校給食（炊飯業務）の民間委託
公立保育所2ヶ所の民間移管
給食センターにおける調理業務の民間委託（17年度は中学校分のみ）。
家庭雑排水処理業務、道路補修業務の一部委託
保育所の民営化（3箇所）
養護老人ホームの民営化
道路維持補修、嘱託登記事務、ホームページ作成、庁舎清掃業務、庁舎夜間警備業務の一部を民間委託
学校用務員の委託 7人 老人ホーム調理員の委託 2人 給食センター調理員の委託 5人
客船歓迎工事における会場設営等の一部を委託
市が行っている業務を市民やNPOに委託し、市と対等な立場で運営することで市民協働によるまちづくりを推進する。
国民宿舎の廃止、市直営道路除雪業務の見直し及び青果物卸市場に対する繰出金の見直し等
市立保育園14園のうち2園を平成18年度から社会福祉法人に移管し民営化した。
市営特別養護老人ホームを民間へ移譲した（平成16年4月）
国民宿舎の民営化
学校給食調理業務（一部） 公園、緑地帯管理運営（一部）
水道検針業務及びメーター交換業務を一括して民間事業者へ委託
水道メーター開閉栓業務の委託
市営渡船運行業務民間委託（H17） 障害者施設民間移管（H17） 市民病院給食業務民間委託（H16） 他
H17.2 行財政改革方針を定め委託料については、毎年度費用対効果を見直し改善を図ることとした。
学校用務員を平成16年度から一部民間（シルバー人材）へ委託。職員退職分を補充せず、現在17校中7校で実施している。
公園の清掃 集会所の管理
学校用務員及び学校図書事務員の一部を臨時職員化
浄水場運転業務
学校給食調理業務委託
ごみ収集業務を全面民間委託（合わせて収集日を5.5日/週→5日/週に変更）
H14：下水道浄化センター敷地維持管理業務委託 H16：文書配布業務一部委託
可燃ごみ収集の民間委託（平成16年度～）
学校給食を各学校へ配食を民間に委託している
17年度から水道局において検針から収納までの主な業務を民間委託。
施設管理業務委託契約の一括・複数年契約の取組（⑩）約6100万円
学校給食センター調理業務の委託
幼保一元化将来構想を策定。公立保育園の民営化（準備）、2幼稚園（保育園と幼稚園を一体化）の設置及び保育園1園の廃止など、幼児教育保育の合理的、効率的実施に向け推進を図った。

窓口業務人材派遣委託（国保・年金）
住民基本台帳入力業務、戸籍入力業務、中央病院病棟医療補助業務、要介護認定訪問調査業務
○学校事務職員の引き上げ ○公民館用務員の廃止（H16） ○出張所用務員の廃止（H17） ○水道及び下水道事業の廃止
循環バス・患者輸送バス運行業務の民間委託
訪問看護ステーション事業を廃止（民間へ移管）
・H13～H15 段階的に防犯灯管理業務を委託（H15 全部委託） 約 40 万円 ・H16～H17 郵便差出業務の見直し約 420 万円 ・H16～上下水道事業の滞納整理・精算業務の委託 約 2700 万円（滞納関係効果額として算定）
従来より効率的効果的な手法として、民間委託に取り組んでいる。市民協働推進の観点から新規施策の実現にあたり、NPO 大学等への委託を行っている。
○ごみ処理施設クレーン運転業務委託 ○療育自立センター送迎バス運転業務委託
庁舎設備運転管理業務の委託化 道路維持補修業務の見直し 下水道維持管理業務の見直し
ホストコンピュータ業務運用委託
（H15）保育所の民営化
ごみ収集業務委託 学校給食調理業務委託 学校給食配送業務委託 等
放置自転車撤去業務委託
ごみ収集業務
施設の譲渡 19 施設（産業振興施設、地域民間等）
職員 7 名（自己開発）→2 名（外部委託）
下水道処理施設の運転管理業務委託 小学校給食調理業務委託
平成 15～17 年度で段階的に民間譲渡。 平成 14～16 年度に 5 保育所の民営化を実施
警備業務、消防設備点検業務を長期継続契約に
小学校給食調理業務の民間委託 H14：約 400 万円、H15：約 5300 万円、H16：約 7400 万円。 保育所民営化
保育所の民間移管（平成 16 年 4 月～）
地域住民で組織する公園愛護会による公園管理など、ボランティア都市づくりを推進している。
排水設備検査業務（下水） 浄水場運転管理等業務（上水）
保育所、養護老人ホームの民設民営
公立保育所（2 園）を民間委託
学校給食調理委託 認証保育所開設
保育所の民営化の検討を行った。平成 19 年度以降順次 5 箇所の民営化を進める。
平成 16 年度から水道の開閉栓業務を委託化
平成 17 年度から市立保育園 1 園の給食調理を民間委託した
15 年度及び 17 年度に各々 1 保育所を継続する条件で売却
H17 に民間委託を推進するための指針として「外部委託推進ガイドライン」を策定した
保育所民営化
合併前一部の町で、嘱託職員でごみ収集業務を行っていたが合併後全面的に民間委託としている。

上水道管路維持管理・洗営業務及び下水道維持管理の民間委託。廃止路線バス運行を地区NPOに
学校給食業務、ごみ収集処理業務
ごみ収集業務に伴う民間委託 市施設の警備の民間委託 休職配送業務の民間委託 等
障害児放課後児童クラブの民間委託（H17）
・ごみ収集業務の委託化 直営5：委託5（平成15年度時点）である一般ごみ収集業務の委託比率を、平成16年度から19年度の4年間で直営3：委託7とする。 H16年度：直営車両7台を減車 H17年度：直営車両6台を減車
民間委託ではないが、可燃ごみ処理について隣接する市との共同処理を開始。
障害者送迎サービスの委託化（平成17年度）
H17 外部委託推進ガイドラインの策定
文化会館・図書館・運動公園の公社化
保育園の民営化（△1園）
養護老人ホームの民営化
市直営の休日急患診療所を廃止し、休日急患診療業務を医師会に委託（H14～17）
・託児サービスの連絡調整業務を委託
特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、知的障害者通所更生・授産施設 文化事業の財団による自主事業化
事務事業評価及び業務棚卸を行い、委託可能な事業・業務の選定を実施。 19年度移行順次検討。
学校給食の民間委託 ごみ処理施設の運転の民営化
保育所1ヶ所を民間へ移管
H17 市広報の編集印刷業務を民間委託
養護老人ホームの民間移譲
児童養護施設、病院事業、養護老人ホーム、公立保育所の民営化
「地方公共団体の特定の事務の郵便局における取り扱いに関する法律」により、平成16年7月より 市民サービス向上を目的として、住民票の写し等の証明書受付交付事務を市内郵便局に委託している
学校給食調理業務の委託化
中学校給食調理業務を民間委託
・経常的な経費削減のため、対前年度比95%シーリングの実施 ・外郭団体の見直し
H15 ごみ収集業務の一部委託（△約1300万円） H16 学校給食配送業務の一部委託（△約540万円）
※複数の事業であり、具体的な削減額を計上しにくいことから記入を控える。 なお、③老人福祉センターは平成18年度から指定管理者制度を導入済。
H15年度：4か所（旧町） H16年度：2か所（旧町）
NPO法人（市民活動支援センター）によるうらおい交流館の管理運営
⑭～ 死獣収集業務 死獣収集運転手の委託化 街頭ごみ容器収集 全収集コースを財団法人に委託化 不法投棄対策業務 大規模不法投棄収集業務の委託化

<p>公衆便所維持管理業務 清掃，巡視点検等の業務すべてを財団に委託 中央卸売市場第二市場 管理業務の一部を委託化</p> <p>⑮～</p> <p>美術館 警備業務の一部を委託化 城保安業務，庭園管理業務の委託化</p> <p>⑯～</p> <p>動物園改札業務の委託化</p> <p>⑰～⑱</p> <p>公設小売市場の廃止 10箇所を民営化（⑰4箇所，⑱3箇所，⑱3箇所）など</p>
学校給食の民間委託
<ul style="list-style-type: none"> <li>・資源プラスチック収集業務民間委託</li> <li>・保育所民営化（1園）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校給食の民間委託の推進</li> <li>・定期借地権を活用した事業（小学校跡地整備）</li> </ul>
仕様見直し等による委託料の削減
保育所給食調理業務の民間委託
<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校給食調理業務の民家委託（H16～）</li> <li>・保育園運営の民間人の移管（H17～）</li> </ul>
学校給食配送業務の民間委託
環境部所管自動車車検整理業務の委託

Q13 貴自治体では、平成 14～17 年度に以下のような手数料・利用料・負担金等の値上げを行いましたか。あてはまる数字全てに をつける とともに、具体的に値上げを行った内容の概略について併せてお書きください。

#### ごみ収集料金

清掃持込手数料（事業系、紙類の清掃センター持込手数料）
・ごみ袋手数料の改定（30 円→60 円）H16.4～
ごみ袋 大袋 18 円/袋 → 50 円/袋
ごみ袋の有料化 100 枚を超えた場合 H17 大 30 円、小 20 円→大 100 円、小 70 円
ごみ搬入手数料について、6 年ぶりに見直した。（25%UP）
廃棄物処理手数料（事業系ごみ焼却手数料）の改定 効果額：1,250 千円
H16～ 粗大ごみの有料化実施 年間 20,000 千円収入見込み
臨時収集 400 円～6,300 円→600 円～9,450 円 し尿収集手数料（180ℓまで）1,300 円→1,900 円
H15 年度 家庭ごみの有料化及び事業系ごみ手数料の見直し（旧三条市、栄町、下田村）
ごみ袋の有料化、1 袋@30 円
事業系ごみ処理手数料の見直し
平成 14 年度から有料化
ごみ袋有料化 大 40 円 中 30 円 小 20 円
ごみ指定袋販売代金 大袋 20→50 円 小袋 10→30 円
粗大ごみの有料化
戸別収集導入に伴う家庭ごみ収集手数料の新設・事業系ごみ収集手数料改定
粗大ごみ処理手数料の見直し 生活粗大ごみ 10kg あたり 50→200 円 事業系粗大ごみ 10kg あたり 80→400 円 し尿処理場使用料の見直し 1.8kℓ あたり 1050→10 kg あたり 7 円
14 年 7 月 30 リットル袋 70 円/個 45 リットル袋 100 円/個 粗大ごみ 500 円/個
ごみ袋等の有料化
平成 17 年度から事業系一般廃棄物の処理料金を有料化。10kg 当たり 180 円。
廃棄物取り扱い手数料の見直し
処理経費の増加及び家電リサイクル法の施行によるもの。 500→650 円（一般家庭から排出される粗大ごみ 1 個につき）
平成 16 年 4 月に事業系ごみ処分手数料を 10kg ごと 42 円から 63 円に値上げ。
H16 年 10 月 ごみ処理施設への持ち込み手数料の値上げ（500kg 500 円→ 200 kg 500 円へ変更）
平成 17 年度に粗大ごみの有料個別収集システムを導入し、また事業ごみの収集手数料の値上げも実施した。
H12 年度より有料化（大袋 1 枚 40 円）
H14.4 ごみ袋の規格の変更と料金の設定
H16.4 埋立処分場利用料金の設定
粗大ごみ収集手数料の新設（H17）（300～1500 円）
事業系一般廃棄物の適正処理
粗大ごみ搬出手数料 新規 家庭ごみ収集手数料 新規
事業系ごみ処理手数料（1,800 円→3,000 円/月）、 環境美化センター搬入手数料等の値上げ（H14：対前年当初予算比 81.8%増）
ごみ処理手数料の引き上げ
H17 ごみ袋有料化、埋立処分有料化 H16 粗大ごみの有料化

不燃ごみ指定袋制度導入 (⑮～⑰) 13,111 千円 粗大ごみ有料化 (⑮～⑰) 20,362 千円
廃棄物処理手数料の一部有料化
旧市 (平成 16 年度) 可燃ごみの処理手数料有料化 45ℓ/1 枚/50 円・20ℓ/1 枚/20 円 旧町 (平成 14 年度) 可燃ごみ、不燃ごみの処理手数料有料化 45ℓ/1 枚/70 円・20ℓ/1 枚/40 円・10ℓ/1 枚/20 円 ※新市においては旧市の制度を引き継いでいる。
平成 17 年 4 月 1 日より、事業所等従量制のごみ処理手数料を一律 21 円/kg に値上げ 平成 17 年 7 月 1 日より、粗大ごみ処理手数料として小型のもの 300 円、大型のもの 600 円の有料化を実施
平成 14 年度：一般廃棄物処理手数料 (埋立) 1 t 未満 610 円→1200 円 1 t 以上 1220 円/ t →2400 円/ t (平成 18 年 7 月より)：事業系一般廃棄物処理手数料 600 円/100 kg→900 円/100 kg
有料ごみ指定袋の導入
事業系廃棄物処理手数料
17 年 1 月より値上げ。合併に伴い、旧市町も同額に値上げ調整。 (旧) 2 円/kg→(新) 50 kg まで 250 円、50 kg 以上は 5 円/kg
家庭ごみ収集の有料化 (H16.10)
・家庭ゴミ・・・無料⇒有料化 (H17.1.1) 可燃ゴミ (45 円/45L 又は 30 円/30L) ・不燃ゴミ (30 円/30L) 事業系ゴミ料金体系についても (H17.1.1) 上記に統合。 〔旧日生町は可燃ごみ H14.4.1 から (45 円/45L) 実施。 ・搬入ゴミ・・・概ね 67～82% の値上げを行った。 ・犬猫の死体搬入・・・200 円 ⇒ 400 円
粗大ごみ処理の有料化 (一辺の長さ ～30 cm 100 円 ～50 cm 300 円、～1m 500 円、1m～ 1,000 円 ベッド、スプリング入りマットレス 1,500 円)
一般廃棄物処理手数料 産業廃棄物処理手数料
指定ゴミ袋の無料配布の廃止
粗大ごみ収集の有料化 (500 円、1,000 円/1 点)
粗大ごみの収集を有料化 (H14) 残土・瓦礫処分手数料を見直し (H14)
可燃ごみ袋 60 円→80 円、不燃ごみ袋 60 円→80 円
粗大ごみ収集料金の有料化
事業所ごみ処理手数料の値上げ (H17.8～)
平成 16 年 4 月から「缶・びん・ペットボトル」の専用指定袋を導入した
粗大ごみの有料化
H16～一般家庭ごみの処理手数料新設
臨時収集手数料 1500 円→1950 円
じん芥 (事業系) 処理手数料 30 円/10kg→130 円/10kg に見直し、H16～収入増 187,400 千円
一般家庭ごみの新設 指定袋 1 個につき 9 円、一般粗大ごみの新設 3 辺合計 3m 以下 500 円、3m 超 1000 円
H14 年 6 月 1 日から家庭ごみの有料化 各 10 枚：40ℓ-400 円、30ℓ-300 円、20ℓ-200 円。一般廃棄物処理手数料の有料化や値上げ
ごみの減量とリサイクルを推進するため、家庭ごみの一部有料化と事業系ごみ収集手数料の値上げを行った。
業務用ごみ袋大 50 円→80 円、小 40 円→60 円、家庭用ごみ袋大 30 円→45 円、中 20 円→30 円、小 15 円→20 円

可燃ごみ有料化（250袋 30 円、450袋 60 円）
平成 15 年度に事業系ごみ処理手数料の改定を行った 10kg 当たり 100 円→200 円
合併に伴い統一単価にしたため値上げが一部生じた
事業系一般廃棄物：自己搬入 H14 800→H16 1200
・粗大ゴミ収集手数料 平成 15. 10. 1 から有料化
一般ごみ有料化＝従前無料であった家庭ごみについて、有料化を行った
ごみ有料化
廃棄物処理手数料（焼却 H14・埋立 H15）の改正
合併に伴い収集料金を徴収していなかった地域について、料金を徴収することとなった。
家庭ごみ処理手数料（可燃・不燃・プラ 大袋 600 円など）
事業系ごみ処理手数料の新設・改定（20 円/kg→30 円/kg）
平成 16 年 10 月から、ごみ指定収集袋制度を導入。購入した指定袋での収集（有料化）。
⑭事業系ごみ持込手数料改定 15→25 円/kg
有料化の実施
H15 年度より、一般家庭ごみ処理手数料の有料化を実施。（炭化・埋立ごみ～200/80 円）
H17 年度、事業系ごみ処理手数料 50 円/10 kg→60 円/10kg
H14 年度、一般粗大ごみ処理手数料 一部有料化
家庭系ごみ 無料→3 円/ℓ
粗大ごみ特別収集手数料 500 円/1 件
事業系一般廃棄物手数料 2, 600 円/100 kg
自己搬入（焼却・破砕施設への搬入）700 円/100 kg⇒100 円/10 kg
ごみ収集の有料化。
家庭廃棄物処理手数料の有料化（平成 17 年度：2 円/1 ㍓）
家庭ごみ排出時に指定袋制を実施
H15 年度 ごみ収集手数料引く上げ（168 円→231 円/月）
H15. 10. 1 燃えるごみ指定ごみ袋 30ℓ 無料配布を超える分 16 円/枚→60 円 20ℓ 40 円/枚（新規）
燃えないごみ 30ℓ 150 円/枚 20ℓ 80 円/枚（新規）、大型ごみシール 300 円/枚（新規）
一般
事業系一般廃棄物処理有料化 100 円/10 kg（平成 15 年度より）
家庭系粗大ごみ収集手数料有料化 800 円/個（平成 15 年度より）
ごみ収集手数料
指定ごみ袋制度による家庭ごみ収集の有料化
・一般廃棄物処理手数料の改定（H14. 6 月）
・産業廃棄物処理費用の改定（H14. 6 月）
有料のごみ指定袋及びごみ処理券の導入
大型ごみの有料化実施 300～1800 円
臨時ごみ料金の改訂 3600～5400 円
指定ごみ袋制度によるごみの有料化を平成 15 年度に行った
15 年 4 月より有料化。
45 リットル袋に 30 円の手数料。
処理施設搬入ゴミに対し、20kg まで 200 円の手数料を付けた。
ごみ袋有料化による可燃ごみの収集手数料徴収
許可業者ごみ搬入手数料

粗大ごみ収集手数料を品目により料金を細分化 いす、布団、ギター 各 100 円 自転車、ストーブ、照明器具 各 200 円 テーブル、絨毯、庭木 各 300 円 ソファ、ベッド、流し台 各 500 円 ロッカー、ピアノ、物置台 各 1000 円など ※それまでは、軽四トラック 1 車 1000 円
平成 16 年 10 月より家庭ごみ収集の有料化を実施
H17. 10 月から家庭からの可燃ごみについて処理手数料を徴収。 100袋 8 円/枚、200袋 17 円/枚、300袋 26 円/枚、450袋 40 円/枚
H14 指定ごみ袋制度の導入（大 35 円、中 25 円、小 15 円）
平成 17 年度より家庭ごみの収集手数料有料化を開始 可燃ごみ・不燃ごみ～指定ごみ袋 100 ごとに 25 円（100、200、300、400 の 4 種類） 粗大ごみ～1 点につき 375 円（ごみ処理券）
H16. 10. 1 指定有料袋の導入（大 20 円、中 15 円、小 10 円、特大 300 円）
H14 粗大ごみ収集有料化 1 点 1,000 円
平成 15 年 10 月から事業系ごみの処理手数料を改定。 16 年 4 月から植木剪定材（事業者分）の受け入れ代金を改定。
事業系ごみ処理手数料の値上げ
・一般ごみ収集処理の有料化（H15～）
⑰搬入ごみ処理手数料の改定 埋立地への搬入（100 k g あたり 800～1,600 円→1,200～2,000 円） その他（100 k g あたり 800～1,600 円→1,000～1,800 円）
戸別収集・一部有料化
ごみ袋 1 枚あたり 5～10 円の値上げ
一般家庭ごみ： 1 日 10kg を超える分のみ可燃 23 円/kg・不燃 40 円/kg→指定収集袋制で特小袋 8 円/枚分、小袋 15 円/枚分、中袋 30 円/枚分、大袋 60 円/枚分 事業系ごみ： 可燃 23 円/kg、不燃 40 円/kg→指定収集袋制で大袋 280 円/枚分（2 枚までは 60 円）
粗大ごみのうち、市が収集運搬及び処分するものを一千万円の手数料徴収 ごみ袋の有料化を行なった。
事業系ごみ処理手数料：920 円/100 kg→130 園/10kg（H16） 産業廃棄物処理手数料：市内排出業者 180 円/10kg 市外排出業者 350 円/10 kg （H17）新設
一般廃棄物処理手数料⑱800 円/100 k g →1,000 円/100 k g
一般廃棄物処理手数料の改定及びごみの直接搬入（家庭系・事業系）の有料化

## 上下水道料金

下水道使用料（基本料金）をH15年度に100円増額する等した。
下水道使用料
下水道使用料の改定（10.44%UP・H16.4から）
H17の合併を機に下水道の使用料を統一。全体的に見ると料金収入増。
上水 2,550円/20m <sup>3</sup> →2,685円/20m <sup>3</sup> （H15.4） 下水 2,110円/20m <sup>3</sup> →2,310円/20m <sup>3</sup> （H17.4.）
農業集落排水使用料の値上げ
・下水道使用料改定（6.7%）H16.4～ ・水道料金改定（4.0%）H14.4～
合併前1町の料金を他3町村のレベルへ引きあげた。（基本料金2310円/10m <sup>3</sup> まで→2625円/10m <sup>3</sup> まで）
下水道料金について平均10%の値上げを行った
・公共下水道使用料（H16.7～5%） ・農業集落排水事業使用料（H17.7～6.5%）
下水道料金について、H16年度
平成16年4月分から改定、基本料金超過料金改良（谷和原村）5m <sup>3</sup> の基本水量制導入（伊奈町）
下水道使用料 基本料金 150円値上げ 従量料金 平均8.56%値上げ 25m <sup>3</sup> 使用の場合 2,625円 → 2,850円（225円値上げ）
下水道使用料を平成16年度から平均28.3%改定 水道料金を平成17年度から改定。
農集・コミプラ使用料について、人数使用料制から公共下水道と同様の従量制に統一するとともに、41.9%の料金改定を実施。（H14.10.1）
水道使用料（平均8%改正） 下水道使用料（平均5.7%改正）
下水道使用料について11年ぶりに見直した（30%UP）
公共下水道使用料を県内中下位から中上位へ改定（H18.1月～） 効果額：4,592千円 農業集落排水使用料の改定（H18.1月～） 効果額：796千円
H16～ 上水道料金10.1%値上げ
水道料金改訂
下水道使用料 平均改定率27.4% 農業集落排水使用料 定額制→人数割 平均25.5%改定
上水道料金平均19.37%値上げ（16年4月～）
上水道料金 合併後3年間で調整
下水道→供用開始10年後に維持管理費が黒字になるように。上水道→平均改定率6.43%
平成15年7月に水道料金を平均18%値上げした。
維持管理費及び公債費の増嵩により、「汚水」に係る経費も一般会計繰入金に頼っていることから独立採算性を高めるために適正は使用料水準を設定。平均改定率19.9%（H14.4）
下水道使用料 平成15年度 平均改定率 17.8% 改定影響額 650,898千円
下水道使用料について、平成17年度に平均12%の値上げを行った。
全国平均資本費算入率を目途とした料金改定（平均改定率19%）
水道基本料金を家事用@1,600円、団体用@4,300円、超過料金1m <sup>3</sup> 当り@220円のところ、基本料金を@1,800円、超過料金を水量により1m <sup>3</sup> 当り@230～330円と改定。
下水道使用料
平成17年度に上水道料金について、口径ごとの基本料金及び超過料金の見直し実施。（口径13mmから100mmまで見直す） 13mm 2,420円→2,700円、20mm 5,580円→6,340円 など 超過料金1m <sup>3</sup>

当たり 158 円→182 円
下水道使用料の見直し
排水量区分に応じ 1 m <sup>3</sup> あたり 4~8 円 (H14. 4. 1 施行)
使用料平均 9. 6%改定 18, 779 千円の増
下水道使用料を平均 23. 3%値上げ
下水道料金の値上げ (平均改定率 9. 2%) 上水道料金の値上げ (平均改定率 18. 9%)
下水、平均改定率 18%の下水使用料の見直し (H17 年度)
下水道料金について、平成 17 年度料金改定を行い、平成 18 年度から実施した。
上水道・H14 料金改定 下水道・H16. 10 月に汚水資本費の 50%を算入し、平均改定率 28. 8%の値上げ
下水道使用料改定 (H14 年度) 改定率 19. 13%
14 年 6 月 上水 20 m <sup>3</sup> 2, 710 円 下水 1, 700 円 (改定率 15%)
合併時に調整
平成 17 年 4 月 1 日から下水道料金を 5%値上げ。水道料金は改正なし。
下水道 使用料単価の値上げ (61. 5 円→85. 5 円)
現行の下水道使用料は財政計画を 3 年間として、平成 16 年度に平成 14. 66%の改定を行う。一般会計繰出金の歳入減、維持管理費や公債費元利償還金の増加、平成 14 年県負担金、徴収事務委託料の改定等が主な理由となっている。
H16 年度 下水道料金について 20%の値上げ
H16 下水道料金 約 20%UP
下水道料金 H14. 10 10%引き上げ
下水道使用料を審議会答申を踏まえ引き上げ
下水道料金の値上げ (平均 9. 3%)
上水道料金は平均 19%、下水道料金は平均 13. 8%の引き上げ
平成 16 年度下水道料金へ金 2. 83%値上げ
20 m <sup>3</sup> あたり 1785→2142 円 (H17)
下水：15 年 10 月 20 m <sup>3</sup> 換算 1 割増、16 年 4 月さらに 1 割増 上水：家事用、家事用以外 10%引上
農業集落排水使用料の改定(公共下水道事業使用料と統一)
旧市水道料 基本料金 1, 638 円 → 2, 058 円 (引き上げ)
※今後、旧 3 市町村間で差異のあった上下水料について見直しを行うこととなる。
水道 H15 7. 07%値上げ 下水道 H16 7. 3%値上げ
上水道 (従量料金・税抜き月額) 120~500 円/m <sup>3</sup> → 140~520 円/m <sup>3</sup>
下水道 (税抜き月額) 基本使用料 460 円→530 円
超過使用料 35. 5~81 円/m <sup>3</sup> → 41~94 円/m <sup>3</sup>
下水道使用料の値上げ(平均 23. 75%) (H17)
上水道：平成 15 年 4 月 1 日改定 (平均 23. 8%値上げ)
下水道使用料 H17. 10 改定 (平均改定率 9. 59%)
平成 16 年度 対 15 年度 10. 12%に引き上げ 平成 17 年度 対 15 年度 20. 14%に引き上げ
上水道 16 年度 消費税 3% (現行) →5%に引き上げたこと。
下水道 16 年度 改定率 (税込み) 22. 32% (750, 750 千円の増額)
平成 16 年 4 月 1 日より、基本 10 m <sup>3</sup> : 835 円、20 m <sup>3</sup> 未満 : 96 円、30 m <sup>3</sup> 未満 : 124 円に使用料を値上げ
水道料金、改定前の料金に比べ 39%増額するもので 3 年間にわたり行い、17 年度に 13%増額し、以降 18, 19 年度についても 13%ずつ増額する
下水道使用料：平均 14. 6%の改定
下水道使用料： H16. 4. 1 改定 改定率 平均 24. 4% (平成 19 年 4 月 改定予定)
下水道料金の改定

下水道使用料をH16年4月より改定する。基本料金(10m <sup>3</sup> 以下)840円→1050円平均改定率19.3%
水道使用料の改定(平均13%の改定) 下水道使用料の改定(平均24.9%の改定)
上水道料金を基本料金で20%、超過料金で12.2~20%値上げをした。
・水道料金の改定を実施(平均改定率8.98%) ・下水道料金の改定を実施(平均改定率16.1%)
(下水)H16年度改定 平均改定率3.94% 基本使用料(10平方mまで)660円/月⇒680円/月 平均的な世帯(20平方m使用の場合) 1,740円/月⇒1,800円/月
(下水)H16年度改定 平均改定率3.94% 基本使用料(10平方mまで)660円/月⇒680円/月 平均的な世帯(20平方m使用の場合)1,740円/月⇒1,800円/月 (水道)該当無し
合併を機会に受益者負担の原則に基づいて料金体系の統一を図った。このため合併関係市町村のなかには、結果的に値上げとなったケースもあった。
下水道使用料の3割値上げ(H17)
平成17年4月1日実施。基本使用料(1ヶ月あたり排水量8m <sup>3</sup> 未満)560円(税別)→600円(税別)に改定。定期的な使用料改定。
【下水道料金】旧市において平成15年4月改定、5月検針分以降適用。 改定内容： 基本料及び各階層の超過料金を10円~40円引き上げ 使用水量20m <sup>3</sup> /月の場合2,810円→2,980円改定率6.05% 使用料総額の場合改定率9.38%
【上水道料金】該当なし。
基本料金の値上げ
下水道使用料改定 一律15円/m <sup>3</sup> 値上げ 公衆浴場汚水5円/m <sup>3</sup> の値上げ
H17 下水道料金 基本料金1,400円→1,680円 重量料金も区分ごと値上げ
・下水道使用料、農業集落排水処理施設使用料などを平均12.3%値上げした。(平成15年5月分~)
水道料金平均改定率24.31%
H16.4 下水道使用料を改定(約20%UP)
下水道料金の値上げ(平成15年度から平成17年度、平成14年度対比各年度5%増)
下水道使用料 基本使用料： 10m <sup>3</sup> まで1,050円→1,155円 従量使用料1m <sup>3</sup> につき： 11~30m <sup>3</sup> 94.5→120.75円 31~200m <sup>3</sup> 157.5→159円 201~500m <sup>3</sup> 189→220.5円 501m <sup>3</sup> ~231→241.5円
下水道使用料(H15 基本料・超過料金7.9%) 農業集落排水処理施設使用料(H15 基本料等9.0%)
下水道使用料の値上げ(基本料380円→522円)等
下水道使用料 25%の引き上げ
(H14)工業用水道料金
上水道料金：H17.4に平均11.6%の引き上げ 下水道料金：H16.7に平均24.9%の引き上げ
(H17)旧地域の水道料金を見直し、市内の水道料金の統一をはかる
下水道基本使用料、超過使用料を改定。平均4%値上げ(H16)

下水道料金 施設の老朽化による保守管理のための費用の増加や事業推進に伴う借り入金の返済のため、下水道使用料を平均で10.43%、平成17年6月使用分から引き上げた。
平成14年4月1日平均改定率7.3% 1ヶ月20m <sup>3</sup> 使用の家庭用料金(旧)2,745円(新)2,940円(メーター使用料及び消費税含む)
16年1月水道料金を平均改定率27.16%、15年6月下水道使用料を平均改定率28.5%
H15年度下水道料金の改定 用途別料金体系を廃止。基本水量制を廃止し、全面従量制へ移行。
下水道使用料について、H17年10月から平均改定率12.0%の料金改定を行った
平成16年4月から下水道料金を平均10%引き上げた
上水道料金を16年度15.0%、17年度2.6%アップさせた。 下水道使用料を平均10.27%アップさせた。
下水道基本料金の値上げ(H17.4.1~5.7%増)
下水道使用料30%の値上げ
下水道使用料:基本料金 10m <sup>3</sup> まで930円→1110円、超過料金120円~200円→140円~240円
下水道使用料 平均改定率15.02%
上水道:平成17年度に平均13.95%値上げ 下水道:平成17年度に平均13.14%値上げ
平成15年4月から下水道使用料を改定(平均改定率19.74%)
水道使用料消費税転嫁 下水道使用料消費税転嫁
下水道使用料(改定率12.5%)2,058円/20m <sup>3</sup>
簡易水道料金の統一を図るため、安い地域の料金を5年計画で段階的に値上げしていく。
下水道料金 H15年度 平均11.8%UP
H16年4月料金改定 2,230円/20m <sup>2</sup> → 2,380円/20m <sup>2</sup>
上水道基本料金、従量料金とも平均4.28%値上げ
・水道料金 H16.10.1~平均15%の引上げ ・下水道料金H17.4.1~平均改定率17.8%
平成17年4月1日より、平均16.67%改定
下水道使用料をH16.6.1より平均22%の改定を行った。
H17 下水道料金 1,700円→2,240円/20m <sup>3</sup>
下水道料金の値上げ
平成14年度 水道料金 平均改定率11.81%の値上げ 平成15年度 下水道使用料 平均改定率24.56%の値上げ
水道、下水道(漁業集落含む)、料金の消費税の端数処理10未満切捨てから円未満切捨てに改正(H17) 下水道使用料金改定 平均改定率42.1%増(H14)
H16.4.1に改定(消費税分を転嫁)3049円/m <sup>3</sup>
下水道料金 平成16年3月分より平均29.02%引上げ
下水道料金(平均18.9%)の改定
平成14年度下水道料金改定
平成16年度に料金改定(平均改定率16.65%)
H16年度 下水道使用料 平均16%値上げ
水道料金 H15 平均改定率 17.02% 下水道使用料 H14 平均改定率 12.6%
平成15年度 平均改訂率 24.82%(上水道)
H16.4.1 下水道使用料平均28.67%値上げ 基本料金911円→1323円(2カ月につき)

上水道：県水道 下水道：一般汚水下水道使用料を16年度から値上げした
下水道使用料 27.3%値上げ
農業集落排水使用料の改定 公共下水道使用料の改定 (従量料金 11 m <sup>3</sup> 140円→200円) (1 m <sup>3</sup> 毎 21～50 m <sup>3</sup> 160円→230円 51 m <sup>3</sup> 超 180円→260円)
・上水道の料金改定 (H16.4月) 料金改定率平均 22% ・下水道の料金改定 (H16.4月) 料金改定率平均 18%
水道料金：H15：平均 7.35% H17：平均 12.20% (高度浄水施設の稼働による)
下水道平成15年4月改定 旧A市 6.55% 旧B市 9.24%UP
水道料金は H14.4月 (改定率 21.4%) 及び H17.7月 (改定率 14.7%) 下水道料金は H15.6月 (改訂率 12.5%) に値上げ実施。
下水道料金の値上げ
下水道料金 平均 28%アップ (H15～)
H17 農業集落排水施設の使用料の改定
上水・簡水料金を 20%アップ
平成17年6月1日から公共下水道使用料等を利用水量に応じた使用料体系に改め、平均で 15.7%引き上げた
平成17年度12月検針分から基本料金等実質使用料平均改定率 20.74%の引き上げを行った
下水道使用料 20%弱の値上げ
H13.8.1改定 (算定期間H13.4.1～H17.3.31・平均改定率 27.45%) 使用者の負担軽減を図るためH13年度・H15年度の2段階に分けて改定を実施。H15.4.1は2段階目の改定年月日
公共下水道使用料 (H14 24.8%) 水道料金 (H14 15%)
下水道料金の改定 H14年度
H14水道料金 5.7%値上げ 基本料金 850円→900円
下水道使用料の改定 (平成17年度に改定。平成18年度から施行) ※水道使用料については、一部事務組合で所管。 平成16年度に上水道料金を平均下水道使用料の改定 (平成17年度に改定。平成18年度から施行) ※水道使用料については、一部事務組合で所管。 平成16年度に上水道料金を平均 9.1%増に改定。
・下水道利用料金の値上げ (H15～) ・し尿処理手数料の有料化 (H15～)
旧町村間において料金格差があり、合併による平準化により値上げもあれば値下げもあり。
下水道使用料 16.25%改定
水道の準備料金、水量料金を引き上げた
下水道使用料 (平均 9.8%の値上げ)
下水道料金 平成15年度 7.74%アップ 平成17年度 7.63%アップ
使用料基本料金 70円値上げ。超過料金も 10円値上げ。
下水道使用料：一般家庭1ヶ月当たり 20 m <sup>3</sup> 1,913円→2,646円 (H16) 水道料金：一般家庭1ヶ月当たり 20 m <sup>3</sup> 2,265円→2,446円 (H17)
下水：前処理場使用料の料金改訂 (m <sup>3</sup> 当たり) H14：130→H16：140→H17：150

・上下水道料金値下げ（平均 8.62%）、固定料金を 10 m <sup>3</sup> から m <sup>3</sup> に引き下げ ・下水道料金改定なし
⑭ 下水料金改定（86 円/m <sup>3</sup> →111 円/m <sup>3</sup> ）
上下水道料金の値上げ
上下水道料金 15%値上げ
水道会計単年度収支において赤字のため、33%の値上げ（H9 以来 8 年ぶり）
下水料金（基本料金 805 円→900 円）（15 年 4 月 1 日）

## 保育料

長時間保育料（一律基準を細分化）
国基準の 57%→61%（H17.4）
幼稚園入園料の値上げ
・保育所入所負担金（H16.4～ 国基準 68%→75%） ・児童館、児童センター使用料（H16.4～ @10800→12700）
延長保育料の改定（30分 60円・月 600円上限→上限の撤廃）
3歳以上児 すべての階層につき 300円/月値上げ 3歳未満児 11階層中 8階層につき 300円/月値上げ
保育料の段階的改定（18年度国基準の 80%を目標とする）
減免の見直し
学童保育手数料 月 5,500円→8,000円
17年4月に認可保育所の運営経費に係る税負担と利用者負担の割合を見直し、受益者負担の適正化を図った。（改定率平均 12.8%）
保育所保育料平均 4.6%値上げ 幼稚園保育料 800円値上げ（5800円→6600円） 15年4月～
保育所保育料 平成 15年度 平均改定率 1.8% 改定影響額 22,385千円
平均改定率 1.3%
平成 17年 4月 1日に実施。国の徴収基準額に対する本市保育料額の弾力徴収率が 65%に近づくよう保育料額を改正した。
市立保育所の入所児童負担金の改正を行った
国の基準により変更
各階層平均 5.5%改定 12,800千円の増
幼稚園：H16以降入園児より 96,000円/年→108,000円/年
平均 3割程度の値上げ 非課税者からも保育料を徴収
保育料を改定し、平成 17年度は前年度比約 1.2%アップとした。 また、引き続き 18年度も改定し保護者負担を見直す。
国基準保育料 50%までの改定
16年度国の徴収基準額の 40%から 50%へ引き下げ 17年度国の徴収基準額の 50%から 65%へ引き下げ
13年 4月に改定済 国基準 67% 幼稚園保育料 7,000円/月→8,000円/月
合併時に調整
平成 17年度から市町村民税所得割課税世帯の保育料を 3～7%値上げ。
延長保育料の有料化（1ヶ月 2,000円 臨時利用者 1日 250円）
合併時に市の保育料に統一（1町緩和措置あり）
保育料の値上げ（平均 3%）
国の基準や近隣市町村との均衡を考慮した受益者負担の適正化
ひとり親家庭に対する保育料補助について自己負担の導入
保育所保育料（月額） 0～69,000円→0～71,000円 幼稚園保育料（年額） 70,800円→90,000円→114,000円
保育所保護者負担金（保育料）の見直し（H15） 放課後児童クラブ保護者負担金の見直し（H15）
幼稚園保育料の見直し（月額@6,000円→@8,000円）（⑩～⑰） 6,226千円
旧町（平成 16年度合併時） 合併により、幼稚園保育料を市の料金に統一したため、1,000円の値上げとなった。
学童保育料について

通所期間が月曜日～金曜日までの児童 12,000 円、月曜日～土曜日までの児童 15,000 円に値上げ
11 年度から 15 年度にかけて、国徴収基準の 80%までに段階的に改定
基準月額値上げ 3 歳以下の保育料の改定
幼稚園 5 歳児保育料の改定 (月/7000 円→8000 円)
・保育料の改定を実施
H15 年度改定 (平均改定率 0.37%) 保育料最高額 3 歳以上児 29,070 円⇒29,610 円
合併を機会に受益者負担の原則に基づいて料金体系の統一を図った。このため合併関係市町村のなかには、結果的に値上げとなったケースもあった。
保育料入所措置費用の値上げ 保育料軽減事業の見直し
旧市において、平成 15 年度に、国徴収基準額に対する割合が 72.5%であったものを厳しい財政状況を勘案し、平成 16 年度において同比 80.1%となる改定を行った。
時間延長サービス利用料として 30 分あたり月額 1,700 円徴収 (H17) 等
H14 5,500 円/月 → 7,000 円/月 3 歳児で入園する児童から段階的に値上げ
H16.4 保育所保育料の見直し (国基準の 70%) H16・H17 幼稚園保育料の見直し
国定徴収率 72.6%→74.1%
保育所保育料 26.6%の引き上げ 幼稚園保育料 17.6%の引き上げ
(H14、17) 保育園保育料
学童保育所の有料化 0 円→月 6,000 円 保育園時間外保育の有料化 30 分あたり月 500 円
(H15) 市立保育所の児童一人あたり 1000 円/月アップ
合併に伴う保育料の統一化 (2 年間での統一の 1 年目) 17,000 千円
国の徴収基準の改定に併せ、毎年度見直ししている
国の徴収基準額の 75%になるよう改定
H17 年度から適正化への見直し、改正を行い保育料の市負担分が約 800 万円減額となった。
学童保育室保育料：階層区分 B 2,500→3,000 円、C 5,000 円→7,000 円 保育所保育料：階層及び年齢により 400 円から 5,800 円の値上げ 私立幼稚園授業料：6,000 円→8,000 円
平成 17 年度に保育料の見直し (国基準額の 64%から 80%へ負担金の増額)
H15～市立幼稚園の保育料 5500 円→5900 円、入園料 9200 円→10200 円
幼児障害児教室保育料の新設 1 ヶ月 4000 円
保育料の軽減率の引き下げ 25%→23% 長時間保育料・一時保育料の見直し
保育園延長保育料の創設 (18:30～19:00 300 円/日) 保育料改定
各種証明書発行手数料 200 円→300 円
保育園保育料 (平成 13 年 14 年の 2 ヶ年にかけて)
保育所：国基準の 75%を基本に毎年度見直し 幼稚園：入園料 5,000 円→7,000 円 保育料 7,000 円→10,000 円
園児 1 人 月極 5900→6100
・平成 15 年度に平均 15.57%の引上げ ・平成 15 年度より留守家庭児童会会費 (月 5,000 円) 徴収
平成 17 年 4 月 1 日より、それまで無料だった延長保育の保育料を徴収することとした
平成 15 年度 平均改定率 9.6%の値上げ
幼稚園授業料の見直し

<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園保育料@6,500円→@8,500円</li> <li>・保育園保育料平均1.62%の改定(1人月額百～千円UP)所得階層による</li> </ul>
平成17年度改定(改定率 3歳未満7.92%、3歳以上4.3%)
児童保育運営費保護者負担金(平成15年度:平均 18.5%)
児童保育運営費保護者負担金(平成17年度:平均 10.6%)
合併に伴う保育料の調整を行なった。
幼稚園入園料、保育料の改定
H15年度 幼稚園使用料の引き上げ(6.5千円→8千円/月)
所得税別階層区分ごとの平均で9%の増
国基準徴収額の50%をめどに3年間(平成16～18年度)で段階的に見直し
保育所保育料の改定(階層別に改定)
幼稚園保育料の改定(5,000円→7,000円)
これまで、県内平均からも大きく下回っていた児童館利用の保護者負担金を県平均レベルにまで底上げ。
10%程度の引上げ
H14、H15、H16(国庫徴収金との均衡をとるための段階的措置)
保育所(所得階層19→10)
・第3子保育料無料を見直し、一部有料化とした。
保育料の値上げ(改定率約3%)
幼稚園保育料・入園料の値上げ
保育所の一時保育料の値上げ、保育料の値上げ
保育所措置自己負担金(平成14年4月)
国の基準の60%を目安に改定 改定率10.4%
幼稚園保育料(交付税単価の伸び率に合わせて改定)
平成14年 102,000円→105,600円、平成16年→109,200円
幼稚園保育料月額500円アップ
17年4月から最大で5千円程度の値上げ、収入増27,800千円
市保育料が国基準額の62%に設定されていた。近隣市町村との均衡をはかり、受益者負担の適正化のため引き上げ
H14～17 階層区分により500円～1000円程度の値上げ
平成14年4月1日に、3.25%の値上げを実施
延長保育の改定
継続的に改定を行い目標である国徴収基準の70%をほぼ実施した。
旧町村間において料金格差があり、合併による平準化により値上げもあれば値下げもあり。
⑰通常保育と特例保育の時間保育単価の格差是正 平均改定率4%
合併に伴い弾力徴収率を統一するため、旧町地域分を引き上げた
各階層で0円～3,600円の値上げ
国徴収基準の80%から82.5%に引き上げ
最高額(3歳未満児) 45,400円→48,000円
H17年度より非課税世帯について、3歳未満児・3歳以上児ともに1000円を増額。 また市民税課税世帯の圧縮に伴い均等割りの世帯では1500円を増額
・合併調整により、各地域自治区の保育料を段階的に旧市の保育料に統一
保育所保育料:月額27,100円→28,500円
幼稚園保育料:年間68,400円→70,800円

証明書等発行手数料

住民票・印鑑証明 200 円→300 円 (H16.8)
住民基本台帳手数料、印鑑証明手数料等各種手数料について一律 300 円とした。
H17 住民票等 200 円→300 円
印鑑登録証 (300 円) 住民基本台帳カード及び市民カード (500 円)
住民票、印鑑証明、税証明など 200 円→300 円に
税務・市民課 窓口証明手数料引き上げ (300 円→400 円)
15.4.1 各種証手数料 33%UP
市民交流館資料複写料 無料→(コピー) 10 円 (印刷機) 3 円 市民病院文書料 7.1%~20.0%引き上げ
14 年度 各種証明交付手数料を 200 円から 300 円に、住民リスト閲覧手数料を 4,000 円から 5,000 円に値上げ
建築確認申請等手数料の引き上げ 影響額 16,379 千円
・一般廃棄物処理業手数料、浄化槽清掃業許可手数料、施設器材検査手数料
手数料の前端的見直し
住民基本台帳の一部の写しの閲覧手数料の見直し
戸籍証明手数料、税務証明手数料 200 円→300 円
住民票閲覧手数料等
H15.8.25 住基カード交付手数料 500 円 (新規)
H16.4.1 電子証明書発行手数料 50 円 (新規)
H17.7.1 印鑑登録証交付手数料 300 円 (新規)
指定下水道工事店指定事務手数料の有料化 (新規 20,000 円、更新 15,000 円)
住民票等の発行手数料について 100 円値上げを行った (200→300 円)
H15.6 月 住民票、税務証明書について値上げ (1 枚 200 円→300 円へ変更)
住民票発行手数料 200 円→300 円 納税証明書発行手数料 200 円→300 円
市税督促手数料 50→80 円 土地明示手数料 1000 円→2000 円 以上 H17 実施
住民票閲覧に対する手数料について、合併時の調整により料金を引き上げた (旧市町村の上限額で調整)
手数料条例改正 18 年度予算より 5 百万円
印鑑登録証交付手数料の有料化 農地基本台帳の原本証明手数料の有料化
旧市 (平成 15 年度) 手数料の新設 1. 住民票の写しの広域交付 1 件につき 300 円 2. 住民基本台帳カードの交付 1 件につき 500 円 3. 住民基本台帳カードの再交付 1 件につき 500 円
住民基本台帳証明手数料の郵送発行料金設定を導入
印鑑登録手数料の単価引き上げ 50 円→300 円 住民票 (写し) の郵送による交付手数料の単価引き上げ 300 円→400 円
診療所手数料 630 円~1,890 円の増
・住民税課税証明書手数料、公簿公函閲覧手数料、固定資産税評価、公課証明手数料、納税証明書手数料、印鑑登録証明手数料の改定 (200 円→300 円)
H17 年度改定 住民基本台帳の一部の写し閲覧手数料 300 円 / 1 町丁⇒300 円 / 1 世帯
合併を機会に受益者負担の原則に基づいて料金体系の統一を図った。このため合併関係市町村のなかには、結果的に値上げとなったケースもあった。
合併に伴う料金調整 (合併前に、2 町において値上げ) (旧) 200 円 → (新) 300 円

住民票の大量閲覧抑制のため、1所帯を1件300円の手数料を1人を1件として閲覧件数1件から100までを1件当たり300円。 101件から200件までを1件当たり400円、201件を超える場合は超える件数に対して1件当たり500円とする。
主に一通200円のを300円に値上げ 合計1,940千円
住民票閲覧手数料400→200円、筆等0→200円※現在は原則禁止
市立高等学校証明書発行手数料
住民票閲覧手数料 10人まで記入できる申請用紙1枚あたり300円 →1人当たり300円
平成17年4月より印鑑証明、住民基本台帳関係証明、課税証明書等を200円から300円へ値上げを行った
諸証明の交付手数料に対し、200円を300円に平成16年7月から改正した。
住民票等交付手数料 100円→200円
印鑑証明や所得証明など一律に見直した。(基本は200円を300円に)
住民票及び戸籍の附票の写しの交付手数料など27項目について料金改定を実施(H16.11.1～)
住民票・印鑑証明・税証明・その他諸証明手数料 H16～1件200円→300円収入増18,800千円
土地・家屋・償却資産に関する閲覧手数料300円を徴収することとした。
H15年度 住民票・印鑑登録証等 150円→300円
建築確認手数料の新設
平成17年度に住民票、税証明等の交付手数料の改定を行った150円→200円
・使用料・手数料におけるコスト対受益の統一見直し基準により平成16年度に諸証明手数料の一斉改定を実施 (30%から100%の改定)
戸籍住民登録手数料200円→300円 納税証明発行手数料200円→300円
建築手数料(H14)、住民基本台帳閲覧手数料(H17)
住民基本台帳関係手数料の値上げ
各種照明手数料 200円→250円 H16.4.1より
住民票閲覧手数料の改定
平成16年度住民基本台帳閲覧手数料改定 (1人につき200円)
項目ごとに回収すべきコストを100%回収となるよう改定 (例) 租税に関するもの 200円→300円 など
税務証明等手数料の見直し (平成16年度:一例・住民票200円→300円)
平成15年度から、住民票、印鑑証明の交付手数料1件100円を150円に改定
住民票・印鑑登録・証明・他諸証明 300円→400円
税証明、住民票等発行手数料 200円/1通→300円/1通(H17)
16年度から住民票の交付手数料など200円から300円に値上げした
住基カード発行手数料(新規) 住民基本台帳閲覧手数料 大量閲覧分値上げ
住民票等の証明書交付手数料150円→200円
手数料の見直し(H15)
住民票の交付手数料等の改定(200円→250円)
16年度に27件の料額改定(平均改定率22.9%)
戸籍住民票、証明閲覧手数料等を改定(平成16年度)
住民票写し、税務証明等手数料(平成14年4月) 1件200円から300円に

住民基本台帳閲覧手数料 1,500円/h→200円/件
戸籍・住民登録手数料等のアップ
平成17年6月1日から住民票、印鑑証明、各種税証明交付手数料を200円→300円に改めた
船員手帳交付・書換手数料400円アップ
住民票、諸証明（印鑑証明等） 200円→300円など
200円→300円（15年度）
平成15年度、200円から300円に値上げ
印鑑登録証の交付（1枚300円）有料化
14年8月25日、住民票の写し、戸籍謄本戸籍抄本、印鑑証明書などの交付基本台帳の閲覧手数料を30分300円から2,000円へ
平成17年8月から、住民基本台帳閲覧手数料について、個人情報保護の観点から、閲覧対象者費一人につき200円に改定した。（改定前は一冊につき2,000円）
固定資産税の名寄帳の発行を有料化した。（平成17年4月～）
⑰保健所等において発行する証明書等の手数料改定 平均改定率8%（市立病院並に改定）
住民票の写し証明手数料の郵便申請の格差設定。
印鑑登録証の再交付に係る手数料（1件300円→500円）
広域交付の住民票の交付手数料、住民基本台帳ネットカードの交付手数料他
1通200円→300円
⑰住民票閲覧手数料の改定（1回あたり→1人あたり）
住民基本台帳の一部の写し閲覧手数料（15年8月26日） 300円（20人につき）→100円（1人につき）

## 健診の受診料

各種がん検診 高齢者インフルエンザ予防接種 本人負担の設定
各種健診等徴収金について費用額の3割を目安に段階的に引き上げ
個人負担を値上げ(500円程度) H16～
H16 基本健診 集団1,000円 個人2,000円 がん検診・骨粗しょう症健診500円
基本検診料 1,570円→1,890円 320円引き上げ
インフルエンザ自己負担金 1,000円→1,500円 (H17)
基本健診有料化0円→1,000円
乳がん検診の事故負担金の導入
H17～H19まで段階的に値上げ
がん検診事業 受診者負担割合(一般) 17.7～26.0%→30.0% (70歳以上) 負担なし→10%
胃がん検診自己負担を1,000円を1,500円
子宮がん検診を700円を1,000円
平成16年度に肺がん検診及び前立腺検診における一部負担金を値上げした。
一部負担金の引き上げ
基本健康診査受診料の有料化
基本健康診査受診料(集団500円、個別1,000円)などの導入 影響額 55,408千円
・基本健康診査～受診者1割負担 ・その他の検診～受診者2割負担
平成14、16年度に全般的な負担金(受診料)の見直しを行った (例) 基本健康診査 ㉓2,400円→㉔2,700円 ㉕2,700円→㉖3,000円
平成17年度に健康診査手数料を改定した。(基本健康診査500円→1,000円、乳がん検診300円→1,000円ほか)
17年度より基本健診を無料化
○各種健康診断 人間ドック 37,000円 市民健康診断 1,300円 胃がん検診 1,400円 喀痰検診 3,000円 婦人科検診 4,000円 腫瘍マーカー検診 5,000円 平成15年度より健康福祉センターを開設したため、そこで実施することとなった健康診断料が新たに加わった。
住民基本検診 0円→1,000円 がん検診0円→500円
予防接種・がん個別検診の一部有料化
自己負担金制度の導入
基本健康診査の個人負担500→600円等
合併時に調整
がん検診の有料化(胃がん1,000円 乳がん700円 等)
H15年度より有料化(それまでは全ての検診が無料) 基本健診(集団)1300円(医療機関)2400円等
<個別検診> 子宮がん(頸部700円→1000円、体部700円→1200円) 生活習慣病900円→1200円 大腸がん500円→700円
インフルエンザ予防接種(自己負担1200円)

基本健康診査、がん検診等の1割負担
65歳以上の基本健診に係る自己負担額を300円の有料化、一般分についても200円の引き上げ
基本健診費用の自己負担徴収（全員無料→老人医療非適用の課税世帯：1000円/人） 各種がん検診費用の自己負担徴収（非課税世帯無料→非課税世帯徴収）
予防接種の自己負担 1000円→1500円 がん検診の自己負担 2割→3割
基本健康診査等の受診負担金の徴収（増収額11,780千円/年）
老人保健基本検診（500～1500円） がん検診（500～1000円） インフルエンザ予防接種1000円 以上H17実施
負担金の見直し
各種健診の個人負担率の引き上げ
基本健康診査、がん検診などにおいて、受益と負担の適正なバランス確保の観点から自己負担割合を従来の2割程度から3割程度に見直し（H15）
自己負担額の見直し（委託単価の概ね30%に引き上げ等）
旧市町村で無料検診であった「肺がん検診」「結核検診」等についても若干の個人負担を徴収することとした。
基本健康診査受益者負担金の引き上げ
胃がん・子宮がん検診等5種で100～800円の増額
健康チェック5,500円→9,000円 老人基本検診 400円→800円
人間ドック個人負担金値上げ（14,000円→17,550円）
基本健診受診料（個別@500円→@1,500円）（⑩～⑰）485千円
基本健診・がん健診受診料見直し 18年度予算より 8百万円
基本健康診査自己負担金の値上げ
旧町（平成16年度合併） 旧町では受診料は無料であったが、合併により旧市と同額の料金を徴収することとなった。料金は、医師会から示される料金の2割程度を自己負担金としているため、毎年若干の変更はある。
平成16年度から新規に導入した乳がんマンモグラフィ検診は、費用の一部について自己負担を導入。また、平成17年度から結核、肺がん検診の胸部X線検査を除く成人健康診査において、費用の一部を自己負担とした。
一部の健診（胃がん・子宮がん等）についてH17年度より 受診料（自己負担額）を値上げ
健診受診料の新規導入 成人健診400円、胃がん健診1000円など
がん検診、基本健診500円値上げ
診療報酬に基づく改定・対象者増に伴う自己負担化はあるものの、基本的な考え方に変化無し
基本健康診査料 14年度1,000円・15年度1,500円・16年度以降2,000円
個別検診 基本健康審査 2,100円→2,300円 基本健康審査及び前立腺がん検診 2,600円→2,800円 肺がん検診（X線） 800円→1,100円 肺がん検診（X線+喀痰） 1,700円→2,000円 乳がん検診 2,500円→2,800円
集団検診 肺がん検診（X線） 210円→400円 肺がん検診（X線+喀痰） 730円→900円 子宮がん検診 730円→800円 乳がん検診 310円→400円
見直しを行い、H18年度から自己負担額を見直し、70歳以上からも自己負担を徴収することとなった。
インフルエンザ予防接種の自己負担額の引き上げ

基本健康診査の自己負担除外対象年齢の引き上げ 等
基本健康診査（医療機関窓口徴収）の自己負担金の増額 40歳から69歳 1,000円から2,000円へ 70歳以上 0円から1,000円
H16.4より市民健康診査の有料化
市民健康診査の有料化 0 → 費用の5%負担
がん検診について、検診料の一部を自己負担とした。
がん検診一部負担金 500円の徴収 基本検診一部負担金 1,000円の徴収
負担割合の見直し・免除基準の見直し（検診事業の充実とあわせ、実費徴収金の見直しを図った） (H15)健康診査手数料（節目総合検診等） (H16)健康診査手数料（歯周疾患検診）
受益者負担額の見直し
がん検診等個人負担金 大腸癌：500円→800円 子宮がん：1,000円→1,200円
日本脳炎予防 平成14年4月1日（旧）無料（新）500円予防接種及び各種がん検診の負担金免除の変更 平成15年4月1日（旧）非課税世帯（新）生活保護世帯
H17年度：乳がん検診 @1000円→@1200円 H16年度：大腸がん検診 @500円→@60円
がん検診等に係る軽費の一部自己負担として費用徴収
乳がん検診（マンモグラフィ）受診料の有料化
無料健康診査の有料化
個人負担金 H16～ 2割→3割 収入増14,700千円
基本健診の自己負担金 600円→900円
H17年度から、特定の検査項目については自己負担分を設けた。
基本健康診査一部負担導入（1,000円/1人） 高齢者インフルエンザ予防接種一部負担金導入（1,000円/1人）
18年度に3割負担となるよう見直し
結核予防法の改正に伴い平成17年度からそれまで無料であったが有料になった。 胸部エックス線（肺がん検診）40～69歳 0円→500円
各種検診の受診料を100～200円引き上げた。
生活習慣病、がん検診において、本人負担水準の低かった医療機関実施分の負担水準（2割程度に）を引き上げた
健康診査実費徴収金の見直し ・住民基本検診、インフルエンザ予防接種 非課税者等を除き、1,000円の自己負担徴収 ・がん検診の自己負担 非課税者等を除き、500円の自己負担徴収
健康診断自己負担金の導入（H18）
基本健康診査費一部負担金
有料化の実施
40歳以上69歳以下の胃がん検診（集団検診を除く）の個人負担額を2000円から2500円にした。
17年度改正 胃がん検診 600円⇒1,100円 子宮ガン検診（施設）1000円⇒1,600円など 10項目を概ね1.6倍とし、受益者負担の適正化を図る
受診料が経費の15%未満のものについて15%まで引き上げ
一部負担金の徴収を16年度から開始した
経費の50%を目安に17年度に改定
がん検診

・基本健診の実費負担
H16.7月に診断書手数料を1,000円から1,500円に値上げ実施。
H15～17市民健診無料→500円個人負担
減免対処年齢の引き下げ
老人保健基本診査等利用者負担導入（平成14年度） 40歳から59歳まで 1,000円（⑩1,500円、⑪1,500円）
基本健診 特定年齢 600円→900円 左記以外 600円→700円 大腸がん 特定年齢 300円→400円 左記以外 200円→300円 骨粗しょう症 特定年齢 無料→300円
平成16,17年度において基本健診の自己負担を段階的に引き上げ（16年度300円、17年度900円）
基本健診受診料（一般）1,400円アップ、（国保加入者）1,300円アップ
基本健康診査 1,000円/回 増
基本健康診査 集団300円、個別1,200円の値上げ、他200円～700円の値上げ
基本健康診査受診料 0円→H14.1 500円→H16 3000円
乳がん検診について診察科目の増に伴い、自己負担を400円から1300円（40代）1100円（50代）にそれぞれ値上げ。 肺がん検診について自己負担無料から300円へ変更
基本健康調査 H15：400 H16：600 H17：800 大腸がん検診 H15：400 H16：500 H17：600 等
健診にかかる自己負担を徴収
胃がん検診（H16.4）
健康診断自己負担額の見直し
平成16年に基本健康診査、平成17年度に乳がん検診、肺がん・結核検診の検査項目を見直したことに伴い改定を行った。
平成15年度に基本健康診査等の自己負担の見直しを行った。 また、16年度に子宮がん検診等の自己負担金の再見直し、17年度に肺がん検診等の自己負担金の再見直しを行った。
40歳以上を対象としたすこやか健診、がん健診の自己負担額の値上げ
旧町村間において料金格差があり、合併による平準化により値上げもあれば値下げもあり。
⑩基本検診の利用者負担額の改定 @300→@500円
肝炎検診料・子宮がん検診料・乳がん検診料・肺がん検診料
基本健康診査の受診料については、H17年度から有料化し、費用の概ね3割まで段階的に引き上げていく。他の検診についても同様とする。
1歳6ヶ月健康診査 892円から1,000円へ値上げ 胃がん検査 3,885円から3,900円へ値上げ
使用料3,000円増の料金設定
乳がん検診：視触診・マンモグラフィー2,500円（H16）新設
・胃がん検診自己負担額1,000→1,300円（H16） ・子宮がん検診自己負担額700→1,000円（H16） ※各検査費用に対する自己負担割合の平準化
・合併に伴い、各旧町村と旧市で異なっていた自己負担額を旧市に統一
⑪基本検診（@1,300→1,500）、胃癌検診（@900→1,000）
基本健康診査受診料（自己負担額）900円（H14）→1,500円（H15） 1,500（H16）→1,900円（H17）
合併による検診料の統一 集団検診500円、医療機関検診1,000円
平成14年度に有料化

## 市有施設の利用料

観光施設入場料、暖房料等実費徴収金
施設利用時の照明等に対する有料化
施設維持管理経費の増加から、受益者負担の原則に基づき施設使用料の見直しを行った。 施設面積・市用率により単価を計算した。H17、10月施行。収入増加見込 約1700万円/年
公民館や体育館等の利用料
テニスコートのリニューアルに合わせて利用料及び料金体系を見直し(1時間あたりに換算すると80円→200円)
定期的な原価計算による見直しの結果、値上げとなったものがある(値下げとなったものもある)
体育施設を中心に原価計算等により単価改定を行った。
社会教育施設等利用料を有料とした
市営駐車場(月契約)の単価の改定(5,000円→6,000円) 聖地公園の永代使用料改定(466,000円→479,000円)
各施設の会議室等の利用 貸出時間単位の見直し 3時間単位 → 1時間単位 使用料金単価の値上げ
サイクリングターミナルの利用料の引き上げ
市営住宅使用料を平成15年度から平成19年度まで毎年15%改定(旧地域改善向け市営住宅を対象とする)
・高齢者福祉センター使用料の改定(入浴料の無料対象年齢の引き上げ)
文化会館、体育館、球場などの使用料を約10%引き上げた。
温水プールの減免措置の廃止(H17)
市民会館、体育施設使用料引き上げ
文化会館など各施設の施設利用料を改定するとともに、社会教育会館や美術館のアトリエ・講義室を有料化した。
芸術創造センター使用料 10%引き上げ
キャンプ場利用料 100円値上げ
営利または宣伝に類する行為を目的とした利用に係る加算料金の値上げ 100%加算→500%加算(H15.6.1)
社会教育団体への市民センター使用料の減免割合の縮小 5割→3割 影響額約2500万円
・運動公園等使用料、市営住宅駐車場使用料、河川流水占用料、公園施設使用料、ゲートボール場
平成16年度より行政財産使用料条例を制定し、目的外使用などで使用料を徴収することとした。また、市外在住利用者の斎場使用料の値上げをした。
使用料の全面的見直し
庁舎駐車場の有料化 施設における職員の駐車場使用料有料化 市営住宅駐車場の有料化
老人憩いの家使用料(60歳以上0円→100円)
会議室及びスタジオ、トレーニング室の使用料 H15年度に健康福祉センターを開設したため、その施設内の施設貸し出し料が新たに加わった。
小動物等火葬炉使用料を市外の利用者の利用料を見直し 10,500円→15,000円
社会教育施設の有料化、高齢者無料の見直し
スポーツ施設等の使用料
使用料減免団体に対する減免割合の見直し
療育施設、ふれあい教室(放課後)の利用料見直し (H15年度より4000円/月→5,000円/月)
公民館施設の使用料は、平成17年7月まで全額減免であったが、受益者負担の観点から平成17年7月より施設の有料化(使用料1/2)に踏切った。なお平成18年4月から使用料の全額徴収を実施する。
受益者負担の原則に基づき、公平性を確保するため、施設利用料及び、利用形態を全面的に見直した。

普通財産の有効活用（賃貸）
駐車場の有料化
合併時に調整
地域産業交流館使用料を夜間料金に統一（昼の使用料を値上げ）
公園炊事棟使用料の有料化
負担の公平性の観点から公民館等の使用料を徴収するもの。0→600円（公民館の大会議室使用料1時間につき）など。
公民館、コミセンの有料化 テニスコートの有料化
区民保養施設宿泊料（一律4000円→4000～5000円） 区民保養施設休憩料（料額新設500円）
減免の規定について見直しを行った。
市民体育館について H15年度より 卓球トレーニング： 大人60円小人30円→100円 50円 弓道場：大人20円 小人10円→50円 30円
葬祭場、市民文化会館の使用料の改定（引き上げ）
スポーツ施設の使用料の値上げ
社会体育施設使用料の引き下げ（増収額2,988千円/年）
スポーツセンター、勤労青少年ホームの利用料値上げおよび対象者の拡大、小中学校施設有料対象施設の増など
幼稚園保育料6500円→10000円 H17実施
スポーツ施設の市外住民料金の設定、テニスコート使用料の適正化。スポーツ施設や公民館など各施設の減免規定の明確化
市営住宅使用料減免見直し スキーリフト、市民プール、サイクリングターミナル使用料引上
一部体育施設、研修施設使用料の増額(H14, H16)
グリーンパーク駐車場の有料化 スポーツセンター冷暖房使用料の有料化
自転車等駐車場使用料の改定(60円/台→100円/台) 広告板使用料の単価改定 スキー場使用料の改定
（減免制度を見直し）
職員通勤車両駐車料金の徴収（市内小中学校教職員を含む）(H17)
学校施設等使用料の適正化（減免→徴収）（⑮～⑰）6,241千円
施設使用料 18年度予算より 53百万円
公共施設の料金改定 教職員住宅貸付料の改定 土地建物貸付料の改定
旧市（平成15年度） ※プール改修に伴う 市営プール使用料改定・・・大人200円→300円 満3歳以上中学生まで100円→200円
総合運動公園駐車場の有料化
○幼稚園保育料：月額/8000円→10000円 ○放課後保育クラブ保育料：有料化 ○病院個室料：月額/5000円→7000円 ○霊堂使用料（市外居住者）：年額/5400円→8100円 ○庁舎前駐車場使用料：有料化 ○文化会館駐車場利用料：有料化 ○生涯学習センター駐車場使用料：有料化 ○火葬料：市内居住者：1.5倍 市外居住者：2.0倍の改定 ○霊園管理料：1.5倍の改定 ○野球場使用料：1.5倍の改定

○テニスコート使用料：1.5倍の改定 ○陸上競技場使用料：1.5倍の改定 ○市民体育館使用料：1.5倍の改定
平成14年度 墓地管理料の有料化 無料→年間1000円/区画
老人福祉センター利用料（100円→200円）
総合運動公園内庭球場使用料 H17.4月より値上げ（1面1時間520円→630円）
市外利用者の料金設定を導入 駐車場の有料化
減免規程の見直し、球場利用料値上げ
社会体育施設使用料の改正（最大54%の改定） 芸術・文化施設使用料の改定（ホール使用料を20～30%改定）
市営キャンプ場使用料 200円～500円の増 市立学校体育施設使用料 200円→250円 教育集会所使用料 1日最大2,620円→3,250円 公民館施設利用料 250円～1,800円の増 市総合体育館使用料 10円～12,870円の増
・体育施設使用料について減免制度の見直し実施 ・文化センター（大、小ホール）使用料の改定 ・公民館使用料について減免制度の見直し実施
合併を機会に受益者負担の原則に基づいて料金体系の統一を図った。このため合併関係市町村のなかには、結果的に値上げとなったケースもあった。
運動公園テニスコート 1面1時間あたり400円→500円 コートを人工芝にしたため他のコートの料金と同一にする。
競輪場貸付料 選手練習時（半日）35円→50円 その他の目的（半日）10,000円→12,000円
斎場使用料 市外料金 50%値上げ〔（例）一般 20,000円⇒30,000円〕
区分化センター・市民プラザ・公会堂等の利用料の値上げ斎場休憩室の使用料を設定等
陶芸窯使用料の有料化 灯油式 1,000円（素焼き、本焼き）電気式 3,000円（素焼き、本焼き）
放課後児童クラブ 1,500円 → 2,000円 → 3,000円へ値上げ
公営住宅駐車場使用料の徴収 2,208千円 一台あたり月額1,890円～2,300円を徴収
H17.2より市民体育館使用料の見直し H17.4より市民会館使用料の見直し
総合体育館照明・運動公園放送設備使用料（H17から有料）
温水プール使用料 400→600 野球場使用料5000→7500
公園施設の使用料の見直し、学校開放使用料の新たな徴収
公園・プール・市民会館・勤労青少年ホーム・テニスコート・体育館使用料（7%～10.6%）の引き上げ
（H14）自然の家、和紙学習館、キャンプ場 （H15）墓地使用料
公民館などの貸館について、統一単価を設定
道路占用料（道路に設置されている電柱などの使用料）設定 学校体育使用料新設 1団体300円/時間
総合体育館、陸上競技場、野球場、向島多目的球場、青年の家、市民プールの各利用料を改定
H16年度：と畜場使用料、冷蔵庫使用料単価引き上げ
公民館使用料の減免制度の見直し 運動公園施設使用料の見直し
地域スポーツ施設の使用料、利用区分、休館日等の見直し。公民館の使用料減免制度の見直し。
駐車場使用料の見直し
減免の規程を改正（H17.6～）、1室2時間150円～300円、ホール2時間1050円

都市公園における占用及び公園内行為等に係る使用料の徴収
テニスコート 50 円→150 円 グラウンド 100 円→300 円
老人福祉センター 0→100 円、体育施設使用料 減免の見直しと屋外施設の使用料設定 収入増 21,200 千円
毎年度、各種使用料・手数料の見直しを行っており、特に 3 年以上据え置かれているものはヒアリング等の徹底を行っている。
公民館使用料を概ね 100 円程度引き上げた。
体育施設の利用について、市民は無料だったが、H16 から 10 円の有料とした。
H15 年度 会館やスポーツ施設使用料 平成 30%UP
霊園手数料の引上げ
平成 17 年度に市民プール利用料の改定を行った 市内一般 300 円→500 円、小人 100 円→200 円 市外一般 500 円→1,000 円、小人 200 円→400 円
平成 16 年度より 10 月 1 日から老人福祉施設のふろ利用料 1 回につき 0→100 円
市有地である公共施設内に駐車している職員等から駐車料金を徴収（新規）
市営火葬場市外者使用料の見直し 1 体 9,000 円→30,000 円
・使用料・手数料におけるコスト対受益の統一見直し基準により平成 17 年度に各種公共施設使用料の一斉改定・有料化を実施（減免制度の見直し、20%から 100%の改定）
自転車駐車場使用料（H14）、文化施設等（H15）、運動所照明（H17）
都市公園・児童遊園使用料の値上げ 福祉センタープール使用料の導入
有料運動公園施設使用料
社会体育施設利用料の見直し
体育施設等利用料金改定 H16.10 より
保健福祉センター使用料の改定（200 円/回） 住宅高齢者通所サービス使用料の新設（250 円/回） 公園使用料の改定（ガス管 27 円→40 円など） 高齢者福祉センター使用料の改定（陶芸釜 3,000 円/回など） スポーツセンター駐車場使用料の新設（30 分～3 時間 100 円など）
老人福祉センター入浴料、焔川少年自然の家使用料、小中学校グラウンド夜間照明利用料の改定 等
老人憩いの家の使用料の改定
施設ごとに回収すべきコストを 100%回収となるよう改定 体育施設など 20 施設
高等学校授業料平成 14 年度月額 8,700 円→月額 9,000 円 高等学校授業料平成 17 年度額 9,000 円→月額 9,300 円 高等学校入学料平成 15 年度 5,400 円→5,550 円 幼稚園保育料平成 15 年度月額 7,100 円→月額 7,300 円 幼稚園入園用料平成 15 年度 5,400 円→5,550 円
船渡使用料 ①値上げの年度平成 17 年度 9 月 ②値上げした手数料・利用料・負担金等の名称 渡船使用料（若戸航路） ③値上げの内容 大人片道 50 円⇒100 円 ④値上げの理由経営改善を行うための第三者委員会「渡船事業経営改善検討委員会」より得た提言を踏まえて、 経費に見合う運賃水準を目標に改定を行ったものである。 ⑤改定の額にした根拠・考え方 公益性と受益者負担のバランスを考慮し、大人片道 50 円を 100 円とした。
牛受精卵手数料 ①値上げの年度新たに平成 16 年度から徴収

②値上げした手数料・利用料・負担金等の名称 家畜診療所手数料（牛受精卵移植手数料）
③値上げの内容 1回あたり 28,000 円
④値上げの理由受精卵移植の成功率が目標の 50%に近づき、受精卵移植技術が普及・定着したと考えられたため。
⑤改定の額にした根拠考え方実際に必要とされる経費の積算
市民センター：施設使用料の見直し（平成 16 年度）
体育施設：施設使用料の見直し（平成 16 年度）
平成 17 年度から、市内の公共施設（6 箇所）において、使用料を改定した。
火葬場使用料 市内 5,000 円 市外 10,000 円引き上げ
公会堂駐車場使用料の有料化
総合体育館個人使用料の引き上げ
犬・猫の斎場使用料
博物館ギャラリー使用料
市民体育センター、文化広場、野外運動の施設、公園、グラウンド使用料改正
自転車等駐車場使用料
斎場使用料の見直しを実施（H14）
市民：無料→7000 円 市民以外：45000 円→50000 円
屋外体育施設使用料
市民会館使用料
墓園使用料
65 歳以上の減免規定の見直し
使用料の見直し（H15）
12%程度の引き上げ、庁舎駐車場の有料化
スポーツセンター使用料
市民園芸村（1 区画@5,000 円→10,000 円）
道路・公園・法定外公共物占用料
市営住宅駐車場、市民球場、テニスコート
・総合福祉センター使用料の有料化
・学童クラブ利用料有料化
貸館使用料の減免措置の見直し
農村体験学習施設、屋内スポーツセンター使用料の見直し
減免対象年齢の引き下げ
体育施設使用料（平成 14 年 4 月） 改定率 10%～20%
自転車駐車場使用料（平成 15 年 5 月） 改定率 20%
使用料免除登録団体の見直しを行い、原則、有料化した。
平成 16 年度から市営駐車場を有料化
平成 17 年 6 月 1 日から市営駐車場料金を 100 円値上げした
市民農園使用料
体育館使用料
公民館、市体育館の午前・午後・夜間であったものを午後 2 分割し増収をはかった
高齢者優遇の見直し（16 年度）
福祉の里（浴室・トレーニング室） 0 円→100 円
総合体育館 0 円→100 円
温水プール 0 円→200 円
平成 17 年度、減免対象者の見直し
各公共施設利用料の改正 7,442 千円

学校施設、体育施設の利用料見直し
文化会館、ホール使用料約 25%増、火葬場市外利用者約 28%増、幼稚園保育料 8000 円（旧 6600 円）
観光センター使用料（H17.3） 公園使用料（H14.4）
16 年 4 月 1 日 公園占有料を改定（電柱、標識、上下水道、ガス管など）
17 年 4 月 1 日 道路占有料を改定（電話柱、年 1,100/本を 1,480 円へ）
原価の見直しと利用者への利用負担割合、減免制度の見直し
H16 市有施設の利用全般の見直しを実施
新斎場の開設に伴い使用料を改定するとともに、霊柩車業務の見直しを行った。
子どもの家の有料化の実施。（平成 15 年 4 月～）
学校開放ナイター設備使用料の徴収。（平成 16 年 10 月～）
区民センター使用料の減免見直し
道路占用料の値上げ
公営住宅駐車場の有料化（H15～）
旧町村間において料金格差があり、合併による平準化により値上げもあれば値下げもあり。
⑩受益者負担割合に着目した公の施設の使用料改定 改定検討対象：33 施設 増収額 143 百万円 改定にあたり、運動公園の「子ども料金」設定などの減額改定を断行したほか、増収額全額を施設機能、サービス内容の充実に活用
テニスコート 1 面 2 時間 500 円→1,000 円
学校施設開放で合併に伴い体育館使用料を引き上げた
公民館や市民の家等の利用料金を有料化した。
自転車駐車場料金の改定、市営住宅無料駐車場の有料化
火葬場使用料： 市内：大人 6,000 円→8,000 円 市外：大人 35,000 円→37,000 円（H14）
ドーム利用料： アマチュア団体 40000 円 非営利目的 203,200 円 営利目的 610,400 円（H15）新設
スポーツ施設使用料： 軟式野球場 4300 円ほか（H15）新設
中央図書館駐車場： 1H30 無料・以後 1 時間 100 円（H15）新設
デジタルミュージアム使用料： 大人 300 円・高校・大学生 200 円（H17）新設
美術館使用料 講堂：2000 円/日→3000 円/日 会議室：800 円/日→1000 円/日（H15）
・有料駐車場使用料 6,110→7,000 円/月（H15）
・合併後の施設の使用料の設定基準統一に向けた検討を開始（H17）※H19 年度から統一
・市営墓地使用料（@5,000 円→@10,000 円）
・道路占用料（電柱@1,200 円→@1,400 円）
・市民会館使用料（冷暖房費について減免対象の見直し）
市営住宅駐車場使用料・行政財政目的外使用料の見直し
市営住宅管理費の新設、各種施設使用料の引き上げ
墓地管理料の有料化など

その他（具体的にお書き下さい）

ゴミ袋販売価格値上げ（1枚あたり15円→50円）
地域児童クラブ・児童センター登録児童の有料化（@3,000円/月） 霊園管理手数料の改定（@2,000→3,000円） 花見の時期における駐車場有料化（市観光協会の収入）
放課後児童会有料化（H17.4）
葬祭場使用料の値上げ
火葬場使用の有料化（H17.7～ @10000）
健康増進室の運動機具利用料金徴収100円/回
廃棄物物理処理手数料（150kg超えから有料→50kg超えから有料）
幼稚園使用料 900円/月の値上げ 10年で9,000円の値上げを目標とする
住民基本台帳の閲覧料を1回200円から1件200円に引き上げた
・し尿汲み取り手数料の改定
廃棄物処理手数料（家庭系66%、事業系50%）改定実施。（H14.10.1）
し尿手数料引き上げ 65円/L→75円/L
学童クラブ利用料改定 幼稚園保育料改定 自転車撤去手数料 自転車駐車場使用料改定 区民農園利用料改定 実習生受け入れ負担導入
市有財産貸付料 固定資産税台帳価格4/100→5/100 インフルエンザ予防接種負担金 1,000円→1,200円 最終処分場搬入手数料 4,000円/1,000kg→6,000円/1,000kg 浄化槽汚泥処理手数料30円/180ℓ→60円/180ℓ 幼稚園保育料 8,000円→9,000円 生涯学習教育の受講料 無料→2,000円～3,000円の受講料導入
高齢者のインフルエンザ自己負担を500円から1,000円
平成16年度よりシカ防護網の配布の際、一部負担金を徴収している。（新設）
幼稚園使用料
・し尿くみ取り手数料、こどもクラブ有料化、公民館利用登録団体の見直し、都市計画図売払料
○一般廃棄物処理手数料 10kgにつき50円⇒10kgにつき150円 ○道路位置指定申請手数料 1申請につき50,000円（変更・廃止含む）地方分権一括法の施行に伴い、建築基準法第42条第1項第5号に基づく道路の指定（道路位置指定）に係る指定、変更・廃止について、新たに申請手数料を徴収することとしたもの。手数料条例を改正し、平成17年10月1日から施行・徴収。
全面的な見直しを行った
公共施設巡回バス（無料）をコミュニティバスによる有料運行に行こう（H16.4～）
電柱敷地使用料の有料化（1本当たり1,500円）
14年度～入湯税課税
都市計画税の値上げ（税率0.14%→0.17%）国民健康保険税の値上げ（介護分）
道路占用料・二種電柱（5950円→7140円） 屋外広告物許可申請手数料・広告塔（2860円→3220円） 開発行為認可申請手数料0.6～1.0ha（86000円→129000円）
特別会計 国民健康保険税率の引き上げ（平均13.9%）
行政財産使用料の見直し（自動販売機、電柱/電話）3,758千円

公共施設職員駐車場利用料金 (1ヶ月 2000円徴収)
事業系一般廃棄物処理手数料の有料化及び産業廃棄物処理手数料の引き上げ(増収額12,352千円/年)
普通財産として貸付けている土地・建物の使用料の見直し
広報、ホームページ等への有料広告掲載料の新設
国民健康保険税の税率改正 高等学校授業料の改定
行政財産目的外使用料 土地 1000分の2→1000分の4 家屋 1000分の4→1000分の6 高校授業料(年額) 111,600円→115,200円 幼稚園入園料 6,000円→10,000円 留守家庭児童会育成料(月額) 0円→8,000円
簡易水道料金値上げ(平均5.9%値上げ)
老人福祉センター有料化(⑰) 1,515千円
市役所駐車場の有料化
○一般廃棄物処理手数料: 事業系 17円/kg、家庭系 8円/kg (100kgまで無料) →180円/10kg ○動物死体処理手数料: 2.0倍の改定 ○浄化槽汚でい処理手数料: 1台につき、200円に当該車両の最大積載料(kg)を1800で除して得た値を乗じて得た額→28円/kg ○し尿収集運搬手数料: 定額制の基本料金/150円→180円(回)など ○一般廃棄物収集運搬許可申請手数料: 1.5倍の改定 ○急傾斜地崩壊対策事業分担金: 受益者負担金の新設
平成14年度 幼稚園授業料 5700円/月→5900円/月 留守家庭児童教室保育料 階層区分及び月額保育料の見直し
し尿処理手数料の改定 事務系ごみ処理手数料の改定
市営駐車場の一部について月極め駐車制度を導入(H17.4月) (1月1台7000円) 塵芥処理手数料の値上げ(H15.4月 700円/100kg→1000円/100kg)
留守家庭児童会育成クラブの有料化(月/4500円)
し尿処理場で生産するエコ肥料販売価格 50円→100円
・留守家庭児童会使用料徴収実施、火葬場使用料の改定、霊柩車使用料徴収実施
H15年度改定 子どもルーム利用料 改定率 15~20%
各種負担金の見直し
屋外広告物許可申請手数料
公園地占用料 常設住宅 380円/㎡→450円/㎡ 常設飲食店 675円/㎡→810円/㎡ その他 320円/㎡→380円/㎡
道路占用料等 569千円
コミュニティーバス使用料の徴収 396千円 一回の乗車につき100円を徴収
放置自転車等移動保管料 自転車 1500→2500 単車 2500→4500 市営住宅使用料 国基準に合わせて値上げ 市営住宅駐車場使用料 普 7000→8000 軽 5000→6000
市立高等学校、看護専門学校授業料(平成16年度)
市民講座等の値上げ、有料化 行政財産目的外使用料の値上げ 職員駐車場料金の値上げ
高齢者おむつ支給事業への自己負担導入 ホームページバナー広告の導入
(H14)建築確認申請手数料、留守家庭児童会育成センター育成料 (H15)選択講座受講料、古文書を読む講座受講料、道路位置指定申請手数料の新設、 (H16)衛生検査等手数料、高等学校授業料、ライフサイエンスセミナー受講料
アフタースクール保護者負担金の改定、廃棄物処理手数料の改定

H14年度：市立高等学校授業料、入学料、H17：と畜検査手数料、産業廃棄物処理手数料、市立短期大学授業料、薬科大学授業料ほか
市営海浜砂場の入浴料の改定
児童クラブ負担金、土地改良事業分担金の見直し
職員駐車場の有料化
幼稚園使用料の値上げ 1ヶ月 8000円→9000円、学童保育の有料化 1ヶ月 4000円
各種督促手数料見直し 一律200円
H16年6月1日から市営住宅駐車場を有料化
子ども交流センター・子育て交流支援室の有料化ほか 公共交通サービスの運賃の値上げ
道路占用料、公園占用料、公共溝渠使用料、建築確認申請手数料、環境衛生営業許可手数料等
留守家庭児童会（学童保育）使用料の創設
し尿及び浄化槽汚泥投入料 45円→54円
市立大学授業料 （国立大学の授業料の改定にあわせ増改定。H14：4.3～4.8%の増改定、H17：2.8～2.9%の増改定）
市立高校授業料 （地財計画の公立学校授業料の改定にあわせ月額9,300円→9,600円に引上げを実施）
H15年度 放置自転車等移動料（諸収入）100%UP（倍額）
平成14年度に自転車撤去等保管手数料の改定を行った 1,000円→2,000円
平成15年7月1日から高齢者無料市営バス乗車証を年間利用料2400円とした
事業所系ごみ等投入手数料値上げ
放課後児童健全育成手数料の徴収（新規）。中学生海外研修派遣事業負担金（新規）
市立高校授業料 111,600→115,200
平成14年度 国民健康保険料 平均改定率 14.96%の値上げ
平成15年度 介護保険料 平均改定率 9.9%の値上げ
魚市場の入場許可手数料の改正
高齢者生活支援ヘルパー派遣手数料
分担金（農業用施設改修）の見直し
ホームページバナー広告料の新設 し尿処理手数料の改定（2,000円/回など）
督促手数料（@50円→@100円）、市展出品手数料（@520円→@1,050円）の改定
平成17年度自転車駐車場使用料改定（改定率70%）
使用料・手数料は、原価計算を行い、受益者負担率を定め、見直しを行っている。
老人休養ホームの60歳以上使用料を350円から大人一律500円とした。
（看護学校授業料等）
①値上げの時期 平成15年度・平成17年度
②値上げした手数料・利用料・負担金の名称 市立授業料・入学金・入学試験手数料
③値上げの内容平成
15年度授業料：72,000円→102,000円 入学金：0円 →20,000円
17年度授業料：102,000円→166,800円 入学金：20,000円→70,000円
入学試験手数料：5,500円 → 9,600円
④値上げの理由 市立看護専門学校の授業料、入学金及び入学試験手数料の適正化を図るため。
⑤改定の額にした根拠・考え方独立行政法人国立病院機構附属看護学校の授業料等を参考
学童保育クラブ育成料の改定（平成17年度：5,000円→6,000円）
平成14年度から、学童保育所入所保護者負担金5,000円を7,000円に改定した。
火葬場の市内利用者の使用料無料→有料化
学童保育使用料（H17）
火葬炉使用料の見直し（H17）

放置自転車撤去手数料 屋外広告物許可手数料
市内循環バスの有料化（1回100円）を実施（H15）
国民保険料の改定（各項目14年度→17年度） <ul style="list-style-type: none"> <li>・均等割額（医療分）15,000円→17,900円（介護分）8,800円→14,000円</li> <li>・平等割額8,400円→9,300円</li> <li>・所得割（介護分）0.79%→1.25%</li> <li>・一世帯当り限度額（医療分）47万円→50万円（介護分）7万円→8万円</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・外出支援サービス事業利用料1km30円→50円に改定（H14.4月）</li> <li>・在宅要援護老人等健康管理通信機器設置利用料 利用者負担なし→1月1台につき1,000円（H16.5月）</li> </ul>
新税（狭小住居集合住宅税）の導入
高等学校授業料、児童くらす育成料
広告料（駅自由通路掲示板、広告紙、ホームページ） 職員駐車場利用料徴収
市税の納期変更と徴収体制の強化 法人市民税（均等割）標準→制限税率 <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用料等減免規定の見直し</li> </ul>
道路占用料、家畜排泄物の収集・運搬及び処分手数料（畜産環境センター処分手数料）の引き上げ（H17.4.1）
市営墓園永代使用料の値上げ
老春バス優待乗車利用者負担導入（平成14年10月）年間2,000円 バンビーホーム児童育成料導入（平成15年10月）月3,000円
美術工芸大学授業料 520,800円→535,800円/年 清掃手数料 埋立場搬入 2,000kg超 100kgまでごとに 735円→945円、500kg超 2,000kg以下 100kgまでごとに 630円→840円 クリーンセンター搬入許可業者 20kgまでごとに126円→168円 自己搬入20kgまで 126円→168円、20kg超 10kgまでごとに 63円→84円
住民基本台帳等の手数料の見直し（250円→300円） 生活保護世帯の汲み取り、下水使用料2重支給の見直し
国立大学授業料の改定に準じて改定（平成17年度） 市立大学授業料 第一部大学院 年額 520,800円→535,800円 ○参考 14年度：入学料改定、15年度：授業料改定 高等学校授業料、看護専門学校授業料・入学料改定など
平成17年4月1日からコミュニティバス運賃を100円値上げした
市施設内へ職員通勤用自動車駐車の場合駐車料の徴収 月額3000円
市営住宅駐車場使用料の改定、市立高校の授業料改正等
公民館・ふれあいセンター講座受講料改定（16年度） 短期 0円→250円 中期 520円→1000円 長期 1050円→2000円
軽度生活援助手数料（H16.4） 80円→100円 し尿処理手数料（H14.4） 170円→180円

ネイチャーセンター入館料 (H17.3) 210円→300円
※別紙参照
市立病院使用料を平成16年4月1日に改定 新生児介補料を新設 (1人1日5,000円)
区立施設に設置されている駐車場の有料化
高等学校授業料の改定
H17. 10月から学童保育の有料化実施 1人当たり月額3,000円(6ヵ月で4,086千円)
H17. 10月からジュニアオーケストラ団費1人当たり月額2,000円を徴収(6ヵ月で540千円)
※上記のほか、平成17年度に策定の「使用料等のあり方に関する基本方針」に基づき、使用料等の見直しを順次行っていくことを集中改革プランの取組項目として定めている。(例) 地区センター・公民館及び交流館使用量(平成17年度に改定・平成18年度から施行) 住民票の写し等証明書手数料(平成19年度)
平成16年度から漁港施設の使用料及び漁港区域内の公共空地占有料を見直し、17、18年度に段階的の引き上げを行った。
現在、旧町村間の格差を平準化している最中である。
⑰地下鉄運賃改定 初乗り運賃200円→210円等 平均改定率7.4%
⑰国民健康保険料の改定 医療給付費保険料 改定率2.63% 賦課方式の変更(中間所得者層の負担緩和)
屋外広告物手数料： 広告塔・広告板(5㎡) 2,800円→3,220円 はり紙・はり札(50枚) 1,500円×2,250円 立看板(1枚) 340円→450円 アドバルーン(1個) 1,900円 やじる地 2,850円 広告幕(1張) 880円→990円
道路占用料、準用河川流水占用料等、公共物占用料、公園使用料及び占用料
公募・公文書等の証明閲覧手数料(1件200円→300円)
放課後児童クラブの保護者負担金(月額4000円→5000円)
児童クラブ利用料の改定 @3,000→@3,500
火葬場の使用料について、市民利用を有料化。
地域児童育成会の有料化
幼稚園授業料：月額5,900円→月額6,100円(H16)
高等学校授業料：月額2,500円→月額2,600円(H16)
介護保険料：3,920円/月→4,760円/月(H18)
H14：建築確認手数料 5000から460,000円→9,000～510,000円
H15：建築許認可指定申請手数料：6,400～180,000円→6,400～220,000円
H16：高等学校授業料 9,300円/月→9,600円/月 放置自転車移送保管手数料 自転車 1000→1500円 バイク 2000→3000円
・看護専門学校検定料5,000→8,000円(H16)
・看護専門学校入学金30,000→50,000円(H16)
・看護専門学校授業料9,000→10,000円/月(H16)
・市立高田商業高校入学科及び授業料改定
・改良住宅の使用料改定
・児童ホームの有料化
・刊行物の有料化
・広告収入

・講座の有料化 ・火葬場、葬祭場の使用料改定
・市独自事業（少年の船事業・かつお釣りアドベンチャー事業）について参加者負担金の徴収を実施
各施設使用料減免規定の見直し
留守家庭児童教室負担金の徴収（H15～）
施設、駐車場の有料化など

Q17 上記以外の取組みで、地方財政計画の規模抑制が影響したものがございましたら、ご自由にお書き下さい。

<p>財政調整基金が増加した要因は、高利率の繰上償還を優先していたものを、将来の財政負担に備え積み立てることに切り替えたことや、三位一体の改革により普通交付税を低く見積もらざるを得ない状況にあったため、結果的に積み立てができたことによる。このように、地方交付税制度の不透明さが、財政運営に大きな影響を与えている。</p>
<p>特定目的基金の取り崩しの増。地域再生事業債の借り入れ。</p>
<p>普通交付税の基準財政需要額が縮小され、交付額の減少につながった。</p>
<p>財源不足を補うため、特定の事業に対してではなく、総合計画事業をはじめ、多治見市の事業全般について5年間の事務事業削減計画を策定し、計画的に事業の廃止や事業経費の削減を行っていくことが必要となった。特に市が助成する補助金については市民委員による補助金見直し委員会を設置し、補助基準を設定するとともに、すべての補助金について見直しを行い、歳出の削減に努めた。</p>
<p>扶助費の増</p>
<p>地方財政計画の規模抑制により単独での運営が厳しい中、平成18年1月1日に2町が合併したが、市制の施行に伴い新たな財政需要が生じた部分もある（扶助費の増加等）ので、現段階では合併の効果は見えにくい、今後、困難であるが更なる抑制努力が必要となる。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 物件費の削減（公用車の減、職員旅費の削減など）</li> <li>・ 市単独補助金の削減</li> <li>・ 維持補修費の削減</li> <li>・ 市有財産（普通財産）売り払いの取り組み</li> </ul>
<p>地財計画の歳出を徹底的に見直し、交付税総額を抑制する方針が打ち出されている中、本市は今後も合併による需要額の増が見込まれており、その財源確保に大変苦慮しているところであります。特に、交付税の段階的縮減期間が終了する時期には、交付税の減額や合併特例債の償還が増加することによる公債費の増額等により財源不足が見込まれている。</p>
<p>旅費の削減～議員、常勤特別職及び一般職の日帰り出張の日当を廃止。議員、常勤特別職の電車のグリーン料金の支給を廃止。</p>
<p>事務事業の整理・合理化（平成17年度削減額：約3200万円） 施設等維持管理経費の見直し（平成17年度削減額：約3600万円）</p>
<p>財政健全化対策を加速させる結果となった</p>
<p>合併の取り組みの加速</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公共下水道事業や病院事業への繰出金を見直し、一般会計負担の抑制を図った。単独市での行財政改革の限界を乗り越えるため、広域合併を選択し、スケールメリットによる人件費の削減や公共施設の整理、統合などさらなる行政の効率化に努めている。</li> </ul>
<p>経常経費全般に亘る大幅な削減</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金額は少ないが、事務処理に効果がある。日額旅費の廃止（3,500×1,100円）。機動力が格段とあがった。これまで予算がないと出頭できなかったが、日帰りであれば何処までも出かけられる。（公用車の集中管理と高速使用料の管理の一元化と使用範囲の拡大。地方中核都市は日帰り圏内）</li> <li>・ 事務補助賃金の原則廃止、決算統計より、H13年度約6400万円→H17年度約3400万円、金額的には見えないかもしれないが、現業職場でパート化を図った。さらに税の申告時、臨時職員を季節的に雇用していたが、横断的な職員の応援により廃止した。</li> <li>・ 庁舎の清掃を職員対応とした。（トイレ、廊下、階段、会議室）</li> <li>・ 平成13年度当初予算は115億5,700万円であったが平成17年度初は92億円での編成と大幅に縮小した。</li> </ul> <p>決算比較では平成13年度約118億円、平成17年度約99億円（勸奨退職者18名分：約5億4千万円を含む）</p>
<p>市の業務を市民（行政パートナー）及びNPOに委託することで市民協働によるまちづくりを推進す</p>

るとともに職員の採用を凍結して人件費を約4億円削減した。
歳出全般の縮小という形で影響
・歳入の減を補うため、未利用財産（土地、立木等）の売り払いを行った。（H14～17の計約3.3億円）
地方交付税の大幅な落ち込みが地方の財政運営を圧迫している。税源移譲もこれを補うだけの増収にはほど遠く、基金の取り崩しによってなんとか収支を保っているのが現状だ。地方分権は地方負担を増大するだけの政策に成りかねない。
国庫補助負担金の削減や交付税の減少によって、起債発額と市の一般財源の持ち出しが大幅に伸びてきている。構造改革によって首都圏の税収は伸びてきているようだが、第一次産業や中小企業の多い地方では、税収が伸びるどころか逆に減っている状況にある。
資金管理の関係で、普通地方交付税が年々大幅に減額されたことにより、年度途中において一時的に現金不足を生じ、基金等からの繰替え運用をせざるを得ないことが発生した。（一時借入金が発生していません。）
当市においては、過去の経費節減により財政調整基金残高に多少の余裕があったため、基金繰り入れにより当面は財源対応が可能であったが、今後の見通しは楽観できるものではなく、平成17年3月の合併を選択し、行政改革に努めている。
本調査の対象年度においては、全ての経費について徹底的な見直しを行った。本来地方財政計画の圧縮の根拠となっている、行政のOA化によるシステムの更新や、公共施設の修繕等の先送り等によるものが大きい
特別会計の繰出金の削減
平成18年に1市4町で新設合併を行い、約17万人の都市として新たなスタートを切った。
三位一体改革に伴う国庫補助負担金の見直し影響額を住民税フラット化による税源移譲との比較では、税源移譲額がマイナス要因となった。結果的には市町村に痛みが強まった一方で都道府県への税源移譲がプラス要因となり地方財政の格差を助長することにつながった。
普通交付税、臨時財政対策債の削減による経常収支比率の悪化
地方債借入れの増（普通会計 平成14年度末残高約389億円 平成17年度末約448億円） 経常経費の節減（各種施設に係る維持管理経費等）
地財計画の規模抑制、現実的に地方一般財源が減少してきたことで、すべての事業の見直しが必要となっている。
・本庁舎施設管理業務委託の複数年契約の実施 ・配食サービス事業委託方法の見直し
未収金対策の強化 広告収入など「新たな財源の確保」への取り組み
普通交付税の不交付団体のため、地方財政計画の影響はなかったものと考えました。
財源不足に対応するため財政健全化債を発行：平成17年度発行額約1.2億円
臨時財政対策債許可額（＝借入額） H15：約19.8億円 H16：約14.4億円 H17：約11.0億円 H18：約10.1億円
基金繰越額（財政調整基金分） H16：約2.5億円 H17：約4.6億円
普通財産及び土地開発公社保有地の処分、広告収入の導入等自主財源の拡大
国庫補助負担金の大幅な削減、廃止による市負担額の増加
臨時財政対策債の発行により、目に見える“かたち”で地方債の現在高が増大していった。また、市が単独で行う投資的な公共事業は大幅に縮減したほかに、その他単独事業（県単事業など）の補助金等廃止・縮減に伴う地方負担部分についてはどうしても地方債に頼らざるを得ない状況となったことを受け地方債額が増大してきた。
市町村合併（1市1町）
予算編成方法の変更（従来の査定方式から枠配分方式）を余儀なくされた。

普通旅費削減、需用費 5～20%削減、委託料・食料費の見直し：131 百万円
<p>出産育児支援金廃止  高年齢者住宅整備資金制度廃止  公共施設利用の予約制  体育施設の一部廃止  公用車削減</p>
<p>学校等の統廃合 小学校学校の統合（4 校廃止→2 校に統合）（⑰）  幼稚園の廃園（1 園）（⑱）  幼保一元化施策である幼児園として民間に委託 幼稚園の廃園（1 園）（⑲）</p>
人口急増当時に整備された公共施設が老朽化により大規模改修または建替えの時期を迎えており、投資的経費の抑制に苦慮した。
既存施設等の維持管理経費の削減による施設維持のレベルの低下
内部経常経費の更なる節減、出先機関等の見直し
補助金削減、市有地売却の促進等
<p>予算編成の体系：これまで翌年度の編成方針を 10 月下旬に発表し、これに基づき実施する形態を取っていたが、平成 18 年度の予算編成から 5～6 月頃に翌年度予算にむけた説明会を開催し、歳入確保策及び歳出削減策を全庁あげて取り組んでいる。またこれでもなお不足する分については、各部署への枠配分予算の中で調整</p>
<p>平成 14 年度から基準財政需要額から臨時財政対策債の振替が行われることになったため、財政力指数が、1.6 を超えることになり、H15、16、17 年度の大規模償却資産の県課税分が減額となった。</p> <p>住民サービスの縮小や廃止、手数料・負担金等の住民負担の増までは、現時点至っていないが、職員をはじめとする人件費の削減、行政経費の削減に努めてきた。しかしながら、経費削減についても一定の限度があり、本市においては、市町の合併の道を選択した。</p> <p>市町合併は、地方分権に対応していくためや行政経費の削減などの様々なメリットがあるが、究極の目的は、行財政改革であると思っている。合併による調整だけでなく更なる経費削減を行う必要があると考えている。</p>
<p>本市は、大幅な特別減税が行われた平成 6 年度に阪神・淡路大震災により大阪府内最大の被害を受け、その復旧・復興に多大の経費を要したことにより、財政調整基金等も底をついた。平成 10 年度以降再び実施された減税と震災後の人口減少等による市税収入の大幅な減少が続く中で、行財政改革大綱及び実施計画を策定して歳出削減等に取り組んできたところである。</p> <p>本市は永らく普通交付税不交付団体であったが、これらの影響により平成 11 年度以降は交付団体に転じたものの、その他の減税補てん措置と合わせても市税収入の減少を補うには至らず、その間、地方財政計画規模の縮小が続いたことにより、行財政改革実施計画の改定などによる対応を図ったにもかかわらず、歳出削減のスピードが歳入の落ち込みに追いつかないことから、土地売却収入などの臨時的な財源に加えて、職員給与の一律削減などの臨時的な措置に頼った財政運営を余儀なくされている。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設管理業務等の仕様を見直すことによる委託料の削減(平成 16 年度～、単年度 83 百万円)</li> </ul> <p>扶助費給付基準の見直し〔例 就学援助認定基準〕(平成 16 年度～、単年度 20 百万円)</p>
<p>類似イベントの統合  旅費の削減（日当の廃止、有料道路の利用制限等）</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規事業の抑制</li> <li>・経常経費の縮減</li> </ul>
市町村合併に多額の費用がかかったため、合併特例債等の活用を行いつつも、合併後の調整項目の施行を未だに行うことができない現状となっている。
<p>財源不足を補うために各種基金の取り崩しを実施（H13 末約 20.3 億円→H17 末約 12.8 億円）。  H16 退職手当債発行約 4.7 億円。補助金等審査会を設置し補助金の精査を実施</p>

住民一人ひとりを相手にする地方にとって、現実的には制御が難しい。
募金の廃止：15年度 地域づくり基金 約4億円。 募金の額変更：土地開発基金 18億円→10億円
行財政改革に積極的に取り組んでいるものの、地方財政計画における歳出の削減、それに伴う地方交付税や地方債の削減が続いており、行革効果を超える影響を受けているため、厳しい財政運営となっている。
経常一般財源や標準財政規模等の縮小に伴う各種財政指標の上昇への対応が必要となったため、繰上げ償還等の財源を確保し実施した。（経常収支比率・起債制限比率等）
これらの削減措置項目を取りまとめた「財政健全化プログラム」を含む「集中改革プラン」を作成し、毎年ローリングを実施している。財政健全化プログラムに基づき算出した平成17から19年度までの削減効果額は、当初予測した16億6千万円となる見込みである。
抑制による財源不足に対処するため、事業期間の延長や単独事業の見直し削減を実施
市有財産の売却を積極的に行った。
財政状況が悪化傾向にある中、本市は、平成16年4月に6つの町村を合併して発足。新市財政計画では、地方交付税等の三位一体改革を反映できなかったため、住民へは以前の制度を基本とした財政計画で説明していたこともあり、使用料や手数料を合併直後から値上げすることは困難であった。
三位一体の改革に基づく地方財政計画の規模抑制は、自治体の地方行革（集中改革プラン策定等）を促進させた。
平成16年度に行財政改革行動計画を策定し、71項目について上記の取り組みを含め、総額545百万円、平成17年度単年度で398百万円の削減を見込んだ。
平成17年度 ・市施設の管理運営について、委託から直営へ切り替えることによる経費削減 29百万円 ・庁内経費(物件費)の毎年度削減(△3～△5%) 93百万円 ・市施設、ホームページへの広告掲載、掲出収入 1百万円 ほか
県の財政状況悪化に伴い、H18年度に県単独補助が大幅にカットされた。 例)各種医療助成(乳幼児・母子家庭・重度心身障害者 H18年度総事業費2,903,544千円)の県補助率が1/2から1/4となった。県補助額△590,000千円。
老朽化した施設(義務教育施設を含む)の計画的な改修・耐震補強が極めて困難なものとなっている。
投資的経費だけでなく、普通旅費、消耗品費等のその他の経費についてもマイナスシーリングを続けている財政状況であり、補助事業や起債事業であっても一般財源分を捻出するのに苦心している。最終的に給与引き下げも検討せざるを得ない。
平成17年10月に市町村合併を行った(16地財ショックによって合併の機運が高まった。)
地方財政計画の規模抑制があまりにも大きく、歳出削減のスピードがついていけない状況にある。実態としては、過去に行った社会資本整備に係る公債費や既に整備した施設等の維持費などがあり、急激に削減することが大変困難な状況である。
平成17年3月に4市町が新設合併した市です。Q15においては、財調のみの比較となっており、増額しておりますが、特目基金を含め比較しますと、47億5千万円の減となっております。合併前の数値の単純比較ではありませんが、一般経費については切りつめてきておりますが、合併に係る経費増や4市町の積み上げ予算による執行でもあり、又、三位一体の改革による大幅な歳入減の影響もあり、不足額を補うため多額の基金を取り崩しせざるを得ない厳しい財政運営となっております。
急激な変化は対応が難しく、地域振興策などの手だてをうつ余裕が無くなり、過疎化がますます進行することが懸念される。
本市が実施する第二次行財政改革(計画期間：平成16年度～21年度)により実施済みのものとしては、 ・土地改良事業等に係る債務負担行為の見直し(低金利資金への借り換え) ・市税等収納率向上対策の推進 ・特定目的基金のうち、果実運用型基金を元本取崩型基金へ転換

<ul style="list-style-type: none"> <li>・外郭団体に対する経営改善計画策定の指導などがある。</li> </ul>
<p>地方交付税の急激な減少が、本市の財政運営に大きな影響を及ぼしている。</p>
<p>特定目的基金の取崩し</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・課の統廃合 19課→16課に再編</li> <li>・物件費の抑制に伴う 県内旅費の全廃、消耗品費前年 10%カット、老朽公用車更新時のリース化 他</li> </ul>
<p>一般財源確保のため地域再生債等の起債の活用</p>
<p>地方交付税（臨時財政対策債含む）の減額が大きく影響している。</p>
<p>単独福祉事業の廃止（敬老祝い金、入浴助成等）</p>
<p>今後、単独事業である道路整備（維持）に係る経費や環境整備（観光地・教育施設等）に係る経費に充当する財源がない状況にある。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・財政力の弱い自治体（ミクロ）には、地方財政計画（マクロ）移譲の影響が顕著に表われている。具体的に申し上げますと、地方交付税においては、地方財政計画以上の削減、地方税においては、地方財政計画以下の伸びとなっている。</li> </ul>
<p>職員で対応することによる民間委託の廃止（清掃業務、駐車場管理業務等）</p>
<p>公共施設の統廃合</p>
<p>合併により、交付税の特例加算等があったため、現時点では影響は直接的には見受けられないが、合併直前までは旧町村において、相当の財政削減努力がなされてきた。</p> <p>しかし、合併が確定し、財政調整基金の持ち寄りルールを定めた後、ルールをオーバーした分について、駆け込み的な事業実施があったため、相対的な予算規模は膨らんだ。しかし、合併後は、三位一体等による地方財源の圧縮により、新市建設計画の見直しによる投資的経費の抑制や、人件費削減等行革集中プランに基づく努力を実践している。</p>
<p>平成 16 年度における地方交付税等の大幅な削減に対して、39 億円の公債償還基金の取り崩しを実施した。</p>
<p>物件費等の経常経費の削減</p>

Q19 今後、更なる地方財政計画の大幅な総額圧縮が行われたとしたら、どのような対応をすることになるとお考えですか。貴方（財政担当課長）のお考えに最もあてはまるもの1つをおつけください。

（その他）

4 役、議員、職員の給料等の削減。
サービスの内容によって水準を引き下げるもの、水準は維持し、住民負担の引き上げを行うものがで てくる。
行政サービスの水準を可能な限り維持しつつ、内部管理経費の削減を優先のうえ、住民負担の引き上 げで対応する
質問には一定の前提が必要
行政改革、人件費の抑制等、徹底した歳出の抑制を行い、その後の対策として行政サービスの見直し を行う
まずは定員適正化等の行革を推進し、効果を検証後、住民負担も
検討中
当面は4で、ケースバイケースで2又は3又は1
サービスごとに水準と住民負担の関係により見直しを行う
行政サービスの水準は維持し、職員人件費等の行政コストをさげる
歳入に見合った行政サービスの実施
まずは職員人件費の削減、さらなる定員の適正化
1~4を含んだいろいろな対応が考えられるが、具体的には未定
法改正が前提となるが総務系業務等の大胆な外部化の実施
人件費の更なる削減など内部努力をする
行政サービスの内容を見直すとともに受益者負担の適正化を実施する
必要とするサービス水準のみ維持、納得できる。情報を提供し、住民負担増を求めることも考えられ る
住民サービスについては、住民との協働を推進することにより、その水準を維持し必要あれば住民負 担の引き上げもやむを得ないとする
個別の事業ごとに2又は3で対応したい
業務の効率化を再検討する
行政サービス自体を再検討し、必要であれば住民負担の引き上げも視野に入れる
行政サービスのあり方を検討や、収納率の向上などの財源確保に努め、なるべく住民負担の引き上げ をせず、行政サービス水準を維持したい
行政サービスの水準を維持しつつ、徴収対策・人件費縮減・事務事業の見直し等の行政コストのさら なる改善を図る
極力4の選択が図れるような方策を検討するが、それが無理な場合は事業ごとに1~3の対応の中で 最適なものを選択する
歳入の確保と歳出の見直しと重点的・効率的な配分を行い行政サービスの水準を維持したい。受益と 負担の関係からの住民負担については見直したい
厳しい財政状況においても、市民ニーズが高い事業にしっかり対応ながら、「財政の健全性の確立」 に向けた取り組みも着実に継続していく必要がある、この2つの取り組みの両立が財政運営上の基本 であると考えます。
更なる行財政改革に努めるとともに、地方分権の時代に相応し受益と負担の関係のあり方を市民とと もにつくりだしていく
地方財政計画の大幅な総額圧縮に関わらず、現在のような財政の硬直化が進む中で、現行の行政サー ビスの水準を維持するためには、一定の住民負担の引き上げも避けられないと考える

行政が提供すべきサービスであるかの整理、サービス水準と受益者負担の適正化
起債の借換を実施し、公債費を削減する
厳しい財政状況のなか、行政サービスの水準を維持していくために、合併後のスケールメリットを活かしつつ、新たな歳入確保策等への取り組みを行う中で、相応の住民負担・受益者負担も検討しながら対応していく。また、さらなる地域（住民）・ボランティア・NPO等の積極的な参画も図っていく必要があると考えている
合併に際して市民に約束した「行政サービスは、基本的にその水準を落とさない」という新市運営の基本的な考え方に沿って行政改革を推進し行政運営を行ってきたが、今後、更なる削減が行われた場合、行政サービスの水準を低下せざるを得ない。
行政サービスを極力引き下げないように効果効率を追求した財政運営ができるような対応ができればと考えています
職員給与の更なる削減を優先
行政サービスは維持し、検討して上げが必要なものについては上げを行う
1～4の選択の前に受益者負担の適正化の観点から負担の見直しを行うとともに、市民活動団体等との協働を進め、行政サービスの水準維持に努める。
人件費を含めた歳出の全体的な見直しを行う。
行政サービスの提供方法の改革、事務の効率化を検討
「行政サービスの水準」は多くの自治体では近隣の自治体と比較してあまりサービスが低くならないように留意しながら、財政の許す範囲以内で実施されているのが現状だと思います。そのため、多岐にわたる行政サービスでも、項目によりかなり地域差があると思われ、その差が、逆を言えば、その自治体の特徴でもあると思います。 また、市町村合併をして感じたことですが、小さな自治体ほど特定の項目に極端に高いサービスがあったりする場合があります、合併後の水準をどのレベルにするかで調整が大変なケースがいくつもありました。 今後の行政水準をどのレベルで実施していくかは、その自治体の財政力により大きな違いが生じており、その差は、今後ますます広がることは確実です。本市としては、周辺自治体との水準のレベルを比較しながら、現状で他市より高いものについては、現状を維持することを原則として、財政的に厳しくなった場合にサービス水準を他市並みに下げることで、また、他市より現状が低い場合は、更に低くすることも難しいと思われしますので、住民負担の引き上げをお願いする方法を採りながら、当面は対応するという、折衷案的な考え方でおります。また、更に財政状況が厳しくなった場合は、人員削減や給与の圧縮等を含めた更なる行革の徹底を図ることは当然ですが、投資的経費を更に圧縮しながら受益者負担の原則を徹底して、住民負担の引き上げる方策しかないと考えます。住民の多くが高サービス高負担よりも低サービス低負担の方を望む傾向にあるという全国的な傾向を聞いており、今まで以上に市民の声を吸い上げて、それを行政運営に反映できる体制づくりの必要性が高まっていることを実感しています。
個々の行政サービスにより対応は異なると思われれます。
水準の維持に努め、住民と協働により行政サービスを行うなどして
一般行政経費、公債費などの圧縮に努めていきたい
今まで以上に歳出の削減を行い、財源調達の多様化と充実を図る
行政サービスの水準を維持し、サービスに係るコストを削減する
事業の厳選、活用可能な財源の活用検討
原則として身の丈にあった行政サービスの水準を維持するとともに住民には応分の負担は求めていく
実施計画事業の見直し
行政サービスの重点化と、住民負担の公平性の確保に努める
行政サービスの提供手法の見直し、事務事業の効率化

サービス水準にあった住民負担を求めていきたい
まずは、人件費等内部的経費の更なる削減を実施。それでも不足する場合は上記1に該当の考え
総額の圧縮幅により対応は異なる
市民・議会の意見を尊重する中で、2か3を選択する
一般職員の給与費の削減で対応する
行財政改革で補助金等の行政サービスの見直しを行い、使用料手数料等については住民の理解を得られるような負担を検討する
状況によるため、回答できない
地方財政計画の圧縮額によるため、基本的には行政サービスの水準と住民負担のバランスを見て、総合的に判断
地方財政計画の影響は当市にはあまりないと考えている
水準という言葉で一概には言えないがサービスの適正化に努めた上で必要となれば、最終的には住民負担の引き上げも考慮せざるを得ない
サービス水準の引き下げと住民負担の引き上げはケースバイケースで対応する

Q22 いわゆる「三位一体改革」と総称される近年の地方税財政制度のさまざまな改革が貴自治体の財政運営に及ぼした影響のうち、対応に苦心されたのはどのような点でしたか。ご自由にお書き下さい（書ききれない場合には、別紙にてご回答ください）

<p>当市はこれまで、適正な定員管理、給与の適正化、事務事業の見直し、組織・機構の簡素合理化等に努めてきたところですが、国の数次の景気対策による公共事業の追加による多額の市債残高を抱えているとともに、義務的経費及び一部事務組合負担金並びに特別会計繰出金の増大により、財政状況は非常に厳しいものとなっている。特に三位一体改革に伴う歳入減少は顕著なものがあり、これに対応するため財政調整基金の取り崩しで対応してきましたが、合併初年度である平成 17 年度及び平成 18 年度には予算に歳入不足額（カラ財源）を計上している状況にあります。平成 17 年度決算においては黒字となりましたが、平成 18 年度には赤字となる見込みであります。平成 17 年 3 月に策定した集中改革プランの財政見通しでは平成 20 年度に準用財政再建団体に転落する危機があることから、現在集中改革プランの着実な実行を目指し努力しております。</p>
<p>国庫補助負担金が削減された反面、移譲されたはずの税財源が市の歳入という目に見える形で増加せず、また、簡単に住民負担の増を強いることも困難な状況であり、予算編成にあたっては基金の取崩し等に頼らざるを得ない。</p>
<p>削減された財源分の支出削減に取り組んだものの成果は得られず、特定目的基金の取り崩しで対応した。しかし、特定目的基金も底をつき、17 年 12 月に財政健全化計画に策定し、18 年度より実施した。</p>
<p>国庫補助金、普通交付税の予測など。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方交付税の削減による一般財源の減少。</li> <li>・ 国庫補助負担金の一般財源化→しかし交付税額は減少。</li> <li>・ 国庫補助負担金の交付金化→制約は補助金とほとんど変わらない。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 三位一体改革による交付税の削減</li> <li>・ 同改革による国庫補助金の廃止</li> </ul>
<p>※歳入財源の確保 年々厳しさを増す歳入財源の確保に対して、その不足財源を基金繰入や市債に頼ってきましたが、それも限界に達し、新規事業の凍結や、継続事業の規模縮小等、また職員給のカット等を行ってもなお、財源確保に苦慮している状況です。</p>
<p>バブル経済崩壊後、全国的には、景気が回復してきたというときも、本市の税収が減となる状況が続き、本来であれば地方交付税が増となるはずであるものが総額抑制の中で減となるなど厳しい財政運営となっている。</p>
<p>平成 12 年度に約 20 億円あった普通交付税が平成 13 年度以降急激に減少し、平成 16 年度には不交付団体となった。その間の税収増はなく、臨時財政対策債の借入れや基金の取崩し及び歳出の抑制等により収支均衡を保ってきたが、経常一般財源の急激な減少や臨時財政対策債の償還費等により、経常収支比率や公債費比率等の各財政指標が極端に悪化しており、現在も改善の見込みが立っていない。また地方自治体の施策の重点化がハードからソフトへの質的転換や、公共施設の整備水準の向上による維持管理経費等の増加により、経常一般財源の確保が行政運営に与える影響が増大しており、今後の地方分権の推進に向けて、極めて重要な課題となっている。</p>
<p>国庫補助負担金の廃止・縮小及び税源移譲については、ある程度見込むことができたが、地方交付税については、理論上、一般財源化された経費が追加されたものの、地方財政規模の縮小など、その算定方法が複雑かつ難解で見込むにあたり非常に苦慮した。また、当市においては税収の減少が大きいため、決算額のみで比較すると逆に普通交付税は増加しているため、市議会や市民、さらには一部職員にも、財政状況を正しく理解していただくためには、複雑多岐な地方交付税制度を説明せざるを得ず、この対応にも苦慮した。</p>
<p>地方交付税の削減による歳入減少の影響が大きく、それに対し歳出の扶助費・（基準内）繰出金といった義務的経費が増大しており、財政の弾力性を失ってきている。特に、交付税算入を見込み計画的に推進してきた下水道事業等について、近年の大幅な交付税削減により財源不足が生じ、予算編成に苦心している。</p>

<p>三位一体改革により補助金、地方交付税の削減、さらに市税の伸び悩み等大幅に歳入が減少するなか、人件費・物件費・扶助費等の消費的経費が増嵩する等厳しい財政運営を強いられており、財政調整基金の取り崩しが急増した。そうしたなか、人件費の削減等従来にも増した徹底した歳出の見直しに取り組とともに、市民ニーズや事業の緊急度等を勘案しながら各種施設の取捨選択を行うことにより、財源の効率的、計画的配分に努めてきた。</p>
<p>市税収入の伸び悩む中で、大幅な地方交付税の削減により、事業の先送りや基金の取り崩しによる厳しい財政運営となっている。</p>
<p>三位一体改革と合併時期がほぼ同時期であったため、予算編成等の対応に苦心した。</p>
<p>臨時財政対策債の出現により交付団体から不交付団体に移行したことが一番大きな影響であり、所得譲与税、減税補てん債、市民税のフラット課税などとあわせて長期・中期の財政計画を策定するのに苦心した。</p>
<p>交付税の抑制により、一般財源の確保が出来なくなりつつあり、財政調整基金、減債基金を取崩し、なんとか収支を合わせている状況である。本市のような、税収のあまり見込めない地方都市にとっては、好景気とリンクした税収の伸びが期待できないため、影響は大きい。また、合併に際して、様々な施策を統一化しているが、現在のところ、廃止、縮小へのベクトルが小さく、効率化が図れていないのが現状である。</p>
<p>交付税改革において、交付税総額の抑制が最優先課題として進捗しているため、地方の実際の財政需要と国・総務省の机上計算での財政需要に大きな隔たりがあり、財源確保が十分に図れず基金の取り崩しに頼る予算編成となっている。よって、このままではいずれ、予算編成不能という状況になるのではないかと危惧している。</p>
<p>当初予算編成において、一般財源の見込みが立てにくく、財政調整基金繰入金を例年以上に予算計上した。</p>
<p>「三位一体」ではあるが、地方交付税改革については国の財政改革の意味合いが強く、特に臨時財政対策債を大幅に減額された平成16年度はその対応に苦慮した。基本的には、住民サービスの低下や負担増は極力避け、人件費や事務事業見直しによる経費削減に努力した。</p>
<p>さまざまな補助金が一般財源化されたとはいえ、これを上回るレベルで地方交付税の削減が行われてきたため、自由に使うことができる金（一般財源）が潤沢になったという実感はまったくない。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・交付税及び臨時財政対策債の削減に伴う財源確保のための各種基金の取り崩し。地方債の借り入れ増。</li> <li>・歳出における経常経費の削減。</li> </ul>
<p>当初予算編成段階での試算額と実際の所得譲与税等の金額に差が生じた。当初段階では見通しが立てにくい状況であった。</p>
<p>補助金負担金の削減情報が不明確で遅かった。影響額調査の内容が複雑で膨大であった。</p>
<p>問いの趣旨とは異なりますが、三位一体改革の内、国庫補助負担金の廃止・縮小に伴う一般財源化について、普通交付税への算入等がなされているが、個別の補助金についてどのような一般財源化となったのか明らかにされるよう国へ対して要望していただきたい。</p>
<p>福祉・教育分野等、義務的な経費で今後増加が見込まれるものばかり国庫負担から一般財源へ振り替えられており、今後の財政運営に苦慮している。本来、このような経費こそ国が確実に手当てすべきではないか。</p>
<p>交付税の削減や国庫補助負担の削減等が大きく、税源移譲ではカバーされない歳入減の影響があり、歳出削減努力をしてもなお基金取り崩しを増額しなければ対応できなかったこと。</p>
<p>3割自治が叫ばれた時代がありましたが、現在では口の端に上せる者は皆無に等しいでしょう。国庫補助金や地方交付税がなければ自治体は国主導の行政を推進できなかった事業があるわけです。平成12年度から地方分権へと移行になっていますが、実質は地方債を発行しないと満足に事業に取り組みえないことは明白です。建設事業を進めれば進めるほど公債費が増加するという矛盾を孕んでおり、自治体の財政を著しく硬直化させているのです。地方税財政改革は地方税の安定的な確保に加え、地方全体の歳入の確保が恒久的に約束されるものでなければなりません。</p>

H18 までの三位一体改革においては、削減される額と移譲される額のバランスがとれず、年度によってはそのマイナス分を自分で埋めざるを得ない非常に厳しい財政運営を強いられた。
歳入減少に伴う財源調達。各種特定目的基金を取り崩しての予算編成。
新年度の予算平成に先立って行う概算要求の段階では、毎年のように一般財源で財政推計に対し 20 億円超の財源不足が生じる。本予算要求時に行う各部への一般財源枠配分額の算定にあたっては、全庁的な意志決定を必要とするような事業の内容検討を庁議レベルで行うことのほか、経常的な経費について財政サイドで精査したうえ、総合計画事業の経費についても、事業の性質や優先度の区分ごとに一律の経費削減を行うなど各課へ協力を求めるが、各課ではこれまでの限界に近い経費削減努力を行っていることや、事業の執行が不可能になるなどの理由により、財政サイドによる経費カットや一律削減に対しての批判や抵抗が強い。しかしながら、毎年度の決算においては、当初の財源不足に相当する程度の執行残額が生じており、事務事業の見直しや適正な予算執行について、まだ改善の余地はあると考える。
臨時財政対策債への振り替えに伴う地方債残高が増数嵩していることに加え、普通交付税の不交付制に伴い、既発の臨時財政対策債等の償還費を市税等の一般財源で捻出せざるを得なくなっていること
予算編成
国庫補助金、地方交付税の削減に比べ、税源移譲が十分でないため、事業の見直し等による財源の捻出に苦心した。
毎年、減少を続ける地方交付税は歳出削減を上回っており、基金の取り崩しにより、しのいできた。市の財政推計しても予想を大きく上回って削減が続く今後の見込みもたない。
国庫補助金の廃止に伴う一般財源化（交付税措置）が行われたが、交付税総額が減少傾向にあるため、国庫補助金廃止事業において、事業に見合った予算措置ができなくなっている。
急激な地方交付税改革により、一般財源が大幅に不足したため、財政調整基金及び減債基金の大部分を取り崩さざるを得ず、予算編成に大変苦慮した。
国庫補助負担金の廃止・縮減が先行し、それ相応の税源移譲・交付税措置がなされなかったため、一般財源が圧縮され予算編成等に苦慮した。結果として、「三位一体改革」は、国が地方分権推進という美辞麗句を利用して、自らの財政再建のために一方的に地方の一般財源を削減したに過ぎなかった。
とにかく、地方交付税・臨時財政対策債の大幅削減は、本市のような財政力の弱い自治体へは大打撃である。一般財源化という名の補助金の削減は真綿で首を締められているようである。歳入確保は、一団体の努力で及ばない範囲が多く、歳出カットに力を入れているが、扶助費の伸びなどがあり、限界に近づいている。行革による市民サービスの低下・停滞に反発が出ている。財政状況を理解してもらうのに苦労している。移動市長室を開催し市内を回った。
国の制度改正等に伴い、各種電算システムへの移行するための経費が増大している。住民生活に直結するため、選択の余地はない状況である。
平成 16 年度地方財政対策において、それまで前年度比で減少したことがなかった地方交付税（臨時財政対策債を含む）が大幅に減少し、しかも予算編成時期の途中で発表されたので対応に苦慮した。
本市は平成 16 年に 4 町村が合併し、新市となりました。これにより、合併優遇措置（特に合併特例債）を活用した「新市建設計画」に基づいたまちづくりに取り組んでいます。このため、将来にわたり、健全な市財政を堅持するために「長期財政計画」を作成しているが、特に合併後、交付税制度をはじめとした改革が行われようとしており、先々が不透明な状況であり、かつ減収が予想されている中、新市建設計画に盛り込まれた事業がすべて実施でき、また実施することによって財政を圧迫することにならないか非常に不安なところであり、財政運営上苦慮しているところでもあります。
分権型社会の実現に向け、三位一体の改革が行われているが、初年度の平成 16 年度の改革においては、国庫補助負担金の削減や税源移譲が十分になされないまま、地方交付税の削減が先行した結果とあい、財源不足への対応を余儀なくされた。また、平成 17 年度当初予算編成においても、深刻な財源不足が生じたため、要請される諸問題に対応するための予算編成に大変苦慮した。

<p>臨時財政対策債の発行可能額が振り替え分として基準財政需要額からマイナスとなるため財政力指数が上昇してしまい平成 15 年度は約 1.8、平成 16 年度は約 1.7、平成 17 年度は約 1.6 となりいずれも財政力指数が 1.60 を超えるために、大規模償却資産の県課税が発生した。これらは振り替え分がなければすなわち従来の制度であれば財政力指数は 1.60 未満であり、計算方法の変更による指数の上昇に頭を悩めた。</p>
<p>地方交付税の大幅削減に伴う歳出削減に苦慮している。</p>
<p>H16 普通交付税及び臨時財政対策債の減額が、合併前の町村合計で約 9000 万円弱となり、急激に財政基盤を揺るがす事態となった。そのため各種施策を根底から見直す必要に迫られ、結果的には市町村合併を一気に誘導することとなった。</p>
<p>本市では三位一体額の影響額が H16～H18 の 3 年間で△16 億円にのぼる。この額は市税収入の一年分とほぼ同額であり、いかに影響が大きかったかが分かる。住民サービスを確保していくために、急激な職員数の削減や給与カットをせざるをえなかった。</p>
<p>国庫補助負担金、税源移譲、地方交付税、臨時財政対策債等を含めた三位一体改革の影響は、一般財源ベースで約 23 億円の減収となっています。そこで本市は、持続可能な財政基盤の構築に向け平成 17 年に財政健全化計画を策定し、市税等の徴収率の向上、未利用地の処分等、使用料手数料等の見直し等による歳入の確保と、職員数の削減、職員手当の見直し、経常経費の削減、補助金・交付金等の見直し、扶助費の見直し、民間委託の拡大など歳出の削減に向け取り組んでいるところです。</p>
<p>地方交付税、国庫補助金の見直しにより財源の確保が困難となり、地方債、基金の取り崩し等に頼らざるを得ない状況。</p>
<p>地方交付税改革により、普通交付税と臨時財政対策債の合計で、H15：約 129 億円が H18：約 112 億円と約 17 億円の減額となった。</p>
<p>平成 16 年度の地財ショックにより、単年度で 5 億円あまりの交付税が減少したことから、平成 17 年度に平成 21 年度までの行財政改革大綱及び財政再建計画を策定し、策定前に予測した 23 億円あまりの財源不足を解消するため、簡素で効率的な行政システムの構築を図りながら、人件費の抑制など内部管理経費の削減、事務事業の見直し、受益者負担の適正化などにより財政の健全化に努めている。</p>
<p>影響額の推計が難しい</p>
<p>補助金の交付税化、税源移譲など、理論的には理解できるが、実感として目減りしている感じが否めない。</p>
<p>地方交付税は地方公共団体にとって財政運営上、大変重要な財源であるが、三位一体改革による地方交付税等の減額により、一般財源が減少し、予算編成にあたっては財源不足を財政調整基金の取り崩しにより対応せざるを得ない状況になっている。基金残高の減少により非常に厳しい財政状況となっている。</p>
<p>国の制度基準で行っている事業の一般財源化（地方の自由度が増加しない） 交付税算定方法の不安定化（次年度以後の収入見込みに確実性がなくなった）</p>
<p>税収の伸び悩みが続く中、三位一体の改革により国庫補助負担金が削減されるなど、財源確保が大変厳しくなっており、一方歳出では、扶助費や公債費など義務的経費が増加しているのが現状となっています。平成 17 年に 5 市町村が合併し、人件費や物件費など合併に伴う一定の歳出が削減されましたが、合併後の広大な面積を有する本市で今後も行政サービスを維持していく上で、行政改革実施計画、定員適正化計画、財政健全化計画を基本にさらな歳出の見直し、削減に取り組んでいく必要があります。</p>
<p>交付税の削減による財源不足（基金の取り崩し、投資的経費や経常経費の見直しによる対応）</p>
<p>人件費及び投資的経費抑制による歳出削減。自主財源確保のため、税等の滞納処分の強化。</p>
<p>情報の不足、特に正確な情報が伝わるまでに時間がかかったことから、予算編成作業と並行して三位一体の影響を検討する時間を十分にもてなかった。</p>
<p>平成 16 年度における旧市の保育所は公立が 41 箇所、私立が 15 箇所であり、本市は公立の割合が非常に高い状況であった。平成 16 年度における公立保育所分の児童保護費等国庫負担金の廃止による本市の影響額は 8 億 1 千万円余りであったが、これに対して、所得譲与税として税源移譲された額は</p>

<p>6億4千万円余りであったことから、平成16年度においては、廃止された国庫補助負担金に見合う税源移譲がなされたとは言いがたい状況であった。したがって、平成16年度は地方交付税の大幅な削減と合わせ、三位一体の改革による大きな影響があり、非常に厳しい財政運営を強いられることになった。</p>
<p>税源移譲に結びつかない国庫補助負担金の削減と合わせて、頼らざるをえない地方交付税が大幅に削減されるなど、その不足を補う財源の確保が困難である。</p>
<p>H17年に4町村が合併し、新市が発足をしました。合併後の新団体であっても、地方税の収入は全体の約20%弱を占め、収入の大半は交付税に依存している状況である。近年の「三位一体改革」の交付税改革は財政運営を行ううえで非常に厳しく、基金の取り崩しに頼らざるを得ないものであった。行革の推進はもちろんだが交付税の減少分が税源移譲されておらず、本来、標準的な行政活動を行うために、財源保障されていた目的が失われている。18年度予算編成よりも、19年度予算編成はもっと厳しいものになると予想され、行政改革等の経費削減が急務である。</p>
<p>大幅な地方交付税の削減により予算組みに苦労した。この対応として事務事業の見直しなど徹底した行財政改革を実施し、今後も取り組みを継続する。(14～16年度については合併前ということもあり、職員数・人件費の削減については取り組めていなかったが、H18年度より給与カットや退職者不補充等の取り組みに努めている)</p>
<p>地方交付税及び臨時財政対策債の減少に伴って財源不足が生じ、歳出削減を行っているが本市においては、平成16年3月に合併したばかりで、合併により計画された新市建設計画の推進ができないような状況であり、さらに住民サービスもソフト・ハードとも低下していることから、合併への不審もうまれてきている。また、三位一体の改革により税源が移譲されることとなっているが、大きな伸びは期待できず、地方財政計画で一般財源の確保とされている措置も本市においては確保できない状況である。</p>
<p>三位一体改革による地方交付税削減や補助金の交付金化などの影響により、平成17年度に積み上げ方式から「枠配分予算編成方式」を導入し、目的志向、成果重視の行政経営を図った。平成18年度予算編成では、普通建設事業を対前年度30%削減したが、歳出の削減を図ってなお不足する財源として基金の取り崩しや財産収入を計上するなど大変困難な予算編成を余儀なくされている。</p>
<p>景気対策で肥大化した財政規模を三位一体の改革により急激に縮小された地方交付税にとまどい更に退職手当の増大しつつある時期と重なったため、人件費と普通建設費の削減で対応しようとしている。一方、昭和40年代に建てた学校施設や文化体育施設の老朽化はその安全性が危ぶまれるほど劣化している。足早にやってくる高齢化(率34%)は当市にとっては頭の痛いところである。</p>
<p>市は、昭和61年度から普通交付税不交付団体となっており、交付税の圧縮措置には、それほど深刻な影響を受けなかったが、毎年度、改革の詳細と財源措置の内容が明らかになる時期が遅く、目標数値に合わせるためのその場しのぎの感が否めず、代替財源の的確な歳入予算に係る影響を把握することが困難で、特に、国庫補助負担金の改革については、所得譲与税に振り変わるものは明示されたものの、スリム化、交付金化の対象となるものの詳細が明示されなかったため、一部は、予算編成に盛り込むことができなかった。</p>
<p>三位一体改革により、地方公共団体の行財政改革が、より推進され、一定の成果があった。しかしながら、交付税削減や補助金廃止等の影響は、民間委託の推進・職員数の適正化・給料の削減などの内部的な改革や対応では補いきれず、やむを得ず住民サービス縮減や住民負担の増を求めなければ、基礎的なサービスの財源が確保できなかった。そのため、政策的な施策の財源確保が困難になり、独自の施策を縮小、または、見送りなどの取捨選択をしなければならなかった。</p>
<p>地方交付税の改革(削減)において、国庫補助負担金の移譲分がどのように総額に反映されるか予算編成段階で見極めることが困難であったこと。(結果として予算割の生じた年度もあった)</p>
<p>三位一体改革により市の一般財源等が大幅に削減したことから、行政評価システムの活用、事務事業の見直しや組織機構の簡素合理化、補助金等の整理合理化、指定管理者制度の導入拡大など行政改革を積極的に推進しなければならない状況となった。</p>
<p>交付税や補助金の削減のほうが、税源移譲よりも大きく、一般財源は減少するばかりで予算編成をや</p>

<p>と行っている。市民の要望は大きくなるばかりで周辺自治体との格差が大きくなる一方です。</p>
<p>地方財政計画の歳出規模抑制に対して、保健医療関係の伸びが抑えきれず、基金の取り崩しに頼らざるを得ない。</p>
<p>サービスを低下させずに、歳出を抑えるために「地方自立計画」を策定して、行政パートナー制度を導入し、また全事務事業のゼロベースでの検証をするなど経済的に自立した自治体を目指した合理化に苦心した。</p>
<p>福祉関連経費や社会保障経費などの義務的経費の財源が、税源移譲により一般財源化された。これらの経費は制度自体は国で決定されることであり、地方には裁量の余地がないにもかかわらず財源だけが地方に移譲されたことで、地方の活性化にはつながらない結果となった。よって、これまで独自に行財政改革を実施し、経費の削減等を実施してきたにもかかわらず、今後ともなお経費の縮減等に取り組まなければならない各分野への対応に苦心している。</p>
<p>国庫補助負担金改革で、市としての自由度が増した事業がほとんどなかった上、児童扶養手当や児童手当等の国庫負担率の引き下げは数字あわせというほかはなく真の地方分権の理念に則っているとは言いがたい。交付金化された事業も多少使い勝手がよくなったとはいえ、国の関与が全くなかったわけではなく、自由度が増したという実感はない。また、税源移譲に伴い平成19年度からは市税収入の増加が見込まれるが、同時に滞納の増加も予想されるため、これまで以上に徴収率の向上に努めなければならない。</p>
<p>国庫補助の削減及び普通交付税による一般財源化は恒常的な財源不足の原因となっている。今後、行政経営のシステムを根本的に見直さなければやっつけられない。</p>
<p>普通交付税の削減で、国や県が制度を立ち上げ、途中で市単独事業となった経費は地についた効果があるため事業を中止することができない。</p>
<p>○本市においては、平成15年8月に行財政再建プログラムを策定・公表し、抜本的な改革を行うこととした。平成16年度当初予算において、プログラムに沿った各種見直しの成果を反映した矢先に、三位一体改革により臨時財政対策債が大幅な削減となり、深刻な財源不足に陥り、結果として庁舎整備基金からの繰替運用を余儀なくされた。</p> <p>○本市の財政状況悪化の要因の一つは公債費の高い水準での推移であり、過去の国の景気浮揚対策に対応した多額の市債発行によるところが大きく、基準財政需要額に算入されているとはいえ、三位一体改革により交付税総額が縮小基調であるため、公債費は増加する一方で交付税額が抑制されることとなり、一般財源不足のさらなる深刻化を招いている。</p> <p>○国庫補助負担金の一般財源化においては、単に交付金化されたものも多く、国から地方への権限委譲と税源移譲を目指した本来の三位一体改革の趣旨に沿ったものとは言いがたく、また、個別具体的な情報が遅く、予算計上に向けた積算に苦慮したところであった。</p> <p>○交付税の抑制に関しては、国の一般会計加算額が地方の実情を反映しているとは言いがたいものであり、そのため臨時財政対策債の割合が増加している。このことは、深刻な一般財源不足を生じている団体にとって、交付税が抑制される以上、臨時財政対策債を限度額まで借入する必要が生じ、結果、当該年度の起債額が増加し、後年度の公債費負担の増加を招くものと危惧している。</p>
<p>厳しい財政事情を踏まえ事業担当課も規模を抑えた予算要求をしている中で、国庫補助金改革や地方交付税改革により歳入が見込めなくなったため当初予算編成に苦慮した。実際の基金繰入額は予算額よりも少なく済んでいるが、当初予算では多額の基金繰入金を計上して当初予算編成を乗り切っている状況である。</p>
<p>平成16年度に行われた地方交付税の大幅な削減では、普通交付税の当初予算額に対し、約6億円の不足が生じ、財源補てんの対応に苦慮した。</p>
<p>地方交付税及び臨時財政対策債の大幅な減少に対し、一般財源の不足分を補うため多額の基金取崩を余儀なくされている。また、経常一般財源の減少により、経常収支比率が大幅に悪化しており、その他指標についても悪化の傾向にある。</p>
<p>国庫補助金負担金と交付税の削減と税源移譲の時期がずれ（削減が移譲よりも1年早いなど）ていたことにより、予算編成に困難を極めた。また、福祉関係の法改正が行われたことによって、市町村の</p>

持ち出しが大幅に伸びたり、各種事業の国庫補助金が削減され、継続事業等は起債発行により財源を確保しなければならず、公債費負担も年々増加してきている。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・当初予算の編成において、国庫補助負担金改革による影響額の把握や地方交付税の大幅な削減による不足財源の対応に苦慮した。</li> <li>・次世代育成支援対策施設整備交付金事業において、採択基準が不明確のために不採択となり、市の単独事業として実施せざるをえなくなった。</li> <li>・まちづくり交付金事業では、事業期間全体で国の補助率が確保されるため、年度により補助率が異なり実施計画の策定などに支障をきたしている。</li> </ul>
「三位一体改革」は、国の財政再建などを先行させた政策であり、国と地方の信頼関係を損なう結果となり、地方公共団体においては、普通交付税が大幅に減るなど大きな影響を受けたところである。当市においてもこの影響を大きく受け財源確保に非常に苦慮し、財政調整基金等の取り崩しなどにより、何とか予算を編成した。
三位一体改革の一つである「地方交付税の見直し」のため、地方財政計画の規模を抑制し、地方財政の財源不足額が圧縮されたことにより、大半の自治体と同様、当市の普通交付税と臨時財政対策債の合計金額は大幅に減少している。平成 15 年度は約 37 億円であったものが、平成 17 年度では約 32 億円となっており、約 5 億円の減額となっている。この減少額は当市の法人市民税の 17 年度決算額に匹敵する。そのため、当市において退職者の補充を 3 年間見送り、一般行政部門の職員を平成 14 年度 4 月と平成 18 年度 4 月の比較において 10%程度純減させている。
三位一体の改革により地方交付税を中心として国から財源が大幅に減額されています。特に当市では平成 17 年度は前年度比で地方交付税（臨時財政対債を含む）が 8 億円の減額となったことから財政運営が非常に厳しい状況となり、普通建設事業の凍結、基金の取り崩し、職員給与の削減などを行いました。今後も国がこのようなやり方を続けられれば住民に必要な行政サービスの確保が困難になり、自治体の財政力格差が行政サービスに直結することになると憂慮しています。
先行きの不透明が拭えず、当初予算編成に当たって歳入の見通しがつかず、編成作業に苦労した。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・多額の不足財源への対応</li> <li>・上記の市民への説明責任</li> </ul>
毎年毎年、経費削減の必要があり、際限がないこと。
<p>「三位一体改革」により地方財政計画が圧縮され、それに伴って平成 16 年度には地方交付税と臨時財政対策債が合わせて▲12%となるなど、これまで経験したことのない一般財源ベースの削減が行われた。これまで、人件費や経常経費の削減などの経費削減に努めてきたが、住民サービスを担う地方公共団体にとって、税収が伸びない中で、これ程までに急激な一般財源ベースの削減に対応することは難しく、財政調整基金や減債基金を取り崩して対応せざるを得なかった。</p> <p>平成 17 年度、平成 18 年度も引き続き一般財源が抑制された結果、大幅な収支不足が改善されず、引き続き人件費の抑制など厳しい対応を迫られている。</p>
国庫補助負担金の削減に伴う財源移譲が充分でないうえ、地方交付税や臨時財政対策債の削減等で歳入が大幅に落ち込み、従来から推進してきた行政改革を更に推し進めて事務事業の廃止・縮小をはじめ、職員定数の削減や人件費の抑制と、歳入の確保に努めて来たところであるが、歳入の確保ができないため、多額の財政調整基金等を取り崩した。
H14 年度から H17 年度は景気の低迷期であり自主財源である市税が伸び悩む中、三位一体の改革による国庫補助金の削減や大幅な地方交付税の削減により歳入が低下し、反面歳出においては扶助費を中心として行政需要が年々高まってきました。この為、新規事業を行うことが難しく、行政サービスをいかに維持し市民サービスの低下をまねかないようにするか、に視点をおかざるを得ず、行政内部のスリム化を行いながら、普通建設事業費を削減し、なお不足する部分は財政調整基金を取り崩し、予算編成を行いました。しかしながら、この措置もすでに限界に来ており、普通建設事業も最低限度のレベルであり、財政調整基金も底をつく厳しい状況にあります。
国庫補助金や交付税の削減により、特に平成 16 年度の予算編成においては道路関係経費等の投資的経費を削減するとともに、多額の基金繰入にて財源対応をおこなったが、持続可能な財政運営とは程

遠い予算編成を余儀なくされた。
平成 16 年度の改革による普通交付税・臨時財政対策債の削減が最も大きく影響しており、急激な財政規模の縮小に、単年度の歳出削減で対応することが困難であった。依然この影響を脱した状態にはなっておらず、財政状況が悪化している。財政調整基金の繰入による年度間調整についても、その残高が減少しているため、歳出削減と市民負担の増を同時に、かつ早急に行う必要が生じている。住民の理解を前提とした「真に計画的な住民負担の調整」を図ることが課題となっている。
バブル崩壊後の不況による市税の落ち込みに加え、地方税財政改革制度の改革に伴う普通交付税の減少等により、行政サービスを維持していくための財源確保が困難な状況が続いている。扶助費など義務的な経費が年々増加しているなかで、健全な財政運営を維持していくために、基金の取り崩しや積極的な行財政改革の推進による事務事業の見直し、経費削減に取り組んでいる。
補助金等が段階的に減るのではなく、昨年まで数千円あったものがいきなり 0 になるのは、予算編成を行う上でも非常にづらい。児童保護費等負担金（公立保育所運営費）が 0 になった時はすでに予算編成も終わり、予算書の発注を出そうかという時期に通知され大変困った。
三位一体改革の全体像が不明であったため、予算編成が困難であった。国庫負担金の削減額、交付税の削減額に比べ、税源移譲額が少ない。三位一体の改革が相互に関連されずにばらばらに行われている感じがある。
三位一体の改革の中身が最終的に決定した時期が遅いこと。最終決定する段階では予算編成をほぼ終えておりその後の修正を余儀なくされた。改革が急でかつ数字合わせであったこと。それまで景気対策のための財政出動を地方に強いていたのに、急に圧縮へとベクトルの向きが変えられた。このため、交付税で見込んでいたものが見込めなくなった。また税源移譲の対象となる補助金は結局のところ数字合わせで消去法により急に決定したものであり、どの補助金が見直しとなったのか情報がなかなか得られなかった。
三位一体改革による補助金の廃止や交付税の削減により大幅な財源不足が生じており、歳出削減に努めてはいるが、事業の先送りや多額の基金を取り崩しながら予算編成を余儀なくされている。
三位一体改革に伴う諸制度の変更についての情報提供が漠然としており、実務レベルでの対応に苦慮した。特に、毎年度の地方交付税額の見込みについては詳細な内容が示されないまま、新たに国庫補助負担金改革及び税源移譲の影響を加味する必要があったため、例年に比べ予見が困難であった。
交付税及び臨時財政対策債の減額により、一般財源が大幅に減少したため、予算編成上、財源が不足したことに加え、決算においても、経常収支比率の数値が悪化している。
三位一体改革が都区財政調整に与える影響についての都区協議
地方交付税の総額が抑制され、歳入の減少については人件費の削減等事務経費の抑制などに取組んでいるものの、生活保護費、支援費などの扶助費の増、介護給付費の増加による特別会計繰出金の増など歳出総額の抑制にはつながっていないため、歳入欠陥部分は財政調整基金等での対応を余儀なくされる現状である
地方交付税の大幅削減、国庫補助負担金の廃止・縮小により多額の財源不足が生じたため、大幅な歳出削減を余儀なくされた。
国庫補助金、地方交付税の削減に伴う財源対策
歳入の減に応じて、経常的な事務経費削減、事業の見直し・縮小・廃止を実施してきたが歳出額のみでは、対応しきれなかったため、歳入の確保に努めた。具体的には歳出においては全ての事業内容・手法を見直すとともに公共事業においても単価等の徹底的な見直しを図りコスト削減を実施した。合わせて歳入においては、施設使用料は従前がほとんど無料であったものを有料化するために利用団体への説明にはかなり時間と力を要した。また基金の運用も国債・公債を購入し運用益をあげるなどの手法を取り、継続的に歳入を確保できるように努めた。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・国庫支出金の見直しにより、実質的に地方負担の増となっているものがある。</li> <li>・交付税改革による基準財政需要額の圧縮。</li> </ul>
国が負担すべき公立保育所運営費負担金の削減に連動し、都道府県の負担分も削減となったことで、多額の減収影響を受けた。一方、都道府県としては市町村への負担が減額、税源移譲額は増収となっ

ており市町村と反する状況となった。
地方交付税及び国庫補助金の削減に対し、自治体における歳出の見直し、削減を連動させることができなかつたことから多額な財源不足となった。
①補助金が一般財源化された時の事業の取り扱い（継続、縮小、廃止） ②制度変更後の歳入（特に普通交付税）の額が予想しにくかつた。 ③毎年予算編成直前の制度決定になるため、長期ビジョンをたてづらい。
歳出の削減には努力を重ねているところであるが、それ以上に国庫補助負担金の縮減、地方交付税の抑制が進められているため、住民サービスを低下させずに予算編成することに非常に苦慮している。市町村合併し1年が経過したところであるが、指定管理者制度の導入、集中改革プランの速やかな遂行は不可欠な状況である。
三位一体改革による補助金・地方交付税の削減や本市のような財政力の脆弱な自治体においては景気回復に伴う税収の伸びを期待できず、財源を確保するに当たり希望退職者の募集（退職者不補充）や期末勤勉手当の支給率引き下げを実施し人件費の削減を図つた。また、経常経費の更なる削減に努めたが、やむを得ず住民サービスに係る単独の補助金、事業の見直しや廃止をせざるを得なかつた。
対等合併につき住民融和を優先しているがスキー場事業の赤字対策や重複施設の統廃合、補助金の見直しを検討している。
制度が短期間で激変し、安定的な財政運営に苦慮。国庫負担金等の一般財源化によって、見かけ上の一般税源収入は増えたものの、国庫負担金等の減額分を補うだけの一般財源は確保されず、実質的な地方負担増となったこと。
国庫補助金の整理合理化と事務の合理化に結びついていない。国の歳出削減が先行で事務の見直し、財源措置ができていないように思われる。福祉計画や少子化計画など制度が先行し、財源は伴っていないように思われる。そうした制度への整合と財源措置が非常に苦しい。
国庫支出金の一般財源の見込み
個々の自治体で差はあると考えるが、交付税見直しにおける段階補正の見直しでは県内では「1市の一人勝ち」というようになることもある。新型交付税の試算においても本来増減はありえない改革で増減がでている。税源移譲が行われても需要額が実情にあった算定をされないと今までの国庫支出金見合いの財源が確保できない。
国庫補助負担金の一般財源化などに伴う現行の措置は、普通地方交付税不交付団体にあつては、実質的に負担増となっている点。地方交付税の不足を補う措置としての臨時財政対策債等に伴う借入金残高の増加など、財政の硬直化がさらに進んでいる点。建設事業へ充当する国庫補助金等の廃止・縮減に伴い、一般財源の投入が増加し、ほかの事業を縮小したり、実施を見送らざるを得ない形となり、歳出全体に多大な影響を与えることになる点。
三位一体改革の税減移譲にともなう住民税所得割税率のフラット化により大幅な減収となり、国庫補助等負担金改革も含め当区は膨大な減収となる。三位一体改革の本旨は理解するものの、大幅な減収を看過できるものではなく、三位一体改革の影響について都区財調協議で協議している。
各種の歳出削減方策を行い投資的経費はもちろんのこと経常経費についてもぎりぎりのところまで削減を行ってきたが、歳入の中で大きな割合を占める交付税の削減が歳出の削減額を大きく上回って行われてきたため毎年度多額の基金取り崩しを余儀なくされており、今後も財政運営に大きな影響を及ぼすものと思われる。
地方交付税の減額により一般財源不足を補うため、新規事業等の峻別と事務事業の見直し、基金の取り崩しによる予算編成。
国庫補助金削減に伴い、地方自治体への税源移譲が行われたが税源移譲よりも補助金削減額の方が大きいため、減額となった分の歳入を捻出するのが困難である。交付税の算定事務が年々複雑化している。
改革の内容が決定する時期が遅いため、予算編成において見込みが難しかったこと。

<p>①今回の三位一体改革では、税源移譲などによる歳入増もみこまれたが、国の財政再建に重点がおかれたため、地方交付税の大幅削減、国庫補助負担金のスリム化という削減がされた。なかでも經常一般財源の減少は財政の硬直化を招いた。</p> <p>②市税はじめ歳入の大きな伸びが期待できないなか、事務事業の見直しなどによる経常的経費の削減、財政調整基金などからの繰入による行財政運営。</p>
<p>国庫補助金、負担金改革に伴い、税源移譲や一般財源化が図られるなかで、これに伴う普通交付税の単位費用への反映が少なかったこと。このため、地方財政計画と決算乖離の是正の作業が行われたなかで、結果的には普通交付税総額が大きく圧縮され、税収が地方財政計画の水準までにはなかなか回復しないこともあり、集中改革プランに基づく大幅な人件費削減の実施と、大規模公共事業の凍結などさまざまな行財政構造改革に取り組んでいるが、予算編成には苦慮している。</p>
<p>地方交付税の減額による歳入不足に対する財源の確保</p>
<p>地方分権時代に入り国と地方の役割を見直し財政面での自立を図り、真の地方自治の確立を目指す意味において、三位一体改革を行っているが、平成16年度における約10億円（当市試算ベース）の減少と合併年度とが重なり、非常に厳しい財政運営を強いられている状況である。また、そのことが平成17年度から予算編成及び行財政改革プランの実施に際しても、地域住民からの理解がなかなか得ることができない状況で大変苦慮している。</p>
<p>本市では、平成9年度から人件費の削減や公共施設の見直し等の行財政改革に取り組んできた。しかし、景気の低迷等により税収が伸び悩んでいたところに加え、地方財政計画の圧縮や国庫補助負担金の廃止、交付税総額の削減等によりさらなる歳出削減を余儀なくされるとともに、財源を確保するため、市有地の売却や基金の取り崩しによりかなり厳しい予算を編成してきたところ。</p>
<p>地方交付税制度の改正により国において財源不足額を地方債に求めたことから、地方債残高が年々増加し、財政運営を圧迫する一因となっており、予算編成に大きな影響を与えている。</p>
<p>国庫補助負担金の一般財源化と見直し、また地方交付税の見直しにより一般財源が大幅に減少し、平成18年度当初予算編成時には財政調整基金等の積立金から約17億円繰入れて収支の均衡を図ったところ。</p>
<p>一連の制度改革（歳入減少）が唐突かつ急激に行われたため、その対応も緊急避難的な対応（給与カット、補助金等の一律カット、財政健全化債の発行など）を行わざるをえなかった。</p> <p>また、ある意味で市町村合併も十分な住民が合意形成を図るというより、自治体としての生き残りや将来への不安が先に立った、緊急避難的な対応であったとも言え、合併支援措置や合併によるスケールメリットは一定享受できたが、中山間地域、過疎地域を多く抱える地方の合併は行政面積の拡大に伴うスケールデメリットへの対応に苦慮している。</p>
<p>国は国庫補助負担金を削減し、交付税に盛ったと説明しているものでも、あるものは削減された金額に対して交付税に算入されたものが雀の涙ほどだったりまたその分はきちんと算入されていても交付税総額の削減額のほうが大きかったりしている。当市は歳入の過半を地方交付税にたよっている予算規模110億～140億の団体であるが、地方交付税はH11年度の69億からH17の55億まで減少している。この交付税の減少は行財政改革の努力もおいつけないスピードである。</p>
<p>税源の移譲はあったものの、国庫支出金と地方交付税の廃止・見直しにより結果的に当市の歳入は11億3千万余り減少した。国庫補助等が廃止となった事業を打ち切るのは困難であるため全ての既存事業の廃止・休止や延伸などの見直しを行い財源を確保していることとあります。</p>
<p>臨時財政対策債の縮減</p>
<p>歳入の確保</p> <p>○国の試算では増額が予想されている地方税について、都市部のような伸びが期待できない。</p> <p>○地方交付税や臨時財政対策債について、国の方針でもある総額の抑制により大幅な減少。</p>
<p>「三位一体改革」と「合併」時期が重なり、合併による旧町村間の統一を優先しなければならない。合併前に旧町村で計画されていた事業について、合併後継続して実施しなければならない。</p>

<p>国からの情報伝達が遅く、また不確定要素を含み詳細な部分までの説明がないため、市個別単位での影響額が非常にわかりづらく、予算に反映させるための検証時間が非常に少なく苦慮した。改革によって、地方交付税が大きく減少したため、財源確保と歳出全般にわたる見直しなどで、厳しい財政運営を迫られた。</p>
<p>地方財政計画の規模が抑制される中においても、間近に控えた職員の大量退職、扶助費等義務的経費の増、学校教育施設等市有施設の老朽化等の諸問題をはじめ、地域住民の行政に対するニーズも多様化してきており、それらに対応するための財源の確保に苦慮するところであり事業計画の延伸や一部住民サービスの縮小をせざるを得ない状況である。</p>
<p>・国庫補助負担金の削減規模に対して税源移譲の規模が小さく、しかも予算編成間近になって明らかになったため、実施決定済の事業に対する財源調整、予算編成が混乱した。</p>
<p>三位一体改革については全国市長会などを通じ、国と地方の役割分担の明確化を目指して、国庫補助負担金の削減などの個別項目について本市の意見を述べてきたものであるが、17年度までを総括すると今回の三位一体改革は結局、国の財政再建を主眼として行われたものではないかと感じられる。国と地方の協議の場など、地方が国へ意見を述べられる機会が出来たことは画期的なことであり、地方が自己責任のもと様々な意見を集約し、地方六団体として自らの考えをまとめ上げられたことには大きな意義を感じるものである。しかし、本市に限ったことではないと思われるが、税源が豊かではない地方都市にとってみれば、地方財政計画規模の縮小、その中でも交付税の削減は大きな影響があったものと思われる。特に、平成16年度の地方交付税と臨時財政対策債の削減は年末の地財対策で明らかになったものであり、本市においては対応策として、財政調整基金などからの繰り入れを最大限見込まざるを得ない状況となり、三位一体改革前と比べるとかなり無理をした財政運営になったと思われる。本来、三位一体改革は、地方分権を目指して行われるべきものであると認識しているが、これまでのところ、その理念はないがしろにされている感がある。今後とも地方財政のあり方については、全国市長会などを通じて本市の考えを主張していくつもりであるが、国においても地方の現状に根ざした改革を進めてほしいものである。本市では歳入に見合った歳出構造への転換を図るため、枠配分方式による予算編成を行っているが、いささか三位一体改革における地方財政計画の規模縮小のスピードが速すぎて本市の行財政改革の進捗状況と合致していないと感じられる。</p>
<p>三位一体の改革による国庫負担金の削減、税源移譲については、本市においては、削減分と移譲分とでそれほど影響は出なかったが、交付税の削減による一般財源の削減については、歳入の減として直に影響が出る。都市部では景気は回復傾向にあるため、法人税、固定資産税等の収入が増加しているが、本市のような地方都市ではまだまだ税収の増加は期待できない。また、これまでの景気対策等の観点から推進してきた公共事業に係る地方債の償還額の増、不況による扶助費の増等により財源状況が厳しい折、更なる財源確保が必要となり非常に苦慮している。</p>
<p>平成16年度予算で、本市の歳入総額の1/4を占める実質的な地方交付税が大幅に減額されたことに伴い、10億円程度歳入が不足する状況となり、投資的経費の大幅な削減や、人件費の独自削減、財政調整基金の繰り入れ等により何とか予算編成を行った状況である。景気の低迷により市税収入が伸びず、その後も現在まで同様の予算編成が続いており、投資的経費の減額や事務事業の見直し、経常経費の削減も限界に来ており、基金を使い果たした場合、赤字決算となる可能性があると考えている。</p>
<p>この期間は、平成17年3月の市町村合併に向け様々な協議がなされていた。その中で旧市町村が行ってきた各種インフラ整備等については、それまで蓄えてきた基金を取り崩し財源不足の補てん対応してきたため、旧市町村の中ではこの「三位一体改革」に対する影響がわかりにくいものとなっていた。新市発足後は、各種基金の持ち寄り額が決定し少ない貯えの中、財政運営を行わなければならないことに付け加え、旧市町村による計画から新市へ引き継がれてきた各種事業の継続実施や合併による臨時的な財政事情等「三位一体改革」にプラスアルファされた要因により非常に厳しいものとなっていた。（特に新市の本予算編成時には大幅な財源不足を生じ、単独事業の見送りや職員自らの給料カット等実施することとなった。）</p>
<p>地方交付税の減小により、予算編成に苦慮している。</p>
<p>地財計画では地方交付税の総額が減額傾向で実際の交付額も当市でも減額となってきている。地方交</p>

<p>付税の需要額の算定に計上されているかどうかは別として、福祉、健康、医療など国の施策により、義務的経費は増加の傾向にあり、需要額算定の単価の改定などにより結果として交付額が減額となっている現状では、歳出増加の財源手当ては他の経費を削減して対応するしかない。しかし削減は限界であり、今後は市民サービスを低下させるか、負担を上げるかの選択にせまられることになるため、対応に苦慮しているところである。</p>
<p>市町村合併を要因とする需要増とも重なったため、財源確保に苦慮した。</p>
<p>16年度当初予算編成において、年末の12月末になって地方財政計画と地方債計画が示され、普通交付税と臨時財政対策債の減額が明らかとなり、財政調整基金の繰入れで対応せざるを得なかったこと。また、17～18年度当初予算編成時に国庫補助金の変更の詳細がなかなか見えず苦慮したこと。</p>
<p>国の補助・負担金から一般財源化される具体的な個々の名称が明らかになるのが遅れたため、予算編成に間に合わず、歳入予算措置をしたが、年度途中で廃止されていたことが解り、基金を取り崩さざるを得なかった。</p>
<p>普通交付税の急激な削減に伴う一般財源不足による財政の硬直化。</p>
<p>三位一体の改革のうち、税源移譲と国庫補助負担金の見直しはほぼ均衡しており、大きな影響はなかったが、地方交付税が平成16年度に大きく減額されたため、本市は大幅な財源不足となり、基金の取崩で対応した。その後、地方交付税については、低い水準のまま見直しが進められ、さらに削減される状況が続いている。財源調整用の基金の取崩で毎年対応しているが、このままでは数年で基金が枯渇する可能性がある。</p>
<p>平成18年度税制改正により個人住民税の税率が6%とされたため(本市の改正前の平均税率は6.9%)、平成19年度以降は国庫補助均等削減額が補てんできないのみならず、大幅な税収減となることが懸念される。</p>
<p>予算編成時の財源確保(財政調整基金の取り崩し、上水道会計からの借り入れ、公共用地等の売却等)及び歳出予算の削減(経常経費の一律カット、人件費の削減、扶助費水準の見直し、団体等への補助金のカット、普通建設費の削減)</p>
<p>改革の影響による財源の不足に対応するため行財政運営方針を定め、より効率的な行財政運営に努めるよう、市独自の改革を進めています。予算面では、歳入に見合った予算規模にするため、平成17年度当初予算編成時から一般財源をベースにした枠配分方式による編成を導入しました。財源の減少による市民サービスの低下を防ぐために、一般行政経費の削減を継続して実施してきましたが、削減はほぼ限界にきていることを実感しています。平成17年度決算における経常収支比率は95%で、政策的経費に充てることのできる財源はもともと少額でありましたが、今後さらに減少せざるを得ない状況に憂慮しています。</p>
<p>臨時財政対策債を含めた普通交付税は、平成15年度の交付水準(約50億6,700万円)から比較すると平成18年度(約39億4,800万円)までに本市の削減努力を上回るスピードで約11億1,900万円もの大幅な削減がなされたため、職員数の削減や職員給与費等のカット、公共事業費の縮減など徹底した歳出の抑制によりこの財政危機を乗り切ってきた。</p>
<p>歳入不足には人件費の削減・市民負担の増・公共事業削減・事務事業縮減により財源確保を図ったが、事務事業費は毎年の予算編成の中で継続的に縮減を行っており三位一体改革への対応として効果は薄かった。人件費削減には労働組合の理解であり、市民負担を求めるにも三位一体改革は市民理解が乏しく市民負担の増には市民と議会の理解が必要であった。公共事業削減には議会や理事者の理解が必要であり、どの項目の実施についても多くの手続きがあり時間が必要であった。唐突すぎる交付税の削減に対応するための市民理解、組合理解、そして議会理解を得るために苦勞し、また今後も苦勞が必要である。</p>
<p>三位一体の改革による国庫補助負担金の廃止等では、社会福祉関連のものが大部分を占めており、当該歳入に係る扶助費等の増高のため、平成19年度の税源移譲では、トータルでの市町村への税源移譲額が少なくなっている。</p> <p>また、臨時財政対策債による地財対策が実施され、財源対策として借入れせざるを得ない財政状況のため、本来交付されるべき地方交付税が赤字地方債に振替られ、公債費の増高ともなっている。</p>

<p>地方交付税の削減により、これまでの財政運営を大幅に見直す必要に迫られ、施設の民営化・民間委託・指定管理者制度の導入、単独補助金の大幅削減、職員の不補充など人件費、物件費、補助費等のあらゆる経費節減を行ってきたが、地方交付税の削減が大幅かつ累次的であったため、毎年度の当初予算の編成に当たっては多額の基金の取り崩しを迫られ、財政運営に全く余裕がなくなった。</p>
<p>旧市町においては、これまで数次の行政改革大綱等を策定し、各種行財政改革の取り組みを行い、歳入確保、歳出削減に努力してきたが、国の三位一体改革による地方交付税等の減少が、その効果を上回り、大変厳しい状況になった。旧市町及び合併後の新市においては、自主財源が脆弱なため、市税収入では人件費、扶助費、公債費といった義務的経費を賄えない状況にあり、国から地方交付税や各種交付金に大きく依存していることから、国の財政政策の影響を受けやすく、過去に積み立てた各種基金を取り崩しながら財政運営を行うという、非常に硬直した財政構造となっている。</p>
<p>大幅な地方交付税の減額に対し、住民サービス維持の前提とした予算編成においては、結果として収支調整のため基金の繰り入れで対処した。</p>
<p>建設計画事業の着実な推進に努め、地域の課題の解決や新市として活力ある地域づくりを進めていかなければならないが、財政計画の長期見通しでは、平成24年度までは赤字が続き、毎年度財政調整基金の取り崩しを行わなければならない状況である。</p>
<p>本市では、税源移譲と相まって、人口増加に伴う増収ならびに法人税も回復基調にあるが、国庫補助負担金の改革、また、普通交付税の不交付などに伴い、一般財源総枠においては、引き続き厳しい状況となっている。加えて、本市事業の2大ファクターである鉄道及び医療センターに対する財政支援の継続、沿線開発に係る新たな社会資本投下の可能性、さらに既存公共施設の老朽化に伴うリニューアル経費の増大など、これまで以上に投資的経費の大幅な増が想定されることから、使用料の見直しや保有財産の処分など、新たな財源の確保が急務であるとともに、一般行政経費をこれまで以上に圧縮せざるを得ない状況となっている。</p>
<p>一般財源である地方交付税の削減額等により、それを財源とする建設事業の規模が結果として縮小した。また、義務的経費の伸びに対応するため基金の取り崩し額が増えている。</p>
<p>本市は不交付団体なので、他の多くの団体のように交付税削減が原因で困難な予算編成を強いられたということはありません。ただ、平成16年度予算においては、一般財源化・廃止される国庫補助負担金が明らかになるのが遅く、この点が予算編成の障害になったことは事実です。</p>
<p>予算編成における一般財源見込みを推計するのに苦労した。また、国から県へ移譲された補助金などは市町村の立場では改革がされたとはいえ、事務作業が増えただけであった。その他に改革の経過措置を数年間設けて移譲を実施するものなどは、事務的に複雑となり制度を理解するのが困難であった。</p>
<p>地方財政計画の圧縮は地方財政計画上の人員の削減や投資的経費の縮減等により行われている。各自治体は様々な行改革努力により歳出規模の抑制を図っているものの、人員の削減は一気に進むものではなく、その他に取り組んだ行革効果額も大幅な削減により打ち消されている。この財源不足を解消するため、職員給与のカットなど臨時的な対策により対処しているところであるが、いつまでやっても先の見えない財政状況の改善は職員のモチベーションの低下を招いてきている。</p>
<p>行政改革における集中改革プランを策定し、その中で職員数の削減による総人件費の抑制を図っているものの、社会保障関係である扶助費や公債費の増が進み、また医療改革などの新制度の創設やそれに伴うシステム改修の発生、および住民の新たな行政需要の増が求められており、行政サービスの維持を図るのが難しくなっています。一方で税源移譲は進んではいますが、まだまだ不十分であり必要な一般財源が不足しています。徴収率の向上や、未利用財産の売り払い、経常経費のシーリングなどによって何度か予算を編成してきましたが、この方法にも限界があることから、行政評価システムを活用し、成果貢献度が低い事業の抜本的な見直しを行い、事業の選択と集中を図らなければ今後の予算編成ができなくなると考えています。</p>
<p>国庫補助金の削減、地方交付税の削減、税源移譲という「三位一体の改革」につきましては、削減額より移譲財源が上回り短期的スパンでの財政運営においては大きな影響は受けていない。しかし、医療制度改革などの一連の構造改革により、高齢者や障害者などの経済的弱者の社会負担率の増加な</p>

<p>ど、地域内格差が拡大されているため広く全ての住民に対して極めて細かな施策が求められるなど行財政運営面においても新たな局面を迎えていると認識している。</p>
<p>「三位一体改革」の影響等による普通交付税及び臨時財政対策債の減少</p>
<p>○国庫補助金廃止の措置に対応し、行政水準を下げることなく、効率的に予算を配分すること。 ○一般財源化に伴い、自主的な施策事業と補助対象事業の整合を図ること ○税源移譲と定率減税廃止など市民の理解を得ることが難しい面がある</p>
<p>○削減対象となった国庫補助負担金や税源移譲の詳細情報が遅く、影響額の算定や財源対策が後手に回ってしまった。とくにフラット化による都道府県と市区町村との配分割合については、当初案との乖離が大きく中期財政計画に大きな変更を強いられた。 ○児童手当の負担率変更に象徴されるように、改革は単なる数値あわせに終わったとの印象をぬぐえない。地方自治体の政策判断の及ばない分野での補助負担金の一般財源化は何のメリットもなく、議会や住民に対して十分な説明責任を果たすことができなかった。</p>
<p>市の予算編成時期までに情報が確定せず、財源調整機能としての交付税歳入見込みが立たなかった。結果として補正予算にて大幅な事業見直しを迫られている。</p>
<p>税源移譲と国庫支出金見直しによる地方分権が進められている一方で、地方財政計画の見直しによる地方交付税の急激な圧縮が財政運営の自由度を奪い、行革のスピードが追いつかない状況となっている。急激な行革に伴い、住民との信頼関係維持に苦慮している。</p>
<p>三位一体改革により国庫負担金改革・地方交付税改革と依存財源が減っていく中で、いろいろな歳出削減努力を行ってきた。歳出削減の限界に近い中、行政サービスの水準を確保し、今後も健全化に向け資金調達が多様化の検討、自主財源の確保などの課題に取り組まなければならない。</p>
<p>本市は平成17年4月1日に合併し、平成18年度の予算編成の対応に苦慮したところである。平成19年度予算についても、地方税が回復基調にある都市部に比べ、伸びが鈍い地方の団体においては、地方交付税による確実な財政措置が望まれ、特に税源移譲の際に移譲額が国庫補助負担金廃止に伴い財源措置すべき額に満たない場合などが考えられるので、そのような点を考慮し投資的経費の縮減等を考えたい。</p>
<p>・国庫支出金の大幅な削減・縮小と税源移譲、地方交付税（臨時財政対策債を含む）の見直しによる一般財源の不足を調整するために、いかにして歳出を削減していくか。依存財源の減を受けて、いかにして自主財源の維持・増収を図るか。住民の新たな負担となる使用料・手数料の改定や、全職員による戸別徴収（時間外手当不支給）・強制執行を伴う滞納整理での収納率向上等の取り組みを行った。</p>
<p>公債費や扶助費などの義務的経費が増加する中で、市税収入の伸び悩みや地方交付税及び国庫補助負担金の削減の結果、毎年多額の財源不足が発生し、基金の取崩しにより財源不足を補うこれまでの予算編成は限界にきており、住民サービスを出来る限り維持しつつ、持続可能な財政運営をめざしているが、ますます厳しい財政状況になりつつある。</p>
<p>基本的には国の財政運営の失敗を地方に押し付けたという色合いが強いと感じているが、地方分権推進という意味では評価できる面もあり、国から地方への仕事と権限の移譲は、税源移譲など適切な財源措置を前提とすべきである。また、公立保育所負担金などが一般財源化されたが、交付税総額の抑制により本市のような財源が脆弱な地方自治体の実質的な持ち出しが増加しており、市民サービスの低下、市民負担の増加を行わざるを得ない状況となっている。</p>
<p>・地方交付税改革で地方税収の伸びを上回る一方的な削減が行われ、大きな財源不足が生じたこと。財源不足への対応として、基金取崩・市有地売払などの留保的な財源を活用した結果、それがわずかとなったこと。また、起債活用を図らざるを得なかったため、将来的に大きな負担が生じたこと。</p>
<p>自主財源の確保 地方交付税制度の将来的な見通し 国庫補助負担金の削減による影響額の把握</p>
<p>長引く景気低迷の中、歳入の根幹をなす市税についても増収が見込めず、依然弾力性に欠ける硬直化した財政構造が続くなかで、歳入の確保が最大の課題となった。また、「三位一体改革」による税源移譲においても十分な税源移譲とはいえず予算編成においては財源不足を補うため財政調整基金をはじめとする各基金の繰入れによる財源確保を余儀なくされた。</p>

<p>極力住民サービスの低下を招かないような歳出削減策と歳入確保策に努めたこと。国県の補助が廃止され、それに伴い市もその事業をやむをえず廃止する際に住民の理解がなかなか得られないこと。</p>
<p>大幅な補助金カットがあり、相当額が地方交付税の基準財政需要額に算入されているといいながら、大幅な交付税総額のカットがあり深刻な財源不足に陥っている。そのため、徹底的な歳出抑制や財政調整基金の取り崩し等により、かつてない厳しい財政運営をよぎなくなれている。</p>
<p>財源削減影響への対応</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 18 年度現在、交付税改革以外については一応の決着がついたものと考えている。</li> <li>・三位一体改革の方向性などについては明示されていたが、改革のスケジュールについては明確ではなく、いつどのようなことが行われるのかが不明であった。</li> <li>・補助金等の廃止などによる影響額の把握が困難であり正確な影響額について見えにくかった。</li> </ul>
<p>国庫補助負担金の廃止・縮減及び地方交付税の縮小に伴う地方への税源移譲等が見込めないため、当初予算編成に大変苦慮した。また、本市のように地方交付税が 3 割を占めている自治体にとっては、地方交付税総額の抑制等の影響は多大である。</p>
<p>三位一体改革により補助金から交付税算入されたとする事業の算入額の算定や、所得譲与税に振り替わった事業の検証に苦心した。また、毎年のように交付税が削減されたことに伴い、予算編成に苦慮するなど大きな影響を及ぼした。</p>
<p>地方交付税の削減（△約 17 億円、平成 11 年→平成 16 年）による歳入の激減と臨時財政対策債を中心とする赤字地方債の残高増加（平成 17 年度末約 73 億円）及び元利償還金の増加による財政構造の硬直化があり、相当の行革を実施してもなお収支の均衡にほど遠い状況にあり、苦しんでいます。</p>
<p>先の質問の公共事業の削減及び住民サービスの縮小・廃止について「いいえ」と回答したが、予算編成を行っていく上で事業を先延ばしにしたり、事業実施期間を延長し単年度にかかる経費を低く設定するなど、結果的に一般財源を抑えざるを得ない状況にある。補助金の一般財源化や臨時財政対策債の交付税措置等存在するものの交付税そのものが先細っている今、自主財源に乏しい自治体は、実施している事業（人件費を含む）を削減するか住民負担を重くしていくしか術は無い。</p>
<p>税源移譲分以上の国庫補助負担金の削減と臨時財政対策債を含む地方交付税の削減の影響による財源の確保。</p>
<p>歳出の抑制に努めているが、扶助費等歳入に比べ歳出が大幅な伸びとなっており歳入の確保、徴収率の向上に努めている。事務事業のビルドアンドスクラップの徹底</p>
<p>地方交付税の減額（減少した額は下記参照）。なお、地方交付税の振替である臨時財政対策債を合わせた額においても、三位一体改革実施前の対平成 14 年度比で約 14.6 億の減となっている。</p> <p>その一方で、扶助費及び公債費は年々増加してきており（対平成 14 年度比約 6.7 億円増）、これらに係る財源の確保に苦慮している。</p>
<p>税源移譲が講じられたものの、未だに地方負担を強いられている状況の中で、市民サービスの低下を招かぬよう財源の確保に努めた。</p>
<p>地方交付税の制度改正に伴い、平成 13 年度から基準財政需要額の一部が振替えられ、臨時財政対策債を発行することになったが、本市では、その影響もあり平成 15 年度から普通交付税の不交付団体となった。普通交付税の不交付により、財源の確保という点では、借金ではあるものの臨時財政対策債は貴重な財源であった。しかし、今回の「三位一体改革」で、地方財政計画の規模抑制により、臨時財政対策債の発行額も縮減されたことにより、財源を確保するという点で苦慮した。</p>
<p>地方交付税の大幅な削減に加え、臨時財政対策債も大幅な抑制の対象となったことにより、歳出削減を上回る歳入減となり、一般財源確保が困難となり、基金の取り崩し等で対応せざるを得なくなった。</p>
<p>交付税等の減額を地方税が補えない。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・国庫補助負担金改革の実施にあたり、一般財源化される国庫補助負担金のメニューについて、12 月末まで詳細が判明しなかったため、本市予算への影響把握及び反映作業を非常に短期間で行わねばならなかった。</li> <li>・地方交付税の減額に伴う一般財源の確保・調整。</li> </ul>

<p>普通地方交付税交付額の減少による歳入減 平成 14 年度から平成 16 年度にかけては平成 13 年度に比べ税収が減額となったため、地方交付税減少の打撃はより大きなものであった。</p>
<p>制度改革の動向を見極めながら、不確定要因も多い中での予算編成や将来的な財政計画の見直し、また交付税の急激かつ大幅な減収と税収の伸び悩みによる財源の確保に苦慮している。</p>
<p>三位一体改革による財政運営への影響としては、一般財源である地方交付税が大きく削減されたことにより、財政調整基金等の基金を取り崩さざるを得ないなど、非常に厳しい財政運営を強いられていることである。</p>
<p>地方交付税のうち普通交付税の総額は 17 年度 15 兆 8,838 億円、14 年度 18 兆 3,722 億円、△2 兆 4,884 億円の減、△13.5%の削減率となっています。 本市におきかえますと 17 年度約 17.1 億円、14 年度 22.8 億円、△5.7 億円、△25%の減となっています。 市税においても 17 年度と 14 年度では約 5.0 億円の減となっており、毎年度財源確保に大変苦慮しております。</p>
<p>本市は不交付団体であり、地方交付税の直接的影響はなく、国庫補助金改革も H14～17 の期間中での影響は結果としてあまりなかった。しかし制度改革の行方がなかなか見えず、予算編成時に大きく手間がかかったこと、また三位一体の事後関連で都道府県の制度改革が引き続き実施されており改正への対処で手一杯の状況である。</p>
<p>三位一体改革における国庫補助負担金の削減等については、一定、それに見合う税源移譲がなされたものの、地方交付税の総額抑制について、本市は税基盤が脆弱であるため、従来より地方交付税に依存してきたことから、影響は多大であり、職員数の削減等による人件費の抑制をはじめ、行財政改革を前倒しで行った。</p>
<p>普通交付税が平成 16 年度に対前年度約 5.1 億円減額になり、財政調整基金から取り崩して対応したが、平成 17 年度以降もそれ以下の交付水準のため、依然として財政調整基金からの取り崩しで対応しており、このまま推移すると財政調整基金が底をつく恐れがある。</p>
<p>国庫・県補助金について、補助内容の変更や補助率が引き下げられるケースが増えているが、現実的には住民に対して削減が困難な事業も多いため、市の財政負担が増加している。また、補助内容の変更から施行までの期間が短いため、住民への周知、理解を得ることに苦心している。</p>
<p>地方交付税の減額が、予算編成時点で見えにくかった点。地方交付税の翌年度見込額の算出にあたって情報があまり流れてこないため、見込額の算出に苦慮した。 税収が伸び悩むなか、地方交付税の減少は、行政経費をどこまで減少させるかに直接的に関わってくる。行政サービスや助成額を減少させていくには、市民の理解も必要となり、時間がある程度必要となるが、そのスピードと減収のスピードが追いつかない状況があった。</p>
<p>平成 16 年度については、予算編成が進む中で想定を大幅に上回る地方交付税等の減額となったため、事業の先送りや基金の取り崩しにより、当面の遣り繰りに終始した緊急避難的な予算編成となった。</p>
<p>本市においては、平成 6 年度の阪神・淡路大震災による影響や平成 10 年度以降の特別減税等による急速な税収の落ち込みにより、10 年度に赤字団体に転じるとともに、11 年度以降は普通交付税交付団体となった。恒久的減税や国庫補助負担金の見直しに対して地方特例交付金などの措置はされたものの充分とはいえず、減税補てん債や臨時財政対策債等のいわゆる赤字地方債に頼った結果、公債費の負担が急速に拡大することも併せ、平成 15 年度まで実質収支の赤字が続いた。この間、基金の取崩しや繰入運用、市民サービスの見直しにより対応してきたものの、三位一体の改革による国庫補助負担金の縮減に対して十分な税源移譲が行われたとは言えず、とりわけ平成 16 年度の地方交付税と臨時財政対策債の大幅見直しの影響は大きく、市有地の売却や職員給与のさらなる一律削減等の臨時の措置により、かろうじて収支均衡を達成、維持しているところである。いわゆる三位一体の改革も、結果的には権限の移譲を伴わない歳入の縮小以外の何者でもなく、本市の行財政改革の努力は、国の歳出削減をめぐるさまざまな取扱いに吸収された形になっていると考えざるを得ない。</p>

<p>三位一体の改革の一環として地方歳出の抑制がなされる中、本市は、合併により平成 15 年度に新市としてスタートし、新市建設計画や総合計画に基づく新市の均衡ある発展のための拠点整備や耐震対策事業、平成 17 年度の政令指定都市移行により増大した国県道等都市基盤整備事業など、着実に推進しなければならない事業を抱え、地方財政計画にあわせた一律の投資抑制が困難な状況にあったため、行財政改革による歳出削減や、選択と集中による事業の重点化を図り対応してきた。</p>
<p>本市においては、平成 14 年度から独自の見直し（財政構造改革）を行い、収支のバランスを図るために事業の見直し等を行ってまいりましたが、三位一体の改革に伴う税源移譲の無い交付税の大幅な削減により、収支バランスを図ることが難しい状況に追い込まれました。また、合併に際しても、旧 2 村においても同様な収支の不均衡が恒常的になっていたため、合併効果がプラスの面で働くよりも先にマイナスの面が先行してしまい、新市住民に対して不安を抱かせる結果となってしまいました。</p>
<p>削減される国庫補助負担金の決定が遅く、また、国・県の市に対する通知も遅かったため、予算に対する影響を把握するのが難しく、予算編成に支障を来した。また、予算編成後に具体的な削減が判明するものもあり、財源の補填に苦慮した。</p>
<p>税収が伸び悩むなか、臨時財政対策債を含む地方交付税額の削減が続いたこと。</p>
<p>地方交付税の大幅な削減等により、多額の財政調整基金取り崩しを余儀なくされた財政運営</p>
<p>三位一体の改革によって、税源移譲、交付税の削減、補助金の削減が行われており、地方自治体の歳入構造が変革している。今後も新型交付税等の導入など、さらなる改革が予想されるが、そのような状況下で中期的・長期的な財政運営の見通しを立てることは、非常に困難であり、今後も国・県の動向を注視しなければならないと考えている。</p>
<p>平成 16 年度における交付税改革による交付額の削減の影響額が大きく、かつ予算編成作業の終盤期に唐突に示された。自主財源が乏しく財政力が構造的に弱い本市においては、地方交付税の動向が毎年度の財政運営に大きな影響を及ぼすことから、予算編成に苦心した</p>
<p>本市は、これまで都市基盤整備事業をはじめ、教育施設の大規模改造等積極的に推進してきた結果、公債費の増大を招き、平成 13 年度において財政再建団体転落の危機を迎えることとなり、職員人件費の削減をはじめ、あらゆる事務事業の見直しを行い財政再建に積極的に取り組んできたところであった。このような中、三位一体の改革による補助金の削減、地方交付税の抑制は、本市の再建計画に多大な影響を及ぼすこととなり、歳出削減効果が歳入の減少によって、打ち消される結果となり、既に経費節減に積極的に取り組んでいる状況では、新たな行財政改革策を見出すことが困難で、特定目的基金の活用をも視野に入れざるを得ない状況となっている。</p>
<p>国・県営事業や老朽化した施設の改修など、削減が困難な大規模事業や、扶助費の大幅な伸び等による歳出の増加という厳しい状況に加え、三位一体改革による補助金や地方交付税の削減に伴う財源不足が大きく影響し、行財政改革プランを策定し人件費の削減等対策を講じてきたが、16 年度より財政調整基金等の取崩に頼る財政運営となった。</p>
<p>平成 16 年度地方財政計画で交付税総額が抑制され、本市も普通交付税と臨時財政対策債が減額となり、16 年度当初予算における財源確保に苦慮した。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予算編成過程において主要な情報が不確定であった。</li> <li>・ 地方の裁量の及ばない事務・事業費に係る国庫補助・負担金が削減された。</li> <li>・ 臨時財政対策債、減税補てん債等の赤字地方債が割り当てられた。</li> </ul>
<p>いわゆる「三位一体改革」と総称される一連の改革は、数年度にわたって行われて来たが、毎年時期が予算編成の押し迫った時期の決定となり、予算編成において非常に労力を要するものであった。急に制度が大きく変更になり、不確定な財源措置での当初予算編成を行う状況はあまり好ましくないと考える。交付税改革については具体的額が見積もりにくいため、低く抑えた予算編成をすることを指導されたり、補助金改革においては見切りでのスタートとなり、執行段階で遑つての変更等も見受けられるような状態であった。</p>
<p>近年増加傾向にある扶助費等の社会保障関係経費に対する措置がさらに厳しいものとなっており、十分な対応がされていないため、本来の国の負担が地方に転嫁されているように受け止められる。</p>

<p>地方交付税の削減による一般財源の大幅な減少により、行政サービスの削減が必要になったが、行政機構内にコスト削減、行政サービスの見直しを可能にするBPR（ビジネスプロセス・リエンジニアリング）の考え方や能力が十分に浸透していないこと。</p>
<p>本市は、平成16年度に合併をしたことから、厳しい財政状況が続く中、市民の方に新市としての一体感が実感していただけるような新規事業の選択と、その財源の確保に苦心したところです。</p>
<p>自主財源が乏しいため、地方交付税の削減、国庫補助負担金の一般財源化、税源移譲等による歳入減の影響を大きく受け、住民サービスを低下させずにいかにして歳出予算を抑制するか、また新たな財源の確保が困難なために更なる基金の取り崩しをしなければならない状況に追い込まれるなど、予算編成業務に大変苦心した。</p>
<p>国等からの依存財源が財政規模の約7割を占めているため、歳入の見通しが立たず、苦しい財政運営をしいられている。</p>
<p>三位一体の改革が市町村合併と時期を同じくしたことにより、住民に対しては「新市建設計画」に基づく「将来の夢や希望」について説明をしてきたことに対して、現実には地方交付税の大幅な減額等により「財政非常事態宣言」を行うこととなった。本市の合併は編入方式で行われており、住民との懇話会や議会において、旧町の方々から約束が違うのではないかとの意見が頻繁にあり、現在も対応に苦慮している。</p>
<p>大幅な財源不足への対応と制度改正の情報が遅いことによる予算編成作業等のおくれ</p>
<p>「三位一体改革」による、国庫補助負担金の廃止、削減に伴う税源移譲が確実におこなわれるか。</p>
<p>持続可能な財政構造確立、歳入を意識した予算編成を全庁的に行うため、平成16年度予算から、各部へ一般財源を予め配分する「各部自立型予算」を採用。この配分額は対前年ベースで毎年ごと△30%という過酷なもので、結果、職員定数削減、職員給与の適正化などの人件費の縮減、民間委託、事務事業の見直しなど住民サービスの質を落とすことなく、しかしながら、これにも限界があり、毎年毎、一定額を確保すべき維持修繕的な経費をやむを得ず、節減せざるを得ない状況である。このため、従来は1.5億円であった予備費を2.0億円に増額するなど、柔軟な予算執行が可能になるよう対応はしたが、このことは、将来の大規模改修に直結するものであり、財政的には極めて困難な状況に陥ることが目に見えている。加えて、耐震補強などの改修費の捻出など、現下においてなすべき事業を送らざるをえない状況であり、市民の大事な資産の保持がかなわぬ状況にある。</p>
<p>交付税減額により財政調整基金の繰入を前提としなければ予算を編成することができない。歳出予算の削減は住民サービスの低下に直結し思い切った歳出の削減は難しい現状である。</p>
<p>予算編成時において交付税、臨財債の見込みが難しい。</p>
<p>三位一体改革による地方交付税や国庫補助負担金等の削減により、歳入における一般財源は想像以上に減少する一方、合併に伴う新市建設事業や新たな行政需要への対応等により財政負担が増大し、財源不足を新たな市債の発行や財政調整基金等の取り崩しで賄うといった極めて厳しい状況が続いている。現在、行政評価システムを導入して事務事業全般の見直しを行っているところであり、更なる歳出削減が喫緊の課題となっている。</p>
<p>H16～18の3年間に国庫支出金が累計で14億円削減され、手当てとしての所得譲与税は10億円にとどまった。また、交付税及び臨時財政対策債も3年間で13億円もの大幅な削減により、基金で一部対応したものの、歳出予算計上に大変苦慮している。</p>
<p>「補助・負担金の削減」、「税源移譲」、「交付税の改革」が同時に行われ、改革による実際の影響額が個々の団体レベルでばらつきが生じており、マクロでの説明とミクロでの説明に差がでること。補助金の交付金化に伴い、事業費の過大見積もりが抑制しづらくなったこと。補助金の一般財源化に伴い、国補助基準がなくなり、それを根拠とした予算の査定が難しくなったこと。</p>
<p>本区は平成12年度予算編成を機に新公共経営の視点から財政運営の見直しに全庁を挙げて取り組んできた。この結果、5年連続で均衡財政を維持するとともに、区債残高の計画的な削減と基金の増強に道筋を付けることができた。18年度までの三位一体の改革に伴う国庫補助負担金の削減による影響額は約9億円で、これに対する所得譲与税は3億円足りないが幸い17年度から18年度にかけての景気回復等による税収増が期待できることから、この間の収支不足については辛うじて補てんしている</p>

<p>状況である。しかしながら、今般の 18 年度税制改正により「国庫補助負担金の改革」に見合う「税源移譲」は画餅に帰し、今後の財政運営は予断を許さない。定率減税の廃止による増収分は個人住民税のフラット化による減に呑み込まれ、何十億もの税収減が見込まれる。加えて減税補てん地方特例交付金や減税補てん債に相当する一般財源も併せて用意しなければならない。こうした中であつても、区民の安全・安心や子育てのための施策、区民施設の更新など、直面する課題に着実に対応することはもとより、人口減少社会への対応など、区の将来を見据えた取り組みも求められている。いずれにせよ、19 年度予算編成を始め、今後 3 か年の財政の舵取りは容易ではない。改めて新公共経営の理念に立ち返りこれまでの行財政改革の歩を引き続き進めつつ乗り越えていく考えである。</p>
<p>当初予算編成において、本市への影響額が完全に把握しきれず、補正対応を余儀なくされた。地方交付税の減額により、基金の取り崩しなど財源確保に苦慮した。</p>
<p>地方財政計画では一般財源を確保するとされながらも、実際は減少している。「地方歳出のスリム化を促す」とされているが、先に地方交付税を削減することで、スリム化を余儀なくする手法は市民と直に接する市町村にとっては早急な対応が難しい。</p>
<p>三位一体の改革において、国と地方全体において理論上税源移譲がなされているが、現実的には歳入の確保が一層難しくなっている。また、福祉（民生費）関係の歳出が増加傾向にある中、制度の改正が頻繁でその対応にかなりの経費がかかっており予算編成に苦慮している。</p>
<p>三位一体改革の影響額については、マクロレベルでの数値は公表されているものの、実際に本市に及ぼす影響額を算定するのは困難であった。特に地方財政計画の圧縮は、通常においても把握困難な普通交付税や臨時財政対策債等の見込み額を一層難しいものにした。このため、財政力が弱く普通交付税等の見込み誤りが財政運営に大きく影響する本市にとっては予算作成時において、どの程度の普通交付税等を見込み予算を組むかが最も注意を要する点であった。</p>
<p>地方においては景気低迷が続き、市税が落ち込むなか三位一体改革による大幅な地方交付税の削減により厳しい財政運営となっている。行政改革による歳出の見直しを進めているが、住民サービスを低下させないため、基金を取り崩すことなどを余儀なくされている。</p>
<p>平成 16 年度に地方交付税及び臨時財政対策債の大幅な減額が行われたため、当初予算編成においては減債基金を取り崩すなど特に一般財源の確保に苦心した。平成 17 年度以降においても一般財源の確保については厳しい状況が続いており、「歳出削減」は基より有料広告の導入、遊休資産の活用などによる「新たな歳入の確保」の方策を講じた。</p>
<p>三位一体改革の影響に伴い国庫補助金や地方交付税の減収により財源不足となり、財政調整基金の取り崩しや基金の廃止により財源を確保しておりますが、高齢化により医療費などの社会保障費が増大している状況であります。このため、公共事業費を大幅に削減せざるを得ませんでした。本市の発展につながる事業選択と優先度について住民の理解を含め苦心をした点であります。</p>
<p>本市において、国庫補助金や地方交付税の減少幅は大きく、一方で人口減少傾向が顕著で第一次産業の比率が高く、市税の大幅な伸びが期待できない本市にとっては財政悪化の大きな要因となっている。減少する歳入、経常的、義務的経費が増大する中での歳出削減また、介護予防事業や障害者支援事業が増加する中での人員削減等今後の行財政運営の大きな課題である。</p>
<p>国庫補助金等の急激な一般財源化に対し、未だ税源移譲が十分でないこと及び、これまでと同様に、大幅かつ早急な税収増が見込めない状況にあるため、財政調整基金の取り崩し等による性急な財源確保に苦慮した。公立保育園に係る国庫補助金の一般財源化に対し、鋭意、指定管理者制度の導入等により対応してきているが、市内公立保育園の割合が高く、園数そのものを急激に減らすことは難しいため、現在、大幅な方針確定に苦慮している。</p>
<p>平成 16 年度における普通地方交付税及び臨時財政対策債の大幅な縮減が本市の財政に大きな影響を与え、投資的経費を大幅に圧縮せざるを得ない状況に陥っている。職員の減員等をはじめとして経費の節減に努めているものの、一方で少子化対策や高齢化の進展に伴う社会保障関連経費の増加が著しく、財政の硬直化が一気に進む状況となっている。</p>
<p>地価の下落に伴う固定資産税の大幅な落ち込みに加え、地財計画の総額抑制による地方交付税が減少する中、経済の低迷により扶助費が増崇するなど、いくら人件費の抑制策を行っても歳入が減少し、</p>

<p>歳出が増加するダブルパンチにより、団体の自助努力だけでは、自治体の経営が成り立たなくなってきたと感じた。最終的には30万人規模程度の広域合併しかないのではないかと。</p>
<p>地方裁量権の拡大に十分繋がらなかったばかりでなく、地方交付税や国庫補助負担金等の急激かつ大幅削減に対して、税源移譲については不十分であるために厳しい予算編成をしいられており、安定的な財政運営を行うために、行財政改革や合併効果の早期発現に向け、不断の努力を行っているところである。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方交付税等の減額に伴う行財政改革の実施（住民に対するサービスの引き下げ、新たな負担）</li> <li>・市町村合併問題 → 合併協議の結果、白紙となった</li> <li>・補助金等の交付金化（本当に使い勝手がよくなったかどうか）</li> </ul>
<p>国庫補助負担金改革の見直し内容が予算編成段階では明らかではなく、事業費の予算計上を適時適確に行うことに困難があった。</p> <p>また、交付金化されたものは、補助採択が決まるまで計上できなかつたことは対応を難しくした。</p>
<p>国は、地方交付税改革の成果として16年度から18年度において、臨時財政対策債を含む交付税総額を5.1兆円抑制したとしており、歳出削減は今後も継続されると考える。（地方交付税2兆1,620億円、臨時財政対策債2兆9,624億円で合計5兆1,244億円）一方、「骨太の方針2006」における地方交付税の扱いについては、20万人以上の市の半分など目標を設定して、不交付団体の拡大を目指すしつつ、原資である国税5税の法定率の堅持、交付税の現行水準等について適切に対処する等の擁護の記述もあり、現時点では混沌としており不透明である。国財政の歳出削減には、地方交付税に係る国の一般会計の負担を軽減することが提唱されており、その手法としては国税5税の法定率を下げる特例減等や臨時財政対策債に係る国負担分の特例加算額を縮める等の手法があり、骨太の方針2006において「国税5税の法定率の堅持」を明記した以上は、後者の手法、つまり、臨時財政対策債の発行枠が大きく削減されるものと考えられる。事実として、総務省が8月30日に発表した「平成19年度地方債計画（案）」による臨時財政対策債発行枠は前年度比6.3%増の3兆917億円とされていたものが、今般示された「平成19年度地方財政対策の概要」においては、9.5%減の2兆6300億円程度とされた。いずれにしても、地方財政の一般財源不足は深刻度をさらに増す結果となっている。</p>
<p>交付税総額5.1兆円及び国庫補助負担金改革削減額と税源移譲による差額約1兆円の引き下げが歳入の激減を生じさせ、歳出抑制を余儀なくされている。</p>
<p>三位一体改革の中で、交付税・補助金の削減が先行し、本来一体となっていくべき地方への税源移譲が十分でなかったこと、また補助金の削減の詳細が決定するのが、予算編成が進んである程度骨格が固まった時期であったことにより、不足財源の穴埋めに大変苦労した。</p>
<p>地方交付税抑制により、交付税が減額となったことから、財源の確保策を検討・実施し、税以外の未収金確保対策や経常経費の10%執行留保、契約差金の執行凍結、事業見直し等による歳出削減に全庁的に取り組んだ</p>
<p>特に平成16年度予算編成において、いわゆる12%ショックが実施されたとき、財源収支不足額が10億円程度となり、編成が困難となりました。前年度対比9億2千万円減（△5.0%）の予算規模にならざるを得ず、一部事業の先送りをした予算となりました。</p>
<p>三位一体改革における交付税改革による交付税の大幅な減額により、合併時における新市建設計画を見直さなければならない状況となっている。</p>
<p>三位一体改革のうち地方交付税改革及び国庫補助負担金の一般財源化等の細部の情報提供が非常に遅いとともに、都道府県経由で交付されるものも多くあるため、制度設計及び財源調達が不透明な状態で次年度の予算を編成する必要があった。また、自主財源が非常に厳しい本市にとっては、地方交付税の動向に市の財政状況が大きく左右されるため、次年度のみならず後年度の財源状況を見込むことが困難となり、事業計画も縮小せざるを得ない部分も表れてきた。</p>
<p>4.7兆円の国庫負担改革、3兆円の税源移譲、5.1兆円の地方交付税改革により当市においては15億円余の影響が出たものと試算される。しかも、国庫補助金改革といっても「数合わせ」的なものもあり、実際の事務で税源移譲の効果が無い様に思われる。</p> <p>普通建設事業費では継続事業もあり、またその他の事務事業も見直しをしているものの、一度には</p>

進まないのが現状であり、歳入不足のまま予算編成を行っているため、基金残高が減少している。
歳出削減を行なうため、各種団体等への補助費の縮減や委託事業の見直しを行なった。
景気低迷により市税が減少する中、定員適正化や経常経費の削減、事務事業、補助金の見直し等を実施し、健全な財政運営に努力してきたにもかかわらず、三位一体の改革による地方交付税の削減により財政の硬直化が進展した。 また、多額の基金を取り崩さなければ予算が組めなくなり、近年の豪雪による除排雪経費の増なども伴って基金残高が減少し、厳しい財政運営を強いられている。
地財計画における税等一般財源（税・譲与税・交付税・臨財債等）の定義と確保があいまいであり、交付税等の歳入見込に苦慮した。
・国庫補助金の廃止にあわせ、県補助についても廃止となったこと。また、県補助の廃止についての情報が遅く、予算編成後の年度途中で示され、その財源確保に苦慮したこと。
地方交付税を始めとした一般財源が短期間に大きく減少したため、歳出の削減が追いつかない状況となった。その結果として基金残高が年々大きく減少するとともに、地方債への依存度が高まっている。
本市のような過疎地においては、税等の自主財源がかなり乏しく、交付税にほとんど依存している状態です。しかし、三位一体改革による税源移譲、交付税の見直しにより交付税が毎年減額され、一般税源総額では確保されているという国の説明も実態は確保されず、資源不足は年々増え、予算編成は非常に苦慮している。また交付税については需要額の算出根拠が早い段階で明確に示されないため、当初予算額を見積もるうえで適正な積み上げができず、より正確な歳入見込みがたてられない状況です。
16年度の地方交付税大幅削減に伴い、当初予算編成に苦心した。（当市は交付税と臨財債で約24億円の影響を受けた）その後も税源移譲や国庫負担金の一般財源化に伴い毎年度財源の確保に苦心している。
国庫補助金改革で、保育所運営に対する国の負担金が廃止され、少子化対策の基本である保育園運営の財政負担が増加した。住民負担を上げずに保育所サービスを維持するための財源捻出に苦心した。
一般財源の大幅な削減が、突然実施されたことによる事業見直し。本市の総合計画は平成13～22年度の10か年計画であり、計画期間の開始直後に三位一体改革が始まった。そのため非常に厳しい行財政運営となっている。
三位一体改革に伴う財源不足額の補てん財源の確保が大きく課題となっている中、行財政改革を積極的に推進しているが、現在進行中の土地区画整理事業や下水道事業、また着工が迫っている鉄道高架事業など事業費の捻出に苦慮している。
生活保護費、介護保険特別会計への繰出金等社会保障関係経費の増加に加え、地方財政対策（平成16年度）による地方交付税、臨時財政対策債の大幅削減に伴う代替財源の確保。
・三位一体改革の対象となる補助負担金やその内容が判明するのが予算編成に間に合うかどうかの時期であり、実際に具体的内容が判明したのが予算編成後というものがありました。これは、単に一般財源負担が増えるというのではなく、その個々の補助対象制度自体を見直す必要性があったものもあり、見直しが1年遅れになったものもありました。
市税や交付税等、歳入の大幅な伸びが期待できない中で、少子高齢化等の影響による、扶助費をはじめとする義務的経費の増加により、本市においても経費支出の一層の効率化に努めているものの、例年多額の財政調整基金からの繰り入れを余儀なくされており、引き続き厳しい市の財政状況を踏まえ、いかに財政調整基金の総額を一定程度保持しつつ財源の確保を図るのか対応に苦慮するところである。
当区は、財政構造改革を積極的に進めてきた結果、17年度予算、18年度予算と2年連続で財政調整基金等の取り崩しといった特別な財源対策を講じることなく収支均衡型の予算を編成してきたところである。 しかしながら、三位一体改革の影響により、19年度予算においては、前年度と比べ一般財源の減収が見込まれ、行政サービス水準を引き続き維持していくためには、財政調整基金の取り崩し等を視野に入れた財政運営を強いられる状況にある。

平成 16 年度に自治体が予測できない中で行われた地方交付税の大幅な削減に端的に示されているように、この間におこなわれた地方交付税の縮減は、大幅にかつ短期間に行われている。このように対応期間が少ないため、平成 15 年度以降 3 年間で 91 人、11%の職員数削減をしているが、対応しきれず、職員給与の年間収入の 5%ないし 10%に上る削減などで対応せざるを得なかった。
国・県補助金の削減に伴い対象事業の見直しを行うが、住民生活に直接影響を及ぼしかねない事業も多く、事業の縮小・廃止が出来ず一般財源の増加となった。
人件費の縮減等、市内部での歳出縮減を図っている点を広報等で周知している。しかしながら、市税の落ち込み、交付税の減額等（⑩～⑫で約 17 億の影響）の影響額が、その削減効果を打ち消してしまっている状態である。また、財政調整基金もほぼ枯渇した状態で今後の対応に苦慮している。
生活保護費にかかる国庫負担金の補助率の削減は容認できるものではなかった。生活保護は本来国の責任によって実施すべき事業であり、地方への負担転嫁となる生活保護費負担金等を改革の対象とするようなことは絶対あってはならない。第 2 期改革にあたっては、国が一方的な地方への負担転嫁を実施しないように引き続き注視していきたい。
地方交付税・臨時財政対策債の削減が大きく影響したことから大幅な歳出削減や基金の取り崩しを余儀なくされた。
三位一体改革において、特に交付税改革により財政状況が厳しくなったため、住民サービスの低下や住民負担の増など、合併協定項目の内容を変更せざるを得なくなり、住民や議会に対する説明に大変苦心しているところである。
国庫補助金の一般財源化及び地方交付税の減少による歳入補填及び歳出抑制。
1 つの例として、消防施設整備事業補助金が一般財源化されたことにより、原子力のかさ上げがなくなり、同時に裏負担分の起債（原子力発電施設等立地地域振興特別事業）もできなくなった。
国庫補助負担金の一般財源化において、実質的な交付税の削減が行われたことにより、扶助費等の社会保障費の増、団塊の世代の退職金増嵩などに対する問題に対応しきれなくなっている。
国庫補助金、交付税の削減
①予算編成終了間際の補助金削減による組替え ②地方交付税（普通交付税）額の試算の困難性 ③補助金の「交付金」化への対応
地方の小規模団体にとっては、歳入に占める自主財源である市税の割合が相対的に小さく、それを補完する形で地方交付税が地方の固有財源として交付されているところであるが、地方交付税が三位一体の改革のもとに地方財政計画上で大幅な削減が行われており、それに見合うだけの税源移譲は行われておりません。いくら地方財政計画上は一般財源の総額は確保しているといわれても市税の割合が小さい地方の小規模団体においては、極めて厳しい財政状況の中で必要な事業も先送りする予算編成を行わざるをえない状況である。
平成 19 年度予算編成作業が始まったところですが、実質公債費比率も県内ワースト 3 となっている状況にあります。三位一体の改革による影響としては、国庫補助金の廃止・削減で 16 年度は 1 億 700 万円、17 年度は、1 億 1900 万円、18 年度 3 億 3000 万円にのぼりますが、税源移譲の所得譲与税が、18 年度で、8 億 3000 万円と 3 億ほどのプラスに転じております。しかし、普通交付税及び臨時財政対策債が前年に対し、16 年度で 16 億 8000 万円の減、17 年度で 1 億 3000 万円の減、18 年度で 13 億 6000 万円の減となり、15 年度と比較しますと、32 億 8000 万円の削減となっております。これらの、財源不足を補うため、基金繰入金として、16 年度で 28 億、17 年度で 7 億 8 千万円、18 年度で 27 億 9 千万円と多額な繰入となりました。これらのことにより、各種基金も枯渇状況にあることから、非常に厳しい状況となっております。税源移譲により、市民税の増加が見込めるものの、所得譲与税の廃止や地方交付税の減少により、財源不足は 30 億円を超えることから、各課の予算要求については、前年度比 15%以上の減額の要求を指示しているところです。
行財政改革を急速に行う必要性が生じた。
本市は平成 9 年度から 500 人の職員を削減し、またごみ収集業務を始めとする民間委託を積極的に推進するなど行財政改革を積極的に行ないながら大幅な歳出削減を行ってきた。しかし、平成 16 年

<p>度には普通交付税が臨時財源対策債とあわせ、前年度の決算額に比べ約 58 億円削減され、以後もこの部分について、普通交付税等の復元はなされていない。平成 17 年 8 月に近隣 2 町との合併を行い、更なる 400 人の職員削減に取り組むとともに、事務事業の見直しや民間委託、ICT 化の推進、定数外職員の活用など、更なる行財政改革を進めているが当初予算の編成に際してはかなりの事業の先送りが必要な上に、財政調整基金の大幅な取崩しなどで対応せざるを得ない状況にあり、非常に厳しい財政運営を強いられている。</p>
<p>地方交付税（臨時財政対策債含む）の大幅な削減による財源不足への対応。</p>
<p>交付税の減額による一般財源の減</p>
<p>地方財政収支見通しの中期地方財政ビジョンがいまだに公表されていないため地方交付税の将来予測が困難であること、また、根拠のない大都市富裕論による政令市に対する風当たりの強さで地方交付税が一律に大幅カットされていることなどから、自主財源が脆弱で地方交付税への依存度が高い本市にとっては深刻な打撃となっている。</p>
<p>・本市は、合併協議に際して住民サービスを低下させないという前提のもとに、平成 16 年 3 月に市町村合併しており、時期折りしも「合併して悪くなった」という住民意識がないようにするための施策や予算編成に苦慮する。そのため財政面では、補助金の一般財源化、交付税の削減により歳入が減少しており基金の取り崩しで対応しており、今後も同様であり懸念している。</p>
<p>三位一体の改革に伴う税源移譲、交付金化等により国庫支出金総枠が減少したため、従来どおりのサービスを維持するために市単独の事業費が増加した。平成 18 年度は特に福祉分野の制度改革による権限移譲が大幅に進められ、事業及びサービス継続の判断は表面上地方にゆだねられたが、その多くは市民の生活に直結するサービスであり打ち切りは非常に困難である。</p>
<p>具体的な国庫補助負担金の削減等が、予算編成時期になってもなかなか決定せず、財源推計が困難であったこと。</p>
<p>地方交付税（臨時財政対策債を含む）が減額されたことによる一般財源の確保のため、財政調整基金等を取り崩して予算編成を行なう状況となった。</p>
<p>国庫補助負担金の廃止・削減対象事業及び規模の決定及び代替財源の確保の見通しがつきにくかったことにより、基金取り崩しを前提とした予算編成とならざるを得なかったこと。</p>
<p>三位一体の改革による地方交付税等の大幅削減。国庫補助金の廃止等の影響を受け財源確保が厳しく予算編成が難航、年度によっては基金を取り崩さざるを得ないこともあった。歳出削減の為の新規事業の見送り、縮小や既存事業の縮小は市民サービスを低下させ、市民の行政サービスに対する期待、充実感を喪失させている。</p>
<p>①当初予算における財源不足への対応 ②当初予算における「三位一体改革」に係る予算の作成</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・当初予算編成に苦慮</li> <li>・給料カットに係る職員の理解、同意</li> <li>・財政健全化計画の対議会説明等</li> </ul>
<p>国庫補助金が一般財源化されても、現場の担当としては、事務事業のスリム化（見直し）が急にはできないため、削減分の一部を基金の取崩しで対応するなどした。 地方交付税削減による一般財源の確保。</p>
<p>三位一体の改革による国から地方への税源移譲にともない、国庫補助負担金の削減などが行われ、平成 19 年からは住民税 10%（個人市民税 6%、個人府民税 4%）の比例税率等が実施されますが、本市にとっては、税源移譲となるどころか、大幅な市税収入の減収となり非常に厳しい状況となります。</p>
<p>財源の不足による事業実施の延期、休止の判断。</p>
<p>財政計画等の中・長期の財政計画を策定する中で経済的事業は別として、公立保育園等の施設警備への補助金が一般財源化になったが、該当する単年度負担が増大することから平準化が難しい面もあり、策定上苦心している。</p>
<p>市においては大幅な増収が期待できない状況が続いており、事務事業の見直しや外部委託等によるコスト削減など、従来より一般財源・自主財源の確保に努めてきました。こうした取り組みは、確実な</p>

<p>成果を上げているものの、年々増加する経常経費、地方債依存率の増加、また歳出削減も限界に近づいており、市の財源は逼迫した状態であります。</p> <p>市では、スリム化・効率化・透明化をキーワードに限られた財源のなかで、多種多様な市民のニーズを的確に把握し、厳しい選択を行い、適正な行政サービスを提供できるよう財政運営に取り組んでおります。</p>
<p>補助金が廃止され地方の自由度を高めるために交付金が捻出されたが新たな国の関与を生み出しておりその財源も十分に措置されていない。不足分は一般財源で措置しており、公共施設の耐震など行政運営の見直しによりだけで経費を捻出できないものは適切に対処してほしい。</p>
<p>市税等自主財源が乏しい本市にとって、地方交付税や国庫補助金の削減は、より厳しい財政運営をしいられることになり、財源の確保に苦慮した。</p>
<p>少子高齢化などの社会情勢を反映して、扶助費や医療・介護関係の特別会計への繰出金など、歳出が福祉を中心に大きく伸びていく状況のなか地方交付税改革のより一般財源が大きく減少した点。</p>
<p>三位一体の改革に伴う国庫補助負担金の削減対象事業について、削減額が三位一体による影響なのか、単に予算的影響によるものなのか、国・都道府県とも担当部局に明確に通知がないなかで、影響額の把握が困難であった。</p>
<p>・地方交付税の交付額の削減による財源の確保と行政サービス水準の低下を生じさせない歳出の削減      予算編成時における一般財源化の確保（三位一体改革等により、一般財源分の減収が予想を越え、事業経費に充当すべき一般財源の確保が困難な状況である）</p>
<p>本市については平成15年4月に中核市となり、これに伴う需要額の増加により普通交付額の交付団体となったが、地方財政計画の規模抑制により交付税額は毎年減額となり、平成18年度には不交付団体となっている。基準財政収入額が基準財政需要額を上回っているのだから必要な財源は確保されているとはいえるが、現実一般市に比べてより多くの業務を抱えているなかで中核市としての財政的なメリットがなくなっていく点については苦慮している。</p> <p>また、制度の改正が多くなり、その情報が必ずしも早い時期に十分に提供されているとは言えない状況であり、予算編成に際して問題となることが多い。</p>
<p>・財源不足の拡大により、財源の確保</p>
<p>地方交付税の大幅な削減による財源不足への対応</p>
<p>・地方交付税の削減</p>
<p>国債等の収入削減額が予算編成時に不明であること</p>
<p>国庫補助負担金の削減に伴い一般財源化されているが、毎年交付税が削減され住民サービスが低下する。また、補助金等削減されるが、国・県の補助制度も勘案するべきと思う。（たとえば保育所の人員配置）</p>
<p>景気の低迷により、市税が年々減少し、様々な歳出削減に取り組む中、三位一体の改革による一方的な交付税の大幅削減が実施されたことによる財源確保。</p>
<p>地方の財政状況に配慮の欠ける改革により、地方公共団体の財源は枯渇状況にあり、今の住民サービスを維持するには、住民の負担を増やす以外になく、対応に苦慮している。</p>
<p>・「三位一体の改革」の名の下に行われた地方交付税の大幅な削減は、合併前の7市町村の財政運営を圧迫し、各自治体とも財政調整基金や減債基金の取崩しを余儀なくされた。</p>
<p>三位一体改革により、各種補助金の一般財源化、地方交付税の総額抑制等が行われ、当市における財源確保が年々厳しい状況となっている中で、いかに行政サービスの水準を維持しながら歳出を抑制するかという点に非常に苦心した。</p>
<p>・補助金改革や交付税制度改革の正確な情報を得られるまで時間がかかったこと。（予算編成に苦心した。）      ・歳出削減方法をどのようにしたらいいか。</p>
<p>予算編成時における財源不足に伴い、財源調整基金を始めとした基金の取崩しや地域再生債等の資金手当的な起債発行を余儀なくされている。</p>

<p>人件費及び公債費の義務的経費が占める割合が大きい本市にとって、歳出の大幅な削減は期待できない。</p> <p>一方で市税の伸びも見込めないため、財源の確保に苦慮している。</p>
<p>急速な改革の中で、交付税等の予想が難しく、H16年度は予算割を起こした自治体が多く出た。このため、交付税等の算定が慎重になり、財源確保に窮することになった。計画的財政運営を行うには、交付算定の簡素化を含め、予見可能な体制作りが必要。</p>
<p>三位一体改革により税減移譲がなされるが、担税力の低い当市では、削減にみあった税収が確保することは厳しいと考える。また、地財計画の圧縮により交付税が圧縮される中で、合併をしない過疎市として、財源確保に大変苦慮している。行革を加速的に進めているが、市民サービスを低下させずに行政運営を行うことは、大変な苦労があるのが実態である。</p>
<p>平成17年3月に3市町村が合併し、経費の削減が可能となったが、町の生活保護事務等の増加要因もあり、均衡のある行政サービスを行うにあたり、この改革、特に地方は税の削減の影響は大きい。合併によって、新市建設計画にそって新市のまちづくりを行うにあたり、財源として、合併特例債、基金の活用で歳入を確保している状況で、将来の償還等がぞ増嵩することが懸念される。</p>
<p>税源移譲分以上に、国庫補助・負担金・地方交付税の影響が大きく、3ヶ月で、約19億円の歳入減となり、なおかつ、いまだ、景気回復が、税収入に反映されていない状況にある。その中で、行財政改革プランを策定し、数値目標を掲げ、歳出の抑制はもちろんのこと、新たな歳入の確保に努めたところである。</p>
<p>地方交付税の減少による一般財源の確保が困難であった。</p>
<p>本市では、地方自治の主体性を守り、市民本位のまちづくりを進めていくために財政再建団体への転落阻止を最優先目標とした行財政改革の計画を策定し、平成15年度から5年間取り組んできたが、計画初期の段階で三位一体改革が提案され、国庫補助金の廃止、税源移譲、交付税改革の動きが具体化される中で財政収支の枠組みが大きく変わり、財政面から見たあるべき姿が描ききれない点に苦心している。なお、当初5年を予定していた行財政改革の計画は延長する予定である。</p>
<p>平成14年度から17年度までの間に地方交付税、臨時財政対策債の合計で約20億5800万円減少しているが、そのほとんどが普通交付税（約20億3800万円）である。毎年、歳出削減の努力はしているものの、急激な交付税の減少は経費削減が追いつかない状況であった。</p>
<p>交付税制度改革を中心とし、予見性が低下し、中長期財政推計が困難である。</p>
<p>国の三位一体改革の推進による地方交付税の見直しや国庫補助負担金の削減、さらには景気低迷による市税の伸び悩みなどによって、歳入面では一般財源の確保に苦慮している。歳出面においても増え続ける社会保障関連経費はもちろんのこと、日本一を目指したばら園の整備等、地域再生に向けた各種事業や、合併後の広域的視点に立った公共施設の整備にも取り組む必要があることから、引き続き厳しい財政運営が予想される。</p>
<p>交付税や臨時財政対策債が大幅に削減されたことに加え、扶助費や公債費といった義務的経費が増えたことにより大幅な財源不足が生じ、基金の取り崩しや投資的経費の大幅なカットを行わざるをえなかった。</p>
<p>財政調整基金の取崩により一般財源不足を補ったこと。</p>
<p>平成16年度に隣町を編入合併し、合併協定に基づく「合併建設計画」を尊重し新しいまちづくりに取り組んでいる。そうした取組により歳出が増嵩する中で、三位一体改革により、歳入は市税が増収となったものの、国庫補助負担金の削減、地方交付税、臨時財政対策債の減収などによる財源不足を財政調整基金などの取崩により対応している状況である。平成17年度決算においては、経常収支比率99.6%と財政構造の弾力性に乏しく、平成18年度はさらに厳しい状況となっている。現在の経済状況下においては、改革の影響に伴う歳入減を補填できる新たな財源を確保することは困難で、今後の財政運営に不安を抱いている。これまで行政改革を実施してきたが、平成17年度策定の「集中改革プラン」の完全実施に向け取組を強化しているところである。</p>
<p>国庫支出金が一般財源化されたものの、その財源措置が明確ではなく地方の歳入は減少している。また、経済対策による多額の地方債償還や、今後扶助費等の義務的経費の増加が見込まれるが、少子高</p>

<p>齢化、人口流出により新たな財源の確保が非常に難しい状況である。</p>
<p>行政改革を進めている中で、急激な財源の削減が先行し、また、その決定が予算編成事務の大詰めの時期となり、予算編成に大きな混乱を招いた。</p> <p>補助金についても、結果的に補助率引き下げの方法が多用され、自己決定権の抜本的な拡充につながらないばかりか、事業量の増加が見込まれ、さらに、地方交付税と臨時財政対策債の大幅な削減により、税源移譲があっても、財源保障のトータルバランスは大幅なマイナスであり、財政運営は大変厳しいものとなっている。</p>
<p>国庫補助負担金の（縮減・廃止による）一般財源化の影響はさほどのものではなかったが、やはり、地方交付税の見直しに伴う交付税減額が本地の財政を直撃した。H14には臨財債を含め38億あった普通地方交付税が、H17には32億と6億も減額となってしまった。市税収入の減もありH17の一般財源総額は、H14に比べ約9億円、前年に比べ約5億円少なくなったため、職員数減に伴う人件費減や投資的経費の抑制のみでは対応しきれず、職員の勤勉手当（三役、議員にあっては期末手当）カットにまで踏み込まざるを得なかった。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・経常歳出の見直しが急務となった。</li> <li>・経常歳入が減額されたことにより、先行の不透明さから、事業執行上の具体的な財政計画がたてにくくなった。</li> <li>・過去から計画的に進めていた事業の停滞にともなう地元会議。</li> </ul>
<p>社会保障費や公債費が増嵩する中、平成14年度からの地財計画の圧縮に対応するため、中期財政計画に基づく公共事業費の抑制や、繰上償還の実施、職員適正化計画を策定し、職員数の削減や退職金の平準化を行い、あわせて既存制度の仕組みの見直し、廃止を実践するなど低減基調な財政運営を行ったこと。</p>
<p>補助金の見直しについては、住民の方々のご理解を得るにあたり苦心いたしました。</p>
<p>本市では、H14に合併をせず単独存続を決定し、平成15年より本格的な行財政改革に取り組み、その後もその取り組みを強化している。従ってH16予算編成時における地財ショックの影響はなく、H14末以降、市債残高は減少し、基金残高は増加している。今後多大な財政需要が見込まれる年度もあるが、中期的な財政見通しを立てて対処したい。</p>
<p>三位一体改革により税源移譲が行われたものの、その代償となる国庫補助負担金の削減は、公立保育所の運営費補助などの固定的に抱える経費に対するものが多く、これらの財源に振り代わるなどしており、全体的に見ると一般財源が減少しており、裁量の経費の財源が圧縮される結果となっている。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・国庫補助負担金改革については、児童手当や児童扶養手当のような地方の自由度化に繋がらないものが多く含まれており、本市の場合は、その全国的に占めるシェアが大きいことから税源移譲不足が生じた。（本市影響額）国庫補助負担金削減額210億円 平年度化税源移譲額140億円</li> </ul>
<p>地方交付税の削減が最も影響が大きいと思われる。当市において地方交付税は最も重要な財源の一つであり、安定的な財源運営に欠かせないものである。しかし三位一体の改革で、十分な税源移譲が行われないうちに、地方交付税が削減されており、近年の財政運営に支障をきたしている。その結果財源不足が生じ、財政調整基金を取り崩すことで対応してきたが、残高も残りわずかであり、安定的な運営が困難となり、非常に不安な財政状態である。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常の歳出削減は限界にきており、今後は公共施設の民間委託や廃止を視野に積極的に実施していかなければ、歳入歳出のバランスがとれた予算が編成できない状況になっている。</li> </ul>
<p>地方交付税については、平成11年度をピークに減額され臨時財政対策債を含んでも、本市においては15.3%の減少となっている。自主財源に乏しい本市においては、歳入の多くを占める地方交付税の削減は財政運営を圧迫し、そのため退職者不補充を主とした人員削減等に取り組み人件費削減を実施してきた。その他、行財政改革を推進し歳出削減に取り組んではいるものの、大型継続事業を実施しつつ財源健全化は非常に困難なものとなっている。基金からの繰入金により財政運営を行っている状況である。</p>
<p>一般財源化という名の下に削減された国庫補助負担金、さらに言えば「三位一体改革」に危機感を抱き縮小化せざるを得なかった県の単独補助金等の減額に相当するだけの財源が確保できないことか</p>

<p>ら、その不足する財源をいかにして捻出し、毎年度の予算を編成するか。（いつも最後にそのしわ寄せが来るのは、地域の住民と直接接している我々末端の地方公共団体である。）</p>
<p>財政力（0.26）が弱いため、一般会計歳入全体の約40%を地方交付税に依存している。地方交付税を初めとする三位一体改革は、市税収入が少なく、これといった代替財源のない本市にとっては、歳入の減少は歳出の削減に直結した。合併後間もないため、新市の行政体制の確立と合わせ、職員の削減・事務事業の統廃合、市民との協議によるまちづくりなどの行政改革を継続実施して歳出削減を行い、財源捻出に努めてきた。</p> <p>しかし、職員削減・住民サービスの見直しなどの急激な歳出削減にも限度があるため、市税の増収に繋がるような産業振興に努めているが、今後においては、地域間競争に打ち勝つ施策をいかに展開していくかが大きな課題である。</p>
<p>①税源移譲の遅れによる財源不足 ②職員間の共通認識と市民への周知</p>
<p>一応、この3年間での、国庫補助負担均等の削減と税源移譲の関係を試算すると、削減された補助金約3億5千万円、一方、所得譲与税として譲与された額は2億1千万となり、差額1億4千万円のマイナスとなった。主には、保育所運営経費の削減が大きく響いている。基本的には、この差は交付税への算出がなされているということであるが、交付税改革で総額の減少が続く中では実質マイナス影響となっている。当然この影響は毎年継続するわけで、補助金の削減だけで保育基準等が現行のままであれば、市の裁量の拡大にはなつてなく、保育所施設の削減などで対応せざるを得ない状況に追い込まれている。</p>
<p>財源基盤がしっかりしている大都市と比べ、基盤の弱い地方の団体は、国庫補助負担金の改革や、交付税総額の抑制による財政構造の急激な変化により、一般財源の確保をはじめ財源対策に大変苦慮する結果となりました。</p>
<p>国庫補助の縮減の一方、それに見合う税源移譲が行われなかったため、財政調整基金をはじめとする、基金を大幅に取り崩さざるを得なかった。</p>
<p>「三位一体の改革」により廃止、縮小され交付税措置へ移行した補助金等に係る事業については、補助金等の額より交付税措置額が大幅に減少したが、事業の廃止・縮小は難しく、実質的に市の負担増となるものが多数あった。</p>
<p>地方財政計画の抑制により、地方交付税が削減となり、小規模の地方都市である本市においては、市税収入の増額も見込めず、実質的には一般財源が大幅に減額となった。行政改革による人件費等を中心とした内部経費の縮減を優先し、行政サービス水準の維持に努め、財政調整基金等の運用により、行財政の運営を行ってきたが、財源的に限界であり、今後は、行政サービスの大幅な縮減に向け、市民との共通認識の醸成が課題となっている。</p>
<p>地方では未だ税収増に繋がるような実感が無い状態で、景気回復を背景とした地方税収の伸びを大きく見込み、交付税や臨時財政対策債を大幅に削減している現制度内容により、当市では財源不足が生じている。さらに、扶助費の伸びや特別会計への繰出金の増、さらには退職者数の増など、懸案事項がある中で歳入減により、市民生活への影響を最小限に抑えるには基金の取崩しにより対応せざるを得ず、極めて厳しい財政運営となっている。</p>
<p>臨時財政対策債の発行により、不足財源を補ってきっていたが、交付税不交付団体化により、その元利償還、さらには今後予定される団塊の世代の退職など義務的経費の増嵩にどう対応していくかが大きな課題となっている。</p>
<p>平成15年4月1日に合併しさまざまな事業について計画していたが、「三位一体の改革」等により財源確保が厳しくなり毎年度の予算編成が困難となっている。</p>
<p>交付税の削減、国県支出金の縮小、一般財源化など収入の減少</p>
<p>生活関連事業や都市基盤の整備、合併建設計画などの着実な推進を図るための財源確保。</p>
<p>国庫負担金、補助金、普通交付税等の削減による一般財源化の確保。</p>
<p>地方財政計画の抑制基調が続く中、如何に地域の個性や創造性を発揮し、地域の実情にあった自立した行政運営をして行くのか、又行政サービスの水準を下げずに、さらなる効率化や効果的な公共サー</p>

<p>ビスのあり方が求められる中、住民には新たな負担も求められないほど財政運営上苦心している。</p> <p>対応策として、人件費、物件費等の経常経費の削減や事業の選択と集中により財政の健全化に努めている。</p>
<p>交付税の減少による収入の確保に苦心している。</p>
<p>国庫補助制度に基づいて実施していた福祉施策など経常的かつほぼ義務的な経費と考えられる事業が、一般財源化されたことにより、事業の継続実施が困難となっている。</p>
<p>一般財源化された国庫補助負担金と配分される所得譲与税に約2億円の乖離が生じたほか、普通交付税の削減、市税の伸び悩みなど、国の地方財政政策においては一般財源の総額を確保したとされている中で、一般財源が大幅に減額となっております。</p> <p>定数削減、給与の独自削減などの人件費の抑制や事務事業の見直しなど行財政改革の効果が追いつかない状況となっており、平成18年度の予算編成においては、大幅な財源不足を生じ、収支の調整を図る上で基金の取り崩しや借入れなどの財源対策を行っております。</p>
<p>国庫負担金の一般財源化は、交付税不交付団体である、本区にとっては、都区財調において、一定の補てんはあるものの、直接的には、特定財源の減となるものである。区民サービスを低下させることのない、税制運営に苦慮しているところである。</p>
<p>国庫補助金の削減中、一般財源化、地方交付税の削減など、財源の確保に苦慮しながら、現在実施している事業の見直し廃止を視野に入れながら、一方サービスの水準を落とさないよう配慮することについて苦心している。</p>
<p>税源移譲を伴わない補助金の一方的な廃止や地方交付税の大幅削減によって、非常に厳しい財政運営を強いられている。</p>
<p>国庫補助負担金の削減が財政フレームに与える影響が大きかった点。</p>
<p>本市の財政構造は、先行指定都市と比較して現時点では健全性は確保されているが、歳入については、根幹をなす市税は景気の回復に伴い増収が見込まれるものの、三位一体改革に伴う地方交付税や国庫補助負担金の削減などの影響で依然として楽観視できない状況にある。</p> <p>一方、歳出では、整備が遅れている下水道、道路などの社会資本整備や市街地再開発など大都市にふさわしいまちづくり、少子高齢化社会に対応した子育て支援をはじめ、各種福祉施策等を積極的に推進する必要があり、今後多大な財政需要が見込まれる。</p> <p>このため、「行政改革推進プラン」に基づき既存事務事業の徹底した見直しと事業選択を行い、変革の時代に的確に対応した財政運営の確立が急務である。</p>
<p>三位一体の改革等による影響額として、国庫補助及び負担金の削減は平成16～18年の改革期間で2.43億円、その他制度の見直し等による国庫支出金の削減額を含め2.63億円と試算しています。一方、所得譲与税は3.62億円で実質0.99億円の増収となっています。しかし、地方交付税、臨時財政対策債、市税を含めた一般財源との比較では7.66億円の減収となってしまいます。この間の地方交付税の見直しによる減収がいかに大きいものかがわかります。この不足額分を歳出抑制により賄わなければならない、その大部分が人事費（職員減）の削減により賄われました。今後の組織の弱体化が大いに懸念されます。（平成15～17年度の歳出削減額は、8.75億円となっています。）</p>
<p>平成16年度から3年間実施された「三位一体の改革」では、臨時財政対策債を含め普通交付税が約63.5億円と大幅に削減された。平成16年度では、交付税の算定方式の見直しにより大幅な削減が一方的になされ、また、平成17年度においては、交付税総額は確保されたものの、人口規模が大きく、都市化が進んでいる本市では、大幅な削減となりました。さらに、平成18年度においても、同様に大幅な削減となった。いずれにおいても、削減額が予想以上のものであり、経常経費や事務事業の徹底的な見直しを行うほか、可能な限り国庫支出金などの財源を伴う事業を選択し、さらには財政調整基金からの繰入で対応するなど非常に厳しい財政運営を強いられた。</p>
<p>いわゆる三位一体改革については、「国から地方へ」という分権改革の流れのなかで、税源移譲については、住民税のフラット化をもとに県市の配分割合を4:6とする内容であり、本市のように所得水準が高い市民が多い団体に対しては、補助金の削減に応じた適切な税源移譲がなされず、それどころか現状よりもマイナスになる「逆転現象」が生じる試算結果となってしまったこと。</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・国庫補助負担金の一般財源化に伴う確実な財源補償がされず、加えて交付税の総額抑制に伴う一般財源の減少により、予算編成が極めて厳しくなっている。</li> <li>・予算編成における三位一体改革による財源の不確定要素の把握・三位一体改革に伴うシステム変更にかかる経費の捻出</li> </ul>
削減された補助金に見合うだけの裁量は付与されず、税源移譲されたとしても交付税が削減されているので、財政基盤の脆弱な地方としては、総合的に苦心せざるを得ない状況となっている
交付税の削減に尽きる。
平成 16 年度予算の地方財政対策において、事前に予想できなかった規模で地方交付税及び臨時財政対策債発行可能額の縮減が決定され、予算編成作業での対応に苦慮した。
各種補助・交付金の一般財源化等について、国や県から通達される制度変更の詳細内容が遅れていたため、予算編成に当たり苦慮する部分があった。
歳入の減にあわせ歳出削減を進めているが、そのことに対する市民と職員の意識改革と理解を得ること
H16 の交付税改革は、自治体財政に急激かつ大きな影響を及ぼし、大きな混乱を招いた。当市においては、都市基盤整備に係る建設事業が了し、予算規模が縮小傾向にあったことから、歳出面では退職職員の不補充や建設事業の圧縮、歳入面では基金取り崩しや市債の増発により対応したが、建設事業のうち補助事業については国や道などと協議を終えていることなどから、その調整に苦慮したところである。
当市は、国の補助金や地方交付税等に歳入の多くを依存している。平成 18 年度については、合併算定替等により交付税は増収となったが、今後は減額が予想される。また三位一体改革でさらに主要財源となる地方税に関しては、都市部に比べて担税力の格差があるため今後の収入の確保が懸念される。
税源移譲が十分になされないままに、国庫補助負担の削減がなされ、また、県単独補助も県の財政難を理由に一方的に削減された。 平成 19 年度以降も本市のように高齢化比率が 30%を超える過疎地域においては、税源そのものが少ないことから税源移譲による市税の増加もあまり見込めない。 また、新型交付税も人口約 8 万人、面積約 800k m <sup>2</sup> の本市では、推計で大幅な減額が予想される。今回の改革は、都市と地方において、勝ち組と負け組を作る結果となったと考える。 結果、住民サービスの低下を伴う、行政の守備範囲と市民の守備範囲の見直しを行わざるを得ない。
地方財政計画の規模抑制に伴い、地方交付税及び臨時財政対策債が大幅に削減されたが、他の指定都市に比べて地方交付税等により多くを依存する本市財政にとっては、厳しい内容と言わざるを得ない。このため、聖域のない徹底した行財政改革を断行しているにも関わらず、財政健全化債の発行や公債償還基金の活用等、特別の財源対策を伴う予算編成を余儀なくされた。とりわけ、平成 16 年度予算編成については、国の地方財政計画において、地方交付税及び臨時財政対策債が大幅に削減されたため、本市においても対前年比△125 億円もの巨額の減収見込みが生じた。このため、歳出規模の圧縮や繰入金金の活用など、平成 15 年 9 月に推計した必要財源の再精査を強いられ、かつてない程困難を極める予算編成となった。
歳入では「三位一体改革」による国庫補助負担金、地方交付税の削減はなされ、歳出では少子高齢化の進行による扶助費の増加や、国、県からの権限移譲による行政需要の増大により、予想以上の財源不足を生じ、合併による一定の削減効果はあったものの、平成 17 年度末の財調・減債基金の約半分にあたる繰入を行い、収支を合わせる効果となった。
児童手当負担金のように、負担率のみの引き下げといった改定は単なる財源の転嫁であり、地方の裁量が全く及ばないものであった。三位一体改革のもつ地方分権を踏まえたものであるべきだった。
特定財源から一般財源へ振りかえられた額の把握が難しい。 一般財源の減少の中での継続中の事業を含めた投資的事業費の確保。

<p>国庫補助負担金の削減額に比べて、税源移譲の規模が大幅に下回っていたこと。及び削減が先行し、結果として税源移譲の実施が先送りされたこと、また地方交付税も見直しにより削減されたため大きく減となった歳入の確保（基金の取り崩し、地方債等で対応）</p>
<p>三位一体改革により、本市において国庫支出金では平成15年度の決算額約40.1億円から平成18年度予算額は約30.2億円と約9.9億円の減となっており、臨時財政対策債を含めると約33.5億円の減。税源移譲の約7.7億円を加えても、影響額は約25.8億円の歳入の減額となっている。このような現状に加え、公債費・扶助費・他会計繰出金は増加し、財政の硬直化が進む状況の中、いかに経費削減と歳入の確保を図り、健全な財政運営を行うかに苦心している。</p>
<p>三位一体改革初年度、平成16年度の急激な臨時財政対策債縮減による一般財源の激減 国庫補助負担金削減による財源移譲手法における普通交付税措置の把握の難しさ</p>
<p>国庫補助負担金の削減影響額を新たに創設されたまちづくり交付金や地域住宅交付金などを活用することで極力小さくするように努めた。</p>
<p>国の歳出抑制により、地方の政策は弾力性のない財政となった。また、基金を崩さなければ、財政計画ができない体質となってしまった。</p>
<p>改革の具体的な内容や数字を示される時期が遅く、当初予算に反映するのに苦労した。</p>
<p>「三位一体改革」の一つである税源移譲については、国庫補助負担金の削減に見合うだけの税財源が移譲されていないのが実情である。本市のような都市部の自治体であっても、高額所得者層からの住民税収入の比重が大きい自治体にとっては大幅な税収増が見込めず、人件費削減等の行革努力を行っても、交付税も抑制基調にあることから、さらに厳しい財政状況が見込まれるものであり、予算編成に大きな支障を来している。</p>
<p>三位一体改革の推進に伴う、地方交付税の減少、国庫補助負担金の見直しなどによる歳入の減少の中、合併による新市建設計画の実施、国体の開催、児島湾周辺地区のかんがい配水事業負担金の支払いなど、特別の需要が集中したため、財源の確保、事業の重点化や進捗調整などを図りながら、重点的な予算編成を行った。</p> <p>また、経常的経費等の見直しや予算段階でのシーリング導入による予算抑制を行うなど、積極的な行財政改革を行っているが、依然として扶助費、公債費は大きな割合を占めており、厳しい状況が続いている。</p>
<p>平成16年度において、地方交付税の大幅な削減が行われた結果、予算編成は困難を極め、当初予定していない財政調整基金の補てんを余儀なくされ、その後の財政運営が大変厳しくなった。</p> <p>累次の改革により、地方財政計画の総額抑制に伴う地方交付税の予見が困難となり、中期的な収支見通しが不透明な状況となっており、安定的な財政運営に支障をきたしている。</p>
<p>一般財源化されたとはいいいながら、国の通知等で事業実施に制限を受けている。一方、三位一体改革の対象となった事業は福祉分野が主であり、高齢化等による事業費の増加に反し、交付税が減額されており行財政運営に支障をきたしている。</p>
<p>三位一体改革によって公立保育所運営費に対する国・県補助金が廃止されたことを象徴される、補助金廃止の代替として「普通交付税による財政措置」となった事項については、不交付団体の本市にとっては従前の補助金額がそのまま一般財源の負担増となるものであり、大きな財政負担となった。</p> <p>補助金削減の代替を普通交付税措置とすることは、不交付団体を増やすという国の方針によって、基準財政需要額の切下げが行なわれている状況下において、不交付団体にとっては詭弁ともいえる措置であり、怒りを禁じえない。</p>
<p>平成16年度予算編成の終盤に地方交付税と臨時財政対策債が大幅に減額さえることとなったため、急遽全事業の見直しを行ったが、最終的に財政調整基金を予定外に取り崩さざるを得ない状況となった。</p>
<p>交付税、特に普通交付税の算定のなかで、業務の民間への委託を反映させたものとなっている点において、現状正職員を配置している業務においては算定における経費削減分にあたり歳出削減は現実にはできない部分もあり事実上、交付税の目的とされている地方団体の独立性の強化という機能を損なうこととなるとともに様々な補正の縮減などにより、交付税のもう一つの目的である財源の均衡化に</p>

<p>ついても機能を縮小する改革となっており、必要な財源を他に求める必要がでてきた点でこれにより対応できない部分については基金の取り崩しによる基金の減少や収支の悪化となって影響がでた点である。</p>
<p>地方交付税の削減及び国庫負担金改革により財源確保の困難に一層の拍車をかけるものとなり、歳出面では事務事業の見直しを図り経費削減に苦心しました。</p>
<p>補助金を削減されたものが、交付税、所得譲与税等において適切に措置されたかが非常にわかりづらかった。</p>
<p>地方交付税の減額など、一般財源は減少した中、近年都市基盤整備の遅れから事業を積極的に展開したことに伴い多額の地方債を発行したことによる公債費の増大や、市町村合併による人件費の増加などにより、一般財源充当経費は思うように削減できない状態にあり、多額の基金取り崩しによって対応しているところである。</p>
<p>歳入の3割超を地方交付税で補っている当市にとって、地方交付税の見直しにかかる減額は、財政運営の圧迫に直結するものである。このような状況の中で、増大する社会保障費等の義務的経費に対応すべく、人件費、物件費、及び投資的経費を抑制することに苦心している。</p>
<p>平成17年度の地方交付税（普通交付税）は、5年前の平成12年度と比べると、9.6億円（△27%）の減額となっており、厳しい状況が続いている。このため、今後も一層の行政改革に取り組んでいかなければならないが、国が進める財源移譲、国庫補助負担金の削減、地方交付税の改革の終着点が見えてこないことに不安を感じる。</p>
<p>初年度の16年度予算編成において国庫支出金の一般財源化と税源移譲（所得譲与税）の額に乖離があり、一般財源総額に不足が生じ予算編成に苦慮した。歳出の抑制だけで対応しきれず大幅に基金を取り崩して不足を補う結果となった。</p>
<p>「三位一体改革」に合わせ、税源移譲がなされない事業についても、国庫支出金の廃止または見直しが行われたことにより、市の一般財源での負担が大きくなった点。</p>
<p>地方交付税の大幅な削減に対応するため、人件費の削減、補助金の削減等の行政改革を行ってきたが、人口の減少や少子高齢化の進行に加え、公共交通対策、学校再編、地上波デジタル化等への対応を図るため各種基金を取崩し財源不足に充てるなど大変厳しい財政運営を余儀なくされている。</p>
<p>三位一体改革により普通交付税、臨時財政対策債など歳入の減があり、市町村合併により事業費が増加していた時期と重なり予算組が1番苦心した。行財政改革を行い歳出削減を行っているが、毎年予算組には苦慮している。</p>
<p>行革大綱及び財政健全化計画に基づき、人件費を中心に経常経費の節減に努めてきたが、地方交付税及び市税の減収が大きく、経常経費等の削減分だけでは財源不足を解消できないため、財政調整基金等の取り崩しに頼らざるを得なかった。</p> <p>平成19年度予算編成からは基金に依存しないことを目指し、枠配分方式を導入し、歳入に見合った歳出に抑えることにした。</p>
<p>平成16年度を初年度とし、3ヵ年計画として政府より打ち出された三位一体の改革は、真の地方分権の確立を目指し「国庫補助負担金の廃止」、「税源移譲」、「地方交付税の見直し」を同時に行うことが大前提であった。それにもかかわらず、実際には税源移譲を伴わない補助金の一方的な廃止や地方交付税の大幅な削減、地方に対する相変わらずの国の関与など、結果として三位一体の改革の名を借りた国の財政再建を優先した改革と言わざるを得ないものであった。特に地方交付税の見直しに関しては、「地方固有の財源」であるにもかかわらず大幅な削減が図られ、地方財政を更に圧迫する結果となった。</p>

Q23 今後の地方税財政制度の改革に対する要望やご意見などがございましたら、ご自由にお書き下さい（書ききれない場合には、別紙にてご回答ください）。

<p>国においては景気の回復基調にあるといわれているが、地方はまだまだ低迷状態である。国の三位一体改革は、急激な歳入不足をもたらしたとともに地方への負担を多くし都市と地方との格差を助長している。地方自治体は直接住民と接しているため、急激な歳入不足に伴う歳出削減は住民サービスの低下を伴うものとなり、行政に対する不満として跳ね返ってきている。健全な財政運営を行っていくためには、現在の特色ある行政サービスの縮小、廃止はやむをえない状況にあり、更なる住民サービスの低下は避けることができない状況にある。来年度から導入予定の新型交付税についても人口、面積等による算定となっているが地方においては山間部の多い地域、海に囲まれている地域、高齢者の割合の多い地域等様々な条件が違う地域が存在します。行財政改革はこれから更に積極的に推進していかなければなりません。地方の実情に合った地方税財政制度の改革を希望します。</p>
<p>税収力のある都市部の目線に立った制度改革ではなく、税収の乏しい自治体も自立可能な制度改革を望む。</p>
<p>一部の富裕団体を除き、市町村の大多数は財政運営が困難な状況となっています。抜本的な財政支援策は望めなくとも今後はこれ以上の削減を行わないとした。明るい方向が打ち出されないと不安だけが先行し、将来に向け適正な行政運営ができない。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・19年度に本格実施される税源移譲に関し、所得税から住民税に振り替わる額が確保できるか不透明。</li> <li>・国庫補助負担金制度の抜本の見直しを行い、地方の裁量権を拡大するとともに一般財源総額を確保してほしい。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・依存財源の多い自治体にとって交付税の削減は死活問題である。</li> <li>・交付税の制度改正はあっても交付税額の削減は絶対に避けてほしい。</li> </ul>
<p>国庫支出金廃止に係る税源移譲は実施されるものの、都道府県内の各市など地方によってはさらに厳しい財政運営となるところも想定される。昨今、地方交付税制度の廃止の議論も出ているが、今後も地方交付税の財源保障機能、財源調整機能の堅持について、さらに強く要望する。</p>
<p>今後の地方分権の進展に伴い、住民サービスの質もソフト事業の充実へと質的に変化している。このことにより、地方団体においては経常的経費の増大は避けがたい状況となっている。このような状況の中で地方財政においては地方消費税の拡充等、偏在の少ない、より安定した財源の確保が今後最も重要となってくる</p>
<p>三位一体改革の本来の目的である「地方分権」にはほど遠い内容であり、地方の裁量拡大に結びつくものがほとんど見られず残念であった。今後は地方の自主性が十分に発揮されるよう、財源とセットで権限委譲にも取り組んでいただきたい。また、地方交付税制度については、「新型交付税」や「頑張る地方応援プログラム」のような抜本の見直しが予定されているが、地方固有の財源であることを認識しつつ、制度本来の趣旨である財源調整機能を十分に発揮できるよう、その透明性にも一層努めていただきたい。</p>
<p>地方の自立と健全財政を確立するためには、長期財政収支計画のより正確な立案が必要である。しかしながら、歳入のうち、国県補助金が予算の枠内でしか交付されないため、流動的にならざるをえない。更に、地方交付税見込の増減が激しく推計できない。よって、国県補助金を定率化し、地方交付税の長期交付見込を示していただきたい。</p>
<p>特に、新型交付税については、配分方法の簡素化は必要だが、地域の実情を十分踏まえた改革が必要である。</p>
<p>税源移譲が遅れているということもあり、国と地方の歳出比（4：6）に合わせた税源移譲を早期に望む。</p>
<p>都市部と地方都市の格差が出ないように配慮すべきである。</p>
<p>国の財政改善に重点をおき、地方財政の改善はそのあとの付けたし、というようにしか見えない。三位一体の改革で国が理論では地方に十分な税財源の移譲を行ったと説明しても、実際に実額が国の言うようにはなっていないのではないかと思われる。このなかで今後の改革をということであれば、非常に懐疑的にならざるをえない。</p>

<p>国、県の指導により隣村と市町村合併を行った。合併算定替えにより交付税への影響はないものと考えていたが、新たな算定方式として新型交付税を導入するとすると試算段階で大きく減額になることがわかった。これまでの国の方針を変えるのであれば、合併を行った市町村に影響のないような制度改正を望む。</p>
<p>政府の月例経済報告では「いざなぎ景気」を超える長期の景気回復ということだが、当時と違い個人の所得や消費が伸びている状況は見られない。その上、個人減税の廃止や老年者の負担増となる税制改正も続いているため、各地方自治体もこれ以上個人負担増は求めにくい状況となっている。従って、地方の行財政改革の推進は今後も引き続き必要だが、改革に努力している自治体が報われる制度改革としていくべきと思う。</p>
<p>国の財政赤字を改善するためには、地方交付税についても例外とせず圧縮する方向で議論が進められているが、自主財源がもともと少ない自治体にとっては、これ以上の交付税の削減が進められると、極めて厳しい財政運営を強いられる。「すべての自治体が妥当な水準で行政を行うために必要な財源」として、地方交付税の更なる削減が行われることのないよう、強く要望するものである。</p>
<p>政府資金の繰上償還の際の補償金について、民間資金の場合は取らないケースもある。補償金制度のあり方について検討願いたい。</p>
<p>今、地方の財政運営に対して、集中攻撃されているイメージがある。確かに国に面倒をみてもらっていた部分は多くあるが、国の役割と地方の役割という法律で定められた上でのこと。法律でしぼられてどうしようもない部分がある以上、分権など進まない。分権なくして地方財政改革などあり得ない。</p>
<p>新型交付税は、本市のように面積が大きく、人口が少ない団体においては影響が大きいいため、交付税本来の財源保障機能・財源調整機能が維持されるような制度の確立を要望する。</p>
<p>国が各地方公共団体に一定水準の行政サービスを全国一律に求める以上は、交付税等により最低限その水準を維持するための財源保障は今後も継続すべきである</p>
<p>随時、地方の意見を取り入れた検討をすること。税収の多い都市に有利な偏った改革にならないようにすること。（交付税による調整だけでは、もともと不交付である団体に有利で不十分である。）内容については早期に通知すること。</p>
<p>地方の自由度を増すための真の税財源移譲の実現。</p>
<p>「地方分権の推進」や「交付税改革」などにより、今後も地方自治体にとって厳しい財政状況が続くことが予想される。これまでに地方自治体は行政改革や徹底した歳出削減を図ってきている。地方自治体の努力とその成果を国の財政再建のために利用することなく、地方財政の健全化や地方の活力の創出に向けるべきであり、「新型交付税」制度の導入にあたっては、交付税総額を確保するとともに、自治体間の大幅な格差が生じることのないよう検討していただくことを要望する。</p>
<p>地方交付税は地方固有の財源であることを確認し、地方の税源偏差や不均衡は地方の裁量で融通することにより、地方の自立性の高い制度に改めるべき。</p>
<p>現在、医療、保険制度の改革が急ピッチで進められるが、情報システムの改修に多額の経費を要する。このため、十分な財源措置を行うとともに、国、都道府県がリーダーシップをとり、電算システムの共同化の検討を進めていただきたい。</p>
<p>地方交付税総額が近年大幅に削減されており、自主的な判断で行う施策に充当できる一般源は極めて少ない。財源に限られる中、職員定数の削減をはじめとする行財政改革などのやりくりで捻出した財源で、住民に直結する市単独事業を実施している。歳入歳出一体改革における地方交付税の議論は、分権の視点を忘れた国の赤字を地方に付け替えようとするものである。地方財政計画を通じて行政サービスの供給に必要な財源保障を行いつつ、財源調整機能を踏まえた上で改革を進める必要がある。特に今後、税源移譲に伴う交付税原資の減少においても、法定率の引き上げにより対処し、財源を確保することが必要である。</p>
<p>翌年度の見込みによるものでなく、せめて3年後位の推計数値を示してほしい。</p>
<p>景気の動向を背景に各種制度の改革が行われているが、景気状況には都市部と地方で大きな乖離があると思われるので、ある程度地方に傾斜した制度の改革を要望する。</p>
<p>地域間格差も大きくなっており、このままの状態が続けば、再建団体へ転落するケースもかなり出て</p>

<p>くるのではないか。国税収入の伸びによる普通交付財源の増を押さえ込もうという動きがあるが、とんでもない話である。普通交付税財源は地方固有の財源である。新型交付税の導入にも反対である。来年度の影響額は小額であるが、今後の拡大を懸念する。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・国庫補助負担事業の廃止等にあたっては、地方への負担転嫁とならないよう十分な財源確保を図ること。</li> <li>・地方の安定的な財政運営に必要な交付税の確保。</li> <li>・地方の小規模団体に不利な新型交付税を見直してほしい。</li> </ul>
<p>平成 19 年度に導入予定の新型交付税についてであるが、導入の目的とされた策定事務の簡素化はさほどなされてなく、総額だけが減額となっているという印象がある。これでは地方交付税本来の目的が脅かされる結果となってしまう、本末転倒も甚だしい。</p>
<p>国庫補助負担金の削減と税源移譲により、地方交付税の財源保障機能は縮小していくこととなりますが、国が法令等により地方団体に教育や福祉、消防といった一定の行政サービス水準の確保を求める基本的な仕組みが存続する以上、地方交付税の一定の財源保障機能は堅持されるべきであると考えます。</p>
<p>「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」で示されたように、今後 2011 年度までに基本劇財政収支の黒字化を達成するための取り組み（歳出・歳入一体改革）が行われる。本市としてもなお一層の財政改革を進めていく必要があることは認識しているが、改革による影響がどうなるのか非常に懸念している。よって、地方財政運営を考慮された展望を早い段階で示されたい。</p>
<p>国民健康保険事業の運営は財源的に窮地におちており、国が抜本的に制度改正を行う必要があるのでは。</p>
<p>都市にばかり有利に働く税制改正（税源移譲）や交付税改革が進められると、地方のほとんどの小規模自治体は財政破綻を起こす。国土の均衡ある発展を図る上でも、地方に配慮した改革と地方分権の推進を強く要望する。</p>
<p>地方交付税は、「基本方針 2006」において法定率を堅持し、地方財政の収支の状況等を踏まえ適切に対処するとされたものの、国は平成 19 年度予算編成において地方財政の税収増による財源余剰を活用し、特例的に地方交付税を減額し国の財政再建に使おうとしています。しかし、地方交付税は本来、地方団体固有の財源であり国の財政再建のための一方的な削減は断じて受け入れられず、また、地方自治体の安定した財政運営に必要な総額を確保することを強く要望します。</p>
<p>課税客体が大きい自治体は今後税源移譲の拡大を見据えた財政運営ができるが、課税客体が小さい自治体は現行の交付税制度のような財源保障制度がないと財政悪化による行政サービスの大幅低下につながる。ぜひ、現行制度の堅持をお願いしたい。</p>
<p>平成 19 年度以降の税源移譲や交付税改革、地方財政制度改革の方向性が不透明なことから、中期財政計画を策定することが困難である。これまでの地方財政計画の抑制傾向が平成 19 年度以降も続くとすれば、制度改革の動向を踏まえながら上記で策定した計画の大幅な見直しを行う必要がある。</p>
<p>地方分権の総論に異論はないものの、財源が保証されるべきである</p>
<p>地方六団体による「三位一体改革」の全体像では、平成 16 年度から 18 年度までを「第 1 期改革」、平成 19 年度から 21 年度までを「第 2 期改革」と位置づけ、全体で 8 兆円の税源移譲と 9 兆円の国庫補助負担金の見直しを提示している。分権型自治システムの構築をめざした第 1 期三位一体改革では、現在まで約 3 兆円の税源移譲と約 4 兆円の国庫補助負担金の見直しが決定された。税源移譲については一定の評価ができるものの、国庫補助負担金の見直しについては生活保護費負担率の引き下げを提案した後、地方の反発があると児童扶養手当や児童手当の負担率引き下げが唯一の選択肢であるかのように地方に同意を求めるなど、地方が求めている真の地方分権改革の理念にそぐわない部分も見受けられる。これらの国庫補助負担制度は、地方分権一括法案の中で、国が本来果たすべき仕事「法定受託事務」に規定されている。</p> <p>平成 19 年度以降についても、制度の目的に沿って国庫負担率を維持し、地方への負担の転嫁を行うことのないよう要望する。また、国は平成 19 年度以降の地方交付税改革について、引き続き削減の方向で議論しているが、国の歳出抑制のためのみの地方交付税削減がなされれば、地方自治体は今後</p>

<p>の中・長期的な地方財政運営の限界状態が続く自治体も少なくない。地方が中・長期的な視点に立った持続可能で安定的な地方財政運営を行い、地方の自立と責任を確立するためには、地方交付税等をはじめとした一般財源を確保することが不可欠である。こうしたことから、今後示される「骨太の方針 2006」においては、地方交付税や地方税等の一般財源総額の確保を明確にするよう国に強く求めるものである。</p>
<p>地方税財政制度改革の柱の一つは地方交付税改革であるといえ、来年度導入される新型交付税を始め、様々な改革が実施されると考えられます。交付税は三位一体改革の実施過程において削減が続いてきましたが、今後の改革により大幅な削減が実施された場合、交付税依存度が高い地方の自治体の財政運営は一層厳しさを増します。地方交付税の財源調整機能により、税の地域格差はある程度是正されてきましたが、削減が続けば交付団体との格差はさらに広がり、住民サービスにもかなり影響がでてくると考えられます。現在の住民サービスの水準が妥当かどうかは議論の余地があり、市長会で統一した見解を出すことは難しいと思いますが、交付税のみの改革だけでなく、地域格差がある税等の調整もあわせて進めていただくよう要望します。</p>
<p>地方交付税総額の抑制等を行う上で、単に地方の一般財源を削減するのではなく、真に必要な一般財源総額を確保し、過疎、半島地域や高齢化が進むなど特殊事業を有する団体や財政力の弱い団体がこれ以上財政運営の負担とならない制度となるよう考慮していただきたい。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公共団体が将来の見通しをもって予算編成や安定的な財政運営ができるよう国には地方財政計画の適切な運用をお願いしたい。</li> <li>・地方固有の財源である交付税の特例減額など、国には安易な制度改革を行わないようお願いしたい。</li> </ul>
<p>地方交付税の削減には断固反対である。削減のスピードに歳出削減がおいつかないのが財政力の弱い地方の市町村である。これ以上削減があると地方は限界に達するだろう。税源移譲はマクロ的には理解できるが、都市部と地方の団体における移譲が適切になされているか非常に疑問である。</p>
<p>地方6団体の活躍に大きく期待しているところであるが、情報の伝達を速やかにされたい。</p>
<p>地方の自立のためには、依存財源（地方交付税、国・県支出金など）に頼らない財政運営を行うことや、国と地方の役割分担を明確化し、生活保護など、国が一定水準の確保に責任を持つべき事業を除いて、市の裁量で市民サービスを行うことが必要であり、そのためには、所得税や消費税など、税収が景気によって大きく左右されない税目で税源移譲を行い、交付税の不交付団体を増加させること、ならびに更なる国庫補助負担金の廃止を確実な税源移譲とともに実施することを今後の改革として進める必要がある。一方、今後とも税源の地域間の偏在と法令等で義務づけられている事務事業は残ることから、地方交付税の財源調整機能と財源保障機能は引き続き維持していかなければならない。また、高齢化社会の進展に伴う扶助費の増加等を考えると、今後は現行水準以上の一般税源総額の確保が必要であり、今後の税財政制度のあり方には地方の意見が十分に反映されることが必要である。</p>
<p>経済財政諮問会議などの内容は、地方交付税を「まずは削減ありき」となっており、さらに交付団体を増やし、国の財政再建の手段として、安易に利用されようとしている。こうしたことは、地方交付税の本旨だけでなく、地方分権改革にも逆行するものと考えられる。地方の実情、とくに大幅な財源不足と公債費の増大等の現状を十分把握したうえの制度改革を願いたい。</p>
<p>新型交付税が19年度より創設されるが、交付税の全体枠の削減にすぎない。また、税源移譲による地方税率の改正など、改革は続くが地方の収入は減少方向にある。標準的な行政活動がおこなえるように財源保障を強く要望する。</p>
<p>三位一体の改革により税源移譲され地方の裁量度が広がったように地方財政計画上はなっており、都市部とよばれる地方においては、制度改革の恩恵もあるかと思うが、本市のような地方は恩恵どころか、財政運営困難となっている。また、一方で現在の債務残高の膨張の要因は、国の景気対策の一翼を担って地方が真剣に取り組んだ結果である。さらに、地方分権の受け皿強化のため市町村合併にも積極的に取り組みを行っており、地方の国に対する協力の確認がなさねばならない。ことに市町村合併における普通交付税の算定においては、規模の見合いの特例として合併後10年間制度を補償し、その後5年間激変緩和措置をこうずるとなっているが、現在議論されている「新型交付税」制度が導入されると共に、地方交付税の大幅な削減が断行されれば、このことが無視されることになり税源移</p>

<p>譲に結びつく税源が少ない地方にとって大幅な財源不足は否めず、合併に際し合併効果を唱えて協力いただいた国民から不信を抱かれることで国・地方の信頼関係も失墜することになる。国は一部の地方団体の状況から地方全体の財政状況を図るのではなく、地方財政全体を把握し今後の地方分権への制度改正に反映させていただきたい。</p>
<p>過疎化と高齢化は地方にとっては重要な課題である。地方税に大きな影響をもたらし、財政を細らせる結果となる。このことは地方を荒廃させることにもなるので、地方交付税による財源保障と地域格差を少なくする財政調整機能の堅持をお願いしたい。</p>
<p>財政運営の硬直化が深刻な状況にあることは、国、地方を通じた共通の課題でありますので、今後は生活保護費、保険制度等の社会保障費について、支出が避けられない義務的経費であることに鑑み、実情に合った財源移譲、或いは、制度改正を図るなど、更なる財政負担を強いることのないよう十分な配慮をしていただきたい。</p>
<p>大都市集中の財源配分でなく保障的機能も考えていただきたい。</p>
<p>国の財政再建を優先するのではなく、地方分権を一層推進させるため、19年度以降も地方の意見を踏まえ、単なる数字あわせではない真に地方の裁量を広げる改革を継続すべきである。</p>
<p>地方交付税制度は、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できる財源を保障するためのものであり、適切な運用のための制度改革は一定程度やむを得ないとするものの、景気回復が遅れ、少子高齢化が加速している地方においては、地方税の増加による一般財源の増は見込みがたく、また、交付税に依存せざるを得ない地方の自治体と大都市との行政格差が拡大し、交付税の減少を機にさらに住民サービス等の見直さざるを得ない自治体が増加していることも事実である。今後、各自治体が一定の行政水準を確保しつつ、自己責任による真の地方分権を推進していくためにも安定した財政基盤の確立が重要であり、交付税制度改革については、地方の実情を踏まえた上で十分な検討が必要であると考える。</p>
<p>地方交付税は地方固有の財源であることは言うまでもなく、国の財政再建をこれによって行うべきではない。また、平成19年度から導入される税源移譲に伴う団体間の格差是正については、地方交付税の財源調整、財源保障機能が適正に行われるよう望む。</p>
<p>新型交付税の導入により懸念される地方間格差を出来るだけ縮小し、地方団体への適切な税源移譲を実施して欲しい。</p>
<p>特に地方交付制度について、今般の地方交付税の削減の議論は、当然に国から地方に対する税源移譲が成されることが前提であるが、平成18年度においては3兆円の税源移譲を行うにあたって、そもそも地方交付税の原資である所得税で行われた結果、実質的には2兆円程度の税源移譲にしかならず、なお且つ平成19年度から3ヵ年間の激変緩和措置についてもその措置内容は不十分なものに留まっているのが現状である。このようなことから、国の「地方に対する十分な税源移譲が実施されない以上、地方交付税の更なる削減について反対である。また、地方の財政需要が、ハード中心の当市単独事業から老人医療などの医療費対策や少子化対策等といったソフト中心の事業へと変化しており、国はそのような地方の実情を踏まえ地方交付税制度を見直すべきである。</p>
<p>国民健康保険会計の恒常的な赤字財政が他の行政経費を圧迫する状況にある。合併によって更に深刻さ増している。後期高齢者医療制度の創設など介護保険も含め負担増が想定される。</p>
<p>いままで以上地方負担が増加する法改正はやめていただきたい。また、新型交付税についても人口と面積を基準に決定する方向にすすんでいるが、本市のように市街地でも毎年2mを超える積雪のある地域にとっては大変不利なものになってしまう。そこで人口と面積に加えて、気象条件も入れた算定となるよう強く要望する。さらに、地方交付税の目的である「財政調整機能」と「財源保障機能」を堅持していただきこれ以上の中央と地方の格差が生じないよう願うものである。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「新型交付税」の導入に当たっては、交付税制度の本質である財源保障機能を堅持し、交付税総額が国の裁量に左右されることなく確保されなければならない。また、後年度に財源措置をするとした地方債の元利償還金については確実に交付税措置をすること。</li> <li>・「基本方針2006」では「2011年度には国・地方の基礎的財政収支を確実に黒字化する」としているが、歳出削減のみでは不可能と思われる。このため、増収措置である税制改革の中で地方分権を推</li> </ul>

<p>進する上からも、地方税源の充実を如何にはかるかが重要な課題と考える。</p>
<p>今後、引き続き地方財政計画の規模が縮小され交付税の削減が行われた場合、税源が脆弱な自治体は次々と財政破綻する可能性がある。これから地方分権推進においては、国の財政再建が優先され、そのしわ寄せが弱小自治体に集中するような制度改革が行われないことを強く希望する。</p>
<p>地方財政を極力圧迫しない形で進めてほしい。</p>
<p>少子高齢化が進行する中で、社会保障費を中心に財政需要はますます高まっていくと考えられるが、これに対応する財源措置が適切に図られる財政制度が構築されることを強く要望します。財政基盤の弱い自治体住民の不安をあおるような制度の見直しは慎むべきだと思います。</p>
<p>国・地方を通じた行政改革の必要性は理解する。しかしながら、地方自治体のスリム化には一定の期間が必要である。平成16年度のような国の一方的かつ大幅な地方財源の削減が二度と行われないよう全国市長会を中心に地方が一丸となって国に対して取り組まれることを強く要望する。</p>
<p>確かに、地方自治体の中にも無駄な支出が見受けられ、一部の放漫ともいえる自治体が連日マスコミを賑わしています。自治体によってはまだまだ削る必要のあるものがたくさんあり、歳入が減る減らないに関わらず、行財政改革は不断に行うべきです。そうしないと地方も本気が出ないと思います。</p>
<p>現在、新型交付税導入等の地方交付税改革や自治体の財政再建法制など地方自治体に関する地方税財政制度が大きく変わろうとしています。制度設計する場合において、多種多様な地域環境にある自治体の集まりであることを忘れず、条件不利地域に十分考慮して設計されることを強く望みます。</p>
<p>地方分権一括法の施行により、市町村への権限移譲が推進されると思慮されることから、権限移譲に見合った財源を十分に確保するとともに、平成19年度に移譲される所得税から住民税への税源移譲については、地域間の格差や地方公共団体の財政運営に支障が生じないよう地方交付税で必要な措置を講じてもらいたい。</p>
<p>平成12年度の地方分権一括法の施行以来、機関委任事務の廃止等地方への権限の委譲が行われてきておりますが、それに伴う財源については不透明な状況にありました。平成19年度から所得税から住民税への税源移譲が行われますが、国庫補助金等の縮減など不透明な部分が残されております。地方と中央の関係が、権限・事務・財源の3者を真に地方分権にふさわしい形となるよう制度改革が行われることを強く要望します。</p>
<p>当市においても合併による行政改革の道を選択し、経費節減に努めているが当市のような財政基盤の弱い小規模自治体では、今後の交付税等の動向に大きく財政状況が左右される。急激な変革は末端行政では対応が難しく、将来を見通したゆるやかな改革を希望する。</p>
<p>三位一体改革の中で課題となっていた、地方交付税等の見込に関する予見可能性の向上は、17年度地方財政収支（8月仮試算）以降において一定の評価をしているところである。今後は、税財政改革の方向性により、2年～3年を軸とした財政状況の改善にしよう、短・中期的なマクロ財政フレームの提示が求められる。</p>
<p>税源移譲や新型交付税の検討など、地方税財政制度改革に向けて議論が進められているが、改革によって市の財政運営に対してどのくらいの影響がおよぼされるかが非常に気掛かりである。制度の改革が地方の財政運営に支障をきたすことのないよう十分に検討していただきたい。</p>
<p>国は地方公共団体が計画的な行財政運営を行うことができるように地方財政の予見可能な中期的な財政ビジョンを策定するとともに、将来においても地方公共団体の財政運営に必要な地方交付税総額を確保してほしい。国の景気対策等に呼応して発行した地方債などの償還については国の責任において地方交付税などの適切な財政措置を継続すること。</p>
<p>国と地方が正式な協議の場を設けて十分協議のうえ、実施していただきたい。国からの一方的な押し付けは受け入れられない。地方が自ら財源と責任で施策を決定できるようにする真の地方分権につながる改革となるよう強く要望する。</p>
<p>地方財政は、景気の緩やかな持ち直しの動きを受けてか、地方税収入が若干の回復傾向にある一方、公債費が高水準で推移することや扶助費等の増高により非常に厳しい財政運営を余儀なくされております。国の平成18年度予算編成の基本方針の中では、地方交付税等について「地方団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税、地方税など一般財源の総額を確保する」とされているものの、平成</p>

<p>19年度以降は地方交付税を大幅に削減しようとする動きも見受けられます。本来、地方交付税制度は地方自治間の財政調整と財源と国自身認めてきております。こうした財源を国の構造改革を理由に一方的に削減するとは到底容認できるものでなく、今後このままの状態が推移すれば地方分権の推進どころか地方自治体の存続を根本から脅かすこととなります。本市においては平成3年度から定員適正化計画を定め職員数削減を実施しておりまた事務事業の民間委託等も積極的に進めるなどいち早く行財政改革に取り組み効率的な行財政運営に努めてまいりました。しかしながら、団塊の世代が退職を迎える平成19年度以降は多額の退職手当が見込まれ、市民の行政ニーズにきめ細かく対応することが困難となる自体が懸念されております。つきましては平成19年度以降も地方自治体の安定的な財政運営に必要な地方交付税総額の確実な確保を要望いたします。</p>
<p>児童手当や児童扶養手当など、事業実施において地方の自助努力がほとんど発揮できないものについても「三位一体改革」により税源移譲等の措置が施されているため、今後、自助努力可能な事業のさらなる絞り込みや移譲された財源を確実に収納できるかなど、大きな問題を孕んでいる。国の政策に強く関係する事務事業については、移譲云々よりもまず、国、地方双方の明確な負担割合の検討や調整が必要である。</p>
<p>新型交付税の市町村分算定においては、人口と面積の割合を10対1程度としている。しかし、昨今の合併自治体においては、一部の大都市を除いて、人口はさほど増えず、面積が多大に増加する例が多いため、その割合では合併したことにより不利となることが予想されるため面積参入の割合増を望むものです。また、交付税総額の確保については国から安易に削減されることのないよう、地方共有税化を求めるものです。</p>
<p>本来の地方分権の姿には程遠いものと感じられる。税収も地価の下落幅は、縮小しているものの減少し、景気の回復も急加速が見込めない状況では、現在の財源不足の状況が続くものとする。増収になる材料に乏しい。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・税源移譲による地方の財源不足の解消</li> <li>・普通交付税の法定率堅持及び総額の確保</li> </ul>
<p>地方分権の推進については異論はないが、税源移譲が確実に実行されなければならない。</p>
<p>安易に地方交付税総額を抑制するのではなく、地方による最低限の行政サービスを提供できるよう財源確保をしていただきたい。また地方自身による歳出削減、歳入確保のインセンティブを働かすために、その努力をした場合は交付税を更に重点配分するなどの方法を検討していただきたい。</p>
<p>国から地方への税源移譲を進め（少なくとも国：地方＝1：1）、国の関与を極力縮小し、地方の自立を図っていくことが一番重要である。また、公会計制度の改革（複式簿記の導入等）を進め、分かりやすい財務会計制度にしていくことも必要である。</p>
<p>定率減税の廃止が特例交付金等の減と同規模、住民税フラット化が所得譲与税の廃止と同規模と一般財源の増収にはつながらず、課税対象のみが拡大することになる。このため徴収率の低下分が結果的には減収影響となる可能性が高い。住民税フラット化の都道府県と市町村の配分割合の見直しなど団体間の格差是正を検討すべきとも考えます。</p>
<p>長期の視点に立って次年度だけでない制度改革をお願いしたい。</p>
<p>本市のような地方の市町村においては法人事業所（支店・営業所等）の撤退や個人所得の減少により都市部の市町村のような景気回復の実感はない、むしろ景気は悪くなっているような感じである。そのため、個人市民税、法人税等の伸びは期待できない。このような地域の実情を考慮した新型交付税の算定がされるよう要望する。</p>
<p>地方交付税など一般財源の安定的な確保が必要</p>
<p>地方税財政制度の改革については、地方税財政制度全体についての深い識見のある方に取り組んでいただきたい。</p>
<p>国と地方の事務のあり方、また都道府県と市町村の事務連携のあり方など理念と実務面双方の検討が重要。また財源措置も充実すべき。</p>
<p>行財政改革は、絶えず行っていくべきものと考えているが、新型交付税案が浮上したとき全国で勝手な試算をシマスコミは大幅な増減があるとの報道をした。現在の試算では過去の報道ほどの増減はな</p>

<p>い（本来増減はあってはならない）。総務省はこのような報道がなされた場合、きっちりと間違いを正す広報をしてほしい。（それとも事前に削減に備えさせるための悪意かとも考えてしまう）</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・臨時財政対策債制度の延長</li> <li>・本来国が負担すべき重要事業等において地方交付税措置したものについては、不交付団体の負担にならないよう算定方法の見直しを行うなど税源移譲に反映されたい。</li> <li>・児童手当の拡充に伴う所要額について、地方たばこ税の増収分を除き、全額を地方特例交付金により措置されたい。</li> </ul>
<p>地方交付税や地方特例交付金等の減額に対し、地方税の増収の伸び悩み、社会保障関係経費の増などにより、財源確保が一層厳しくなると見込んでいる。地方自治の本旨及び地方分権に係る基本理念の実現のため、より一層の税源移譲及び権限委譲ならびに規制緩和を行う真の「地方税財政制度の改革」を強く要望いたします。また、臨時財政対策債に伴う元利償還金の増加により、財政状況は一層硬直化しています。元利償還金相当額について、交付税算入に変わる的確な財源措置を講じていただきたい。</p>
<p>今後、新たな改革を進めていく場合にはこれまでと同額程度の税源移譲を前提としていただきたい。制度の内容を早期に決める市町村へ通知してほしい。事務の簡素化を進めてほしい。（実質公債費比率は算定方法が度々変更され担当者の負担も相当なものであった）</p>
<p>①三位一体改革の第2期改革では、消費税の国と地方の配分割合をかえて税源移譲をいっそう行うとともに、地方の自由度をたかめるために廃止を基本とした国庫補助負担金の削減を行うべきである。また、国の関与が残る補助負担金の交付金化は行わないこと。</p> <p>②地方分権を更に進めていくためには国庫補助負担金をできる限り廃止した地方への税源移譲を進めて地方が地域の状況に応じて市民の意思で行財政運営をしていけるようにすべきである。</p>
<p>地方税財政制度を考えるうえで、もっとも重要なことは、国と地方の税源の均衡を図ることが肝要である。今般の三位一体か改革により、3兆円規模の税源移譲が行われたが、地方と国との業務バランスは6：4といわれており、これに見合う税源の移譲が必要である。また先般「歳出抑制のため、地方交付税を特例的に削減する」という政府の方針が発表されたが、「骨太の方針2006」で、「地方交付税の法定率堅持」「一般財源の所要額総額を確保」を謳いながら特例的に地方交付税を削減するなどという、国の歳出削減を優先する議論は地方分権の進展を阻害するもの以外の何ものでもない。根本的な交付税制度改革の議論を望む。</p>
<p>税収増が見込めない過疎地域の自治体に対する交付税措置の充実など。</p>
<p>来年度からの税源移譲において、個人住民の10%フラット化等により、地方としての裁量が増し、一歩、地方分権が前進したように思われる。ただ、今後地方と都市のバランス（人口の減少、税等の減少）をどう改善していくかが国におかれた責務ではないかと思われる。また、このことを地方においても最重要課題とし、過疎地における住民が安全で安心できる地域づくりを目指さなければならない。今後、第2期改革を含めた地方の改革案をやはり、国と地方の共通の理解として、同じテーブルでの議論を期待するし、国・地方における将来ビジョン（中期財政見通し等）を掲げたいという制度改正を是非行ってほしい。</p>
<p>平成19年度から地方交付税改革により人口と面積を基本とした新型交付税が導入される予定であります。当市は人口減少の地方都市であるため、地方交付税は大きく減少すること予想される。税財源の三位一体改革以上に一般財源が減少すると市民サービスの後退を余儀なくされるため、地方分権の精神に沿った地方自治が運営できるような一般財源の確保を国に対して要望してまいりたい。</p>
<p>本来、こうした一連の制度改革は、中長期的な地方財政計画なりを示し、地方の改革努力のスピードを考慮したうえで地方への対応を求めるべきであって、唐突かつ急激な制度改革を行ってから地方に対応を迫るのは本末転倒と考える。また、それぞれの地方の地域性などが考慮されず全てをひとくくりとして改革が進められたため、経済基盤が弱く中山間地域・過疎地域を多く抱える地方にとっては保育所、学校など施設の統廃合を進めるにしても遠隔地間で進めなければならない、民間委託を推進するにしても民間の受け皿がないなど、改革努力が追いついていかない地方が多いのが現状で、地域間格差の拡大にも繋がっていると考える。平成19年度から国の2期改革が進められようとしており</p>

<p>現下の国、地方の財政状況を考えれば、改革の必要性は理解するものであるが、改革の推進にあたっては、</p> <p>①中長期的な改革案とそれによる地方財政への影響見込みを先に示し、地方と十分な協議をもった上で行うこと。</p> <p>②地方の改革スピードには地方によってばらつきがあることを十分念頭におくこと。</p> <p>③脆弱な経済基盤・税基盤、中山間地域・過疎地域などの条件不利地域に対し、十分な是正措置を講じること。</p> <p>④地方に改革努力を求めると同時に国自身が強力な改革努力を行うこと。</p>
<p>地方交付税制度が新型交付税へと移行しようとしているが、人口の少ない過疎自治体を切り捨てようとするような改革であり、交付税の本来の目的であった財源調整機能をなくしてしまうような改革である。</p>
<p>新型交付税の試算においても当市は歳入減が見込まれる。扶助費や医療費をはじめとする義務的経費が今後増加していく傾向にある中、国庫補助金や地方交付税はさらに縮減される状況である。ついては、地方行政が成り立っていくためにはそれ相応の税源移譲を必ず実現してほしい。</p>
<p>新型交付税については、地方団体の行政サービスの提供に必要な財源が補償されるような算定を望む。</p>
<p>景気拡大による税収の伸びは、中央における大都市であって、全国的に都市と地方の格差が広がっている。この間の改革によって、多くの地方公共団体は歳入不足を補うため基金を取り崩してしのいでいるのが実態である。地方が疲弊し、活力を失っては国の活力につながらないことから今後、真の地方分権確立のため、国と地方の役割を見直し、権限及び税源のさらなる移譲を進めることを要望する。</p>
<p>地方分権等による行政需要が増加している中で、新型交付税の導入と称して地方財源が十分に確保されないまま交付税総額が削減されるようなことがあってはならず、適正な税源移譲が行われることを大前提とした上で、地方交付税は最低限の自治体間調整機能のみに縮小し、国の関与なく地方が地域住民との連携を図ることができるシステムを構築すべきと考える。</p>
<p>中期財政ビジョンを示し、今後の地方自治体の財政運営の予見可能性を高めてほしい。そうすることによって、地方自治体で作成する財政計画が綿密なものになり、総合計画などにリンクさせることで、財政計画に裏付けされた地方自治体経営が出来るようになるものとする。また、国が小さな政府を目指すのであれば、国民として保障されているサービスを提供する役割は地方自治体が受け持つことになるものであり、その役割に応じた税制や財源保障のあり方について引き続き検討するべきである。</p>
<p>交付税改革として、単に人口・面積のみを算定基準とした簡素化が検討されているが、簡素化だけが優先され、人口が少なく、面積も狭い自治体への配分が減り、増額になる大都市部との格差が拡大する。団体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方公共団体が一定の行政水準を維持しうよう財源を保障するという交付税制度の趣旨に反することになる。</p> <p>人口規模・構造や土地の利用形態等の多様な行政需要と地域の特性を的確に反映する算定基準を設定すべきである。</p> <p>また、3年間で5兆円程度の規模を目指すとされているが、従来型の交付税から移行されるのであれば、後年度に財源措置するとされた事業費補正や元利償還金の交付税算入分について、確実に措置されるのか不安である。</p>
<p>「地方分権改革推進法」の趣旨に沿い、地方と十分協議しながら国と地方の役割分担の見直しを進めるとともに、国の義務付けや関与を見直し、国庫補助負担金の廃止・縮小を図りながら、地方が自主的かつ自立的に財政運営ができるよう交付税総額の確保と税源移譲を強く望む。</p>
<p>新型交付税制度について注視しております。</p> <p>具体的な内容を熟知しておりませんが、概要から判断すると人口要件と面積要件のうち、人口要件に関してウエイトが高いように思われる。</p> <p>本市は森林面積が市全体面積の約77%を占めており、豊かな自然環境を有しているが、これらを保存整備するための経費も必要となってきた。新型交付税の試算では他の項目と比較し著しく森林</p>

面積に対する行政比率が低く、この点について懸念されるところとなっている。
財源確保のために、さらなる税源移譲を望む。
さまざまな制度の改革が決定するのが、予算編成時期であり、時として対応が間に合わないことが多い。決定時期によっては実施時期を一年遅らすなど配慮願いたい
改革や制度変更の具体的な内容は、予算編成作業に間に合うよう余裕を持って示してもらいたい
地方交付税の財源調整機能と総額の確保。
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型交付税導入において、地方の実情を十分に勘案してもらいたい。</li> <li>・ 広い面積で少ない人口の町村と合併した市に対して不利になるような改革は是非ともやめていただきたい。</li> <li>・ 権限移譲については、その財源確保とあわせ、本当に意味のある委譲をお願いしたい。</li> </ul>
<p>地方は中央に比べて課税客体が脆弱であり、個人住民税への税源移譲で一層財源が逼迫すると見込まれます。交付税において、税源の偏在を適切に把握した措置を望みます。</p> <p>介護保険事業や下水道事業に要する経費は年々増加しており、そのしわ寄せで他の事業財源が先細くなっています。過疎地域においても、社会福祉水準の維持とインフラ整備が円滑に行えるように、交付税制度の充実と過疎地域支援策の継続を望みます。</p> <p>道路網の整備が未だに不十分であり、整備要望を継続して行っています。道路特定財源の余剰額を一般財源に回す前に、整備が遅れている過疎地域の道路整備に重点的に充てることを望みます。</p>
<p>地方交付税については、現行法定率を堅持し、地方自治体の安定的財政運営に必要な地方交付税の総額を確保すること。また、財源保障機能及び財政調整機能を確保し、各地方自治体の財政運営に支障を来さないように適切に対応することを強く要望する。</p>
<p>国の制度改正（交付税も含め）の情報は遅く分かりにくい。特に、昨今の厚生労働省のように走りながら政策変更をすることは市民に説明責任を有する側からは許されない行為と考える。</p> <p>18年度実施の介護制度改革然り、今実施しようとしている後期高齢者医療制度改革は予算編成を控えたこの時期でも全く情報が入っていない。市民説明ができない。国の制度改革による地方への影響は国費で賄うべきであり、地方議会での制度改正の効果に対する論議に対応できない面がある。</p>
<p>これ以上の地方交付税の削減には反対である。多くの地方自治体において地方交付税が財政運営の柱となっているのに、国の財政再建の観点からその大幅削減がなされており、地方自治体はいまやその存続さえもが危ぶまれている状態である。</p> <p>90年代の経済停滞時の国の誘導により、地方は公共工事に代表される財政支出を追加的に行った結果、地方債残高が膨らみ、その償還が地方の財政運営を圧迫し、地方財政の危機を招いた一因となった。</p> <p>国は自らの財政運営の失敗を地方財政制度の改革と称し、財政再建の痛みを地方にばかり押し付けているのが実態であり、仮に地方財政の疲弊と引き換えに国の財政問題が解決しても何の意味もない。今後は国と地方が手を携え、一体となった財政運営を行っていくべきであると思料する。</p>
<p>税源移譲として所得税から住民税にシフトされてくるのが各地方公共団体の課税、徴収体制の力量が大きく問われること。徴収率向上にむけた体制づくりが最優先課題としている。</p>
<p>国庫補助負担金の廃止に伴う一般財源化にあたって、引き続き地方が主体となって実施する必要があるものについては、廃止と同時に確実な税源移譲が必要である。地方交付税については、地方の実態を踏まえ、自治体の財政運営に支障がないよう、安定的な財政運営に必要な一般財源を確保することが必要である。</p>
<p>国の財政再建の観点から国庫補助負担金や地方交付税の削減を進めることに力点を置くのではなく、地方の自由度を高めるといふ地方分権の観点にたって、税源移譲を含む三者の改革が一体として実施され、所要の地方税財源が確保されることを要望する。</p>
<p>三位一体の改革により、約3兆円の税源移譲が実現したことは評価します。しかし、地方が廃止を提案した国庫補助負担金は多くが温存されたままになっており、更なる税源移譲の余地があると考えています。今後の地方税財政制度では、三位一体改革のように、国の財政再建を優先したり、生活保護や児童扶養手当等の国が責任を持つべき社会保障について、負担だけ地方に押し付け、権限を維持し</p>

<p>ようとしたるすることは断じてやめていただきたいと考えています。また、三位一体改革では、財務省と経済財政諮問会議の民間議員が連携して意図的に正確でない情報をリークして交付税削減を主張していましたが、このような地方側の信頼を損ねる行動は慎んでいただきたいと思います。</p>
<p>国の省庁のなわばり争いのようなものではない、真に地方の自立に寄与する地方財政制度改革を望む。</p>
<p>地方分権を推進するためには国から地方への税源移譲は必須である。しかし、現在進められている三位一体改革の中では、自由度に繋がらない国庫支出金の削減などが行われ、理念とは懸け離れた単なる数字あわせとなっているようである。今後の制度改革においては地方と十分議論したうえで推進していただきたい。</p>
<p>地方分権をより一層進展させるため、国と地方の歳出バランスの実態にあった税源移譲を図っていただき、現在の一般財源総額の確保とあわせて裁量権を増やしていただきたい。また、過去から補正予算債の交付税算入を100%とすることで公共事業を実施するといった地方財政対策がなされているが、交付税総額の一方的な圧縮は地方への梯子はずしの感があるが否めないことから地方との協議会を実のあるものにしていただきたい。</p>
<p>①現在進められている各種の制度改革が国の財政再建を第一義として進められておりますが、地方財政も大変厳しい状況にありますので、地方へのしわ寄せがないように地方の意見を十分尊重して進めていただきたい。</p> <p>②真の地方分権は自立した財政基盤が備わってこそ進められるものという認識に立ち、地方の実状に応じた弾力的な税源移譲や課税自主権の拡大など国・県の過度な関与は排除した中で、地方独自の施策展開になるが税。</p>
<p>三位一体改革を今後どのレベルまで進めていくのか、各自治体はどうあるべきかなどの考え方を示してほしい。</p>
<p>政策的な減税など、国の責任で行うべきものを、地方に負担を転嫁すべきではない。</p>
<p>地方財政計画の圧縮は避けられないものがあるが、特に地方交付税の見直しについては激変緩和策を講じていただき、地方自治体が体質転換を図り、住民のコンセンサスを得て行政サービスを見直せるだけの時間がほしい。</p>
<p>①地方税財源制度の改革による地方分権が国の債務整理にならないよう動向に注意していきたい。</p> <p>②地財計画の抑制など包括的議論はわかるが、歳出削減の余地は自治体ごとに違うものであり、単純には経費の削減率等の数値で改革を判断すべきではないと考える。</p>
<p>景気回復による税収の増などを前提に進められている現在の制度改革では、当市のような地方の小規模都市の実情が反映されづらいという印象がある。今後、地方全体への財源配分そのものの増額だけでなく、大都市と小規模都市双方の均衡ある発展へ向けた制度改革を要望していかなければならないと考える。</p>
<p>国の関与等を見直すことなく地方財政計画や地方交付税を圧縮すれば、法令等で義務づけられている事務事業が実施できなくなるばかりでなく、地方の自由度を縮小し、住民に必要なサービスを提供することができなくなる恐れがある。また、自治体間の財政力格差があるなかで地方交付税が圧縮された場合、相対的に税収が少ない自治体では、他の自治体に比べ公共サービスを提供することが不可能となり、財源調整機能が十分機能しなくなる。以上の問題点を踏まえ、さらに国による景気対策及び政策誘導型の地方単独事業に係る起債発行に際して、地方交付税措置が約束されていたことにも十分配慮しつつ、単に国の赤字を地方につけ回すことのないよう、税源移譲と合わせて改革を進めるべきである。</p>
<p>地方分権推進により、地方の業務は増大しており一方的な削減は厳に慎むべきである。地方自身は改革に取り組んでおり、性急に減少させるのではなく、中長期的かつ明確な地方財政計画の考え方を国は示すべきである。なお、国の経済政策に協力したことにより、この10年間は事業費が増加しており、地方交付税にかかる元利償還については適切な配慮が必要である。</p> <p>また、今後の行財政改革の推進策を立案する際にも、中長期的な財政見通しが必要であり、「中期地方財政ビジョン」について可能な限り早期に提示して頂きたい。</p>

<p>・大都市における社会資本整備の必要性は国の活力につながるような経済活性化を図る上で非常に大きく、特に今後は整備した社会資本の維持管理費・更新費が多くなる事が予想される。現行制度においてはこのような大都市特有の財政需要に対応した都市税源が存在しないため、特に消費・流通課税及び法人所得課税などの配分割合の拡充強化が必要である。</p>
<p>歳入・歳出両面での地方の自主性・自立性を高め、真に住民に必要な行政サービスを地方が自らの責任で選択できるようにするとともに、国・地方を通じた簡素で効率的な行財政システムの構築を図ることが必要である。国庫補助負担金の改革として、国庫補助負担金の交付金化については、その配分権が国に残るなど、地方の自主性・自立性を高める観点からは不十分なところがあり、さらなる地方分権推進の観点に立って交付金化された国庫補助負担金についても税源移譲の対象にすべきである。</p>
<p>各自治体の歳入、歳出の見直しは国より容易ではあるが、その分これまで実施してきた。したがって、今後も国と同程度の改革努力を求められても改革できる項目が限られてきていることや、その額の少額となるため、かなり難しい状況となってきている。国においては歳出の徹底した見直しを実施した後に歳入（消費税等）の見直しを実施するといっているが、地方ではもうその時期だと考えられる。</p>
<p>今回の中途半端な権限と財源の移譲により、今後地方財政が立ちいかなくなってくる。これまで、厳しい財政の中で地方の実情にあった高齢化社会への対応、少子化対策などを実施してきたが、このような対応が今後どうあるべきか地方の役割を十分に検討し改革を進めていただきたい。</p>
<p>地方のあるべき行政サービス水準については十分な議論を行い、財政基盤の脆弱な地域の実情に見合う交付税の安定的な確保及び財源調整機能、財源保障機能の強化が必要と考える。</p>
<p>三位一体改革によって、一部の国庫補助負担金において補助率の引き下げ、交付金化が行われたが、その実施権限の地方の自由度が高まっていないものがあるため、更なる地方への税源移譲及び権限移譲を求める。</p>
<p>① 改革の名の下に国の借金を地方に転嫁するやり方はやめていただきたい。（地方交付税制度、国庫補助負担金の削減）改革の現状は地方分権推進に逆行し、財政的に地方の自立性を弱めている。  ② 国の責任による赤字地方債の元利償還金は地方交付税の交付・不交付にかかわらず、国が責任を持って補償すべきである。  ③ 事務を委譲する場合は、どの団体にもきっちり税源が移譲されるよう措置すること。住民税のフラット化は税源移譲としてきわめて不十分かつ不公平である。</p>
<p>「地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するためのもので、地方固有の財源である。」という根幹が崩れようとしている状況を理解していただきたい。昨今取り沙汰されている不正支出問題等法律を逸脱した自治体が全ての自治体ではないということを認識し、地方税財政制度の改革に取り組んでいただきたい。</p>
<p>新型交付税制度に関し、算定簡素化等の大義名分のもと、総額の削減を行うことのないよう要望する。</p>
<p>国の「三位一体改革」においては、今年度をもって国庫補助負担金の廃止・縮減が終了し、来年度から個人住民税による本格的な税源移譲が行われ、本市にとっては、税収の増を期待しているところである。</p> <p>今後、この改革をはじめ地方分権の推進により、自己の権限と責任において様々な施策を遂行していかなければならない。このような中、充実した市民サービスの提供を行うためにも、自主財源の確保に努めることが重要となってくる。</p> <p>したがって、個人住民税による税源移譲にとどまらず、消費税による税源移譲など、さらなる改革の推進を期待する。</p>
<p>・ 自立的な地方財政制度を確立するためには、国から地方への権限移譲と税財源の移譲をセットで進め、国と地方の仕事量に見合った税収比としていくことが重要であり、3年以内を目途とされている新地方分権一括法の制定を待つことなく、まずは税収比1対1を目指した5兆円の税源移譲など、現行の枠組みでも可能な改革を速やかに進めるべき。</p> <p>・ 臨時財政対策債や減税補てん債など、後年度の交付税による財源措置が約束されていた地方債の元利償還金については、国において不交付団体の増加目標が掲げられる中、不交付団体が結果的に財源</p>

<p>措置を受けられないということのないよう、特例交付金等の手段により約束した財源措置を確実に履行する仕組みを構築すべき。</p>
<p>これまでの分権改革は、国と地方を法的に対等にするなどの前進はあったものの、地方税財政制度の改革については、中央省庁の抵抗が原因でほとんど進まず、本来あるべき権限及び税財源の移譲にはいまだほど遠いものであることから、国に対しては、これまで以上に強く改革の推進を図るよう働きかけるべきであるとする。今国会で可決、成立した地方分権改革推進法は、改革の基本理念と体制整備の手順を定めたものにすぎず、「税財源の移譲」については、旧法並みの記述に止まっており、改革の早期実現は、今後の実効性ある議論と具体的計画づくりにかかっている。まずは、同法に基づき設置する地方分権改革推進委員会について、地方分権の推進について十分な識見を有し、地方の意向を十分に踏まえ、その意見を反映、代弁のできる委員を選任するよう求めるべきである。</p>
<p>三位一体改革の中での地方交付税については、総額抑制のみが優先され、自治体の実情に見合った改革とはなっていない。19年度改正予定である普通交付税について、算定の簡素化はもちろんのこと、配分額等については十分配慮していただきたいと思います。</p>
<p>三位一体の改革関係で補助金から交付金となったものについて、団体の努力が酬いられる仕組みが入ることについては一定の評価はできるが、常に新しい取組を行わないと交付ポイントが維持されないなど過度な成果主義に基づく制度設計も見受けられる。税源移譲も十分でない中、新たな取り組みを行う体力が団体にあるかどうか行政サービスの継続性なども考慮すべきである。</p>
<p>現在、議論されている「新型交付税」について、複雑化した算定方法を簡素化することは望ましいものであるが、地方交付税はすべての地方公共団体が、住民に標準的な行政サービスを提供するための制度である。単に人口と面積を基準とした配分では、各地方公共団体の行政需要が的確に反映されないことも考えられる。新型交付税を導入する場合には、地方交付税が、本来地方固有の財源であることを踏まえ、地方交付税総額の確保及び財源保障機能が損なわれることがないように、十分な配慮がなされるべきと考える。</p>
<p>生活保護費、国庫負担金等の国庫負担率を引き下げ、地方の負担率を引き上げることは絶対に行わないでほしい。</p>
<p>地方交付税制度のもと、ほとんどの自治体で同じような行政サービスを行ってきたと思われる。これは、市町村独自の行政サービス事業を創設しているところもあるが、おおかた国や都道府県の指導のもと実施されている事業と思われる。決して、自治体の財源が余っているので事業を拡大していったということでは無いと思われる。しかしながら、数年前に財務省により指摘のあった余分な事業に交付税が回されているとの見解があり更なる地方交付税（地方財政計画）の縮減が可能という見方が報告されている。</p> <p>全国のほとんどの自治体で実施している事業は、何らかの指導があったため行われているものであり、交付税を縮減する理由にはならない。交付税を縮減していくとするならば、何の事業をどのような理由でいつまでに縮減するのか、事前に地方公共団体に示していくべきと考える。これは、地方公共団体に説明するということではなく、国民に説明するということとなるであろう。</p>
<p>わが国の行政制度は、国の制度を自治体が行い、両者がその経費を応分の割合で負担するというかたちで成り立っており、自治体の単独事業というものは、ほとんどの自治体において限られたものである。地方財政計画はそのような制度を維持していくために、自治体が必要とする財源を保障する制度であり、現在の議論には、その視点が欠けているものが多いように思われる。国の財政が危機的な状況にあるとき、国庫補助負担金や地方交付税の見直しによる国の歳出抑制の必要性は一定理解できるものの、現在のように、翌年度の制度や財政規模も予算編成の過程でしか明らかにならないという現状では、自治体は将来展望を持った行財政運営を行うことは不可能である。本来的には人口減少社会を迎えたわが国の将来像を示し、それに向けた国と地方の役割と財源の負担を明確にして、年次的に実施していくのが理想であるが、中期的な展望の提示や、それに対して意見を述べるための国と地方の協議の場の法定化は不可欠であるとする。</p>
<p>地方分権改革推進法も成立し、第二期地方分権改革に向けた一歩が踏み出されたが、今後の地方税財政制度の改革は、地方公共団体が自主的・自立的な行政運営を行い、基礎的行政サービスを安定的に</p>

<p>提供できる財政基盤を確立できるよう、地方と十分に協議しながら進められることを期待する。</p>
<p>三位一体改革により、本市財政はかなり大きな痛手を負うことになりましたが、今後に向けて集中改革プランを策定し、再び収支均衡を図る努力をしているところです。しかし、平成16年に行われたような一方的な交付税の削減が行われてしまうと、再度改革の芽を摘み取られてしまうばかりか、今度は赤字再建団体への転落も現実的なものになってきます。今後は、交付税の総額の堅持及びすみやかな税源移譲を求めるものであります。</p>
<p>三位一体改革は税源移譲の数字上の目標は達成され、一定の評価は出来るものの、その中身である国庫補助負担金の削減は、補助率の見直しなどの数字合わせに終始しており、依然として国の関与は残っている。真の意味で、地方の自主性を高めるような改革を今後は期待したい。</p>
<p>地方の自立的な財政運営を可能とするため、国から地方への一層の税源移譲を進め、当面、国と地方の税の配分を1：1とすること。</p> <p>地方の安定的な財政運営を可能とするため、地方交付税の総額を確保すること。</p>
<p>税源移譲により人口の多い都市部と少ない地方との間において、拡大すると考えられる財政力格差に対する適切な財源保障・財源調整を要望する。</p>
<p>三位一体の改革の原点に立ち返り、真の地方分権を推進することを基本として、今後の地方財政改革を推進する必要がある。そのためには、国の財政再建を優先して地方に負担を押し付ける視点ではなく、国と地方の役割分担を見直すことによる国から地方への事務事業と権限の移譲を推進することと同時に、地方財源の充実を図る必要がある。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・税源移譲に関しては、地域間格差が拡大することのないよう確実な対応を要望する。</li> <li>・交付税に関しては本質である最低限の行政水準の保障を損なうことがないように、慎重に検討していただきたい。また後年度財源措置するとして地方債の元利償還に係る約束分については、景気対策の一環として国が地方債発行を促進させた面があることを考慮し、確実な交付税措置を望む。</li> </ul>
<p>市民税での税源移譲を更に進め、自立した財政運営を行える団体をもっと増やすべきである。</p> <p>また普通交付税において、平成19年度から新型交付税の導入により算定項目数の削減が図られているが、実務からすれば算定が複雑化しており、本質的な簡素化になっているとは考え難い。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方に配分している事務に係る制度改正は、地方に及ぼす影響がどれほどであるのか十分検討し、これを的確に把握したうえで、早期にかつ万全な情報提供を行いながら実施していただきたい。特に、事務経費（人的、金銭的）の著しい増大を伴う改正にあたっては、当該経費に見合う財政面での措置を講ずるべきである。</li> </ul> <p>特に、厚生労働省関係の制度改正は、事務的、財政的に非常に影響が大きなもの（今般の後期高齢者医療制度、国民健康保険料(税)特別徴収等）が多いにもかかわらず、十分な準備期間も確保できず、国が負担すべき財源の見通しも立たない状況となっている。</p>
<p>今後の地方税財政制度の改革に対しては、地方の役割を明確にし、それに伴う正当な財政措置を講じるとともに、改革・変更事項の早期周知を徹底していただきたい。</p> <p>また、制度変更に伴う事前調査が拙速、膨大化、重複しており、人員削減を行っている市町村に多大な負担となっていることを承知していただき、TOTAL的に行っていただきたい。</p>
<p>○地方分権が進むなかでも、国は地域間格差の是正については今後も努めていただきたい。</p> <p>○「①応益的な（累進性が低い）税は地方税に、②所得再配分機能や経済安定化機能に適合した応益的な（累進性が高い）税は国税に、③税源の物理的な移動性が低い税は地方税に」という伝統的な税源配分論のもとで、実際には自治体は、本来国家財政が担うべき所得再分配や経済安定化機能の多くを担わされている。この矛盾をかりうじて埋めようとするものが現行普通交付税制度である。第一に考えなければならないのは、少なくとも住民の側から見て、同じ税負担なら同じ公共サービスが受けられること（公平性）、住民の居住地選択等に財政が影響を及ぼさないこと（中立性、効率性）が保障されなければならない。ただし、そのための手法が現行の地方交付税制度（地方財政の一般財源のほとんどを総務省がコントロールしているという現況）でいいのかどうかは別に検討すべきではないか。場合によっては中央省庁の直営に戻すべき事業もあるのではないか。</p>
<p>今後、改革が進められる地方交付税について、そもそも地方交付税は予算制廃止上、国から地方に交</p>

<p>付されるものの、国から与えられる財源ではなく地方が共有する「地方固有の財源」であるため、国の裁量によって左右されるものではなく、国の経済対策や景気対策、合併減額ありきの地方交付税改革はあってはならないものであると考える。</p>
<p>一般財源化した事務については、国による義務付けや基準の廃止を行わないと単なる国の地方へのつけ回しになってしまい、地方分権に逆行することとなる。公共事業に係る国庫補助金の使いきり（要望枠の消化）を県が市に求める例が目立つが、使いきりの強要が市の事業に無駄を生じさせる原因となっている。国のレベルから使い切りの廃止を行う必要がある。</p>
<p>地方債制度については、本年度から協議制に移行したところですが、申請などの事務手続きについては、一層の簡素化を要望します。</p>
<p>過疎化がすすみ、自主財源の乏しい地方の意見を充分に取り入れていただき、地方の切捨てになることのないような制度改革になるように要望します。</p>
<p>平成 19 年度は税源移譲が住民税に反映される年となるが、人口が少ない地方都市においては、本年度の所得譲与税に見合う額の確保が難しい自治体がでてくる。この差額分についての財源調整は必ず行っていただきたい。また、国税の増収分については、今までと同じ割合での地方交付税交付金化を行っていただきたい。</p>
<p>税収の豊富な都市や中央の自治体中心の改革ではなく、税収が少ない地方の自治体の現状を明確に認識した上で改革してもらいたい。最近も税収の伸びにより地方財政は黒字であるかのような見解が示されたが財政の自由度が国と比べて極端に少ない地方は非常に苦しい財政状況にあり中央での認識は不十分である。</p>
<p>今後の地方税財政制度の改革では、国と地方の歳出費を踏まえた税源移譲による地方税の充実、地方の財源不足に対する地方交付税の恒久的な法定率及び引き上げ等により、地方一般財源が確保されることを要望する。</p>
<p>地方分権の進展により、権限移譲がさらに進み、国・県の事務として行われていたものが市町村で行うことになると思われるが、こうした移譲事務に係る経費に見合った財源の移譲も同時に行われることが必要である。</p>
<p>国の財政建て直しを最優先することを前提とした改革は、地方財政を破綻に追い込むものであり納得できない。</p>
<p>本市において、地方交付税は歳入の 4 割を超え、重要な財源である。地方交付税制度の本来の目的である地方財源の均衡化と財源保障が制度改革後においても図られ、地域間格差が生じないよう配慮願いたい。</p>
<p>地方交付税において、現在総務省概算要求では△2.5%となっており、さらに新型交付税の導入も予定され、基金残高も大幅に減少しているなか現下の来年度当初予算編成が非常に苦慮している。特に「新型交付税」が人口に比重をおいた基準で配分すると、地方の削減率が高いと考えられ、ますます都市部に財源が集中し、税財源の乏しい地方は行政サービスの後退とともに過疎化が危惧されるため、国民が等しく一定の公共サービスを楽しむための財源を国の責任で保障する制度に改正すべきである。</p>
<p>地方交付税は地方固有の財源であるので、国の事情によって安易に国税の一定割合の率を変更しないでほしい。地方分権とそれに伴う税源移譲は今後も推進すべきだが、地方の裁量権の少ない分野に対する負担金の削減は慎んでほしい。</p>
<p>平成 17 年 12 月に、3 兆円超の補助金削減と 3 兆 90 億円の税源移譲で国と地方が正式合意した三位一体改革であるが、「国から地方へ」の理念とはほど遠いものといわざるを得ない。国は緊縮財政の中にあっても、単なる削減目標に目を向けるのではなく、地方の財源の確保や裁量権の拡大を実行すべきである。また、各自治体の人口と面積を基準とする「新型交付税」では、大都市と地方の格差がますます広がるのではとの懸念をもっている。</p>
<p>地方分権を推進し、地方の自主性を高めることが三位一体改革の目的のひとつであるとされるが、国が本来すべき業務について地方に負担を求めることはやめてほしい。そしてその負担については、交付税や譲与税というのではなく国庫負担金として交付すべきである。</p>

<p>地方交付税は地方公共団体間の財源調整と財源補償するためのものであって、地方の固有の財源である。したがって、その年毎に安易な対応や、今までの臨時処置的対応分に対してきちんと対応して頂きたい。</p>
<p>地方税財政制度の改革の必要性は認めるが、現在の改革は国の財政負担を地方の押し付け、地方の行財政改革の成果を消してしまっているように思われる。また、目標が漠然としているため、どこまでの改革を行わなければならないのかも判断がつかない。したがって、中期的な将来計画をたて、その間においては国が一定の財源を地方に補償するといった措置が必要ではないかと思う。また、国が新たな地方の負担を伴う福祉施策や教育施策等を次々と制度化するようではいくら財政制度改革を行っても地方はもたない。地方税財政制度の改革のみでなく地方負担を求める施策を実施するならば、地方と話し合い、十分な財源の裏づけや準備期間をおいたうえで実施する等の方法も必要ではないかと思われる。</p>
<p>大都市の景気が上向くなか、地方は依然として景気の低迷が続いている。こうしたなかでの三位一体の改革に見られる地方交付税や補助金の大幅な削減は地方財政が危機的な状況に陥ることになることから地方の実情を十分考慮した改革を行ってほしい。</p>
<p>地方財政の現状は景気の回復の恩恵にあずかり税収が好調な大都市と景気回復の恩恵にあずかれない地方の小都市及び町村の二極化が進んでいる。大都市の理論（好調な税収、雇用、マンパワーの確保等）だけで今後の地方税財政制度の改革を進めていくと地方の小都市は間違いなく立ち行かなくなると思われる。今後は地方の小都市・町村にも配慮した改革を強く要望する。</p>
<p>全国的なベースではほぼ一律に地方財政計画上の一般財源のうち地方交付税等が減少し、自主財源である市民税等へと財源が振り変わってきているが、本市においても人口の減少及び少子高齢化の急激な進展をはじめ、経済活動がそれほど活発な地域ではないため、市町村合併の実現、人件費を含む各種歳出の大幅な縮減等に取り組んでいるものの、今後の計画的な行財政運営を考察するにあたり、これまで以上の苦心が求められると認識している。このため、特に地方交付税の本旨である地域事情に配慮した算定方法についても即時に全廃するのではなく、これまで以上のご理解をいただきたい。保健、医療、福祉施策から、国民健康保険、老人保健、介護保険にいたるまで、現在及び今後も大幅な法改正等に伴う対応が求められている。増となる経費のうち、財源手当てがあるものもあるが、経費の増大が懸念される場所である。もちろん、これら施策については、今後の対応として、十分な財源配分をしなければならぬと認識しているが、是非とも新たな特定財源の創設についてご配慮いただきたい。</p>
<p>国と地方の協議の場が設けられたことなど、一定の評価ができるが国の財政再建に力点が置かれたため、臨時財政対策債を含めた地方交付税が大幅に削減されたことや、税源移譲に結びつく国庫補助負担金の廃止・縮減の大部分は国の関与が残る義務教育費、国民健康保険、児童手当等、実施が義務付けられる事業に係る国庫負担率の引き下げであり、地方分権改革の理念に沿ったものとはいえない。</p>
<p>住民税の10%フラット化による税源移譲により市税収入の増加は見込まれるものの、反面廃止となる所得譲与税や減税補てん債などの影響や負担金・補助金などの減額により、財政運営に大きな影響を及ぼすため、地方交付税においては一部新型交付税への移行など制度改革が継続しているが、総額の圧縮を目的とすることなく、総額を確保し地方財政の財政調整機能を十分果たせるものとしてほしい。</p>
<p>普通交付税の行革インセンティブ分（徴税费、ほかの諸費）は、当該団体のある特定年度から当該年度の経費削減、徴税率向上が算定基礎となっている。しかしこれではもともと行革に取り組んでいない自治体が行革を行った場合に算定され、行革の取り組みが高水準で安定している自治体には恩恵がなく、逆に、行革の取り組みを阻害する要因ではないか。</p>
<p>地方分権の推進及び権限移譲に伴う地方財政基盤の確立のため、一層の税源移譲による地方税の充実強化を図るとともに、地方団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税の財政調整機能・財源保障機能を強化し、その総額を安定的に確保するなど、一般財源の充実を図ることが重要である。特に地方自治体の共有財源である地方交付税において、財源保障、財源調整の両機能は引き続き堅持するとともに、増大している地方の役割に対して責任をもって安定した財政運営ができるよう、必要な地方交</p>

<p>付税総額の確保は不可欠であり、景気対策や政策減税、財政対策、合併支援措置等、国が後年度財源措置すると約束した交付税措置は確実に履行されるべきである。</p>
<p>・地方財政は、行革をおこなっているが、少子高齢化や団塊の世代の退職、公債費の増大に対応が必要で、引き続き財源不足が見込まれる。国の財政再建だけを優先するだけでなく、住民の生活に密着した事業を展開しなければならない地方財政の充実を求める。</p> <p>行政改革や企業誘致といった、地方の努力を的確に反映した地方交付税制度等の確立が必要。</p>
<p>国が補助負担金を削減したにもかかわらず、規制の基準は依然として残すなど、事実上の負担のつけまわしはやめるべき。</p> <p>都道府県と区市町村との税源配分割合について、基礎自治体を優先するという考えで改正を行うべき。</p>
<p>税制、国庫補助負担及び交付税改革に代表される三位一体の改革は、国財政の再建策が優先され「削減ありき」の方向が顕著に現れたものとなった。国は、地方公共団体が行う仕事と財源について十分に検証した結果として制度改革を行ったのか疑問の残るところであり、特に市町村に対する説明責任は果たされていないと考える。</p> <p>今後の地方税財政制度の改革においても削減傾向が継続されるならば市民への行政サービス水準は低下させざるをえない結果となる。制度改革における国の責務として、地方財政の実態を検証するとともに、地方に対する説明責任を果たすこと及びコンセンサスを得ることを望むものである。</p>
<p>今までの三位一体改革の議論が、「地方の自立」という本来の目的を外れ、あたかも交付税や補助金の削減が目的であるかのように扱われてきた点について、大変遺憾である。今後は地方への権限の移譲と、さらなる税源の移譲を、早期かつ十分に進めるべきである。</p>
<p>臨時財政対策債は交付税の振替措置であり、元利償還金が普通交付税に算入されることとなっているが、交付税の不足分の補てんが臨時財政対策債であるならば、不交付団体に対しては普通交付税算入に限らず、措置する検討をするべきである。</p>
<p>今後の地方財政の動きを予測してみると、地方財政計画の歳出は、一定のルールで圧縮されることが見込まれます。公務員定数の減による人件費の圧縮、投資的経費は、国・地方を通じて毎年1～3%削減、また社会保障費の地方負担分の圧縮などもあり、地方財政計画の規模は、現在の約83兆円を大幅に下回る可能性がある。さらに、団塊世代の退職に伴う退職金が払い終わり、公債費もここ2～3年がピークであり、全体的に減となれば、それはまた地方財政計画の更なる圧縮をもたらす。そうなれば必然的に地方交付税の縮減につながってくる。地方都市の財政状況はさらに悪化が予想される。</p> <p>地方6団体が提案しているとおり、地方交付税は地方固有の財源であり、「地方共有税」として、財源保障の機能の確立を願いたい。</p>
<p>改革全般では、マクロベースで、国庫補助負担金、地方交付税、地方税が相対的な枠組みの中で決定したもので、国庫財源(国庫補助負担金、所得税)を一般財源化し、その財源を人口規模によって各自治体に配分。税源移譲した分を地方交付税から減ずる仕組みで、人口規模が大きく、もともと普通交付税の交付額自体が少ない都市部では、地方税や所得譲与税による増収が見込まれ、人口規模が小さい地方では、その逆になる傾向が強い。全国一律のサービス提供や施設サービスを行うために国庫補助負担金制度があり、それが一般財源化したことで、地方の裁量権が増す都市部と少ない財源をやりくりして、今のサービスを維持、または、縮小しなければならない地方とに大別される。このことから、国は地方交付税の根本的な役割を重視し、財政調整機能制度の確立を地方から見た視点で行うことが必要と考える。</p>
<p>「地方分権」により地方自治体の役割が増加している反面、それを実施するだけの財源保障が十分になされていない。この様な状況のなか、地方交付税の改革論議が毎年度実施され、結果、縮減方向となっている。</p> <p>住民サービスを直接実施する末端自治体で、かつ、財政力が低い団体にとっては、国の改革方針どおりの内部改革も限界に近づきつつある。このため、財源保障機能を有する地方交付税制度を堅持するとともに、単なる補助率の低下による国庫補助負担金改革は実施せず、真に地方の自立が可能とな</p>

<p>るような改革を希望するものである。</p>
<p>合併特例債元利償還金の交付税措置について、特別枠で確保願いたい。（意図的に不交付団体を増やす政策の中で、不交付となった団体では、新市建設計画の実施に影響が出る恐れあり。）</p>
<p>財政的に弱い団体では大幅な税収増が見込めない状況の中、国庫支出金や地方交付税の削減は、国の借金を減らし財政的に弱い団体の赤字を拡大することに他ならない。また、新たな再建法制についても地方交付税削減等により厳しい財政運営を強いられている中、単なる行財政運営の圧迫となる可能性もある。</p> <p>今後の地方税財政制度の改革においては、財政的に弱い団体に十分配慮した上での制度改革が強く望まれる。</p>
<p>「三位一体改革」において、概ね3兆円の税源移譲が行われることとなったことは一定評価するものであるが、真の地方分権に繋がるよう、地方の意見を十分反映し、交付税制度の適正化と税源移譲を優先的、早急に進めてもらいたいと考えています。</p>
<p>生活保護費や児童手当等、地方に裁量の余地のない経費については、全額国庫負担とするとともに、庁舎、義務教育施設、保育園等の施設にかかる維持管理費（後年度交付税措置のある地方債が充当できない外壁改修等）を、実態に即して普通交付税の基準財政需要額（経常的経費）に参入されたい。</p>
<p>来年度より普通交付税の算定において、簡略化するため、人口と面積で算定する新型交付税が新設されますが、先日、平成18年度ベースで試算したところ数千万円の減額という影響額がでました。この算定によると人口が少なく面積が広い団体はかなりの影響額が出ると聞いています。この新型交付税はあくまでの算定方法が変わるだけであり、算出額に幅が出ることは行政経費の積み上げを綿密に行ってきた現制度を無視するものともいえるので、よく検討していただきたい。</p>
<p>地方にはそれぞれ地形や気候その他社会的条件等が異なっており、今後の改革においてはその地方の実情に即した形で地域社会に不可欠なサービスの提供ができる財源保障をしていただきたい。</p>
<p>今後追加実施される補助金・負担金の見直しについても地方交付税による措置でなく、税源移譲等適切な財政措置を要望する。</p>
<p>地方分権の推進により、地方の権限と責任にふさわしい財源を確保するため、国と地方の税源配分の見直しにより、地方税中心の歳入構造を確立することが重要であるとともに地方税のみでは標準的な行政サービスの水準を確保することができない団体に対しては財源保障・調整として地方交付税を活用していくことが有効であると考えます。</p>
<p>中長期的に安定した財政運営が行えるよう、地方財政（特に地方交付税）の予見可能性の向上を望む。</p>
<p>・第2弾の税源移譲を早期に実施するとともに、廃止される補助負担金に伴って、それに関する国の規制や指導などの関与もなくすべきだと考えます。</p>
<p>歳入の大幅な伸びが期待できない状況において、今後、歳出では扶助費等義務的経費の増加に加え、廃棄物処理施設の整備や教育施設の耐震補強事業など、多額の投資的経費が見込まれるところであり、本市としても、より一層の行財政改革の推進に努めていく必要があるのは当然であるが、一連の制度改革においても、地方財政に必要な財源の確保が図られるよう万全な措置を講じていただきたい。</p>
<p>三位一体の改革では、平成15年度から18年度までに4.7兆円の国庫補助負担金の廃止・縮減に加え、交付税では臨時財政対策債を含め5.1兆円の削減が行われた。それに対し、税源移譲は3兆円にとどまるなど、国の財政再建を優先し、そのしわ寄せを地方に押し付けるような形となっている。また、国庫補助負担金の廃止・縮減と税源移譲により地方の自由度を高めるとしていたが、実際には、自由度が増える項目は少なく、真に地方分権が進んだとは言えない。今回、地方分権改革推進法が成立し、新たな分権時代を迎えることとなった。今後において国は、地方と十分に協議を行い、国と地方の役割分担を見直し、さらなる権限及び税源の移譲を進め、真の地方分権の実現を推進するべきである。</p>
<p>国は、外交や防衛など国家的な行政サービスを除き、地方に権限（責任）と財源をセットで速やかに移譲すべきである。一方、地方においては、個々の地域住民が質の高い行政サービスを安心して継続的に受けられるよう、政策形成能力の向上や財政の健全化をより一層図っていく必要がある。</p>
<p>地方分権改革の趣旨は一定理解するが、地方が自立するためには、十分な税源移譲が必要であると思</p>

う
改革が進む中で、財政力の強い自治体と弱い自治体の格差が開いているように思える。今後の改革に当たっては財政力格差を縮める改革とすることが不可欠である。また、規制緩和の促進を要望したい。例えば、行政財産の目的外使用の許可を行い、使用料を徴する際、入札・せりのように金額が最も高いところに貸し付けることを制限している。（広告料を徴し、壁面を使用させるなど）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治体の安定的財政運営に必要な地方交付税の確保</li> <li>・普通交付税の一部臨時財政対策債への振替の廃止</li> </ul>
平成 18 年度までの「三位一体の改革」では、地方の自由度を増すものとして税源委譲と国庫補助負担金の削減が行われたが、この対象となった国庫補助負担金は地方六団体などが求めたものと異なり、その多くは地方の裁量の余地が少ないものばかりであった。また、国の関与を減らすことも目的とされたはずであったが、補助率の削減であったり、交付金化であったりと、国の関与は相変わらずで、補助金等の申請事務などは変わっていない状況である。地方の自立を促進するためには、引き続き改革が必要と考える。
税源移譲につきましては、「消費税と地方消費税の割合の見直し」及び「個人住民税所得割の更なる上乘せ」などにより、地方税の一層の充実強化が必要と考えております。また、地方交付税制度につきましては、長年にわたり普通交付税の不交付団体である本市といたしまして、地方交付税は財源調整機能と厳格な財源保障機能のみの必要最小限とし、地方自治体の自由度を拡大するために必要な財源確保は、税源移譲を促進すべきであると考えております。
特別区が基礎的な自治体として、健全な財政運営を行うために、国から地方への税源移譲などにより、財政自主権を強化すべきである。ただし、国庫補助負担金の改革にあつては、生活保護等の本来国の責任によって実施すべき事業を対象としないことや地方への単なる負担転嫁や国の関与を残した交付金化が行われないようにする必要がある。さらに、財源移譲にあつては、国庫補助負担金の削減額に見合う額を基幹税により移譲することに、自治体間で不均衡の生じないように確実な税源を保障すべきである。
地方交付税の改革については、税源移譲に伴い自治体間の財政力格差が拡大されることが予想される一方で、各市町村において一定の行政水準を確保していく必要があることから、地方交付税のもつ財源調整と財源機能の両機能は維持されるべきである。
地方においては景気回復による影響が見られず決して裕福な状況ではない。地方交付税は地方固有の財源であるため法定分を総額として確保するよう強く要望する。また、新型交付税の導入にあつても自治体の実態に即した財政需要に適切に対応できるような制度設計を強く要望する。
次回の改革では、国の関与等の前回の課題を解決することを柱としなければ意味はない。
今後行われる所得税から住民税への税源移譲については、所得が低い階層における住民税移行分が多くを占めることから、滞納による徴収率の低下が懸念されることとあり、場合によっては実質的な一般財源の減につながる事となる。
所得税から住民税への税源移譲が実現したが、今後一日も早く消費税の地方税化（地方消費税交付金の割合を増やす）を実現する取り組みが最も重要であると考えている。その際、地方自治体制度において、中核市や特例市など自治体に機能差が生じていることから、機能に応じた適切な配分が可能となるような制度を構築していくことが必要である。
自主財源に乏しい過疎の自治体では、森林等の整備に費用負担をかけることが出来なくなり、災害時の発生後、荒れ地になる箇所も増大し、国土保全に不安を生じている。
地方財政についての、中長期的な財政運営の方向性と規模・財源手当の見通し等を明らかにしていただきたい。
真の地方分権を実現するためには、国から地方への関与のあり方や国と地方の役割分担を抜本的に見直し、地方が担うべき権限とそれに見合った税源を移譲することが不可欠である。したがって、地方税については、地域偏在のないもの（基幹税）の割合を高めていくことで国から地方への税源移譲を実施し、国・地方間の租税配分を是正し、地方税中心の歳入構造とする必要がある。また、現在議論されている新型交付税について、簡素化の名のもとに、単に人口・面積で機械的に配分するなど、地

<p>方交付税制度がなし崩し的に歪められることがあってはならず、本来目的とする財源調整機能と財源保障機能が堅持されることが必要である。</p>
<p>・離島・過疎地域においては、基本的に課税客体が乏しく、税収増は見込めない状況であり、地方においては国の措置が必要である。</p>
<p>地方への権限移譲は、一向に進んでいない。更なる税源移譲と、地方の自由度を高める地方分権改革を早急に進めるべきである。</p>
<p>地方財政対策については、地方税が増加する見込みであるが、地方は景気回復について、都市部より遅れるため、全国一律とならない場合が多いので何らかの配慮をお願いしたい。</p>
<p>新型交付税や地方財改計画の歳出の削減など、人口密度の低い過疎地域での影響は大きい。普通は税における財源調整機能及び財源保障機能を十分に発揮した配分を要請する。</p>
<p>まず国の財政再建ありきで議論されており、国の行革努力が充分なのかどうか検証されないまま、地方にばかり負担を強いるやり方に憤りを覚える。見直しにおいても人口に重きを置く都市型の論理ではなく、広い国土の大部分は過疎地の山林や田畑を守っている少数の人々が担っていることを忘れてほしい。</p>
<p>税源移譲については、所得譲与税のように人口規模に応じた配分だけでなく、国土保全の観点から、面積規模、就業構造等も、もっと考慮して欲しいと思います。</p>
<p>三位一体改革による地方交付税の大幅な削減は、地方の自立に向けた財源の確保という観点からは問題がある。今後、税源移譲がさらに進み、その結果、臨時財政対策債や減税補てん債の元利償還金といった、後年度の交付税措置を約束されたものまで結果的に措置されないといったことにもなる懸念があるため、これらを確実に措置するしくみを構築するなど、地方の財源については必要額の確保を望む。</p>
<p>直接、税制改正とは関係ないが、普通交付税の代替として発行される臨時財政対策債などの赤字債が増大し、その公債費が私費負担として大きな財源負担となっている。本来、交付税として交付されるべきもので、別途何らかの国からの補てんを願いたい。</p>
<p>人口と面積を基準とした新型交付税では、地域条件の違いによる行政コスト等が反映されず、また財政力のある団体の削減が、財政力のない団体の削減幅を上回るケースも多く、矛盾を感じる。</p>
<p>地方分権改革により、地方の責任が重大となってきた。税源移譲・権限移譲によって地方は自立していかなければならないが、地域間格差は否定できないので、その点を配慮願いたい。</p>
<p>地方交付税については、この制度が維持されてきた経緯、また、地方自治・地方分権の主旨からも、国が一方的な制度変更をすることなく、地方団体と十分に協議されるべきである。行政には計画性、継続性があり、行財政改革は単年、あるいは短期でなせるものではない。永年かけて、時代の社会的変動等を展望し、行政の組織体運営等の在り方を考えて対応していかなければならないことから、急な制度変更及び削減には反対である。</p>
<p>・地方交付税は、地方公共団体が一定の行政サービスを提供するため、地域間格差を調整し、財源を保証する必要不可欠な地方固有の財源であるため、今後においても地方公共団体の安定的な財政運営に必要な財源確保を図るべきである。</p>
<p>地方分権推進法が制定され地方への権限委譲が進められると思うが、権限の移譲を議論する際にはあわせて税源の移譲を行うことが必要であり、権限委譲が単なる地方への負担の押し付けにならないように議論を進めていただきたい。</p>
<p>・地方の実態に促した地方交付税制度の改革。          ・歳出規模に見合った国からの税源移譲。          ・単なる負担の転嫁ではなく、地方の裁量権の拡大につながる国庫補助負担金の見直し。</p>
<p>地財計画等のすみやかな公表（当市の財政計画等の歳入が見込めないため）</p>
<p>事業の補助申請に伴う書類の簡素化。（事業執行年度は補助、起債対象となるが、調査設計等に多額の経費を要するが、一般財源となる。）</p>
<p>地方自らの歳出削減、歳入確保により、財政運営の健全化を図っている中、地財計画の見直しと題し、</p>

<p>圧縮することは、地方の努力が報われない結果となってしまう。</p>
<p>・地方交付税本来の機能の維持と、地方財政に配慮した改革を要望します。</p>
<p>・「三位一体の改革」は、国庫補助負担金を改革（削減）して、地方の個人住民税所得割に税源移譲を行いながら、地方交付税の改革（削減）も併せて行うものですが、個人所得額の多い中央都市と個人所得額の少ない地方都市との益々の財政格差が生じるのではないかと懸念するところである。</p>
<p>税源移譲に伴い自治体間の財政力格差が広がることが予想されるが、財政力が劣る自治体においても一定の行政サービスの水準を維持する必要があることから、新型交付税は地方交付税の持つ財源調整と財源保証の両機能が強化されるものになるようお願いしたい。</p>
<p>・国の「ムダ」を無くしてから地方への負担にしていきたい。（住民の目の届きにくい国では、入札や談合等、その他のことでも「ムダ」が多いように思われる。）</p>
<p>「三位一体の改革」の考え方には賛同できるものの、所得税から個人住民税への税源移譲は、税率のフラット化によって、逆に減額となる地方自治体（大都市）があり、行政需要に応えることが出来ない現実が顕在化してきている。</p>
<p>償却資産評価の見直しによる税収への影響が懸念される。仮に法人税において減価償却制度の見直しがあっても、固定資産税の償却資産に当てはめないよう強く要望する。</p>
<p>国は更なる地財計画の縮小を行おうとしているが、都市部及び国の論理だけで地方に自助努力を求めすぎることは、均衡ある国土形成を阻害するものと考えます。特に普通交付税の縮小がこれ以上続いた場合、市としての存続に関わることであり、1,800余の自治体が真の地方分権（財源を伴う）が可能なくみ作りを国にはお願いしたい。（当然、地方の自助力は前提とは思いますが）</p>
<p>現在、政府が「骨太の方針」に盛り込もうとしている国全体の財政の基礎収支黒字化は、1980年代の「地方財政余裕論」を展開された国庫補助金の補助率カットと非常に似ており、国から地方への負担の押し付けであり、真の財政再建とは程遠いものである。なぜなら、事務事業の見直しに手をつけない財政再建は、根本問題の解決を先送りしただけであったことを、現在の財政危機が証明している。また、中央省庁の権限・権益を残したままで国の歳出を削減する手法は、三位一体の改革においても、義務教育、児童手当、児童扶養手当の負担率の引き上げという形で採択され、決定前には、生活保護費までを議論の対象とするなど、国の考え方は何ら変わっていない。</p> <p>今回の国の一般会計歳出の見直しの一大争点である地方交付税においても、総額が膨らんだ背景（政策減税、景気対策、地方債による財源補てん措置など）を十分検証せず、「まず改革・縮減ありき」というのは非常に乱暴な議論であると言わざるをえない。また、地方交付税は、法令等による歳出や事務事業の義務づけを含め、地域社会に必要な不可欠な公共サービスを提供できるよう財源保障を行っているものであり、その性格上、目標を設定し削減することにはなじまない。</p> <p>そもそも、地方交付税は、国から恩恵的に与えられるものではなく、「地方の独自・固有の財源」であるとともに、すべての自治体が国に依存せずに、住民に対して一定水準の行政サービスを提供できるように、税源移譲も含め措置するべきである。なお、地方交付税については、非常に複雑な算定方法をとっているが、市町村単位では、人口・面積による算定（都道府県の算定結果を事後検証した人口・面積による配分案）では個々の市町村実態に即した需要額算定をしがたいが、現行の算定方法は、簡素化等その見直しを検討しなければならないと考える。</p> <p>自治体の破産処理制度については、財政再建団体となる基準等をフローとストック両面で透明性の高い財政指標とすること（現在：実質収支赤字額＝標準財政規模×20%のみ）、また、透明性を確保するため情報公開を徹底するなど種々議論されているが、市として、現在、そのような事態におちいらないよう財政危機対策指針に基づく取り組みを実施しているところでもあります。</p>
<p>弱小な市町村が運営に支障をきたすことのないように、地方税財政制度の改革を十分に検討してほしい。</p>
<p>地方が担う事務と責任に見合う国と地方の税源配分の是正、更なる税源移譲、未だ残る国の過剰な規制・関与の撤廃について、早期実現を図ることを要望する。</p>
<p>税源移譲によって、地域間の税収の差が拡大することが予想されるがこれを是正するためにも地方交付税制度は、重要性を増すと考える。地方交付税の改革にあたっては財源保証機能と財源調整機能を</p>

<p>堅持するとともに、新型交付税の導入では、従来の算定額と大きな差が出ないように制度設計を望む。また、都市間の税収の差が拡大するようであれば都市間調整の制度も必要と思われる。</p>
<p>市町村は合併し、それこそ血を流しているのに、国や都道府県の行革は、余りにも不十分である。少しは基礎自治体である合併した市町村を見習っていただきたい。</p>
<p>三位一体改革の目的は、国の財政再建のために国にとって痛みのない地方関係の歳出を、一方的に削減することではなく、税源移譲等による地方財政基盤の確立により、真の分権型社会を形成することにある。また、このことが国・地方を通じる財政再建にもつながるものである。ついては、今後改革を進めるに当たって今一度地方分権の理念に立ち返り、地方の自主的・自立的な行財政運営の実現に向け、国と地方の役割分担、地方のあるべき行政サービスの水準、それに伴う国と地方の税源配分や財源保証・財源調整について、国と地方が対等な立場で十分な議論を行ったうえで、国から地方の税源移譲と権限移譲を一体的に行うべきである。</p>
<p>平成 19 年度から所得税から住民税への本格的な税源移譲が実施され、また定率減税の廃止に伴って地方特例交付金、減税補てん債も廃止、さらに地方交付税の一部に新型交付税が導入されるなど歳入の増加は見込めない状況である。</p> <p>財政基盤の弱い小都市では、少子高齢化の進展、新たな行政需要など対応できない状況となり、さらに行財政改革により住民に我慢を強いるだけでまちの発展は見込めなくなり、裕福な自治体との格差が拡大するのではないかと懸念している。</p> <p>今日的改革議論の中で、地方交付税の見直しは必要と考えるが、国の財政健全化が優先されているようであり、地方への税源移譲をさらに増額配分していただきたい。また、合併特例債や臨時財政対策債など、後年に交付税で措置されるという約束は必ず守っていただきたい。</p>
<p>本年度の国の予算編成においても、国税の増収により、地方財政に余剰財源が生じる部分についての特例減算が議論となっている。地方交付税は本来地方の固有財源であり、地方も、国の景気対策により実施した公共事業に伴う地方債の返済が多額に上がっており、国の借金返済に充てるために減額することなど考えられないことである。第 2 期三位一体改革においては、国と地方の事務配分に見合った税源配分の見直しによる税源移譲を行い、それに伴い、地方の自由度の拡大につながる税源移譲規模に見合う補助金の削減を行う。その結果発生する地域間の財政力格差を調整する目的で交付税改革を行い、結果的に不交付団体が増加するようにする必要がある。国の財政再建のために、国から地方への財源保障を縮小するような手法は、地方の行財政改革を促進することとはならない。</p>
<p>平成 16 年度の予算編成、財源運営においてその影響の大きさが顕著に現れた三位一体の改革は、地方分権の推進、地方の自由度拡大などの大義名分の下に進められてきたが、実は国自らの財政再建のためのものではなかったのかとの声も聞かれる。また昨今、交付税算定等における計画額と決算額の乖離問題がやり玉に上げられるが、地方とりわけ市町村は住民サービス提供の直接の場であり、年々増大する扶助費等で充当一財は止まることを知らず、経常経費では却って計画額を上回っているといってもよい。このため、人件費はもとより物件費、投資的経費、補助費等の抑制に努めているところである。このことを踏まえ、地方税確保の努力は大前提であるが、各市町村の社会的、経済的条件は均一ではないのであるから、地方交付税の財源保障機能、財源調整機能は是非堅持していただきたい。</p>
<p>・中山間地域は法人税をはじめとした税収増（景気回復による）の恩恵を受けにくく、そもそも依存型の傾向である上に交付税が削減されることは自治体の健全運営に大きく影響がある。</p>
<p>地方交付税は、地方の固有財源であり、税収等の増加を安易に法定率の引き下げなどにより他の目的へ振り返るべきものではなく、地方財政の健全化や地域の行政課題に的確に対応するための財源として総額を確保していくことが必要である。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・歳出削減の改革スピードを地方が対応可能なものとしてほしい。</li> <li>・交付税の削減を特定の団体を狙い撃ったものとしなないようにしてほしい。</li> <li>・国庫補助負担金の改革は、地方改革案の中から優先的に行って、地方の自由度の高まるものとしてほしい。</li> <li>・税源移譲は国庫補助削減額に見合う額を、消費税・法人税を含んだ基幹税から行うこととしてほしい。</li> </ul>

<p>前述のとおり、まずは地方交付税額の確保である。法定率分を堅持し、当市のような小規模団体を十分配慮した算定方法としていただきたい。それと同時に完全な税源移譲を進めていただきたい。国庫支出金の削減については、単に負担のみを地方公共団体に押し付けるのではなく、確実に財源を保障するような仕組みを作成した上で推進していただきたい。</p>
<p>地方税財政制度改革で、地方交付税の在り方をめぐる議論が行われているが、始めから地方交付税の削減ありきで議論が進んでいる。地方交付税の見直しでは、地方の切り捨てにつながる強引な削減は、地方の崩壊につながり、地方交付税の本来の目的そのものを曲げるような見直しはしてはならないと思われる。</p>
<p>現在の制度を常に見直し、その時々々の社会情勢に応じた内容に改めていくことの必要性は理解できないわけではないが、改革の視点がどうしても強者（国と財政力の高い地方自治体）を守るためのものでしかないような気がしてならない。これでは、格差はさらに広がってだけで、高齢者比率の高い、いわゆる財政力の低い自治体はどう財政運営を行っていけば良いのか。国は自立できないのであれば合併すべきであると訴えてきた。しかし、実際に合併を選択した市町村に対し、さらなる支援策を検討するどころか、新たにハードルを高めるような制度改革が行われては身も世もなくなる。大都市部の好景気を下支えしている人材は、地方がお金をかけて育成していることを忘れてほしくない。</p>
<p>過疎団体は、若者定住・少子高齢者対策などの多くの諸課題を抱えており、地域の存続をかけて、地域にあった独自施策を展開している。しかし、財政力が弱く、地方交付税を初めとする依存財源に大きく依存している。しかし、財政力が弱く、地方交付税を初めとする依存財源に大きく依存している。しかし、現在の国の改革は、国のための改革であり、また一方では地域間格差が拡大しており、地方の切り捨てに繋がりがかねない。そのため、地方財政制度改革にあたっては、過疎団体の置かれている実態にも注視した地方全体のための改革になるよう要望するものである。</p>
<p>○政府広報の充実</p>
<p>「三位一体改革」は、「財政の地方分譲化」が最終目的である。にもかかわらず、これまで実現したものは、一般財源の拡大という建前と、実質的には自治体の財政的裁量の拡大はほとんどない（補助率の削減によるもの、補助金を削減しても国の関与が残る、交付金化されても実態は変わらない・・・など）という実態である。併せて、交付税改革についても総額の削減という国の財政再建路線を優先したものにほかならないと考えられる。</p> <p>このような中途半端なものであれば、むしろ、これまでのシステムで良かったのではという本音の部分が浮き出てくる。しかし、もう引き返せない状況のもと、望むのは、地方にとっての安定的な税収が確保されるような「財政の地方分譲化」の早期の確立である。</p>
<p>今後地方分譲化をより推進するためにも税源移譲は大切であるが、税源基盤の脆弱な地方の都市は、課税の強化にも限界があり、このことから交付税については、税源移譲に伴う地方公共団体間の財政力格差、規模の利益・不利益から生じる格差について財政調整機能により適切に調整することが不可欠であり、また必要な行政サービスの水準が確保されるよう、真に配慮を要する自治体に対応できる仕組みとして財源保障機能を堅持することが必要であると考えます。</p> <p>また、交付税は地方固有の財源であることを法的にも警備する必要があると、国の都合で左右されることは断じて許されるものではないと考えます。</p>
<p>市町村合併の進展や、地方分権改革推進法の成立などにより、今後も国から地方へ権限委譲が進むものと考えられるが、その際は、税源の移譲など、地方への財政措置も適切に実施されるよう要望する。</p>
<p>現行個人住民税所得割の平均税率が6.2%である当市においては、平成19年度以降4億円を越える税収減が見込まれる。三位一体の改革による国庫補助負担金の削減の影響額は5億円を超えると推計しており、あわせて、9億円を超える財源不足が生じる。</p> <p>三位一体の改革による国庫補助負担金削減影響額が税源移譲額を上回る自治体に対しては、新たな財源補てん措置を要望する。</p>
<p>今後の財政計画を検討する上からも、中長期的な地方財政の見通しが、全く不透明であり、「骨太方針2005」でも示された中期地方財政ビジョンの策定により、具体化していただきたい。また、都市と</p>

<p>農村の関係からも財政力の格差は非常に大きく、全国的に均衡のある地方自治を確立するためには、地方交付税制度が持つ財源調整機能と財源保障機能は、地方の小規模市町村にとっては不可欠であり、地方の実情に配慮した制度改革が望まれる。</p>
<p>地方では徹底した行財政改革に取り組んでいるが、税源移譲が十分でない中で、行財政改革の成果が国の財政再建に利用されている現状であり、一方的な地方の歳出削減や単に国の赤字を地方へ付け回すような改革とならないよう、地方との十分な協議のもとに改革を進めていただきたい。</p>
<p>地方が中長期にわたり安定した運営ができるよう、国が景気対策の政策目的の達成の手段として税、交付税制度を利用できない制度を構築してほしい。</p>
<p>交付税による団体格差の調整機能維持。都市に流出した人口に応じての、地方への財政措置等の新設</p>
<p>地方交付税が毎年減額されているが市町村合併による特例措置分の増額分は明確にしてほしい。合併特例債元利償還金の交付税措置分も、明確にしてほしい。</p>
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 大幅な税源移譲</li> <li>2. 一般財源総額の確保</li> <li>3. 低利かつ長期の借入金ができる制度の創設</li> <li>4. 補助金の統合、一般財源化</li> <li>5. 地方の実情を反映した交付税制度の存続</li> </ol>
<p>地方分権の推進を図る上で、地方財源の充実確保を図ることはもちろんであるが、加えて首都圏などの都市部と比較して地方都市の地理的、人口構成などの構造的な不均衡を調整する財政調整機能を含めてバランスよく見直されなければならないと考える。</p>
<p>地方の財政状況は、民間企業の動向と同様、地域間格差が拡大している。全国一律、平均で、地方の財政状況を捉えることは、危険である。地方の実態を正確に捉えた、地方の自立（自律）を促す、地方税財政制度の確立を望むものである。</p>
<p>次年度以降の予算における地方交付税の見込みが難しかったため、透明性や複数年度における予見可能性を高めてもらいたい。</p>
<p>国の財政再建のための一方的な地方交付税の削減はせず、地方自治体の安定的財政運営に必要な地方交付税の総額を確保すること。</p>
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 税源移譲は、新分権一括法の早期制定により国と地方の役割分担の見直しを図るとともに、国庫補助負担金の廃止等や交付税の見直しと一体的に行うべきである。</li> <li>2. 税源移譲の税目は、変動性・偏在性が小さく安定した税収を見込むことができる消費税などとすべきである。</li> <li>3. 国と地方の税収比については、国と地方の歳出比である4：6を目指し、当面1：1となるよう税源移譲を行うべきである。</li> </ol>
<p>地方税財政制度の改革は、地方分権の推進という面と国の財政の破綻による負担を、改革という名のもとにその一部を地方に転嫁されたという双方の面を持っていると考えています。</p> <p>元来、地方交付税は地方の固有財源であり、今後も財源調整、保証機能は堅持されるべきであると考えます。三位一体の改革は一応平成18年度で決着を見ますが、地方財政は三位一体の改革以降にその深刻さが増すと考えています。</p> <p>地方分権を推進する上でも更なる税源移譲が不可欠であると感じています。</p>
<p>現在、地方公共団体においては、臨時財政特例債等国の政策に基づき発行した地方債残高が増大し、財政を圧迫している。</p> <p>この元利償還金は地方交付税において全額算入されているが、新型交付税や不交付団体を増やす方針が示される中で、今後の地方交付税の縮減等の見直しを検討する際に、不交付となる団体に対しても、この元利償還金については、特別交付税等別枠でも、地方公共団体に確実に保障されるような新たな手法の導入を検討していただきたい。</p>
<p>いわゆる三位一体改革については、「国から地方へ」という分権改革の流れのなかで極めて重要な改革であり、自主・自立の財政運営を営むことができる地方行財政基盤を確立する上で必要な改革と受けとめているところであります。しかしながら、今回の税源移譲では、本市のように税源移譲対応が</p>

<p>できない自治体に対して、なんらの措置も行われませんでした。今後の地方財政制度改革においては、どの自治体に対しても公平となるようなものとするよう要望します。</p>
<p>市長会の考えと同じです。</p>
<p>新型交付税の導入にあたっては、積雪寒冷による増加需要額や、大都市特有の財政需要を的確に反映するべきである。また、地方分権の推進のためには、地方が安定した財政基盤を構築することが不可欠であるため、今後も地方への一層の税源、権限移譲を行うべきである。</p>
<p>(地方財政の予見性を高める措置) 来年度より新型交付税が導入されるが、これに先立ち、その試算方法が示された。三位一体改革開始以来、翌年度以降の財源動向の予測ができない状況にあり、今回の総務省の対応については歓迎している。しかし、昨年の『骨太の方針 2005』で明記された中期財政ビジョンについて、財務省の中期展望と同様、数値的なものを期待していたが、地方財政規模の圧縮は読みとれるものの、何ら具体的なものがなく、将来にわたる財政の予見性が高まるものとはなっていない。自治体が安定的、計画的な財政運営を行えるよう、より詳しい資料の提供をお願いしたい。</p> <p>(自治体の破綻法制) 夕張市の財政破綻もあり、自治体の破綻法制の議論が本格化しており、その概要案が示された。早期再生を図る点で概ね歓迎しているが、デフォルトの導入については、財政力により今後の資金調達(長期・短期)にも大きな格差を生むと思われ、基本的には賛成できない。仮に導入するとしても、観光開発や宅地造成等の事業に限定すべきであり、普通会計や住民生活に大きな関わりを持つ病院事業等への導入は避けるべきと思う。</p>
<p>道路、上下水道等のインフラ整備は、都市、地方を問わずに行政に対する住民の要望の高い施策であるが、過疎地域では住民ひとり当たりのコストは都市部に比較して非常に大きな差異があるが、今後の地方交付税の方向性として、人口中心の配分では、現状の維持も難しい。高齢化比率の高い地域は、国保、介護、各種福祉施策に多額のコストがかかる一方、税収増は望めず、交付税に頼らざるを得ない。</p> <p>また、食料需給調整はこれまでは基本的に国の負担のみで行ってきたが、経営安定対策等、地方負担を伴う農政が展開され始めている。東北に代表される農業地帯は、国内自給率を高めるためのこうした農業政策のコストが多額に及んでいる。</p> <p>こうした、特殊事情を抱える地域に対して、一定程度の配慮が必要と考える。</p>
<p>地方公共団体が自主的・自立的な行財政運営を行えるよう、歳入構造を地方税中心とすることを目指すべきであり、そのためには引き続き、消費税・所得税・法人税など複数の基幹税からの税源移譲による地方分権改革(「第2期改革」)に取り組む必要がある。</p> <p>今後とも、国と地方の役割分担を抜本的に見直したうえで税源配分の是正を行うとともに、住民に最も身近な基礎自治体である市町村の税源、とりわけ都市税源の充実を図ることにより、大都市の実態に即応した税財政制度を確立することが重要である。</p>
<p>人口と面積を基本にした「新型交付税」への改革は更に厳しくなることが予想され、また、歳入の8割が依存財源であり、人口の少ない過疎地域である本市においては、本格的な景気回復による地方税の増収を前提とされた改革は本市の場合には当てはまらず、深刻な財源不足となることが危惧されます。</p>
<p>税源移譲後に懸念される各団体の収納率低下について、有効な対応策を講じてほしい。税源移譲を確実に推進するとともに関連法制を見直し、規制緩和による分権化を図ってほしい。</p>
<p>税源移譲に伴う財源の偏在による地方団体間の財政力格差の是正と一定の行政水準を確保するための地方交付税の堅持と充実。</p>
<p>「財政の地方分権化」を目的に始まった三位一体改革は、4兆円の補助金の廃止・削減と3兆円の所得税から住民税への税源移譲でひとまず決着をみたわけだが、地方6団体が要望した7兆円台の税源移譲には遠くおよばず、補助金の削減の6割は補助率の削減によるもので、地方の裁量が大きく高まるものではなかった。こうした状況の中、次なる焦点は交付税改革となっているわけだが、交付税自体大幅な削減がなされ、国の財政再建を目的にした解体的な再編の対象となっているため、地方団体が交付税制度を堅持していくために「交付税は地方の固有財源である」との位置づけのもと、財政調整制度の維持を見据えた制度改革をお願いしたい。</p>

<p>制度改正概要をできる限りは早く地方自治体へ流していただきたい  急激な制度改正は地方自治体には対応しかねるので長期的計画を公表のうえ、段階的に実施されるべきである。市町村の行政は直接住民サービスに直結するので住民への説明も含めて予見ができるようにすべきである。  地方は今回の三位一体改革に対応できるように現在行財政改革中であり、今後の地方税、財政制度改革はその行財政改革の目途がたって以降（2～3年度）に行われることを望む。</p>
<p>今回の改革で見送られた生活保護費の負担率引き下げのような地方の自主性の拡大につながらない。国庫補助負担金の改革は行わないこと。</p>
<p>できる限り早く、具体的に示していただきたい。</p>
<p>現行の交付税制度は財源調整と財源保障機能が十分に機能しているものとは言えない。  新型交付税導入などの算定の簡素化やインセンティブ算定の拡大が進むことで、交付税の財源調整と財源保障機能が一層低下することが懸念されるものであり、交付税改革においては、各自治体の財政運営に支障が生じないような制度設計をお願いしたい。</p>
<p>必要な行政需要額と発行可能額を適切に算出し、財政運営に必要な地方交付税及び臨時財政対策債の総額の確保を望みます。</p>
<p>地方が中期的な視野にたって財政運営ができるよう、地方財政計画においても数年間の収支見通しを策定してほしい。</p>
<p>地方自治法、地方交付税法に基づき地方公共団体が必要な行政サービスを提供できるよう所要一般財源の総額を保障されたい。</p>
<p>国の財政再建を目的とした国庫補助負担金の廃止、縮減は行わないことを求めるとともに、三位一体改革を引き継ぎ、平成23年度には基礎的財政収支の黒字化を目指す歳出・歳入一体改革は、想定される財源不足分の8割から9割を歳出抑制で図ろうとするものだが、これまで真摯に行財政改革に取り組んできた自治体は既に相当の歳出削減を実施しており、急激な更なる歳出削減は容易ではないため、臨時財政対策債による当面の一般財源確保に留まらず、更なる税源移譲を要望する。</p>
<p>三位一体の改革で国庫補助負担金の削減が行われたが、補助金の多くは交付金に形を変え、国の関与が残ることとなっている。  補助が付く事業を優先せざるを得ない傾向があり、本来の住民ニーズに沿った事業編成ができていない。  国の関与をなくし、大幅な税源移譲を求めたい。</p>
<p>「再建法制」の再建団体の基準について、本市は単年度収支の均衡を目指し、財政健全化に向けた取り組みを推進しているが行政サービスが多様化、複雑化し、地方行財政の状況が大きく変化しているにもかかわらず、長期にわたって見直しがされていないと思われる。今後、地方行財政の状況を鑑み、基準の設定などについて十分な検討を行っていただきたい。</p>
<p>現在、来年度予算の編成にあたり、地方交付税の減額等による歳入減に対応するため、公共事業の大幅な削減や事務事業の抜本的な見直しを行う等、非常に厳しい査定を行って歳出総額を大きく抑えたが、基金の取り崩しは減少しない見込みであり、今後も更なる行政サービスの縮小を断行せざるを得ない状況が続くと、見込まれる。過疎地域など、財政力が弱く行政コストも高つく団体はコスト削減等にも限界があり、更なる行政サービスの低下は人口流出を招き過疎化をさらに進行させる恐れもあるので、それら事情を的確に把握していただき、都市部等の団体との財政上の格差ができるだけ生じないよう、十分に配慮をお願いしたいところです。</p>
<p>「三位一体の改革」とは本来、地域の特性にあった施策を展開するため、国と地方の役割を見直し、財政面での自立が図られるべきである。権限委譲についても、それに見合う税源移譲がなされるべきであり、行政サービスを確保するための財政措置を要望する。</p>
<p>国、地方ともに財政の健全化を図る必要があり、そのための改革も必要であろう。改革そのものを否定するものではないが、16年度からの三位一体改革がその趣旨に基づくものであったか疑問。今後も地方財政度の改革は推進されると思われるが、一方的ではなく地方の意見も反映しながら国、地方一体の改革が進められることを望む。</p>

<p>当市のような財政力の小さな自治体は、たとえ税源移譲が行われたとしても、それに見合う税収の増額が見込めず大都市に有利な状況となっている。今後とも財政健全化への自助努力は続けていくが、自治体間の格差を補う財源調整機能は強化してほしい。</p>
<p>平成 18 年度までの三位一体改革により、地方交付税は大幅に削減され、当市では極めて厳しい財政運営を余儀なくされている。また今後進められようとしている「歳出・歳入一体改革」についても、一方的な基準財政需要の見直しや不交付団体数の増加など地方交付税制度の本質論を無視した形で議論がなされてるのが現状である。人口減少や少子高齢化の進行、公共交通対策など地方を取り巻く環境は厳しいものがあり、財政基盤の弱い地方は、極めて厳しい状況となり、住民サービスの低下を招くことになる。</p>
<p>三位一体改革により普通交付税、臨時財政対策債など歳入の減があり、市町村合併により事業費が増加していた時期と重なり予算組が 1 番苦心した。行財政改革を行い歳出削減を行っているが、毎年予算組には苦慮している。</p>
<p>自主財源(市税)が乏しい上、地方の経済状況は依然として厳しく、税収が増える見通しが無い。      そういう状況下で地方交付税を削減されては、地方交付税に変わる財源のない当市の財政運営は厳しくならざるを得ない。自治体間の税源の偏在(担税力のある企業の偏在)を調整する仕組みが必要である。</p>
<p>国の財政再建を優先させるために、地方交付税の圧縮等を行うなど、地方が自らの努力によりその財政構造を改善した分を、「横取り」することのないように国に対して要望したい。</p>